

令和6年第6回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和6年 9月 9日

閉会 令和6年 9月18日

熊本県球磨郡湯前町

令和6年第6回定例会

会 期 令和6年9月 9日(月)から 10日間
令和6年9月18日(水)まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
9	9	月	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告、行政報告、議案審議、一般質問
	10	火	本会議	午前10時	一般質問、議案審議
	11	水	休 会		議案調査 15:30 総務厚生文教常任委員会
	12	木	休 会		議案調査 出納検査
	13	金	本会議	午前10時	議案審議
	14	土	休 庁		
	15	日	休 庁		
	16	月	休 庁		敬老の日
	17	火	本会議	午前10時	議案審議
	18	水	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

9 月 9 日 (月)

令和6年第6回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和6年9月9日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍 次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局主事 中山 政 人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	長	稻	森	一	彦	企	画	観	伊	藤	賢	郎
教	育	長	浅	田		徹	農	林	振	高	橋		誠

開会 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第6回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、吉田議員、西議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（金子光喜君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

6月15日、東京都において、関東地区湯前ふるさと会総会が開催されましたので、吉田議員に出席いただきました。

6月26日、湯楽里において、ゆのまえ温泉湯楽里株式会社の株主総会が開催されましたので出席しました。

6月27日、湯前町役場において、一般社団法人湯前町農業公社総会が開催されましたので出席しました。

7月2日、水上村において、上球磨地区林業振興推進協議会総会が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。

7月5日、熊本市において、県庁織月会が開催されましたので出席しました。

7月10日、人吉市において、三期成会合同定期総会及び川辺川ダム建設促進協議会総会が開催されましたので出席しました。

7月11日、あさぎり町において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。会議終了後、くま川鉄道再生協議会から現在までの経緯について説明がありました。

7月16日から11日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による熊本・宮崎両県への要望活動と総会が開催されましたので、企画経済建設常任委員と共に出席し、国道219号上里工区の早期完成について要望を行いました。

7月23日、本町において、常任委員長・議会運営委員長研修会がオンラインで開催されましたので、椎葉副議長、各委員長と共に出席いたしました。研修会では、明治大学：小田切 徳美教授が登壇され、「人口減少問題へ対応策」と題して講演が行われました。

同日、水上村において、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通促進期成会総会が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。

7月29日、本町において、下町橋開通式が開催されましたので出席しました。

7月31日、本町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、椎葉副議長と共に出席しました。会議では、上球磨正副議長会の本年度事業について検討を行いました。

8月5日から6日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による、一般国道219号の整備促進並びに道路整備促進のための予算確保に関する国への要望活動が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。要望先は、国土交通省、九州地方整備局、国土交通省本省、熊本・宮崎両県の地元選出国會議員に要望を行いました。

8月9日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。

8月10日、自転車ロードレース・ツアーオブ九州が開催されましたので、西総務厚生文教常任委員長と共に出席しました。

8月22日、宮崎県庁において、国道219号整備改良促進に関する要望会が開催されましたので出席しました。

8月25日、八代市において、第35回熊本県消防操法大会が開催されましたので出席しました。本町からは、第二分団一部が出場し、見事優勝を果たされ、2連覇の栄誉に輝かれました。第二分団一部は熊本県代表として、10月に宮城県仙台市で行われる、第30回全国消防操法大会に出場されます。健闘をお祈りいたします。

8月27日、本町において、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会がオンラインで開催されましたので、椎葉副議長と共に受講しました。内容は、講師に防災危機管理アドバイザーの 越野 修三 氏が登壇され、「大災害からの教訓」というテーマで講演がありました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、報告3件、議案13件、認定6件となります。

一般質問は、4人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と処理経過及び結果について報告します。

陳情3件を受理しております。8月28日開催の議会運営委員会において、処理について協議を行い、町または議会の権限に属しないもの、町単独で判断できないものという理由により、いずれも議長預かりと決定しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は議長室にありますので、そちらをご覧ください。

なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。

報告書は同じく議長室にありますので、ご覧ください。

湯前町監査委員から、6月、7月、8月の例月現金出納検査結果報告書がタブレットに掲載のとおり、議長宛に提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

4番（椎葉弘樹君） 人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和6年第3回定例会が8月21日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。

主な項目を4点報告します。

1点目、令和6年度一般会計補正予算を可決しました。歳出の主なものは、人事異動などに伴う人件費と起債償還利率の確定に伴う公債費の補正です。歳入歳出の総額は、それぞれ1億1,891万7,000円を追加し、総額17億4,722万7,000円となりました。

2点目、令和5年度一般会計決算の認定について、決算特別委員会、委員8人を設置して、決算内容の審査を付託しました。委員長に人吉市議会の牛塚孝浩議員、副委員長に水上村議会の杉野貴文議員、本町議会から委員に西靖邦議員がそれぞれ選ばれました。4回の委員会審議を踏まえて、11月29日の第4回定例会で委員長報告を行い決算認定の採決を行う予定です。

3点目、新ごみ処理施設建設に関する調査、特別委員会設置に関する決議について、組合議会においても、新ごみ処理施設建設に関する諸問題について調査を行うため、当組合の全議員23名で構成する特別委員会を設置しました。提案者は、あさぎり町議会の山口和幸議員です。全員協議会では、ごみ処理施設整備基本構想が配布され、概要版の説明を受けました。

4点目、令和6年度組合議員の視察研修について、9月26日から27日の工程で鹿児島県にある3つの施設を視察します。

3つの施設とは、出水市：環境センターエネクリン北薩、鹿児島市：南部清掃工場、指宿市：指宿広域クリーンセンターです。いずれの施設も、平成30年度から令和4年度の間には供用開始した比較的新しい施設になります。

以上で人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

議長（金子光喜君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

3番（遠坂道太君） 球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告をいたします。

令和6年第3回定例会は9月5日木曜日に開会されました。一般質問が2件及び議案が計4件、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う条例改正が3件、令和6年度補正予算が1件、令和5年度決算認定が5件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。

議案第8号から議案第10号につきましては、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、懲役及び禁固の文言の整理を行うものでした。

議案第11号は、令和6年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入につきましては、予算の組み替えを行うもので、収益的収入につきましては、病室の改修工事のために220万円の増額補正をお願いするものでした。また資本的収入につきましては、感染症対応力強化事業補助金として648万8,000円の増額補正、資本的出資につきましては、医療関係、機材、救急車用ストレッチャー、病棟分娩室改修、検診オンライン資格端末の設置など、1,205万4,000円の増額補正をお願いするものでした。

認定第1号は、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計、収入支出利益の処分及び決算の認定については、病院事業で4億7,285万5,850円の純利益、介護老人保健施設事業で1,517万6,750円の純利益、総合健診センター事業で1,327万9,647円の純利益、3事業合計で、5億131万2,251円の純利益となり、4年連続で黒字経営となりました。

認定第2号は、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括センター特別会計歳入歳出決算の認定については、主な歳入としまして、多良木町・湯前町・水上村からの負担金及び介護保険からの予防給付費によって、5,719万7,209円でございます。

歳出の主なものは、常駐しております職員7名の人件費など、595万3,109円を翌年度へ繰り越すものです。

認定第3号は、令和5年度球磨郡公立多良木病院企業団病後児保育事業特別会計歳入歳出決算の認定については、主な歳入といたしましては、構成4か町村からの負担金、自己負担金及び繰越金で1,758万8,696円です。

支出の主なものは、職員の給与・手当などで、一般管理費で370万1,058円を翌年度へ繰り越すものです。なお、利用者数は674人となっております。

認定第4号は、令和5年度水上村立古屋敷診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、延べ患者数175人でした。

認定第5号は、令和5年度槻木診療所特別会計歳入歳出決算認定については、延べ患者数248人でした。

日程第15号では、経営支援に関する特別委員会の報告について、委員長に特別委員会の活動実績等について報告がありました。

一般質問では、多良木町選出の猪原清議員から、球磨郡公立多良木病院企業団規約第14条第2項について、患者・利用者に対する接遇について、敷地内薬局の設置の進捗状況について、また、多良木町選出の久保田武治議員から、当院のコロナ対応について、マイナ保険証について、物価高騰の影響について、企業長の所信表明についてをとられました。

以上で、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

議長（金子光喜君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

5番（森山 宏君） おはようございます。5番議員の森山です。

上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和6年8月20日に第2回上球磨消防組合臨時会が開催されたので出席いたしました。8月20日の1日限りでした。

議案第6号、人吉球磨消防指令事務協議会の設置について、このことは、消防事業に対し、消防サービスの高度化を図るために、消防通信指令に関する事務を共同・管理・執行することを目的とし、上球磨消防組合内に協議会をまず設置するものです。その事務処理組織を人吉球磨消防指令センターの名称で、同じく、上球磨消防組合内に設置するものです。職員数は人吉下球磨消防組合から7人、上球磨消防組合から4人の配分予定です。指令センターの運営経費は、人件費につきましては、各出身組合の負担とし、残る経費は10市町村による人口割とすることになりました。

上球磨の4組合長による、熱い要望により、この人口割が実現し、本町においては、負担割合が減少しております。この件は、上球磨消防組合規則の変更が必要であり、構成町村の議決が必要となりますので、今議会に譲渡されております。

人吉球磨消防指令センターは、本年の12月から試験運用し、来年度4月から本格稼働の予定です。

議案第7号、令和6年度上球磨消防組合一般会計補正予算(第1号)は、業務委託不要分の款項の補正であり、予算総額に変更はなく従前のとおりです。2議案とも原案どおり可決いたしました。

次に、8月23日に千葉県消防学校において開催されました、全国救助大会で、上球磨消防署チームが熊本県代表として、陸上・水場の部に出場し、いずれも優勝しました。

以上、令和6年第2回上球磨消防組合臨時会の報告を終わります。

議長(金子光喜君) これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長(金子光喜君) 日程第4、「行政報告」を行います。

町長の行政報告を求めます。

町長(長谷和人君) それでは、第6回湯前町議会定例会に当たりまして、行政報告を行わせていただきます。なお、主な行政報告のみ報告とさせていただきます。

令和6年6月3日、球磨地域振興局におきまして、6月定例郡町村長会が開催されましたので出席いたしました。会議では、球磨川の河川整備と道路をめぐる最新の動きについて、くま川鉄道再生協議会の現状について報告を受けました。また、南九州中部地域医療連絡協議会への役員推薦の協議が行われまして、私長谷が幹事に推薦されたところでございます。同日、B & G体育館におきまして、郡民体育祭結団式を開催し、選手をはじめ関係者に対し激励の挨拶を行っております。

4日、西米良村・西都市におきまして、三市町村議会国道整備促進合同協議会による現地調査が開催されましたので出席いたしました。調査箇所は、西米良村越野尾2工区、二之渡工区、西都市古仏所工区の3か所でありました。

5日、集団検診室におきまして、湯前町防災会議を開催いたしました。会議では、関係機関に対し令和6年度湯前町防災計画及び水防計画について説明を行うと共に、関係機関の防災対策について報告を受けました。同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、暫定決算状況について報告があり、病院事業、老健事業、健診事業ともに黒字決算の見込みでありました。

6日、人吉市クリーンプラザにおきまして、第7回JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、JR肥薩線(八代～人吉間)の復旧に関する基本合意書の締結に係る報告及び最終合意に向けた確認が行われております。

7日から14日までにかけては、議会議場におきまして、第4回議会定例会が開催されましたので出席しております。定例会におきましては、報告3件、議案15件、同

意1件を提出し、いずれも全議案ご可決いただいております。

10日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道再生協議会総会が開催されましたので出席いたしました。終了後、取締役会が開催されましたので出席しております。

11日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、次の議題について説明を行っております。公認奥球磨ロードレース大会について 湯前町空家対策計画について 湯前町住生活基本計画・公営住宅等長寿命化計画について ゆのまえ温泉湯楽里株式会社の中期計画について 大雨による町有林内作業道の災害発生について 松下・中部地区基盤整備関連経営体育成等促進計画について 下町橋補修工事について その他の湯前中学校古典の日文化基金未来賞受賞について、JR肥薩線の復旧についての説明を行っております。

6月13日、熊本県庁におきまして、JTの森ゆのまえ第4期協定調印式を開催いたしました。今回の協定で3年間期間が延びましたので、引き続き災害に強い森づくりに取り組んでまいるところです。

17日、対象者ご自宅によります、出生お祝い金の贈呈式を開催いたしました。対象者は4名でありました。

19日、洋会議室におきまして、湯前町農業再生協議会総会を開催いたしました。

24日、集団検診室におきまして、球磨プレカット株式会社第30回定時株主総会が開催されましたので出席いたしました。住宅着工数の減少により、業績は厳しい結果に終わったとの報告でありました。

25日、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合6月定例理事会が開催されましたので出席し、職員採用試験、随意契約について協議を行っております。同日、人吉・球磨しごと創生連絡協議会総会が開催されましたので出席いたしました。令和6年度も企業誘致・関係人口創出・起業支援に向けて広域で取り組むところでございます。同日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道第35期定時株主総会が開催されましたので出席いたしました。総会では、令和5年度の事業報告・貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計画書、令和6年度事業計画(案)並びに収支(案)が上程され、原案どおり可決されております。同日、くま川鉄道第140回取締役会が開催されましたので出席しております。会議では、役付取締役の選任が行われ、私長谷が引き続き取締役副社長に選任されております。同日、くま川鉄道管理機構設立総会が開催されましたので出席しております。この組織は、くま川鉄道の施設を整備・維持するために設立されたもので、私長谷が代表理事に就任しております。

6月26日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里、第27期定時株主総会が開催されましたので出席しております。第27期は、旅行支援などにより売上自体は伸ばすことができたわけですが、原材料価格の高騰などにより業績の回復までには至らなかった旨の

報告を行っております。

27日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、次の議題について説明を行っております。第32回球磨郡消防ポンプ操法大会の結果及び今後の大会について職員採用試験について。同日、人吉球磨クリーンプラザにおきまして、人吉球磨観光地域づくり協議会定時社員総会が開催されましたので出席いたしました。令和6年度は、観光地域づくり法人「登録DMO」として、収益性の高い観光地域づくりを目指すことが確認されました。終了後、理事会が開催されております。同日、洋会議室におきまして、湯前町農業公社総会を開催しましたので出席しております。

30日、あさぎり町高山総合体育館におきまして、球磨郡青年団協議会体育祭が開催されましたので出席いたしました。同日、湯楽里におきまして、自衛隊家族会人吉球磨地区連絡協議会総会が開催されましたので出席しております。

7月2日、水上村役場におきまして、上球磨地区林業振興推進協議会総会が開催されましたので出席しております。令和6年度も森林環境譲与税の取り組みや林業従事者の確保など、地域の林業振興に関する調査研究及び事業の実施が承認されております。

3日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席いたしました。同日、議会議場におきまして、第5回議会臨時会が開催されましたので出席いたしました。臨時会におきましては、議案4件を提出し、全議案ご可決いただいております。

6日から7日にかけて、郡内各会場におきまして、郡民体育祭が開催されましたので、各競技に出場する町民選手の応援に駆け付けております。

9日、球磨地域振興局におきまして、7月定例町村長会が開催されましたので出席いたしました。会議では、八代河川国道事務所、八代復興事務所、川辺川ダム砂防事務所から球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの進捗状況等が報告されました。また、球磨川流域復興局から流域全体を丸ごと博物館化する「球磨川リバーミュージアム構想」について説明がありました。その他、管内主軸要望活動等について協議を行っております。

10日、人吉市華の荘におきまして、川辺川ダム建設促進協議会定期総会が開催されましたので出席いたしました。同日、「一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会」、「一般国道445号道路整備促進期成会」、「球磨川上中流改修期成会」による合同定期総会が開催されましたので出席いたしました。管内の道路整備、河川改修の強力な推進を図るため、積極的に要望活動を行うことが承認されております。

12日、八代市ホテル大黒屋におきまして、くまもと県南フードバレー推進協議会理事会が開催されましたので出席いたしました。令和5年度の本町関係では、新ビジネスチャレンジ支援事業助成金を下村婦人会市房漬加工組合が、地域未来投資促進事業補助金を豊永酒造が、市町村活動支援事業を本町のぴかまるPR事業が採択を受け、事業を実施しております。

13日、水上村スカイヴィレッジ横におきまして、国道388(湯山峠工区)完成式典が開催されましたので出席をしております。

16日、人吉市くま川鉄道におきまして、くま川鉄道の指名審査会が開催されましたので出席をしております。同日、人吉球磨アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合7月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。議事は、人事行政の運営等の状況の公表、特定事業主行動計画の取り組み状況等の公表、生活排水処理基本計画、入札及び随意契約締結結果についてなどでありました。

17日、熊本県庁におきまして、球磨郡町村会による県知事要望が開催されましたので出席いたしました。要望内容は、球磨川における抜本的な治水対策の促進、球磨地域幹線道路網の整備促進、雇用対策に関する要望でありました。また、私からは、持続可能な稼げる畜産業の実現について、くま川鉄道の利用客増加などのソフト対策に関する支援につきまして、2点要望を行っております。

22日、人吉市ホテルサン人吉におきまして、熊本県副知事と管内市町村長との意見交換会が開催されましたので出席をしております。

23日、対象者ご自宅におきまして、出生お祝い金の贈呈式を開催しております。対象者は1名でありました。同日、水上村役場におきまして、一般県道五木湯前線・幸野染田線改良貫通期成会総会が開催されましたので出席いたしました。

25日、熊本市九州農政局並びに福岡市九州地方整備局において、球磨郡町村会によります、九州農政局への政策提案と九州地方整備局への要望活動が開催されましたので出席をしております。九州農政局におきましては、農林業の振興と活力ある農山村の建設に関する提案及び要望を、九州地方整備局においては、安全で安心できる国土づくりに関する提案及び要望を行っております。

26日、熊本県庁におきまして、球磨郡町村会による県議会議長要望が開催されましたので出席いたしております。要望内容につきましては、県知事と要望内容は同じとなっております。

27日、相良村総合体育館におきまして、人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会総会が開催されましたので出席いたしました。総会では役員改選が行われ、会長に球磨地域振興局長、副会長に私長谷が選任をされております。

29日、下町橋におきまして、下町橋開通式を開催いたしました。下町橋は令和2年7月豪雨災害で被害を受け、補修工事が行われていたもので、当日は関係者約50名が出席して、神事や渡り初めなどが行われた後、供用を開始しております。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、次の議題について説明を行っております。自転車競技大会の開催について 中学校部活動移行の受け皿について 9月補正予算について 役場庁舎屋根防水他改修工事に伴う仮囲いの設置についてでありまし

た。

30日から31日にかけて、東京都関係省庁・県選出国會議員に、球磨郡町村会による令和7年度管内主軸事業要望が開催されましたので出席いたしました。要望先は、国土交通省、農林水産省、林野庁、総務省、厚生労働省、文部科学省、また県選出国會議員等では、金子恭之代議士をはじめ、衆議院議員6名、松村祥史国家公安委員会委員長、内閣府防災担当大臣をはじめ、参議院議員7名でありました。なお、要望内容につきましては、タブレットに掲載しております。ご覧いただきたいと思ひます。

8月1日、東京都国土交通省におきまして、くま川鉄道再生協議会による要望活動が開催されましたので出席いたしました。当日は国土交通省 斎藤鉄夫大臣、岡野まさ子鉄道局長に対し、「復旧に対する支援」、「代替バス運行に係る継続的な支援」、「復旧後の長期的な運航の確保に向けた支援」を要望しております。なお、岡野鉄道局長には直接要望をすることができたところでございます。要望者につきましては、亀崎副知事、松岡人吉市長、私長谷、永江くま川鉄道社長4名で要望活動を行っております。

8月2日、公立多良木病院におきまして、公立多良木病院企業団合同慰霊祭が開催されましたので出席しております。

6日、球磨地域振興局におきまして、8月定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。会議では、県民体育祭に伴う町村体育施設の使用料免除を承認した他、熊本県温泉協会人吉球磨支部役員への町村会からの就任についての協議を行い、私が監事として就任しております。また、くま川鉄道再生協議会上京要望の結果について、私から説明を行っております。

8日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合8月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、第3回議会定例会の提出案件のほか、職員採用試験等について協議を行っております。同日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合正副組合長会が開催されましたので出席いたしました。会議では、人吉球磨消防指令事務協議会規約、経費支弁に関する規程、人吉球磨消防指令センター設置規程等について協議を行っております。

9日、洋会議室におきまして、株式会社iroha.立地協定式を開催いたしました。今後はレールウイング施設の指定管理をはじめ、様々なまちづくり事業に参画をいただく予定としております。

17日、町内特設コースにおきまして、ツアーオブ九州2024年大会ファーストステージが開催されましたので出席いたしました。大会には、国内外から選抜された高校生118名が会場に参画しております。なお、関係者の宿泊をはじめ、レセプションや出場者・観衆の飲食代、関係車両のガソリン代など、経済効果も大きい大会となっております。

19日、人吉市保健センターにおきまして、南九州中部地域医療連携協議会総会が開

催されましたので出席いたしました。人吉球磨圏域の地域産科中核病院への産科医師確保のため、宮崎大学、熊本大学などへ要望活動を行っております。なお、役員改選が行われ、私が監査に就任をしております。

20日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合議会臨時会が開催されましたので出席をしております。会議では、組合規約の改正などが行われております。

21日、クリーンプラザにおきまして、令和6年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席いたしました。議会では、一般会計補正予算の審議と決算の認定が行われ、原案どおり可決と認定がなされております。

22日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、第3回定例会の内容について協議を行っております。

8月23日、対象者ご自宅によります、出生お祝い金の贈呈式を開催しております。対象者は2名でありました。

25日、八代市エコエイトやつしろにおきまして、第35回熊本県消防ポンプ操法大会が開催されましたので出席をしております。ポンプ車操法の部に球磨郡を代表して出場した第2分団1部（上・下染田）が、見事優勝し全国大会出場を勝ち取っております。

26日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、次の議題について説明を行っております。 補正予算について 65歳以上の方のインフルエンザおよび新型コロナウイルス予防接種について がん患者QOL向上事業について 児童手当の拡充について ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業について 電話のクラウドファン移行について 9月議会条例改正について 伍八橋災害復旧補正予算について 湯前駅レールウイング複合施設再整備事業についてでありました。

27日、応接室におきまして、令和6年度（台風10号）警戒に伴う課長会（第1回）を開催し、早急に第1警戒体制を執るよう指示をしております。また、午後5時から第2警戒体制移行と避難所の開設、住民への周知、公共施設等の閉鎖など、詳細に確認を行っております。

28日、応接室におきまして、令和6年度（台風10号）警戒に伴う課長会（第2回）を開催し、警戒体制と避難所運営を確認しております。また、LOとして27日から30日まで熊本県から、28日から30日まで自衛隊から派遣がっております。同日、議会運営委員会が開催されましたので出席し、令和6年第7回定例会提出議案等について説明を行っております。

29日、応接室におきまして、令和6年度（台風10号）警戒に伴う課長会（第3回）を開催し、警戒体制と避難所運営を確認しました。同日、令和6年度（台風10号）警戒に伴う課長会（第4回）を開催し、警戒体制と避難所運営を確認いたしております。

30日、応接室におきまして、令和6年度（台風10号）警戒に伴う課長会（第5回）を開催し、被害調査を行うよう指示をしております。同日、令和6年度（台風10号）に係る課長会を開催し、公共施設の被害調査の結果を情報共有し、対応を指示しております。この度の改善センターの避難者数につきましては、38世帯57名でありました。

31日、応接室におきまして、職員採用試験（先行実施枠）の2次試験を開催し、面接試験を行っております。

以上、行政報告を終わります。

議長（金子光喜君） これで行政報告は終わります。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時57分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第5 一般質問

議長（金子光喜君） 日程第5、「一般質問」を行います。

本定例会では、4名の議員が通告されておりますが、本日は、西議員、吉田議員、椎葉議員の3名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、「子どもを産み、育てたい」と思ってもらえる環境づくりについて、西議員の質問を許します。

2番（西 靖邦君） ただいま、金子議長のご指名をいただきました。

議席番号2番西靖邦でございます。

本日は、通告書にしたがい質問をさせていただきます。

質問による現状や課題の認識等を執行部の皆さんで共有していただいた上での答弁をお願いします。

要旨1、結婚し子どもを産み育てたいと思える町のために取り組む事業をバージョンアップする考えはないか。

厚生労働省が、2023年の人口動態統計を発表し、合計特殊出生率が1.20と過去最低を更新し、出生数や婚姻数も戦後最少となったことが明らかになりました。これにより、経済的な負担や働き方改革の遅れから、若い世代が結婚や出産をためらう傾向が強まり、

少子化と人口減少がさらに加速している現状です。じゃあどうすれば少子化を多子化に切り換えられるか。少子化を多子化に切り替えるには、子どもを産み育てている人に有利な社会構造に変えれば良い。地方が衰退してしまう原因の一つに、少子高齢化があります。その対策としてシンプルですが、子どもを産み育てたいと思ってもらえる環境づくりに努めることが重要かと思います。ということは、子育て支援が地域の将来について、鍵を握っているとも言えるのではないのでしょうか。子育て世代の目線で喜ばれるサービスを考え、充実した子育て支援を実現させていくべきかと思っています。

子育て支援は、地方復活の鍵についてどのようなご見解をお持ちでしょうか。

執行部に伺います。

保健福祉課長（高木堅介君） まず、本町の少子高齢化や人口減少などの様々な課題に対しましては、町の最上位計画であります、第6次総合計画の第3節、児童福祉におきまして、基本方針を安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指し、将来を担う子どもたちを地域全体で見守り、児童の心身を健全に育成していくために、各支援施策に取り組みますと明記しております。また、湯前町子ども子育て支援事業計画に基づき、みんなで命を育む笑顔でいきいき子育ての町、湯前を基本理念としまして、その実現に努めることとしております。子育て支援は地方復活の鍵について、執行部の見解はということですが、担当課としましては、今取り組んでおります、様々な子育て支援施策ですね、に取り組むことによりまして、湯前町の復活というよりは、これからも湯前町を維持していくための一つの鍵であると考えております。

2番（西 靖邦君） 凄く維持していかれることは、凄く良い事だと思っております。今後ですね、具体的な施策はどのように展開されるのか、またその成果がどのように現れるのかを注視してまいります。

町民の皆さんが今後安心して結婚し、子どもを育てる環境が整備されるよう、引き続き、ご尽力をいただきますようお願い申し上げます。結婚し、子どもを産み育てたいと思えるまちにするために、現在の取り組みをバージョンアップする考えはあるのでしょうか。具体的な以下の点について、お聞かせください。

一、結婚し子どもを産み育てたいと思えるまちを実現するために、現在取り組んでいる施策に関して、住民からどのような反応やフィードバックをされていますか。

また、その施策の成果をどのように評価しているのか、執行部に伺います。

保健福祉課長（高木堅介君） 今現在、各種子育て支援策を実施しておりますが、その中から、出生祝い金について答弁させていただきます。出生祝い金につきましては、現在、対象者の方のご自宅に出向き贈呈式を行っております。その際には、「ありがとうございます。」「大切にに使わせていただきます。」との言葉をいただいております。また、令和5年度に実施しました、子ども子育て支援ニーズ調査におきましても、出生

祝い金をいただけるようになり、大変ありがたく思っておりますとの回答がっております。令和元年度から令和5年度までの出生祝い金の実績ですが、令和元年度が16件、2年度に14件、3年度17件、4年度16件、5年度16件の合計79件となっております。またその内訳を見ますと、第一子が25件、第二子が21件、第三子が23件、第四子が9件、それから第五子が1件となっております。本町では子育て中の多子世帯も多く、このことから、西議員が言われる、結婚し子どもを産み育てたいと思えるまちを実現するための施策としまして、ある程度成果を上げているものと考えております。

2番(西 靖邦君) 先ほど住民からどのような反応をお伺いしましたんですけども、そのフィードバックはどのようなやつがあるんですかね。

保健福祉課長(高木堅介君) すいません。フィードバックという、具体的な、どういふことの答弁を求められているかをお聞かせください。

2番(西 靖邦君) 同じようなことかと思えますけども、住民の方から、これ以上もうちょっと何かをして欲しいとか、その施策に関してですね、いわゆる出生祝い金でも何でも良いですけども、それに対して、「もう一つちょっと増やして欲しい。」とか、「ちょうど良いぐらいです。」「ありがとうございます。」とか、そういう、今現在の施策に対してはないですか何か。住民からフィードバックはありません。

保健福祉課長(高木堅介君) 出生祝い金のほかにはですね、例えば、何かの補助が欲しいとか、そういう声は届いてないところでございます。

2番(西 靖邦君) 結婚し、子どもを産み育てたいと思えるまちを目指すためにはですね、住民の声をより反映した施策のバージョンアップが必要だと感じます。今後も、住民の期待に応えられるような取り組みを一層進めていただくようお願いを申し上げます。

二、結婚し子どもを産み育てたいと思えるまちをさらに発展させるために、今後どのような新しい施策を検討されていますか。特に子育て支援や経済的な支援の充実に関して、具体的な計画があれば教えてください。例えば、育児手当の増額、教育の補助、または働く親のための支援策など、ご説明いただけますでしょうか。執行部に伺います。

保健福祉課長(高木堅介君) 子育て支援や経済的な支援の充実に関する新しい施策を検討しているかとの質問でございますが、保健福祉課では、今年度中に第三期湯前町子ども子育て支援事業計画を策定することとしております。その過程におきまして、第二期計画の実績評価ですとか、ニーズ調査結果をもとにした施策の検討を行うこととしております。なお、子育て支援の充実としましては、令和4年度から始めました、伴走型支援事業や今年度から始めました、産後ケア事業などにしっかり取り組んでいるところでございます。また、今年10月からの児童手当の拡充につきましても、本議会で補正予算を計上し対応してまいります。

2番(西 靖邦君) 具体的な施策を検討されていることを非常に心強く感じます。子育て支援や経済的支援の充実については、住民の安心感に直結する重要な要素です。今後も新しい施策が迅速に実施され、実際に効果を上げることを期待しております。

三、新たな施策を検討する際に、住民の意見や要望をどのように取り入れる予定ですか、住民からのフィードバックを施策に反映するための具体的なプロセスや手順について教えてください。さらに、住民の意見を取り入れることで、どのような改善点や新しいアイデアが期待されているのかを、お聞かせください。執行部に伺います。

保健福祉課長(高木堅介君) 前の質問の答弁とも重複しますが、第三期湯前町子ども子育て支援事業計画を策定するための基礎資料となります、子ども子育て支援ニーズ調査を昨年度に実施しております。今年度は計画策定のための、子ども子育て協議会の会議を3回予定しております、その中で先ほどのニーズ調査の結果報告を行います。委員の方からの意見を伺いながら、また、今年度計画策定に当たりまして、保育園や子ども園、小中学校、学童クラブなどの関係団体などへのヒアリング調査ですとか、あと子ども向けのアンケート調査を実施する予定としております。これらの調査結果を踏まえまして、第三期計画期間における取り組み内容を検討してまいります。検討しながら、計画素案を作成しまして、子ども子育て協議会で審議していただきます。また、計画がまとまりましたら、パブリックコメントも実施することとしております。住民の意見を取り入れることで、どのような改善点や新しいアイデアが期待されているのかということですが、この子育て支援策に限らずですね、住民アンケートや意見交換などによりまして、当事者の視点に立った、職員では思いつかないような改善点だったり、新しいアイデアを得られることが期待されると考えます。

2番(西 靖邦君) 住民の意見や要望を丁寧に取り入れるプロセスを計画されていることについて安心しました。住民の声をしっかり反映させることで、より効果的で地域に根差した施策が実現できると期待しています。今後も住民参加の機会を積極的に提供し、その意見を施策に反映させていただくことが、地域のさらなる発展に繋がるかと確信しています。引き続きご尽力いただけるようお願い申し上げます。

四、地域社会全体で、子育てを支援するために、どのような新たな取り組みを検討されていますか。具体的には、地域コミュニティの連携強化するためのプログラムや地域のボランティア活動の推進、親子参加型のイベントの開催などがあります。また、地域住民同士の交流を促進し、子育てに関する情報や支援を共有するための施策についても教えてください。さらに、地域コミュニティの強化が、子育て支援にどのような効果をもたらすと考えているのか、ご意見をお聞かせください。執行部に伺います。

保健福祉課長(高木堅介君) 湯前町では現在児童福祉法等に規定します、湯前町子ども家庭総合支援拠点、これは児童福祉を担うものでございます。また母子保健を担い

ます、湯前町子育て世代包括支援センターを設置しております。設置しまして、児童及び妊産婦の福祉に関する把握や情報提供のほか、相談対応、それから支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成。母子保健の相談対応等に取り組んでいるところでございます。令和4年に改正されました、児童福祉法等によりまして、市区町村は子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を維持した上で、組織を見直すこととされまして、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関としまして、子ども家庭センターというものの設置が努力義務となりました。これを受けまして、湯前町では、今年度中に、湯前町子ども家庭センターを設置することとしております。それから、具体的な新たな取り組みについて教えてくださいとのことですが、新たな取り組みではなくて、これまでも行っております。例えば、公民分館活動に対する支援や補助によりまして、地域コミュニティの連携強化や活性化が図られていると考えます。また、子どもも一緒に参加できる、春と秋の球技大会ですとか、町民体育祭、それから小中学校の親子学年行事だとか、子ども会行事とか、PTA活動などによりまして、地域住民同士の交流促進に繋がり、子育てに関する情報共有にも効果があると考えます。

2番（西 靖邦君） 地域コミュニティの連携強化や住民同士の交流が進むことで、子育て環境は一層充実し、地域全体の活力が向上することが期待されます。今後、具体的なプログラム等がありまして実行され、地域の皆さんが安心して、子育てできる環境が整うよう、引き続きご尽力をいただくようお願い申し上げます。

実際の若者の声として、自分がこれから先、子どもの生活を保障できるほどお金を稼げる自信がないなどの将来の経済的な不安を吐露する意見が多く聞かれます。また、結婚・子育てにメリットを感じないとの声や子育て世帯の大変な状況を目の当たりにして、結婚、出産に希望を感じないとの声もあります。そこで、子どもを産み育てたくなる施策として、新しい施策として、以下のような取り組みが考えられます。これらは、経済的支援、住環境の改善、そして、地域コミュニティの強化など、様々な側面からアプローチしています。また、これらの施策は、子どもを持つことへの不安や負担を軽減し、子どもをより魅力的にするための総合的なアプローチです。

一、経済的支援の充実、子育て手当の増額と一括支給。出産直後の費用が掛かる時期に一括支給を行うことで、経済的負担を軽減します。また、年齢に応じた段階的な手当増額も検討します。出産費用の全額補助、出産に係る費用を全額補助する制度を導入し、経済的負担を大幅に軽減します。これは無痛分娩、帝王切開等も含まれます。

二、住環境の改善、子育て世帯向けの住宅の提供。子育て世帯に特化した住宅を増設し、家賃補助を提供することで、住みやすい環境を整えます。安心して遊べる場所の提

供、子育て世代のニーズに応える、天候に左右されない全天候型子ども遊戯施設を整備し、子どもの遊び場や親同士の交流、子育て情報交換のものを提供します。

三、地域コミュニティの強化、親子参加型イベントの定期開催。地域で親子が気軽に参加できるイベントを定期的に行い、地域住民同士の絆を深めます。子育て支援サポーター制度、地域の高齢者やボランティアがサポーターとなり、育児中の家庭を支援する制度を導入します。

四、ヘルスケア、予防接種プログラムの強化。子どもの健康を守るため、無料で受けられる予防接種の種類や回数を増やします。子育て世代のニーズに応えるために、これらの施策を実施することで、実際に子どもを産み育てたいと思える環境が整備されていくことかと思えます。

子ども本位の政策の作りを定めた、子ども基本法が昨年施行されたことを受け、木村知事が推進するこどもまんなか熊本に倣い、町長として、こどもまんなか湯前を推進し提案して新たな施策について積極的に取り組んでいくお考えがあるのか、お聞かせください。町長にお伺いします。

町長（長谷和人君） まず私のちょっと考えを少し述べさせていただいた後、こどもまんなか熊本ということで答弁させていただきたいと思っております。私この少子化問題ですね、これは何といたっても国の存続に関わる国政の1丁目1番地だというふうに思っております。国難というふうに思っております。国の責任のもとですね、政策施策をやっぱり実行していただき、そして、その成果を検証しながら進めていただくと。これはごく当然のことというふうに私は解釈をしております。それによりまして、国による子ども未来戦略、子ども子育て支援法を基本としながら、本町におきましてもですね、その対応を行っていきたいというふうに思っております。

そして、今回ご質問でございます、こどもまんなか熊本につきましてはですね、それぞれの希望に応じまして、安心して結婚・出産・子育てができ、子ども若者がキラキラ輝く熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、子どもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら、様々な取り組みを実施するというのが、熊本であるというふうに思っております。こうした、こどもまんなか熊本の実現によりまして、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことや、子ども・若者が尊厳を重んじられ、自分らしく、自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができることに繋げ、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援するというふうに示されております。この考えのもと、県では、こどもまんなか熊本実現計画を策定中でございます。本町におきましても、国の子ども大綱と熊本県子ども計画も踏まえまして、湯前町子ども計画を、第三期湯前町子ども子育て支援事業と一体的に策定し、こどもまんなか湯前を推進してまいりたいというふうに思っております。

最後に西議員からのご提案でございました、新たな政策につきましては、積極的に取り組んでいく考え方があるのかということでございますけども、先ほど課長から答弁しておりますように、今年度中に策定いたします、第三期湯前町子ども子育て支援事業計画や子ども計画におきます各種施策を検討する中で、既存の各施策の効果検証やニーズ調査の結果をもとにいたしまして、政策の検討を行うこととしております。なお、最後でございますけども、財源も含めたところで、各施策の担当と協議をしてみたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

2番(西 靖邦君) 子育て世帯の環境整備に向けて積極的に取り組んでいくというお考えを、力強く大変心強く感じました。子どもや子育て世代が安心して、快適に日常生活を送ることができるよう、子どもや子連れ世代の目線に立ったこどもまんなかまちづくりをさらに加速化し、子どもの遊び場の確保や親同士、地域住民との交流機会を創出する取り組みの一層の拡充が必要です。

町長、そして、執行部におかれましても、町民が望む結婚や出産を実現できる環境整備の重要性をご理解いただき、こどもまんなか湯前の推進に力を注いでいただければようお願い申し上げます。

子育て世代にとって魅力的な環境が整備されることを期待しております。これにて一般質問を終わります。

議長(金子光喜君) 一つ、「子どもを産み、育てたい」と思ってもらえる環境づくりについて、西議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで一つ、「子どもを産み、育てたい」と思ってもらえる環境づくりについての関連質問を終わります。

以上で西議員の質問を終わります。

次に一つ、道路管理について、吉田議員の質問を許します。

1番(吉田精二君) 1番議員の吉田です。ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、質問させていただきたいと思っております。

私の質問につきましては、先に一般質問した3点につきまして、検討するというふうな結果でございましたので、その後の経過、それから検討状況について質問をしたいと思っております。

まず質問の一、道路管理についてということで、この件につきましては、令和3年の6月定例議会で一般質問をして、道路里親制度を取り入れてはどうかというふうなことで質問したところでございますが、その答えとしまして、当時の担当課長からの答弁でございまして、管理契約にしたならば、住民の負担が増えるのではないかと、今後の道路

管理につきましては、職員の監視強化に加えて、住民の皆様の協力に感謝するとともに、今後も協力をお願いしたいというふうな答弁でございました。この質問につきまして、私の質問・提案が極端で路線を丸々受託者に任せると、責任が重大となり、そこまで住民に負担はかけられないというふうな見解での町の意見だったと思います。

そこで質問を改めてしたいと思いますが、道路法第 42 条の第 1 項によりますと、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、よって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとなっております。そこで質問ですが、道路管理者として、現在の町道の管理状況はどうなっているのか、数値で言いますと、大体何割ぐらいが行き届いているとお考えでしょうか、質問します。

建設水道課長（稲森一彦君） 町道の清掃延長が約 97 キロです。除草等については、13 路線で 11.8 キロを実施しております。またこのほかにもポットホールであったり、とかについては随時修繕等を行っているというふうな状況になっております。

1 番（吉田精二君） ただいま、11.8 キロが町の予算として整備したということですよ。除草ですね。もう一度質問しますが、それで町全体 97 キロの中で、大体何割ぐらいが大体管理が行き届いているとお考えでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 管理が行き届いている道路、大体何割ぐらいかということでございますけども、ちょっと大変難しい答弁になるかと思えますけれども、私たち建設水道課では、道路を通る人たちが支障のないように、できるだけしていきたいというのが希望でございますので、割合数で行けば、どれがどれをもって満足いくかという難しいですけれども、できるだけ満足、満足と言いますか、できるだけ維持管理ができるようにしていきたいというふうにということで答弁させていただきます。

1 番（吉田精二君） 申し訳ありません。質問が漠然として答えにくかったと思えますけども、結局 97 キロのうち町が 11.8 キロ、1 割ちょっとぐらいは予算をかけて整備をしているというような状況ですが、残りの部分につきましては、結局住民の方が地元の住民というか沿線の方が、昔からの慣例とかボランティアで管理されている部分が多いと思います。そのような方の協力があって大体維持管理が大体できてると思うんですが、以前も答弁の中にも職員の日頃の監視強化をするというようなこともあります、そういうボランティアさん、それから住民の方が今までやってるわけですが、それにつきましては、以前では住民の皆様の協力に感謝するというふうな答弁でございました。

町としてですね、道路管理者として、そのような人たちに、以前は本当にボランティアでありありがとうございますって感謝されてたと思えますけども今後ですね、特に住民の方などは、彼岸の道づくりとか、花づくりとかやっておられますけども、そのような人に本当に感謝するだけで良い時代なのか、特に高齢化が進んできたりしたら、機械を使

う方もだんだん少なくなってくる。そのような状況の中で、私の提案とすれば、そのような人に行く中ですね、原材料とか、燃料代とか、ちょっとした消耗品とかを町のほうから支給しまして、支給というか渡して、本当お世話になっておりますので、今後もまたよろしく願いますというようなことをしたらどうかというような提案ですけども、その辺の、その部分についての町の考えはどう考えていらっしゃいますか。

答弁をお願いしたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 今議員がおっしゃられた彼岸の道づくり、各地区で実施されております。これにつきましては、私が言うまでもございませんが、非常に感謝をしているところでございます。

町としてですね、まだ決定事項ということまでいっておりませんが、そういう各地区での分館活動として道路の清掃であったりとか、草刈、こういう活動に取り組んでおられるところにつきましては、分館活動として、道路の維持管理に取り込まれる場合にはですね、必要な機械とか資材、燃料等の支給、これにつきましては、分館活動の支援の充実をとということで検討できればというふうには考えております。

1番（吉田精二君） 支給先はどこであれですね、やはりそういうようなことで、そのようなボランティアとか自発的にやってらっしゃるところとかには、町のほうからも幾らかの手当をしてですね、町のほうも積極的に支援をしていただければ、住民の方も喜ばれると思っております。

住民の方には町道であるとか、農道、それから県道・国道、非常に区分が難しいところで、町のほうも、どの部分が下から出すとか、いうなこともなかなか難しいとは思いますが、積極的にこちらのほうからもアピールして、分館活動をやってるところに助成、助成というか援助をするというようなことをやっていけばですね、それを聞かれたほかの地区に、ほかの路線とかにおきましても、そんならうちのほうもしょうかとかいうなことで、町のほうにも全体にですね広がって行って、波及効果も大きくなるんじゃないかなというふうに思っております。非常にここんところちょっと草が茂ってどぎゃんかしていかんかというような意見も、こっちのほうに聞くところもあるものですから、その辺の取り組みについて、予算化も含めましてですね、どのように考えてるのか、具体的にですね、どのようにしたいかというなことを、がわかれば教えていただければと思っておりますがいかがでしょう。

建設水道課長（稲森一彦君） 先ほど議員のほうからも町民の方にとっては、県道であったり、国道であったり、町道・農道、そういうことは別としてということでした。私もそういうふうに思っておりますけれども、また維持管理の範囲ですね、その内容であったり、どういうふうにしていくかちゅう管理基準、また費用、場合によっては委託契約などとするようなことも考えられないのかなというふうに思っております

けども、これら、今申し上げたことも今後の検討課題ということでございますので、こういうことを制度化するには、ちょっと時間等であったり、内容について詰めなければならぬ部分がありますので、今後も検討させていただければというふうに思います。

1番（吉田精二君） 本当に非常に利用される方の便利のように、便利の良いようにですね、前向きに検討していただければというふうに思っております。

私のほうも何か良い案があったら、皆さんに積極的に情報提供したいと思いますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

議長（金子光喜君） 一つ、道路管理について、吉田議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

8番（倉本 豊君） 私も今の中です、ある町道がですね、シルバーを頼んで、さっき言われた11.8キロの中に入ってると思うんですが、いわゆる金をかけて、管理をされている。その先のほうはですね、全く個人とか地区とかで管理をなさって、全然そのシルバーを頼んで管理する必要がないような状況でされておるところに、どうかならんのかちゅう話も聞きましたんで、先ほどから検討すると言われておりますんで、ぜひ難しいと思うんですね、個人でされてるのに個人にやるのか、地区でされれば、地区でやるのは簡単なんです、個人でされてる部分もかなりありますんで、そういうことも考えながらですね、何か手立てをされるのであれば、やはり、何かの形はしたほうが良いのかなというふうには私も思いますんで、ぜひそういうことで検討をされたらと思います。特に町長のところ。

町長（長谷和人君） 失礼いたしました。うちの地区ということでございますか、今ちょっと一瞬考えてなんですけども、すいません、よくわかりません。今課長が先ほど答弁しておりますように、分館活動なりですね、または、個人によって管理をされているという箇所もあるというふうなお話をお聞きいたしました。ただその制度につきましてはですね、よくよく考えてやっぱり制度化しなくちゃいけないのかなというふうに思ってます。それにはやっぱり課題点がちょっと残ってるようでございまして、例えば、事故の場合はどうするんだとか、もう全てその部分については管理するというので当初からもう決めとった場合につきましては、そこら辺も含めたところで怪我の場合どうするかとかそんないろんな部分がございますので、もう少しちょっと時間をかけてですね、吉田議員から先ほど私も考えていますからというふうなお答えをいただきましたので、より良いものがございましたらそれも含めたいと思っております。また人吉球磨管内のですね、こういうふうな管理の状況辺りもですね、ちょっと調査をさせまして、そこら辺も参考にさせながら、対応していければというふうに思っているところでございます。

先ほどの件は、途中でまたお聞きさせていただこうと思っております。失礼いたしました。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

3番（遠坂道太君） 先ほどやはり、分館活動での取り組みが各地区で行われているというふうに私も確信してはるんですけども、その中で活動の分館の活動の報告でされてるんじゃないかなというふうに思ってるところでございます。

それでどのくらいのですね、現状そういう町道の美化作業等を行っている地区についての把握をされているか、それについてお伺いしたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） ほとんどの地区で実施されているというふうに思いますが、過去に聞いたところによりますと、私たちの地区ではしてないというところもございました。ただ全23地区している・してない、全てについて把握しているところはございません。

3番（遠坂道太君） もう全部が全部してないということでございますけれども、やはり、先ほども吉田議員、倉本議員からも話がありましたように、なんかやっぱ手立てをですね、今後とっていただければと思います。いわゆる地区ではですね、出席しなかったら罰金制度ってのはあるんですよ、そういう地区もありますので、ある程度そういった形でのことがありますから、何か手立てをですね、していただき、そして、各地区ほとんど保険とかで、そういうふうな形の対応もですね、考えて取り組んでいる地区もございますので、その辺は、ご理解いただければと思います。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、道路管理についての関連質問を終わります。

次に、一つ、行政区担当職員制度の現状について、吉田議員の質問を許します。

1番（吉田精二君） この質問につきましては、令和3年12月の定例議会での一般質問になりますが、その時の町長の答弁としまして、住民の人にまず顔と名前を覚えていただき、同時に進んで地区に出向き、地区と行政のパイプ役となり、地区の活性化の支援となることを期待するというふうな答弁だったと思います。

それから2年半が過ぎておりますが、現在の活動状況につきまして説明を、答弁を求めます。

総務課長（西村洋一君） 行政区担当職員につきましては、地区と町の相互理解と信頼関係を深めるとともに、地区のコミュニティ強化ですかね、それと地区活動の活性化を図るために、担当職員を定めまして、23行政区に配置をしているところでございます。

行政区担当職員は、地区と行政を繋ぐパイプ役として、通常の業務と兼務をしながら、行政経験を活かして、地域活性化の支援を図ることを目的としております。先ほど議員が申されたとおりでございます。町と地区による共同のまちづくりの推進に繋がりたいと

いう狙いがあるところでございます。実際の活動としましては、毎月1日と15日の広報と旬報を区長さん宅まで配達すること。また、年に1回敬老祝い金の対象者全戸を訪問して、敬老祝い金を商品券ですが、お渡ししながら、高齢者の方々の健康状態とか状況を見て周るということ。これが通常の業務ということでございます。いずれもその際に、様々なご相談等あれば、その担当職員がOKをしているところでございます。

ちなみに、区長さんにどのような相談があったかを幾つかご紹介申し上げますと、分館総会への出席の依頼、福祉関係ですが、支え愛マップづくりの支援の依頼、地区内の道路の不具合のご報告、分館活動の相談、具体的には、地区の観音さんを修繕したいので補助金はあるのかとか、先ほどありましたが道づくりの除草した草をどこに捨てれば良いとか、地区の会計の適任者がいないので、代理人等を紹介してもらえないかとかですね。また分館の駐車場を整備したいけども、そういった補助金はあるのか、どこに相談したら良いのか、等々の相談があつておるところでございます。

全ての区長さんが行政区担当職員制度を活用いただいているかどうかというのは、わかりませんが、執行部としましては、行政と地区のパイプ役という、体制は整備をできていると認識しているところでございます。今後も制度の内容目的をご説明するとともに、職員を研修させたりなどを行いまして、資質の向上を図り、頼りがいのある行政担当職員として、積極的な活用につなげていきたいと考えておるところでございます。以上です。

1番(吉田精二君) 私もですね、全地区の区長さんのほうに名簿をいただきまして、聞き取りをしたわけです。全地区じゃなくて結果的に16地区の区長さんになったわけですけども、区長さんのほうですね、ですから区長さんにつきましては、いつも毎月1日・15日に旬報を持って来ていただけるぐらいかなというふうな意見でございました。今言われた部分についても、多分あつたかと思いますが、初めて、私もそれ聞いた、この制度ですね、担当職員を配置するというようなことを聞いたときに、本当に良い取り組みだと、またタイムリーな提案制度設計だなと思ひまして、見守ってきたわけですけども、結果的に町長が言われますように、名前を覚えていた住民の方にですね、名前を覚えていただいて、それから地区と行政のパイプ役になるというようなこと、初期の目的がまだ達成していない、達成されていないんじゃないかというふうに考えます。

結果的にですね、旬報・広報は1日・15日に出るわけですけども、23地区全ての担当が一斉に配布しますと、23台、交代交代で出るかもしれませんが公用車を使う。それから、23人の職員が出る。2人で出るとはまずないと思ひますけども、23地区に職員が出なければならぬというようなこと。公用車を借りる場合は、車の手配、それから配布して帰ってきたなら納車して、実績を記録しなければならないというような手間もいります。職員さんはですね、その間、本当1時間もかからないんですけども、例

えば、昼休み明けの丁度一番、お客さんが来ない時間に配布に出ると思いますけども、職員さんにつきましては、その間一瞬ですけども、仕事を分断して配るわけですけども、現在の職員さんにつきましてはですね、仕事量も事務内容につきましても、煩雑になっております。新たな事業をするにつきましては、自分で事業を起案して、また住民への説明、それから関係団体と調整をしながら、そして、国・県への要望、それから予算措置、それから実績報告までします。そのような事務が煩雑しております。そのような中にですね、時間を割いて1時間ぐらいありますけども出なければならない。本当に職員にとりましてはストレスがかかってくるんじゃないかなというふうに思っております。

そこでですね、今一度、私が先ほど聞いたんですけども、本当に区長さんからはですね、もし何か聞かんばんことがあったら、もう直接担当課のほうに電話して、することがあるものと、そっちのほうが多いもんっていうふうな区長さんもいらっしゃいました。町長が言われてましたように、地区と行政のパイプ役員になっているのか、さっき総務課長からも何件か話がありましたけれども、その部分がちょっと達成、まだされていないんじゃないか、もう取り入れられてから5年なんですよ、令和3年からの実施もう4年目ですかね、なっておりますが、その辺の部分と加えまして、職員につきましては、それがストレスがかかってくるんじゃないか。町長はそれについて、地区とのパイプ役になれとか、出向いていけとかいうようなことで設定されたわけで、職員もそのようなことで、行っていらっしゃると思いますが、その辺、結果的に思うように成果が上がらない。

そこでもう一度ですね、町長みんなその辺につきまして、見直す考えはないか、今後どのように進めていこうと考えていらっしゃるのか、また今後どのようにしたいと考えていらっしゃるのかですね、町長のほうから、お聞かせ願えればと思います。

町長（長谷和人君） 今どうも吉田議員のご質問はですね、この制度を辞めて、職員のほうの軽減負担をしたほうが良いんじゃないかというふうになんて聞かされたんですけども。今回私が町長にならせていただきました折に、住民の皆様方からお聞きしたのがですね、いわゆる役場の職員が誰かわからんと、どういうことやというふうな話を聞きました。ということで、他町村の事例を見ながらですね、この行政区担当職員制度というのをですね、制度化したと、実施しているということでございます。それからちょっと効率が悪いとか職員のストレスとかというお話もされておりますけども、どちらの向けで今、吉田議員が質問されてるかわかりませんが、私は住民の立場にとった制度だというふうに思っておりますので、そこは誤解しないでいただきたいと思っております。そして、この地方公共団体は公共のサービスを実施する責務があるわけでございます。究極的にはですよ、究極的には町民の皆様が安全安心に暮らすことができる町を目指す。このことが想像するという形になってくるのではなかろうかなと思って、そし

て、その折に、お互い支え合う、自助・共助・公助の考え方に沿って、地域全体で支え合う仕組みづくりが重要だというふうに思っております。その上に立って、地域の実情に応じた暮らしの課題解決や素早く対応すること。その中で、先ほど申しましたけども、役場職員と町民の皆様との距離があるというふうなこともお聞きしておりました。またその背景にはですね、他の自治体とも同様でございますけども、管内外から採用する職員が近年増えております。そのため、若い職員を中心に、職員の顔が見えないという件があったところでございます。ですので、一言で申し上げるとしたら、職員の見える化、これは前回の時にも答弁したかというふうに思っておりますんで、見える化ということを考えているわけでございます。

今回ですね、今色々お話をされましたけども、公共サービスはですね、効率を求める必要があるのかもしれませんが、その反面、不効率もあるわけでございますので、それは住民のためになる、福祉のためになるということであればですね、あえてその制度をやっぱり活用して持っていく必要があるのかなというふうに私は思っております。これは私が掲げております、現場第一主義に繋がるものというふうにも思っております。職員自身もですね、使命感と責任を深く受け留めていただきまして、そして、全体の奉仕者でございます。積極的に地域に出向いていくことと、それによってですね、幾らかでも実績が上がってないというお話でございますけども、幾らかでも、当然 23 区がございまして、そのこの地区ばっかしかいきませんので、ほかの地区の人は、その職員の顔が見えないというのもございまして、そこはちょっと、また新たにですね、違う地区に行ったりとかっていうそういう新たな、なんですか、模様替えも替えたりとか、そういう部分もあるのかなというふうに思っております。ですので、現状私としては公共サービスの一つといたしまして、町長就任時にお約束した制度でございますので、繋げて制度は維持させていただきたいと、悪いところがございましたならば、改善はしていくということで、私としては考えておるところでございます。以上でございます。

議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩します。

- - - - -
休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

一つ、行政区担当職員制度の現状について、吉田議員の質問の途中です。
発言を許します。

1番（吉田精二君） 私が質問したのは、町長が考えられました目的通りに、なかなか住民の方のほうには伝わってないなんてことがあったんじゃないかなというふうなことで、今後の考えについて、町長に質問したところであります。

そういうことで、町長が今後も住民と行政のパイプ役として、活動していただきたいというような答弁をいただきましたので、今後ですね、職員のほうも動きやすいような形で推進していければというふうに考えております。

今後の展開を期待しているところであります。

これで2番目の行政区担当職員制度の現状についての質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、行政区担当職員制度の現状について、吉田議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

5番（森山 宏君） 吉田議員の質問に対してですね、町長のほうから、自助・共助・公助と一番関心のある防災業務に関しての返答がありました。

そこで町長にお尋ねします。

議長（金子光喜君） 森山議員、防災は質問事項ではありませんので、関連質問には当たらないと判断しますが。

5番（森山 宏君） 結局、いわくその防災の件の、ちょっと議長が言いやった意味がわからんですけども、各地区においては、自主防災組織っていうのがあります。今度も確か研修があったと思うんですけども、結局、行政と地区とのパイプ役っておっしゃるんであれば、そういう組織との関連。または、その担当の方が、地区の総会とか何とかに出席されて、コミュニケーションをとっておられるとか、そういう現状があるのでしょうか。これで防災のは良かったでしょうか。

総務課長（西村洋一君） 地区の総会に出ているかどうかというところから、ご答弁しますと、まず区長さんからそういった依頼があれば出ております。また、地区に住んでいる職員もおりますので、そういった場合はもう依頼もなく総会には出席しております。それと防災の件も少しお話しされましたが、そこに対しての行政区担当職員が、その制度の中で、そういったところに入って、そういった役割はまだ与えておりませんので、そういったところの基礎的なところの繋がりっていうか、それまでの土台づくりというかですね、そういったところを担っておるのではないかと考えております。防災に関しての役割は与えていないところでございます。

5番（森山 宏君） 私が一番聞きたいのは、行政と地区とのパイプ役っておっしゃるんであれば、結局、地域とのコミュニケーション。結局、何か地区の要望とかありますよね、毎年上がる、その時に誰に相談すれば良かっかなというそのきっかけづくりちゅうか、その担当の方に話したほうが、どこに行きなさい、どこに行きなさいって

うことを確か3年前の時には言われたかなと思ひまして、いわく何て言うんすかね、地区の担当者っていうのが、地区住民の方は存じてないのがほとんどではないかなと。だけん、何かそういう一覧表とか何かありましたら、区長さんなりにやって、そして、誰々が担当ですからっていうのが総会の時に紹介なさるのかなと思ひまして、結局、位置付けてっていうのがちょっと、はっきりわかんなかったもんですから、質問したわけです。パイプ役の担う役割を教えていただければ。

総務課長（西村洋一君） この制度につきましては、区長会のほうで説明をしております、その名簿のほうもお配りしておりますのでございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、行政区担当職員制度の現状についての関連質問を終わります。

次に一つ、空き家対策について、吉田議員の質問を許します。

1番（吉田精二君） 質問の3、空き家対策についてということです。これは令和4年の6月議会の一般質問で空き家対策につきまして、ふるさと納税の返礼品メニューに空き家の管理等を入れたらというようなことで質問をしたところで、これに対する答弁としまして、受け手の、受け手側の人材不足、それから空き家の希望と色々な問題があるので今後検討するというようなこと。以前も検討してきたけれども、結論にいたらなかった、また再度検討するということでしたが、あれから2年経っておりますので、その後、検討の結果とか、結果をお知らせ願いたいと思ひます。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 空き家対策につきましては、令和5年度において調査を行ひまして、町内では208戸の空き家がありますということで、全員協議会6月11日に開催しました全員協議会でも説明をさせていただいたところでございます。全国的にも使用目的のない空き家が年々増えてきておひまして、国においては、空き家対策、空き家等対策推進に関する特別措置法が平成26年に制定し、令和5年6月に法改正がなされているところでございます。そのような状況の中、令和4年6月の定例議会の吉田議員の一般質問で、空き家の管理をふるさと納税の返礼品メニューにしてはという質問がありまして、当時の課長の答弁でございますけれども、受託者の選定が現実ができず、断念した経緯の答弁をしております。しかし、除草作業や空き家の見回りに関し、メニュー化ができないか再検討しますということで答弁を行っております。まず、ほかの市町村で、空き家管理を返礼品としている自治体につきまして、ちょっと調べております。民間企業による空き家管理提供事業者やシルバー人材センターによつての事業運営をなされてる自治体が多いようでございます。寄附額によつても1万円程度から高額になり

ますと数十万円ということでプランを作りまして、メニュー化をしているところでございます。

管理内容につきましては、年数回外回りの見回り、敷地内の樹木や雑草等の状況を確認する程度の報告や高額の寄附になりますと、毎月、または数ヶ月に1回程度の外回りの管理、屋内の風通し、また、水道水の水を出したりとかですね、というメニュー化をされているようでございます。また先日台風も来ましたが、台風等や豪雨災害、自然の要因による確認などを返礼品としてメニュー化しているようでございます。

それで空き家管理をふるさと納税の返礼品とした場合ということで、どの程度ニーズがあるかわかりませんが、県内で空き家管理を返礼品として行っている自治体の状況を見ますと、年数件ということでございました。本町におきましては200戸程度でございますけれども、空き家を所有されてる方ですね、ふるさと納税の返礼品を利用して、空き家管理をされるかわかりませんが、ほかの自治体の状況から見ますと、それほどニーズが多くはないのではないかと考えているところでございます。また先ほど言いましたように本町におきましては、受託者が限られております。受託者の意見も聞きながらですね、考えておりましたけれどもメニュー化に関しては厳しいものではないかと思っております。

1番(吉田精二君) この質問につきましては、本当に空き家の今後の対策についてというようなことで質問して、再度検討の部分聞いたわけですが。話は聞かれますけれども、令和6年の6月の全協におきまして、湯前町空き家等対策計画の抜粋ですかね、ちょっと見せていただきました。その中にですね、実施期間は令和6年から令和15年までの間というようなことで、基本方針につきましては、5つほど掲げて実施していくというふうな計画でございますが、この計画の進み具合につきましてどうなってるか、説明をお願いしたいと思います。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) すいません、空き家等対策計画ということで、令和6年の3月策定しております、これ建設水道課と一緒にですね、国の補助金を使いまして策定をしたところでございます。今から空き家対策につきましては、各関係課とですね、打ち合わせをしながら、この計画に基づいて作業を進めようというところで、今内部で打ち合わせをしてるところでございます。

うちのほうも、企画観光課のほうもですね、地域おこし協力隊の空き家対策の部分も募集もかけておりますので、そういう人たちの知識の豊富な方が、こちらに来ていただければですね、また空き家の対策のほうの推進についても事業的にはですね、動くのではないかと考えております。

1番(吉田精二君) 今から進めていくというようなことで、6月頃に説明があってもう実際9月ですので、もうそろそろ目に見えた動きがあつて良いんじゃないかなとい

うふうに考えております。特にですね、5つほど基本方針がありますけども、その中の推進体制づくり、まずはですね、どのようにしていくかぐらいは、もうすでにできているんじゃないかなというふうに考えておりました。実際先ほど言いましたように、ふるさと納税でのメニューで空き家の管理っていうのは、自質的に不可能みたいな感じなんですけども、とにかく空き家につままして、少しでも早くですね、やはり対策をとっていかないと、ますます大きくなるので、ちょっと急いででもですね、先に早目に取りかかっていたらというふうに考えたところで質問したところです。今後早目にですね、着工していただきますように期待しまして、私の質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、空き家対策について、吉田議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、空き家対策についての関連質問を終わります。

以上で吉田議員の質問を終わります。

次に一つ、遊び場の充実について、椎葉議員の質問を許します。

4番（椎葉弘樹君） まず冒頭にですね、一般質問の関連資料をサイドブックに本日置かせていただきました。質問の中でご確認をいただければと思います。

それでは質問事項1、遊び場の充実について、一般質問を行います。

本一般質問における遊び場とは、子どもから大人までが楽しめる交流スペースと定義させていただきます。遊具だけでなく、スポーツ施設や休憩、飲食をする場所などの周辺環境も含まれます。また、遊び場の充実とは、民間主導によるアイデアや費用などへの支援になります。私たちが子どもの頃は、グリーンパレス公園のアスレチックコースやサイクルモノレール、ローラースケートで遊んだり、川や溝で泳いだりしていました。子どもの頃の遊び場の思い出がしっかりと記憶に残っているところです。今回の一般質問では、西議員が質問されている、賑わい創出や人の集まる地域づくりに関連して、遊び場にターゲットを絞った提案をさせていただきます。

要旨の1、町内の遊び場をさらに充実させて、多くの人が集まる町を目指す考えはないかについてお尋ねします。子どもの遊び場については、町内の子育て世帯の方から、ときより、ご要望をいただくことがあります。遊び場の効果としては、子どもたちの成長だけでなく、健康増進、リフレッシュによるストレス解消、コミュニケーションの育成、学習と発見の機会、自然との触れ合い、そして、選ばれるまちづくりの推進などが考えられます。遊び場づくりは、地域社会全体に良い影響を与える重要な活動です。平成18年12月4日に吉村元町長が諮問されておりました。行政改革推進委員会から、町内外の子ども、老人までが集える遊び場を設けるという答申がありました。総合計画に

おいては、遊び場の整備として、これまでグラウンドゴルフ場の整備やB & Gプールの改修などの事業が行われているようです。

そこで担当課にお尋ねします。現在の総合計画や総合戦略の中に、遊び場づくりに関する施策や計画はありますか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今まで実施しました、総合計画や総合戦略のアンケートにつきましては、計画の性格上、まちづくり全体についての設問でございまして、地域経済や住民生活に関する設問が主でございます。個別の質問については今のところ設定をしておりません。

4番（椎葉弘樹君） 今ご答弁いただきましたように、現在の総合計画や総合戦略の中には、遊び場というキーワードによる計画や施策というのはないようです。こども家庭庁が推進する、子どもの居場所づくりに関する指針では、子ども・若者の声を聞き、視点に立った居場所づくりを推進されています。令和2年に本町において行われた、小中学生まちづくりアンケートから4つの調査結果をお示ししたいと思います。

一つ目、「将来湯前町がどんな町になればよいか。」の問いに対して、スポーツ施設や遊び場が多い町が第一位の回答でした。

二つ目、「湯前町以外の場所に住みたい。」の答えが約3割あり、その中で一番多かった理由が、遊んだり、買い物をするなど、楽しめる場所が少ない。これが51パーセントでした。

三つ目、「湯前町で不便に思っているところや困っているところ。」で一番多かった回答が、遊ぶ場所、賑わいのある場所が少ない。これが33パーセントでした。

そして、最後に四つ目、「あなたが町長になったら、どんなまちにしてみたいですか。」の問いに対して、遊園地や遊び場や遊具と答えた、小学校上級生が14人、中学生が13人もいました。

令和2年3月に策定しました、湯前町子ども子育て支援事業計画では、ニーズに合わせた遊び場の確保とあります。令和4年度と令和5年度の子ども議会では、遊具や遊び場に関する質問がありました。令和4年度には、「グリーンパレスに遊具を増やしてはどうか。」の問いに対して、「遊具を増やすことは今のところ考えていない。ただし、今のような要望が増えてきたら、検討してみたい。」との答弁がありました。また、令和5年度には、「児童センターや遊び、親子の触れ合いの場が必要では。」の問いに対して、「湯前町の子育て支援は充実している。」との答弁がありました。これまでのアンケート調査や子ども議会の結果から、子どもたちの認識と町の認識にかなりの温度差があると感じたところです。

そこで担当課にお尋ねします。遊び場に関する具体的なニーズ調査はできていますでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今椎葉議員のほうから色々アンケートの結果を報告していただきましたけれども、やはり行政とアンケートをされる方の温度差があるということで、ニーズ調査がどの程度できてるのかということでございますけれども、私たちアンケートを集計する中でですね、総合計画・総合戦略の中では、自由に記入する欄がございますので、そういうところで遊び場の不足っていうのはご指摘があっておりません。やはり数件把握をしているところでございます。

また先ほど重複するかもしれませんが、保健福祉課が令和6年3月にニーズ調査を行っております。子ども子育て支援ニーズ調査によっても、未就学児、小学生の保護者向けにそれぞれニーズを行っております。そのアンケート結果においては、やはり遊び場が欲しいということで、グリーンパレス、また駅前周辺に遊び場を作ってもらえないだろうかというニーズを把握しているところでございます。

4番（椎葉弘樹君） これまでのアンケート調査でも、結構子どもの遊び場に対する回答というのは多かったと思います。町としてはですね、やはり、もう1歩先に踏み込んで、ちょっと具体的なニーズ調査、これが必要ではないかと思うんですが、担当課にもう1回その辺の答弁をいただきたいと思います。もう1歩踏み込んだ調査が必要ではないかということです。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） もう1歩踏み込んだアンケートだということでございますけれども、やはり昨年、ニーズ調査、未就学児と小学校という形で、保護者の方にニーズ調査を行っておりますので、その中で、ある程度のニーズが把握はできてるんじゃないかと、私の担当課のほうでは思っております。これからこのニーズに対してどう施策をしていくのかという部分の検討に今後進めていければなということで、思っております。

4番（椎葉弘樹君） 今後、具体的な遊び場の検討をしていく中で、それを手法としては、アンケートを取ったり、或いはその検討段階において、その該当者の声を聞くというやり方があると思いますので、ぜひ遊び場のニーズがあることはもう皆さん共有されていると思いますので、具体的にどういう遊び場が必要なんだとか、どういう遊具が必要なんだ、そのあたりの調査はですね、これからの検討の中で進めていただければと思います。湯前町には、グリーンパレス公園や町民グラウンド施設、B & G海洋センターはもとより、先日リニューアルしました、下町橋、そして、御大師堂などの歴史遺産。レールウイング周辺施設、まんが美術館周辺施設など、魅力的なスポットが沢山あります。これらのスポットに遊具や休憩スペース、飲食スペースなどの環境が充実してくると利用者はさらに増えることでしょう。町主導で遊び場づくりを進めるには、マンパワー的に限界があると考えます。大規模な遊具の導入は財政的に厳しい面もあります。その遊び場づくりにおいて現在活躍されているのが、地域おこし協力隊や指定管理者です。

町内の各施設では、SNSでの情報発信や施設などの連携、地域資源の活用など、民間主導による遊び場づくりが積極的に進められています。もちろん、企画観光課や教育課などが支援されている部分も承知しているところです。参考としまして、一般質問関連資料の2ページから4ページに、その関連の取り組みを紹介させていただきました。道具やイベント開催、商品開発など様々な取り組みが行われています。町が遊び場づくりの方針を示して、アイデアや費用などを民間主導の部分に支援していくことで、さらなる遊び場の充実ができるのではないのでしょうか。

そこで町長にお尋ねします。遊び場をさらに充実させる考えはないのでしょうか。

町長（長谷和人君） 遊び場をさらに充実させる考えはないかということでございますけども、子どもから大人まで楽しめる交流スペースということだろうと思うんですけども、町内の各施設につきましては、今椎葉議員が説明いただきましたように、指定管理者などが様々にですね、施設の利用向上のために知恵を出し合っていただきまして、運営を行っていただいております。その指定管理を行っているグリーンパレス公園、それから避難防災交流施設湯～とぴあ、それからレールウイング、これらを毎年度提出されております事業計画等によりまして、必要な物品等につきましては、その経費として指定管理料で支払いしているところでございます。今議員が言われております、さらなる遊び場の充実ということで、それぞれの各施設の管理者が思い描く遊び場をどのように提供していただくかということを考えますと、それに伴いましての費用につきましては、毎年度指定管理料を計上する際に、担当課でしっかりと精査を行いまして、予算計上を行っております。引き続き、町といたしましても、施設整備に、施設の利用に有効と思われる部分についてはですね、バックアップを行う、または町によってもですね、それぞれに、そういうふうな遊具等ですね、補助事業等もあるということであれば、関連して予算を計上して、内容の充実を行っていければというふうに思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） これまでのアンケート調査の結果を見ましても、町民の方々は、やはり、遊び場をもっと充実して欲しいという声は大きくございますが、いかんせん町の方針というのがまだないんように感じています。だから町長のもので、メッセージ或いは総合計画・総合戦略の中で、そういったメッセージが町民の方に伝われば、町はしっかりと取り組んでいるんだなという、その方針が共感・共有できるのではないかと考えています。そこで町長に最後にお尋ねしますが、やっぱり例えば、総合戦略とかの中でですね、その遊び場の充実についても、方針を示して、あと町長の所信表明とかでもですね、施政方針などでも、そういうメッセージを発信していくことで、町民とのギャップを埋めていく必要があるのではないかと考えてますが、町長のその当たりの考えを伺います。

町長（長谷和人君） 今伺いました内容につきましては、来年度の予算要望関係につきましてはの施政方針の中です、その部分は触れておきたいというふうに思っております。なお先ほどちょっと最後に申し上げたところでございますけども、指定管理につきましてはそのバックアップなり、町で対応が可能な部分につきましては、できる限り、補助事業等の制度を活用しながらですね、有効な事業等がある場合につきましては、そこら辺も活用しながらですね、何とかできないか、そんなことも、今思い描きましたので、そういうふうな対応も行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 総合戦略におきましては、次の改定があるかと思しますので、もう町長がそのような思いがあるのであれば、その総合戦略の中にも、そういった方針をですね、示していただければ、町民の方も、ある程度町の遊び場づくり、しっかりと取り組んでいるんだということが、情報共有できますので、そのあたりは町長にしっかりと取り組んでいただければと思います。

あと8月3日と4日の午前中に気温が30 を超える暑い夏の日ですが、グリーンパレス公園と水上村のほいほい広場、多良木町の宇宙ランドの個別調査を行いました。町外の遊び場は両日とも人がいませんでした。グリーンパレス公園には、パターゴルフ、ゴーカート、グラウンドゴルフに少数の利用者がありました。しかし、パターゴルフ場、グラウンドゴルフ場の上段には日陰がほとんどありません。パターゴルフ場では、少ない木の陰に身を寄せておられましたし、グラウンドゴルフ場の上段では、公園が用意したパラソル一つはありましたが、持参されたテントを利用されていました。また、別の日にテニスコートの利用者がいましたが、周囲には日陰がなく、とても暑そうでした。近年の暑さは異常です。

世界各地で気温や海水温の記録が更新されており、本町においても暑さ対策が求められます。遊び場の近くに日陰や休憩スペースなど、涼しさの提供は欠かせないと思います。

町長に伺います。遊び場の暑さ対策を進める考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） 近年の異常気象というのはもう非常に顕著でございます、議員が言われるように、暑さ対策につきましてはですね、遊び場を提供する管理者としても大変懸念しているところでございます。しかしながら、グリーンパレス公園内の芝生広場やグラウンドゴルフ、パターゴルフなどの屋外施設になりますと日陰がないと、比較的少ない状況にあるというところでございます。その対応策を考えてみますときに、パラソルの貸し出しや冷房の効いた事務所を涼みどころとして開放するっていうのが考えられるんじゃないかなというふうになっております。また、今回改修を行っております、計画しております、レールウイングの施設、これにつきましても、大屋根を設

置するようしております。この大屋根につきましては、日差しを直接遮るということではできるところでございますし、併せまして、併用して、可動式ミスト機等の導入も検討して、暑さ対策を行っていけばというふうに思っておるところでございます。いずれにしましても、今後の施設運営を行う上で、暑さ対策は安全面を考え、暑さ対策の啓発とパラソルなど簡易に日陰が作れるような備品購入。これらも施設管理者と協議を進めながら対応していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 町長には、遊び場づくりの方針をまず示していただきまして、多くの人たちが集うまちづくり、楽しい遊び場づくりを目指していただければと思います。これで遊び場の充実についての一般質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、遊び場の充実について、椎葉議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

1番（吉田精二君） ただいま、椎葉議員の質問の中で、以前の質問で住民からとかの要望が強ければ、今度検討するというような意見でありました。発表がありました。それから今回の質疑の中で、総合計画・総合戦略に入れて検討するというようなことでした。例えば、グリーンパレスの広場において、非常にゴーカートとかバターゴルフとか、ある程度青年向けの遊びはあるんですけども、乳幼児向けですね、遊びが少ないように感じております。また私も何人の人から、例えば、ちょっとした滑り台とかせせらぎですか、そのようなものは、第3キャンプ場の下付近ですか、あの付近にあれば、ちょっとした子どもも遊ばせられるんだがというふうな意見も聞いて、そういうことを働きかけてくれんかというような要望も聞いております。この部分については、総合戦略・総合計画に入れずとも、実施できるような事業じゃないかと思っておりますけども、その辺についての取り組みができないか質問したいと思っておりますがいかがでしょうか。

町長（長谷和人君） 先ほど椎葉議員の答弁の中で、私は来年度の施政方針等の中で、まずは盛り込んでいきたいというふうなお話をいたしました。それから、今の吉田議員のほうから各種施設のところで、乳幼児向け等の施設が必要ではないかというふうなお聞きしております。先ほど答弁の中で申し上げておりますように、指定管理者側でですね、民間指導によりましてのアイデアで、いろんな遊具施設を実は再度、椎葉議員のほうからサイドブックスのほうに見ていただくとおわかりかと思うんですけど、工夫していただきまして、簡易プールなりですね、それから簡易の乳幼児向けの三輪車、そういうのも買っていただきまして、共有して貸していただいておりますし、簡単なゲーム辺りのですね、やつも購入していただいて事業をしていただいているという実績がございますので、それに加えてですね、新たなものできないか、指定管理者側とですね、よくよく話し合いを行いまして、さらに内容の充実ができないか、そういうところもさっ

き思い描きましたので回答をさせていただいたところでございます。引き続き、本町といたしましては、先ほど椎葉議員は、遊び場づくりの方針をまず作るべきではないかというふうなお話でございましたので、そこら辺の内容も検討いたしますし、来年度の施政方針の中にもそこらも幾らかうたい込んで、できる限りの対応を行っていきたいということで考えておるところでございます。以上でございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、遊び場の充実についての関連質問を終わります。

次に、一つ、道路や駐車場に張り出した樹木などの対応について、椎葉議員の質問を許します。

4番（椎葉弘樹君） 質問事項の2、道路や駐車場に張り出した樹木などの対応について、一般質問を行います。

要旨の1、森づくりを推進するまちとして、車道や駐車場に張り出した樹木などに適切な措置を講じる考えはないか。本要旨における車道とは、国道219号、町道向田上辻線、通称湯前ふるさと農道から町道浜川中猪線、通称フルーティロードとさせていただきます。また、駐車場とは、駐車可の道路標識がある箇所とします。私有地から張り出している樹木などは、土地所有者に所有権があるため、この影響で事故や怪我をされた場合は、ご承知のとおり、その土地の所有者に賠償責任が発生する場合があります。これは民法第717条や道路法43条などで規定されているところです。そこで、担当課にお尋ねします。町内の車道や駐車場において、車両の通行の妨げになりそうな樹木はありますでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） まず国道219号ですけれども、中猪地区付近から横谷トンネル入口付近までの区間で樹木の枝が道路敷に張り出している箇所があります。また町道向田上辻線、浜川・中猪線についても、道路敷に樹木の木が張り出しているところがあり、そのままに放置した場合に通行の妨げになる可能性があると考えております。また駐車場の標識ですけれども、まず町道敷地内には、樹木の木が張り出している箇所は道路パトロールで把握しております。そしてまた、住民の方からの情報提供により倒木の発生を把握しております。次に駐車場の標識の状況ですけれども、町道に駐車場整備している箇所はなく、県管理の国道219号においては、中猪地区から横谷トンネル入口までに箇所数として13か所把握してるところでございます。

4番（椎葉弘樹君） 参考資料としまして、一般質問関連資料の7ページから10ページをご覧いただければと思います。車両の通行の妨げになりそうな箇所を私の視点で挙げているところです。道路法第30条及び道路構造令第12条の建築限界は、高さが4.5

メートルです。本一般質問における車道は毎日多くの大型車両が通行しています。枝木が伸びると、大型車両の通行の妨げになります。西米良村に向かう国道 219 号の途中にある電光掲示板や標識は、見づらくなっている箇所があります。横谷トンネルに至るまで、複数の駐車場があるわけですが、枝木が伸びて駐車しにくい箇所があります。一般公道では、車両の高さ制限は通常 3.8 メートルとされていますが、車両のバックミラーが枝木に当たり、破損することがあるという話も聞いております。大型車両に当たった枝木が道路に落ちていることもあります。また、枝木が飛び散ると対向車などに当たったり、枝木を巻き込んだりして大変危険です。金子議員が以前一般質問されたんですが、同様の一般質問ですね、当時の答弁で町長は、担当課で町道や農道の管理を十分行うべきと答弁されています。

そこで担当課にお尋ねします。車道や駐車場に張り出した樹木などの把握は十分できていますでしょうか。管理方法などの課題がないか、確認させていただきます。

建設水道課長（稲森一彦君） まず把握ですけれども、道路パトロール等で把握しております。また住民の方からの通報により、そういうところでも把握しているところがございます。また課題についてですけれども、まず職員で倒木等があったりした場合、職員のほうで対応できるレベルのものであれば、その都度撤去するには心がけております。全体的には、場所にもよりますけれども、車両関係ですね、木を取るバケットが付いている。そういう関係も必要がありますので、そこら辺の対応についてはちょっと課題があるのかなというふうに考えております。

4 番（椎葉弘樹君） 先ほど吉田議員からも一般質問がありましたが、町道 97 キロもあって、そして国道もあって、県道もあると、おそらく建設水道課職員の方々だけでは、マンパワー的な限界があるのかなとも感じているところですが、いかんせんやはり、夏場は木が伸びるのが特に早いので、ここですね、全て完璧に管理していくのは難しいんですが、何らかのやっぱり対応策というのは講じていく必要があるんじゃないかと思っています。担当課においては、毎年旬報などで、予防的なお知らせは行われているわけですが、樹木などの張り出しは所有者が気づかない場合や所有者に直接言いにくい場合、そして所有者がわからない場合、所有者が国とかの場合もあります。特に国道とか県道においては、道路管理者にお任せしている場合もあると思います。

そこで町長にお尋ねします。車道や駐車場に張り出した樹木などに、やはり適切な措置を講じていく必要があると思ってるんですが、町長の考えをお尋ねします。

町長（長谷和人君） 議員のご紹介がございましたけども、令和 5 年 4 月に民法の改正が行われておりまして、樹木の枝が越境してきた場合については、枝を切除するような督促でございますか、それから、竹木の所有者の相当の期間内に切除しない場合については、竹木の所有者を知ることができない場合につきましても、急迫の事情がある場

合については、が満たせば、越境した側の枝を切るということもできるようになっておるようでございます。この規定につきましては、国や地方公共団体が所有している道路にも適用されるものというふうに思っております。ただでございますけども、枝の切除等に要しました費用につきましては、いわゆる所有者が負担することが原則というふうになっております。今後町が実施いたしました、切除等に要しました費用につきましては、所有者に請求することになるところでございます。所有者の意向や負担能力等様々なケースがあるというふうに考えておりますので、今申し上げました運用に関しましては、特に慎重に検討すべきかなというふうに、現状として思ってるしだいでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 慎重に考える部分というのはおそらく、民法の第233条の部分だけだと思うんですが、先ほど関連資料でご覧いただきましたように、もうすでに危険と思われる箇所等も何か所かあります。

これについては速やかに対応する考えはないのでしょうか。

町長（長谷和人君） 今サイドブックスに上がっております国道219号、また県道関係ですね、これらにつきましては、早速、本議会が終了後、振興局にまいりまして、土木事務所のほうにまいりましてですね、もう直属で部長のほうに、土木部長のほうに訴えまして、早期の対応をお願いするようお願いしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） あと町道のフルティーロードとふるさと農道のほうはいかがですかね。

町長（長谷和人君） 先ほど言いましたのは、今議員おっしゃった民法第233条の改正でございます、事情があるというところがありますけども、本来でございますならば、今までやっておりました旬報等によりますと、建築限界の超えた場合につきましては、超えるまでは、本町のほうで切っても良いのかなと思うんですけども、それ以上の分については、本来、元来、所有者が行うべきというのが、基本的な私はルールだろうというふうに思っております。もし本町が実施しました、費用につきましては、例えば、50万円掛かった場合については、その回収が可能なのか。それが結局できなかった場合については、本町がそれぞれの持ち出して、何年かしれませんが、民法上の請求権はあるわけでございますけども、できなかった場合についてはその50万円については、結局、財源は一般財源になってしまうというところがございまして、そういう懸念があるために、負担能力等の様々なケースがあるので、その運用については慎重に検討すべきではないかということで私、お答えしたわけでございますが、しかし、これまでも災害時におきまして、竹が台風10号の場合についてもでございますけども、町道側に倒れてきた場合につきましては、建設課等がまいりまして、それから民間の企業にお願

いしまして、伐採した経緯がございます。これらは除きまして、先ほどから言っております部分につきましては、慎重に対応すべきというふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） その町道部分につきましては、慎重に対応する部分と速やかに対応できる部分に分けられると思いますので、ぜひ速やかに対応できる部分については、ご対応いただきたいと思います。そして、その民法 233 条の部分について、これまで、町のホームページや旬報等では、まだその改正内容というのお知らせがなされていないようです。この改正は令和 5 年の 7 月 1 日ということで、1 年半ぐらいになるんですね今ですね。ですから、これについてもやはり、町が最終的には対応する部分も出てくるかもしれませんが、その周知というのもあらかじめやっておく必要があると思うんですが、町長いかがでしょうか。

町長（長谷和人君） 民法 233 条の改正の内容については、ご指摘のとおり、お知らせしなかったというところがございますので、この部分につきましては、建設課のほうでお願いいたしまして、旬報等で説明をさせていきたいと思っております。以上です。

4番（椎葉弘樹君） 今回の質問については、町民の方や運送会社の方から、私のほうに、間接的にご指摘をいただいたものであり、これを直接、担当課のほう、担当課などへですね、通報できる仕組みがあれば、所有者や道路管理者への連絡がスムーズにできると考えています。担当職員によるパトロールは、マンパワー的にも負担になりますので、町民など外部の協力を得ることも必要ではないでしょうか。この要旨の最後の質問になりますが町長にお尋ねします。この担当課へですね、通報の仕組み、要は電話やメール、SNS などによる通報手段を設けるという考えはできないでしょうか。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため休憩します。

- - - - -
休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 5 8 分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。これまで、ちょっと私の手元に持ってきとったんですけど、こういう格好で旬報の掲載をしておりましたので、今回の民法の改正案の部分も幾らか抜粋いたしまして、掲載したいというふうに思っております。また先ほどご質問がございました、こういう内容で今伐採、枝が道路側に出てきているということで、通報する窓口をですね、建設水道課のほうに設けさせて、それも旬報の中に一緒に飛び込ませていただければというところがございます。大変失礼いたしました。

4番（椎葉弘樹君） 担当課ですね、ご苦労も大変承知をしているところでござい

ますので、なるべくこの担当課の負担にならないような、そこの仕組みづくりが上手くできないかなと思っておりますので、ぜひ安心安全の、安心安全に通行できる道路の環境整備というのを、引き続き、お勤めいただきたいと思います。以上で、要旨の1の質問を終わります。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

- - - - -
休憩 午後 1時59分
再開 午後 2時09分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

一つ、道路や駐車場に張り出した樹木などの対応について、椎葉議員の質問の途中で。発言を許します。

4番（椎葉弘樹君） 要旨の2、歩道にある街路樹は伐採も視野に入れて、整備する考えはないかについてお尋ねします。本一般質問における歩道とは、街路樹が植えてある県道43号線、時の公園から町道東方線・辻区までの区間とします。町内の歩道には街路樹が植えてある箇所が複数あります。そこで担当課にお尋ねします。

町内にある街路樹の本数について、お尋ねします。

建設水道課長（稲森一彦君） まず県道、錦湯前線のほうですけれども、時の公園から旧クロネコヤマトまで、ここの区間におきましては、31か所の植樹がされ、なくなっているのは27か所というふうに思っております。あと町道東方線でございますけれども、上村区にある簡易郵便局付近から多良木の町境までとなっております。この区間につきましては、124か所の植樹がされております。その後ですね、植栽部分を他の工事の施工により、植樹を除去したものが16か所というふうになっております。枯れたもので除去したものが48か所となり、合計の64か所がなくなっているというふうに思っております。県道錦湯前線と町道東方線の合計で155か所の植樹がされ、なくなっているのは91か所というふうに思っております。

4番（椎葉弘樹君） 最初、当初はですね、私が想定したよりも街路樹の数がですね、多かったなど。そしてまた、すでに枯れてしまったりしてなくなっているか所も4割以上あるということで、これもかなり多いなということで実感したところです。本町の街路樹は、通行人の妨げになることがあります。特に通学路となっている子どもたちが、傘を差して通学する際には、木を避けて歩かれています。車道側に張り出した樹木は通行の妨げになります。

そこで担当課にお尋ねします。街路樹の高さが、歩行者などの通行に影響しそうなか所はあるでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 道路を安全に通行するため、車道部においての通行の障害となる高さ、歩道部の路面高から木の枝の高さまでの空間が2.5メートル以上という、でないところを通行の支障があるというふうにカウントしました。県道錦湯前線では4か所、町道東方線では45か所で、また県道錦湯前線、東方線で樹木の伐採後にです、植樹マスが撤去されずに、中には雑草も繁茂しているところがあります。

4番（椎葉弘樹君） 参考資料としまして、一般質問の関連資料の11ページに、その一部を示しておりますので、ご覧いただきたいと思います。街路樹は、景観づくりなどでメリットもあるわけですが、落ち葉や倒木、見通しの障害、自転車やシニアカーの運転、維持管理などのデメリットがあります。街路樹などの剪定は、上村地区が先ほどありましたように、シルバー人材センターで対応され、そこから先の馬場地区と辻地区については自主的に行われているようです。しかし、剪定にはマンパワーや経費の負担が毎年度必要になります。そこで担当課にお尋ねします。

街路樹のデメリット、メリットはもう大体把握しておりますので、デメリットについて、担当課としてはどのように考えておられますか。

建設水道課長（稲森一彦君） 街路樹のデメリットということでございますけれども、街路樹の効果を維持するためには、剪定や除去等の適正な維持管理が必要となります。また、剪定を行わずに放置した場合には、枝葉が通行車両の支障となり、視界の確保ができなくなったりします。また歩行者の通行と、そのようなことで、歩行者の通行等の障害もあるというふうなことは考えられます。

4番（椎葉弘樹君） 街路樹のデメリットに関する考え方は、ほぼ相違ないかなと思っております。

それでは街路樹の必要性について、対象地区、例えば、上村地区、馬場地区、辻地区の方々に、その街路樹の必要性の意向は確認されたことがあるかについてお尋ねします。

建設水道課長（稲森一彦君） 上村、下村、馬場地区、そういうことおっしゃられましたので、町道東方線の街路樹関係について、御説明したいと思います。町道東方線につきましては、令和6年度に道路改良の補助事業の計画を提出し、すいません、平成6年度にです、道路改良の補助事業の計画を提出し、平成7年度から5ヵ年計画で整備したものでございます。平成6年度にです、関係する区長さん、上村、下村、馬場、瀬戸口の区長さんへの事業説明を行っております。ただ街路樹のですね、必要性までは確認は行ってないものというふうに思っております。

4番（椎葉弘樹君） その当時の街路樹を設置したときにはですね、景観もありますし、例えば、そのカーブのわかりやすさとかですね、いろんなメリットがあったし、それがその方針、方向性だったんだというのは理解しておりますが、もうあれから30年ほど経とうとしております。街路樹がなければ、車両や歩行者の妨げがなくなります

し、歩道の見通しがよくなり、自転車やシニアカーの運転がしやすくなります。地区の剪定作業などの維持管理が不要になります。樹木があった植え込み箇所を整備できれば、歩道を広く使用できるようになります。景観については、本町は森林に囲まれた景観を持っていますので、この街路樹があえてなくても問題ないのかなと考えています。

そこで町長にお尋ねします。この街路樹は確認も必要でしょうか、伐採も視野に入れて整備する考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） この東方線、国道 219 号、388、そして、錦湯前線これ 43 号というんですけども、当時、東方線関係につきましてはですね、私の記憶が曖昧でございますんで、間違っておたらいかないわけですけども、下村婦人会の山北幸さんからですね、子どもさんがカナダに行かれておられまして、その時に、街路を、実のなる街路樹をですね、植えられたということで、小鳥がその木に、街路樹に向かって実をついていると、そういうふうな道づくりができないかと言うことで、この東方線についてはですね、街路樹が設置されたんではなかろうかなというところを今ちょっと思い出したところでございます。その中でですね、先ほどから椎葉議員がおっしゃっておりますけども、目的っていうのが、一般的に、この街路樹につきましては、町並みに統一感を与えまして、季節感や潤いをもたらすための景観的な効果、それからちょっと質問を先ほど出しましたけども、二つ目として、夏の日差しを防止し、温度上昇を抑え、CO₂の吸収等の環境保全の効果。それから三つ目、並木効果によります、運転者の視線効果など、ヘッドライトの、いわゆる光等のもので、安全面での効果、それから四つ目として、火災時の熱吸収低減、それから延焼防止ということで、防災効果など、様々な効果があるということでございます。一方で樹木につきましては、当然生き物でございますので、肥培管理や剪定作業等の適切な管理をすることでないとその効果が維持できないものというふうに思ったところでございます。ご指摘のように、街路樹等の状況の調査を見ましたときにですね、支障があつてるようでございます。交通の車両、それから歩行者、特にシニアカーや車椅子の利用者、それから通学生の通行に支障になっているようでございますんで、そのような支障がないようにするためにですね、これまで以上に大変ご指摘いただいているように、もう枯れてないところもあるようでございますんで、しっかりとそこはですね、適切に管理を行っていく、そんな考えで思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 今町長が言われました、その適切な管理、適切な管理というのは、当面現状維持で枯れていったら伐採していくのか、それとも、もう早めにですね、県とかとの調整を図ってですね、地元の合意も得ながら、もう伐採していく方向性なのか、それについて伺います。

町長（長谷和人君） 適正な管理と言いますのは、先ほど言いましたように、支障になってる部分の枝葉が出るとる場合につきましては、それを適宜に剪定いたしまして、支障がないように行ったらどうかということを表示したところで、申し上げたところでございます。

4番（椎葉弘樹君） これメリットとですね、デメリットをどちらを重視していくかによるんですけど、当時の思いとかを組んでいくと、もうすぐ伐採しないほうが良いんじゃないかということもあると思うんですが、もうこれからの高齢者社会とかですね、子ども・高齢者までの安心安全な暮らしを守るためには、思い切ってもう切るという決断もあるのではないかと思うんですが、もうこれ残していくとですね、多分維持管理もずっと地区の方がですね、自主的にやっていく地区もある。上村地区のように、シルバー人材でやってもらえるところはあるんですけど、地区の方のご苦勞もあります。そういったところを総合的に考えて、やはりこれは検討をしていただいでですね、そして、費用対効果を見ながら、それをすぐ対応するのか、それとももう、当面現状維持なのか、その方向性を見いだす必要があるんじゃないでしょうか。

町長（長谷和人君） 伐採することは簡単でございまして、その中で、次のものを何か選択するということになりますと、地区の方が高齢化しているのもその負担にもなるというふうなお話でございすけども、私としては、先ほど言いましたように、これ以上にしっかりと管理を行うべきというふうに思いますので、この東方線につきましては、本町の道路管理の町でございすので、ここは予算等もですね、含めたところでしっかりとですね、ここは管理させていただければというふうに思っているところでございす。ただ申し上げておりますように、かなり木も老朽化してきております。その部分につきましてはですね、当時から時間がかかって、時間が経っておりますので、実のなる木ということで、あそこは桃木を多分植えてあるんだろうというふうに思っておりますので、そこら辺はですね、何か適地適木みたいなところでですね、新たないわゆるその空白地等がもうこそんで、成り立ってないというのもありますので、そこら辺も含めてですね、違った手段でのそういうふうな街路樹等ができないか、そんなこともちょっと今思ったしだいでございました。以上でございす。

4番（椎葉弘樹君） 少なくとも現状を見ますと、もうすでに幹の部分しか残ってない部分とかですね、ちょっと景観的によろしくない。町長の今の答弁ですと、また新たな木もですね、考えたいとかですね、あるんですけど、やはりそれ1回ですね、どちらが良いのかを考える必要があるんじゃないんでしょうか。町長の思いでですね、残したいというのはわかるんですけど、いや、どちらが本当に町のため、地区のためですね、総合的な判断が必要なんではないんでしょうか。町長それを検討する考えはないんでしょうか。

町長（長谷和人君） 多分関係します区長様方にこのお話をすると、もう管理がやおいかなら切ったほうが良いんじゃないかなってというのは、当然その回答が返ってくるというふうに思います。ですので、切るのは簡単でございますけども、これまでの先ほど言いましたように、時間、経過が年月を経っております。思い切ったことをせろっちゅえば思い切ったこともせんばんとかもしれんですけども、せっかくここまで育てた街路樹がですね、一気にして無くなってしまうというところもございまして、私としては、そこら辺は慎重にそこは考えるべきかなというふうに思っておりますので、総合的に判断するというお話でございますので、ここは一度ちょっと持ち帰らせていただきます。ただ申し上げますけど、区長さん方に申し上げるならばもう切れというふうに答えは出るのではなからうかなという、私は慎重にそこは対応させていただければと思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 私は慎重に検討していただくために、一回町としても検討するべきではないかということを行ったわけですが、町長がこれまで育ててきたと言いますが、もうすでに、樹齢30年以上経ってですね、そして、もうすでに4割以上の木がもう枯れてしまって、無くなってしまっている状況。そういったところを考えたときに、やはり私は、今この時期だから、検討しなくちゃいけないと思っております。

町長最後にもう一回聞きますが、これやっぱ検討しなくちゃいけないんじゃないですか。

町長（長谷和人君） 私、当時東方線がですね、ああいうふうにして道路拡幅されまして、町道では初めてでございます、片側一車線。その時に、ああいうふうな歩道の広い中に街路樹等も入れたということで、大きなプロジェクト、ビッグプロジェクトではなかったかなということでございます。そのとき私は担当はしてなかったんですけど、その思いもしますとき、私が言うのはちょっとおかしいかもしれませんが、その当時の人たちの思いを見たときにですね、ただ単に伐採すれば簡単でございますけども、その思いも含めながら、総合的に判断はさせていただきたいと、慎重にそこは総合的判断はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） この伐採も含めた検討の内容をですね、ちょっと全員協議会でもですね、ぜひ協議させていただければと思うんですが、担当課も含めて、そこを検討していただいて、そして、ちょっと議会ともちょっと協議をさせてもらえないでしょうか。

町長（長谷和人君） 先ほどいくつか私、提案申し上げたところがございますので、そこら辺も含めて、それから地元の区長さんあたりも話を聞いてみましょう。ストーリーは大分私のおりになってくるんじゃないかなというふうに思っております。そこも

含めて、議会のほうに、全協のほうに一旦、そういうことでご提案させていただきたいと思っております。以上です。

4番(椎葉弘樹君) 町長にはですね、森づくりを推進する町として、要旨の1では、安心安全な、利用しやすい道路。そして、駐車場や環境整備をさらに推進していただきたいと思えますし、街路樹については、やはり今後の高齢化社会等をですね、見据えた、そして、地区の方々の負担とかですね、そういうところも総合的に本当に判断していただいて、今後の街路樹のあり方、検討していただきたいと思えます。

以上で要旨の2の一般質問を終わります。

議長(金子光喜君) 一つ、道路や駐車場に張り出した樹木などの対応について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

8番(倉本 豊君) 全協のほうでまた協議ができるということで、無理して聞く必要はないんですが、ちょっと気になったのはですね、町長が言われた山北さんのほうの話から街路樹をおわすようになったということですが、あの頃できた道で、街路樹がおわするところが結構あるわけですね、学校前とか他町村の、私はあの時代に、確認なんです、その街路樹をおわすのが何かこう、おわさなければならん。これだけのあれをするならばおわさなければならんという、その補助事業だったのかなというふうにしたもんですから、そこの確認です。

町長(長谷和人君) 先ほど言いましたように、平成6年度に計画して、平成7年度から5年間にわたって実施したと。当時、私担当でございましたので、その事業のほうに主査として取り組んできております。当時のことは、まだちょっと記憶も定かでないところでございますけれども、熊本みどりの三倍計画というのがあったと思えます県のほうでですね、それに則った道路整備をというところでしたものではないかなというふうに思っているところでございます。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで一つ、道路や駐車場に張り出した樹木などの対応についての関連質問を終わります。

以上で椎葉議員の質問を終わります。

以上で本日予定した一般質問を終わります。

- - - - -

議長(金子光喜君) お諮りします。ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、明日9月10日、午前10時に開きます。

議事は、一般質問、報告、議案審議等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

延会 午後2時34分

第 2 号

9 月 1 0 日 (火)

令和6年第6回湯前町議会定例会

〔第2号〕

令和6年9月10日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 報告第 4号 | ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について |
| 日程第 3 | 報告第 5号 | 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について |
| 日程第 4 | 議案第70号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第71号 | 湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第72号 | 湯前町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第73号 | 湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第74号 | 湯前町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第75号 | 湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第77号 | 湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第78号 | 湯前町地域産業交流施設の指定管理者について |
| 日程第13 | 議案第79号 | 上球磨消防組合規約の一部変更について |
| 日程第14 | 議案第80号 | 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第15 | 議案第81号 | 令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第16 | 議案第82号 | 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |

2. 応招議員

- | | | | |
|-----|------|----|------|
| 1番 | 吉田精二 | 2番 | 西靖邦 |
| 3番 | 遠坂道太 | 4番 | 椎葉弘樹 |
| 5番 | 森山宏 | 6番 | 黒木龍次 |
| 7番 | 味岡恭 | 8番 | 倉本豊 |
| 10番 | 金子光喜 | | |

3. 不応招議員

- 9番 山下力

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文	
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	西	村	洋
税	務	町	北	崎	真	介	保	健	福	祉	課	長	高
建	設	水	稻	森	一	彦	企	画	観	光	課	長	伊
教	育	課	浅	田	徹		農	林	振	興	課	長	高
													橋
													賢
													一
													郎
													誠

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 6 年第 6 回湯前町議会定例会、第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（金子光喜君） 日程第 1、「一般質問」を行います。

本日は、遠坂議員 1 名を予定しております。

一つ、林業の振興について、遠坂議員の質問を許します。

3 番（遠坂道太君） 改めまして、おはようございます。3 番議員の遠坂です。ただいま、金子議長の許可を受けましたので、通告書にしたがい、一般質問を行います。

過去最大級とされた台風 10 号で、町内の被害は想定より小さく抑えられました。29 日の未明の鹿児島県上陸直前に、中心気圧 935 ヘクトパスカルの記録的な強さに発達しましたが、上陸直後に陸上付近に長時間とどまり、勢力を弱めたとみられます。総雨量は、横谷峠で 27 日から 30 日まで 519 ミリの雨量となりました。そこで、一般質問をいたします。

一つ、林業の振興について伺います。農林振興課より、湯前町の林業の現状についての資料を提出いただいておりますので、資料の説明をお願いいたします。

農林振興課長（高橋 誠君） おはようございます。遠坂議員の林業の現状についての説明でございます。タブレットのほうに説明資料を載せておりますので、それについて説明させていただきます。

まず、1. 森林の面積でございます。国有林については 2,187 ヘクタール。公有林については 816 ヘクタール。私有林については 584 ヘクタールとなっております。

次に、2 の樹種別面積でございます。スギの 573 ヘクタール。ヒノキ 602 ヘクタール。合わせまして人工林については、1,267 ヘクタールとなっております。天然林につきましては、マツの 0.87 ヘクタール。クヌギ・広葉樹と合わせまして、132 ヘクタールとなっております。

次に、3 の素材生産額と生産量でございます。上球磨森林組合さん、また湯前木材事業協同組合さん、2 つの事業体についての素材生産額を申し上げますと、令和元年度、3 億 6,274 万 7,000 円。5 年度を申し上げますと、4 億 8,881 万 1,000 円と約 1 億 2,000 万円の増となっております。生産量につきましても、令和元年度につきましてもは 3 万 8,920 立米。令和 5 年度につきましてもは 4 万 6,343 立米となっております。

4の保有山林面積規模別経営体数が474人となっております。これは町内町外合わせでの数、人数になってございます。

5の林道・作業道の延長でございます。林道については15路線、1万6,019メートル。作業道につきましては37路線、4万1,682メートルとなっております。

次に、6の高性能林業機械の保有台数でございます。上球磨森林組合さん、スイングヤーダほか14台を所有されております。湯前木材事業協同組合さん、これもタワーヤーダほか3台を保有されております。

次に、7の年代別林業就業者の推移ということで、これも上球磨森林組合さんと湯前木材事業協同組合さん、2つの事業体ですが、これを10代から60代以上まで報告いただきまして、まず、令和元年度につきましては、10代から60代以上で31人。合計を書いておりませんが31人でございます。令和5年度につきましては、合計の26人ということで、減少してございます。

次に、8の新規就業者の推移でございます。これも上球磨森林組合さんと湯前木材事業協同組合さんでございますが、上球磨森林組合さん、令和元年度が6人。令和5年度は1人ということで若干減ってきております。

9の特用林産物の推移でございます。県の報告にしておりますけども、本町だけの生産量でございます。乾燥しいたけが元年で0.4トン。5年度がちょっと数値が見当たりませんでしたので、令和4年度申し上げますと0.2トンとなっております。あと竹のほうをご覧の数字となっております。

次に、たけのこの共販の推移ということで、これはJA上球磨選果場を、お聞きしたところでございます。出荷量につきましては、これ上球磨のほうの全体ですね、令和3年度が26トン。令和5年度が5.2トンとなっております。その下が、湯前町分でございます。現在令和5年度は24キロということで、かなり少ない量でたけのこは販売されているというところでございます。

3番（遠坂道太君） ただいま課長より答弁いただきました。数字をお聞きになったようにですね、やはり当町の特有、国有林が61パーセント。公有林が約23パーセント。民有林が16パーセントといった形で、大半の森林が国有林が占めてるという自治体は、全国でも少のうないのではないのでしょうか。そして今、課長から答弁いただきました、現状につきましてもですね、見ますと、特にこの中から、やはり今後の湯前町の課題がですね、出てくるんじゃないかというふうには考えておるところでございます。この高性能機械につきましては、熊本県でも、もう5本の指、3本にも入るような機械の導入の数だというふうには私は聞いております。そして、あと年代別を見ますとですね、特に上森の場合が34名から20何名に減っているというような形で、徐々にですね、や

はり若い人たちが取り組んで、入る人が少なくなっている状況じゃなかろうかというふうに私も理解しているところでございます。

そこです、ただいま課長から説明いただきましたけれども、そこでそれを踏まえた中で、湯前町の林業の課題についてですね、お伺いしたいというふうに思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 農林振興課のほうで把握していると言いますか、認識しているところでございますが、総合計画の後期計画から答弁させていただきますが、本町の民有林につきましては、上球磨森林組合さんをはじめ、林業事業者が適時、森林整備を行っておられます。適切に管理されている森林が多いと私も見ておりますが、多くの雇用を創出して、地域振興の一躍を担っているということでございます。森林内も資源が成熟してですね、森林の伐採が増えるとともに、再造林や下刈り・間伐、そういった作業の増加が見込まれますが、林業事業者の確保が困難な状況にあって、これは喫緊の課題となっております。また本町含む当地域はですね、森林経営管理の集約が進んでおまして、林業が生業として成り立っている、全国的に見ても稀な地域でございますが、森林所有者の森林への関心の薄れから未相続となる森林があります。これにつきましては、将来的に管理できない森林の増加が危惧されているということでございます。また今年ですね、記録的な猛暑が続く中、下刈り作業・再造林作業など、過酷な労働環境の中、労働力不足が顕在化しているということ。それに関しては、一つは給与面の雇用条件であったり、安全関係の環境などの要因も考えられ、必要な改善も続けていく必要があるのかなと考えております。そして、林業事業者の労働力不足については、伐期を迎える森林、町有林も含めまして、計画的な伐採と造林事業に大きく影響を与えていく懸念があること。そして、林業事業者の人手不足の中でございますが、事業者は高性能機械を導入して、作業道を入れながら、省力化、また道の耐久性の高さを求めながら努めているということでございますが、災害発生を懸念して、架線集材を求める声も聞こえてくるなど、様々に我々も課題を抱えているところでございます。

3番（遠坂道太君） ただいま、課長より、課題につきましてですね、答弁をいただきましたけれども、非常にやはり課題もですね、山積みされたような状態、特に林業経営者当たりですね、もう山を辞めたいという方が結構増えてきているというような話も聞いておるところでございますし、また、特に一番問題となるのは、林業に従事する担い手の問題、確保と育成ではなかろうかというのが一番の課題でなかろうかというふうに私も思っているところでございます。

そこで要旨1のですね、林業就業者の確保・育成はどのようになっているのかについて伺います。林業就業者の確保・育成については、上球磨森林組合の廣瀬組合長も今後の課題として、現在の従業員の労働条件の整備より、人材の流出を防ぎ、加えて新規人材の確保が大命題となることは明らかであると、本年度の総会で述べられておられます。

林業従者の減少要因としては、木材価格による採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低下、伐採量の減少と森林資源の成立による造林作業の作業量の減少、林業の労働災害の発生率が高い、以上の内容が減少の要因と考えられると思います。

町としても、色々取り組んでおられ、そこで町内の事業体、また、森林組合の林業従事者に対して、現在町の対応はどのようにしているのか、伺います。

農林振興課長（高橋 誠君） 町内の林業事業体は、製材関係を除きますが、上球磨森林組合様をはじめ、4事業体ございます。上球磨森林組合様の取り組みの例を申し上げますと、緑の雇用事業を活用した技術向上研修であったり、高校生を対象とした就業説明会の開催、社員の森林経営プランナー資格や森林組合監査士資格の取得など、人材育成と確保に努められております。本町につきましては、令和5年度に森林環境税の財源を活用して、林業担い手対策事業に取り組みまして、4つの事業体に作業に必要なチェーンソー、刈払機、空調服、ヘルメット、無線機など、林業作業に必要な備品、そして、安全装備品の整備に対する補助金の形で支援を行ったところでございます。

3番（遠坂道太君） 今、課長より答弁いただきました。先ほど、上森の例も言われたと思いますけれども、やはり上森の場合も、やはり年々、従事者が減ってるということで非常に問題視されているような状態です。そこで、上森のほうもですね、取り組みとしては、関係ある高校とかですね、そして、五木に林業大学校がございまして、そこを活用しての採用とか、そういう募集をですね、されているような状況でございまして。そこでですね、町の対応についてはさっき伺ったわけです。

そこで今後町として林業就業者の確保・育成についてですね、ダブるかもしれませんが、今後どのように考えているのかについて伺います。

農林振興課長（高橋 誠君） 先にも述べましたが、猛暑の中で下刈りや造林作業、過酷な労働環境では、若い方、そして、ベテランの方も相当の負荷がかかっていらっしゃると思いますし、早朝から昼までの時間で作業を終えるなどの就業時間の工夫もされておるとお聞きしております。本町としては安全装備品であったり、作業環境改善のための補助金制度、これは森林環境税なども活用しながら、継続していくべき支援・施策だと考えております。また林業従事者と担い手確保については、そういった過酷な作業環境に見合う賃金であったり、給与体制も厳しいようでございますので、これは本町だけの施策では解決できる状況ではないと考えております。熊本県はですね、緑の雇用事業であったり、熊本林業担い手確保育成プロジェクトの林業担い手支援事業を展開されております。林業従事者の作業機械の支援、ほかに事業体への福利厚生に対する経費への支援、林業大学を創設した従事者の促進。林業DX事業と言いますか、そういった補助メニューを示されております。そういった国や県の支援・施策にも頼る必要もあろうかと思っておりますし、今後どのような支援策が効果的なのか、県担当者、そして、球磨郡内

の市町村担当者の情報交換の中でも協議しまして、そして、林業事業者のご意見、これもしっかりと聞きまわりたいと考えております。

3番（遠坂道太君） ただいま課長より、今後の支援のですね、今までやってきた分についての強化をしていくというような力強い言葉をいただきました。やはり、林業の担い手の確保っていうのは、確保と育成を行うには、先ほど課長も言われましたように、事業者の経営基盤の強化、生産性の向上を図るための技術者の養成、また、賃金水準の向上、雇用条件の改善、それと安全対策です。そして、魅力ある就業環境の整備が必要だというふうに私も思っているところがございます。近年、林業に就職する若者が増えているようです。これ色々とテレビ等でですねお話が、ニュースでも特別ドキュメンタリーにですね、そういう形で、私が知ってるのは宮崎県だと思いますけれども、炭焼きのお仕事で協力隊に入られて、女性の方、25～6歳の方が入って来られて、今現状3年のあれ終わって、今年から、自分で炭を焼いて、経営を行っておられてという方もおられましたようです。都会より地方都市、田舎に暮らす場を求める流れがですね、現在起きているような現状だと思います。森林の仕事ガイダンスのような、林業に就職する窓口がですね設けられ、また林業大学が各地で開講しています。ゼロから林業のことを学び、林業関係の仕事に就くことができます。林業就業者の確保・育成は、魅力ある就業環境の整備が必要であるというふうに私も思います。

次の質問に移ります。

要旨2の、特用林産物の振興を図るため、町有林地を利用して、特用林産物生産に取り組む考えはないかについて伺います。特用林産物は、キノコ類、しいたけ、栗、くるみなどの樹実類。ワラビ、タラの芽などの山菜類。木炭、薪、漆などの多くの種類があります。特用林産物は、山村地域の重要な収入源であります。そこで、新たな特用林産物の提案をいたしたいと思います。私が、これが良いなと思ったのはメープルシロップの採取ができる、イタヤカエデ等のですね、植林に取り組んでみてはどうかについて伺います。メープルシロップは海外ではカナダで多く生産されております。日本では、埼玉県秩父、長野県小谷村、九州では大分県宇目町で生産されています。日本で生産されるメープルシロップはカナダ産より、香りが良いということでもあります。取り組んでる産地は、地域の特産品として、メープルシロップを利用した商品を開発して販売をされております。メープルシロップを使った商品を町の特産として販売するために、イタヤカエデ等を町有林地を利用して、また、土捨て場等を利用した形で取り組む考えはあるのかについて伺います。

農林振興課長（高橋 誠君） スギ・ヒノキなどの針葉樹以外で、地域経済に貢献できる特用林産物のものとして議員からの提案だと思います。本町の場合は先ほど申しましたように、しいたけ、たけのこの収穫で、JAを通じての販売、または地元での個人

販売。そして、自家消費などが主なものと認識しております。また竹の加工を営まれる工場もございます。提案のカエデから採取して、メープルシロップを採集して販売するという新たな取り組みのご提案でございますが、これまで農林振興課のほうで検討した経験もない。また、当然ながら満足な知識も持ち合わせていないところでございます。これについては、雪が積もるような寒い地方の産物という感覚を持っていたのですが、湯前町の町有林にメープルシロップの採取を、樹液を採取できるカエデが自生しているところはないとお聞きしております。よって、新たに植栽するには、その気候であったり、土壌環境であったり、栽培技術、そして、植樹して、樹液の採取が始められるまでに20年以上かかると言われておりますので、そのような樹木に詳しい方に聞くなど、そして、大切なのは、製品加工、また販売ルート、必要であれば国内の産地を見るなど、まずは初歩的な情報収集から始めなければならないと考えております。

今回議員からのカエデの植栽の提案、取り組む・取り組まないは別としましてですね、そのほかにも沢山の種類の樹木があると思っておりますが、私ども林政担当を林政業務に携わる職員としてですね、幅広く知識を得ること、次の林業振興に応用できるかもしれんというふうな知識を沢山得ること、これはあらゆる視点で見るとしても大切なことかなと考えております。

3番（遠坂道太君） 課長から答弁いただきました。あえて私がメープルシロップに絞って話をしたのは、大分県の宇目町辺りでもできるということが一つのラインでもあったもんですから、そういう話をしました。私も年数がかかるというのは知っております。でも、これが先々のことを将来をですね、見据えた形での自然林の形としての取り戻しをやっていくということが、一つ言える、環境の問題、それとやはり景観の問題ですね、その辺りを踏まえた形での取り組みが必要かなということでの、形を出したところでございます。またほかにもですね、あったわけですよ、山椒とか、タラの芽とか、私もタラの芽は天草時代に取り組んだことがございます。やはり販売というのが、非常に必要になります。そしてつまものでございますので、やはり価格が変動します。そして農家の手取り、やはり作られた方の変動が非常に激しい、そういう問題もございました。だから、それ以上のことは増えておりません。それとまた、今湯前でも取り組まれたことがあると思っておりますけれども、万両ですね、森林のスギとスギの間にですね、植えられたということがございます。やはり正月前の花ということで、非常に需要も高いとございますし、やはり今後そういうふうな踏まえて、これ鹿児島県の加世田のですね、ところに万両でございます。私も見に行ったことがあるんですけども、非常に山の中の整備をきちっとしながら、そこにハウスが建てられる、小さいハウスが建っているような状態で栽培され、そして、出荷を12月入ってから切って、20日頃から出荷をされている。結構な金額が上がっているというようなことを聞いております。今後ですね、先

ほど言いましたように、年数もかかりますけども、そういった今後のですね、森林として、スギとかヒノキだけを植えるんじゃないで、そういった形での取り組みをですね、景観を一つの、最初の景観をまず持った形での取り組みをしていただきたいというふうに思っておるところでございます。それとやはり、これもですね、将来的に農業公社ともですね、残っていくわけでございます。将来そういう農業公社がですね、そういった取り組みの事業もですね、一つの形として、できるのではなからうかというふうに思っているところでございます。現在の公社では、対応は難しいと思います。やはりこの、先ほど、課長が言われた20年かかりますので、公社は難しいと。そして、この辺りですね、公社がやはりいろんな対応ができるような体制づくりをですね、取ることが必要ではないかというふうに思っているところでございます。

食の安全・安心に対する消費者のニーズに応えるとともに、地域の特色のある新たな特産林産物の掘り起こしや、品目及び規模に応じた生産・流通の整備が今後必要となるわけでございます。やはり今後そういった取り組みをですね、町として、町がリーダーシップを取っていくということが、今後の課題ではなからうかというふうに私は考えてございます。

そこで要旨の3のですね、今後の林業振興についてどのように考えているのか、町長に伺いたいというふうに思っているところでございます。

町長（長谷和人君） これまで課長が色々と答弁をしてくれてるとちょっと重なるかもしれませんが、お答えしたいと思っております。林業につきましては、農業と同様に本町の基幹産業でございまして、これまで先人の人たちが、守り受け継いでいただきまして、立派な経済林ができております。またその森林につきましては、自然環境の保全や地球温暖化、自然災害を防ぐなど、多面的な機能を持っているところがございます。そして、農林業の活性化が町全体の活性化に繋がっておりますし、地域の雇用の場として、本町の最も重要な産業の一つであるということは、先ほど議員からもご発言をいただいておりますということで、私も認識は同じというふうに考えております。そして、その大きな基本方針と、柱となる施策の考えでございますけども、総合計画の後期計画に示しておりますように、湯前町町有林管理計画に基づいた施策を図ってまいるところでございます。可能な限り伐期に適した主伐、また切った後の部分につきましては、植林・造林・育林を行いまして、この森林の循環を継続的に図っていくというのが基本であるというふうに思っております。また、令和2年7月豪雨災害で被災いたしました現場につきましては、いまだ道半ばの状況でございます。まだ完了していない、林道災害復旧工事も優先させていただきたいというふうに思っております。加えまして、治山のほうも含めて工事を進めてまいりたいというふうに思っております。それから、合わせまして、企業と協働の森づくりの事業や森林環境税などを財源といたしました、林業振

興の施策も組み合わせ、効果的に展開してまいりたいと考えております。林業従事者等担い手確保は、本町だけの施策で解決できる状況でもございません。国や県に対しまして、本町の実情を示しながら、本町にとって効果的な対策になるよう、働き方とともに、国や県、そして、林業事業体と連携いたしまして、担い手の確保と林業の振興に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） ただいま町長より、総合的な、今後の町長の林業に対する振興についての答弁をいただきました。町の林業は様々な課題を抱えていますが、特に林業の担い手の確保・育成ではないかと思えます。

事業体も、魅力ある就業環境の整備が必要であり、今後、町としても、育てる林業から利用する林業に取り組んでいかなければならないと思えます。

一つ、林業の振興についての質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、林業の振興について、遠坂議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

1番（吉田精二君） 関連質問いたします。冒頭に課長のほうから準備していただいた資料の説明の中で、課長が例えば、相続をためらっている後継者がいるというふうなことを言われました。私も色々相続関係、ご相談を受けたりするわけですけども、山林ばかりでなく、農地のほうもですね、例えば、本人が亡くなられて都会に行ってる子どもさんたちが、田んぼとかいらんばいとか言われる方もいらっしゃいます。ただ、今年度から相続登記が義務化されて、誰かの名義にせんばならんというふうな時代になっております。ただ、やはりこの前、昨年でしたか、山林所有者に対して、アンケートか何か、意向調査をされたと思いますが、やっぱりその中でもやっぱり都会にいらっしゃる方かな、もう山林とか受けたくないというふうな意見もあると思えます。そこで、そのような山があった場合には、もう山も荒れて生産性がゼロのような状態になる。また、災害発生の原因となるような山も増えてくると思えます。

そこで提案なんですけれども、そういうふうな受け手がないような山について、例えば、町のほうで買い上げて、町のほうが管理するというふうな計画等を考えたことはないのか、質問したいと思えます。

農林振興課長（高橋 誠君） 森林経営意向調査というものをですね、令和3年、令和4年、令和5年までちょっとかかりましたが、そういった中で、森林所有者への森林の、今後どうするのかというアンケートも実際行っております。そういった部分の中で、やはり多くは管理が行き届かないと、今後どうして良いかわからない、町のほうにというふうな考えの方も当然いらっしゃっておりますし、そのことが長引くことで、相続放棄とか、山が荒れていくというふうなことに繋がるかと思っております。農地のほうの相続の義務化については、私のほうも理解しております。山林のほうにつきましては、

町有林に隣接するような私有林ですね、お隣って言いますか、そういったものについては、考えられるのかもしれませんが。またこれは一つの例でございますが、そういった森林が放棄されるような私有林につきましては、町のほうが一旦、自治体がですね、借りてというか、預かって、10年ほど施行して、また所有者に返すというふうな取り組みをされている例もございます。そういったことも昨年から勉強し始めておりまして、実現かどうかは、まだまだ検討をかなりしなきゃいけないところでございますが、そういった相続関係については、何かしらできないかというふうなことで農林振興のほうでは検討を始めているところでございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

4番（椎葉弘樹君） 要旨の2のほうで、担当課長のほうから、林産物の知識を広めたいということでご答弁をいただいておりますが、町長としてはこの林産物の生産について取り組む考えはあるのかについてお尋ねします。

町長（長谷和人君） 今回ご質問いただきました、メープルシロップでございますが、それ以外の件についての特用林産物関係についてはですね、隣接町村辺りでも、たけのこの生産とか、干したけとか、それからしいたけ等に取り組んでおりますので、そこら辺の需要がありますならば、本町としても取り組みはしていくべきかなというふうにいるところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 現状取り組まれてる部分について、さらにそれを強化していきたいのか、それとも現状維持していきたいのか、このあたりのお考えをお尋ねします。

町長（長谷和人君） 失礼いたしました。今回補正でも幾らか上げてさせていただきますけども、竹タケノコの生産関係ですね、竹林の整備等関係も今回出させていただきますので、そこは前向きに進行はしていきたいというふうにいるところでございます。以上です。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、林業の振興についての関連質問を終わります。

次に一つ、河川整備について、遠坂議員の質問を許します。

3番（遠坂道太君） 河川整備について、伺いたいと思います。

要旨1、町管理の河川の土砂等の撤去状況と今後の河川整備について、どのように考えているのかについて伺います。町内の河川は、令和2年7月豪雨、令和4年9月の台風14号で最大な被害を受けました。災害が発生するたびに河川復旧工事も先に進まず、また新たに災害復旧工事を行わなければならない状況でありました。

そこで、現在の河川整備状況、災害復旧状況、土砂の撤去状況につきまして、伺いたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 河川整備状況ということでございます。まず災害復旧状況のほうから御説明したいと思います。令和2年7月豪雨によりまして、河川災害復旧事業は、大谷川で3か所、蓑谷川で3か所、牧良川で3か所、竹ノ谷川で1か所、合計の4河川で10か所の被災がっております。そのうち9か所が現在まで完了しております。令和4年9月台風による河川災害復旧事業は、蓑谷川1か所、牧良川2か所、計2河川で3か所の被災があり、2か所が完了しているところでございます。次に、河川の整備状況、これ災害復旧以外になりますけれども、災害の発生を防止または災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づきまして、夜狩内川、浅巻谷川、牧良川、都川支川の4河川について、整備を実施しているところです。内訳的になりますけれども、夜狩内川につきましては、全延長700メートルのうち、改修する区間、54メートルを令和5年度で完成しております。浅巻谷川は改修延長800メートルのうち、令和5年度で、246メートルを発注しております。残りの554メートルを令和7年度までに改修する予定というふうにしております。牧良川につきましては、改修延長13メートルのうち、令和5年度で6メートル。令和6年度で7メートルを改修する予定としております。都川支川につきましては、改修延長67メートルのうち、令和6年度で30メートルを発注し、令和7年度で37メートルを改修する予定としております。土砂撤去状況につきましては、令和2年7月豪雨、令和4年の台風等による河川に堆積した土砂撤去につきましては、蓑谷川、牧良川、大谷川の3河川で、令和5年度までには完了しているというふうなことでございます。

3番（遠坂道太君） ただいま課長より答弁いただきました。やはりもう災害の関係につきまして、延長されているところもありますし、河川のほうもですね、一部できないところもあったと、まだやっておられるところもあるというような話でございます。先月の台風10号において、8月ですね、24時間の雨量もですね、新聞等によれば、湯前町では最高の値というのは新聞に掲載されておりました。河川においては、多量の土砂の流出もあったのではなかろうかというふうに思います。先ほど、土砂の撤去状況について答弁がありましたが、大谷川を見ますと、山ノ口の一部をですね、撤去されておりますが、上流の撤去がですね、まだ行われていない状況であります。

そこで、大谷川の上流部分の土砂の撤去はいつ頃になるのか、伺いたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 今年の梅雨期と8月末、先月の台風10号により、大谷川でも土砂が堆積してる状況でございます。9月議会のほうでですね、追加の補正をお願いしたいというふうに思っております。補正予算可決後にできるだけ早く対応できればというふうに思っているところでございます。

3番（遠坂道太君） 一応今度の計画は、上流のところの、土砂が溜まる場所の土砂だと思います。その途中のですね、石がゴロゴロ大きいのがあります。これが一つの、上流から木がですね、流木が流れてきて引っ掛かり、そこにまた土砂と石が溜まって、それが一つの災害の原因になっているような、原因かなと私は思っております。そういうところをですね、計画をしていただき、そういう撤去をですね、お願いをしたいというふうに思っております。

最後に今後の河川整備について、どのように考えておられるのか、これは町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

町長（長谷和人君） 今後の河川整備についてということでございますけども、本町におきましては、準用河川整備につきましては、国の防災減災国土強靱化対策の一環といたしまして、先ほど課長答弁しておりますけれども、令和5年度に策定いたしました、緊急自然災害防止対策事業計画に基づきながら、夜狩内、浅巻、牧良、都川支川の4河川の整備を令和7年度までには完了したいということで、今現在計画として進めておるところでございます。次に近年、先ほど議員から質問がっておりますように、豪雨や台風等が大規模化・頻発化いたしまして、防災・減災の対策も重要性が一段と増しておるところでございます。河川上流からの土砂流入の防止のために、これまで林野庁や県にお願いをいたしまして、治山ダム、それから森林保全整備も今後も実施していくというのも重要だというふうに考えております。今後も林野庁や県との情報交換も行いながら、土砂流出・抑制を一層推進したいというふうに思っております。しっかりとこの部分につきましては、令和7年度災害以降、営林署、それから国・県にお願いをいたしまして、治山の整備を今現在進めさせていただいております。また災害が発生した場合につきましては、施設の災害の速やかな復旧を図り、再度災害や被災の拡大防止のため迅速な対応に当たりたいと考えております。本町の準用河川は全て球磨川水系でございます。令和4年8月に策定されました、球磨川水系河川整備計画に基づき、国管理区間、県管理区間の整備と本町の河川整備との調整も図りながら、効果的・効率的な整備を図っていく考えとしておるところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） ただいま町長に力強い今後のお言葉をいただきました。やはり、災害が発生しない、予防をするということが一つの課題だと私は思っております。今度の台風10号における雨量は、全国各地を見ますと過去最大というような情報もですね、出ておるわけでございます。河川の氾濫が各地発生もしておったようでございますし、今までない東北地区辺りがあのような状態、やはり、九州はあれは普通、しょっちゅう今まであったもんですから準備はされとったわけですが、準備をされてないところは、現状大変ではなかったのかと思います。そこで先ほど言いましたように、こういう災害

が出ないように整備をしっかりと行っていただくことが必要じゃないかというふうに思っております。

今後町の河川整備に期待をしたいと思います。

これで一つ、河川整備について質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、河川整備にいて、遠坂議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、河川整備についての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

本定例会に通告された質問が全て終わりましたので、これで一般質問を終わります。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第2 報告第4号 ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について

議長（金子光喜君） 日程第2、報告第4号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第4号、ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について、提案理由の説明を申し上げます。

ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況を説明するため、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 報告第4号、令和5年度第27期ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について報告します。

報告資料にページを付しておりませんで、大変見にくい資料となっております。大変申し訳ございません。

提案説明書の次のページをお開き下さい。「別記 令和5年度（第27期）事業報告」の説明をします。

令和5年度は、コロナ禍からの緩やかな持ち直しを続けながら、宿泊事業は、旅行支援もあり、コロナ禍前までに売上を伸ばしました。しかし、原材料価格の高騰や世界経済の減速の影響を受け、国内の経済を取り巻く環境は、厳しさを増しています。物価高、燃料費の高騰、最低賃金の引き上げなどにより宿泊費、レストランメニュー、温泉料金の値上げを実施することになり、持続可能な成長を続けていくためには必要な措置をとることになりました。

湯楽里が、持続可能な形での復活に向けた更なる観光旅行地としての魅力を、グリーンパレス公園と一体とした取り組みができたことは最大の強みでもありました。

観光資源の情報発信、消費額拡大、誘客促進を目標に湯楽里、グリーンパレスの施設が、観光地湯前の更なる取組を官民一体となって推進してまいりました。新型コロナウイルスの影響で、2020年から2022年度は、大きく売上が減少しましたが、観光旅行者や団体での利用者数も回復してきております。しかし、受け入れ態勢の強化が思うようにいかなかったことで売上を伸ばすことができませんでした。

ポストコロナに向けた観光需要に対応した人材育成、人材確保に向けた取組みが、観光産業の売上に大きく左右されます。人材不足の解消が喫緊の課題であり、働き甲斐がある仕事、従業員にも魅力ある職場として定着していくことが課題でもあります。

次のページをお願いします。

各部門の主なものを報告します。まず湯楽里部門でございます。

4月、温泉入浴料を大人料金50円アップの500円に改定し、回数券、入浴手形もそれぞれ改定しました。

5月から6月にかけては、こどもの日、母の日、父の日における各種イベントを開催し集客に努めました。

8月には、自転車競技連盟主催の全国ジュニアステージロードレース大会が湯前町で行われましたので、その宿泊客64名を受入れました。

9月は、宿泊料金について1,000円値上げを実施しました。また、第2回奥球磨駅伝大会が開催されましたので、その宿泊客84名を受入れております。

10月には、インボイス制度開始や熊本県最低賃金が改正され、湯楽里もその対応を行っております。

11月、レストランメニューなどの値上げを実施しました。

次のページをお願いします。

湯楽里杯ビーチバレーボール大会を開催し、70名の参加がありました。

12月は、夏目友人帳アニメ化15周年コラボイベントとして、温泉スタンプラリー施設として参加し、集客に努めました。

1月は、奥球磨どんぶりフェアが3月20日まで開催され、どんぶり提供施設として参加しました。

3月にはひな祭り限定企画を行い集客を行っております。

続いて、グリーンパレス部門でございます。

5月、6月には、ゴールデンウィークイベント、母の日、父の日イベントをそれぞれ計画し集客に努めました。また、B & G海洋センターの協力のもと、キャンプ場利用のお客様にプール利用無料キャンペーンを実施しました。

また、湯楽里杯グラウンドゴルフ大会が行われ、24名の参加がありました。

次のページをお願いします。

8月には、夏祭りイベントや昆虫採取イベントなどを計画し、キャンプのお客様がイベントを通じて楽しめる企画を開催しました。

10月には、キャンプ用品ブランド国内シェア第3位の株式会社スノーピークと提携を行い、提携キャンプ場としてホームページ上の掲載や特典が受けられるサービスを実施しました。業務提携については、このほかに国内シェア第2位の株式会社モンベルとも提携し、グリーンパレスキャンプ場の認知度アップに努めております。また、グリーンパレス公式ロゴマークを作成し、オリジナル商品を販売できる体制を構築しました。

3月は、レールウイング内にあるユノカフェとのコラボ企画として、お花見ヨガを実施し、ランチボックスの販売を実施しました。またグリーンパレス公園内の桜をライトアップし集客に努めました。

次のページをお願いします。下段のほうでございます。

総会につきましては、定時株主総会を6月29日に開催し、取締役会は5月から2月まで合計6回開催しました。また、監査につきましては、決算監査、中間決算監査、現金監査を実施しています。

2ページめくっていただきまして、第27期貸借対照表をご報告いたします。

まず左側の表、資産の部の説明でございます。

流動資産額につきましては、現金から未収入金の合計5,984万6,628円となりました。

中ほど、固定資産額につきましては、有形固定資産、投資、そのほかの資産合計1,812万1,210円となり、資産の部合計は、7,796万7,838円となりました。

続いて、表右側、負債の部でございます。

流動負債額は、買掛金から未払い法人税等の合計1,196万4,265円でございます。また、固定負債額は、2,967万円となり、負債の部合計が4,163万4,265円となりました。

次に、下欄の純資産の部でございます。

株式資本額につきましては、3,633万3,573円となりました。資本金1億円から利益剰余金マイナス6,366万6,427円を引いた額となります。

利益剰余金につきましては、利益準備金40万円からそのほか利益剰余金マイナス6,406万6,427円を差し引いた額でございます。

そのほか利益剰余金の内訳については、記載のとおりでございます。

負債・純資産の部合計額は7,796万7,838円となります。

次のページをお願いします。

第27期の損益計算書をご報告します。

まず売上高は、温泉売上からゲストハウスまでの各部門の売上合計は、 の欄 1億3,021万1,167円となりました。前年比1,697万7,869円の増であります。

売上原価は の欄になりますが、2,156万1,928円でございます。

売上高合計から売上原価を差し引いた、売上総利益 の欄は、1億864万9,239円となりました。

の欄、販売費及び一般管理費は1億3,737万2,491円となり、売上総利益金額から差し引いた営業利益は、 の欄 マイナス2,872万3,252円となりました。

指定管理料などの の欄、営業外収益は1,712万7,015円となり、支払利息などの の欄、営業外費用を差し引いた経常利益がマイナス1,176万184円となりました。

、 の欄、特別利益、特別損失をそれぞれ360万円となり、 の欄の法人税等18万2,500円を差し引いた、当期利益がマイナス1,194万2,684円となります。

の欄、前期繰越利益のマイナス5,212万3,743円に当期利益マイナス1,194万2,684円を加えました、当期末処分利益につきましては、マイナス6,406万6,427円となりました。

右下をご覧ください。

第27期利益処分につきましては、第27期末処分利益がマイナス6,406万6,427円で配当金、利益準備金ともに支出がなく第28期繰越利益も同額となりました。

次のページの2ページにわたりまして、第27期の各部門の利用実績表とグリーンパレス利用状況を掲載しておりますので後ほどご覧ください。

次のページをお願いします。

令和6年度、第28期の事業計画を説明いたします。

基本方針でございます。2020年からの新型コロナウイルスの流行から4年以上が経過し、経済活動は新型コロナ禍前の状態に戻ろうとしています。しかし、需要回復とともに、エネルギー価格の高騰に伴う物価高が継続しており、生活に様々な影響を与えています。国内の旅行支援も終了し、コロナ禍前までに回復していた宿泊事業も物価高騰が懸念材料となっています。観光資源を活かした観光地が復活するためには、サービス従事者の人材不足を早急に解決し、取り組むことが必要だと考えます。

これからも奥球磨湯前町へ観光に訪れる目的の一つとして、湯楽里、グリーンパレスであることは間違いのないと思います。今後は、インバウンドの回復で、外国人旅行者の

ニーズに対応した利便性や快適性を向上することを、新たに取り組みを実施することで、集客、売上アップを目指して行くこととしています。

各部門につきましては記載のとおりでございます。省略をさせていただきます。

なお、この報告に関する参考資料としまして、議案説明資料のフォルダ内に令和5年度経営状況の概要及びキャッシュフロー計算書を掲載していますのでご確認ください。

以上、報告第4号、ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況についての説明を終わります。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

2番（西 靖邦君） 事業計画ですね、インバウンドで外国人旅行者のニーズに対応した利便性や快適性を向上するということがありますけども、どのような内容の利便性や快適性をやるつもりですか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず湯楽里の看板関係ですね、室内の看板関係、多言語化にしたりとか。今館内の放送をやっておりますけれども、それについても多言語化に対応するという形で今後やっていくというところで湯楽里側から聞いております。

3番（遠坂道太君） 入浴料ですね、値上げをされてですね、何か影響があったのか、それにつきまして伺いたいと思います。利用者の影響です。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 一般の入浴料につきましては、増えているってところで湯楽里側から聞いております。定期券につきましては、値上げをしまして、その影響があるのかということで湯楽里側に聞きましたけれども、今のところ影響はないと、若干下がっておりますけれども、これは今の時期がちょっと暖かい時期でもありますので、冬にかけてはまた前年並になるのではないかと、ほかの周辺施設の温泉施設もですね、入浴料が上がっておりますので、その付近を湯楽里の良いお湯をPRしながらですね、集客に努めてまいりたいと思っております。

8番（倉本 豊君） 大変厳しい経営状況が続いております。町長は自助努力がない限り資金の投入はしないというふうにおっしゃっておりますが、心配なのは、その従業員さん達のモチベーションだと思っております。時給と言いますか、いわゆる給料は、それなりに上げてやっておるのか、もしそれでも足りないのであれば、ちょっと思い切った手当を出しながらしてやっていかないと逃げられたら終わりですよ。ただ新しく入って来られる方は多くありませんので、そこら辺の状況をちょっと説明をいただきたい。

町長（長谷和人君） 今の課長のほうから説明してますように、経営状況大変厳しくございまして、コロナ禍の影響によりまして、5年度についても残念ながら赤字でございました。その中でちょっと今の質問と、前段のお話をさせていただくわけでございますけども、負債の部の中の借入金2,900万円ほどございます。これはいわゆる政府系の資金までかってですね、どうしても動かさなくちゃいけないというところがございます。この返済が実は5年度から始まっております。加えて、これまでの負債額累計で6,000

万円を超えてるわけでございますけども、合わせながら、今従業員というお話だったんですけども動かなかった、いわゆる宿泊なり、飲食という形でレストラン部門が動かなかったということで本来でございましたら、基本給プラス時間外等が支給が可能であったわけでございますけども、今おっしゃったように非常に基本給が安いということで、辞められていった従業員さんがおられました。そのほかにもいろんな事情があったわけでございますけども、辞められて、人材不足になったということで、そこら辺も加味しながらどうにかやらないかなということでございまして、昨年度から基本給については、現状のまま、幾らか見直しているわけでございますけど、ボーナス、これを満額出すことが今現在できてないところでございまして、大変従業員の皆様にはですね、申し訳ないなというふうに思っております。その中で夏と冬につきましては、気持ちばかりでございますけども支給はさせていただいております。ここも取締役会の中で協議をさせていただきまして、しっかりとそこは支配人と私とですね、打ち合わせながらやってくれんだろうかというお話は聞いてるわけでございますけど、何せあと売り上げがですね、1,500万円ほど伸びたらですね、この赤字の解消が可能になりますので、今おっしゃってる部分につきましても、当然幾らかでも、賞与、ボーナスも大きく支払いができるんだろうというふうに思っておりますので、そこをしっかりと見据えながらですね、やっていきたいというふうに思っております。それからもう一つ、公的資金の話をされたんですけど、以前の中でも私お話を申し上げてるわけでございますけども、やはり自助努力をやってこそ公的資金のほうもお願いできないかなというふうに思っております。決して私公的資金を求めないということは発言しておりませんので、自助努力をやってこそ、そしてその中で、今年度も見ましたときにですね、どうしても経営が厳しいということであれば、それは臨時的に公的資金もあるのかな、恒久的な公的資金っていうのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますので、その状況を見ながら、臨時的に公的支援もあるのかなというふうにそこは少し表現を変えさせていただきましてですね、決して求めていないということではなくて、必要であれば求めていきたいというふうに思っておりますので、その前にもちゃんと自助努力があつてこそ、議会の議員の皆様方もご理解いただくんじゃないかと、そんなことを思っているところでございます。以上でございます。

8番（倉本 豊君） 町長の考え方はわかるんですが、自助努力をする上においてですね、従業員のモチベーションを含めて、給料が一般的なところからすると私は安いんじゃないかなと。ボーナスも含めてですね。そこに持って行って自助努力と言っても、モチベーションが上がってこない中では始まりませんので、少々の、また給料を上げてやるということは経費に繋がりますんで、赤字が大きくなるわけですが、思い切ってちょっと上げてやってですね、モチベーションを上げてやって、その代わり努力してくだ

いよと。そういうふうには持っていけないと人が逃げていってしまえば終わりなんですよ、だからそこも加味しながら、自助努力のほうは、ただ単に頑張れ頑張れて言うとしても駄目だと私は思っておりますんで、そこをちょっと、思い切った政策ちゅうか、そこ上げたらいかがでしょうかね。

町長（長谷和人君） また返してのような話になるかもしれませんが、経営の中でやっぱり一番は収益でございます、その収益をいかにして確保して、そしてその中のパイの中でやっぱり支出をするというのが一番の原則ではないかなというふうに思っておりますので、そこは倉本議員がおっしゃるのもごもっともでございます、いかにしてモチベーションを高めていくかというのがございます。ですから今回、議員の皆様方にご紹介しておりますけども、副支配人も人材不足ということでございましたんで、副支配人も採用しております。それからレストラン部門についても、新しい職員さんをですね、入れさせていただきまして、人間が足りない、不足をですね、今いくらかでもカバーしようということで動きも今進めております。その中で、受け入れ体制をしっかりとしないと、いわゆるそのお客様が来てですね、結果、対応ができないという部分がございますんで、一番最初のやっぱり受け入れ体制を堅持する、しっかりとそこを守る、新しい形もやっぱり追求すべきかなというふうに思っておりますんで、その上に立って、賃金のアップですね、基本給は入っていただくときに条件がちゃんとしてございますので、そこ以外に先ほどから言っております、ボーナス等をいかに付加してあげるか、そこにかかってくるのではなからうかなというふうに思っておりますんで、今のお言葉をちゃんと肝に銘じながらですね、経営をしていきたいというふうに思います。なお、未だにまだ6年度になりますけども、飲食関係がやっぱり戻ってきておりません。上半期でいきますと、若干上向きあるわけですけども、今年も大変厳しい現状があるのかなというふうに思っております。改めて、人材も求めながらやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

5番（森山 宏君） 貸借対照表の中にですね、未払い消費税が挙がって、計上されておりますが、これは中間払いをした後の決算額のことになるのでしょうか。それとあと1点、指定管理料には、消費税預かり金が発生するのでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 森山議員の未払い消費税と、支払うべき部分をここに挙げてるところです。お見込みのとおりでございます。指定管理料については、もう税込みという形の、含めてうちが支払っているという形になります。

5番（森山 宏君） 確認ですけど、指定管理料の中には、仮払消費税を含んでいるってことですね。ということは、湯楽里さんは1,700万円のうちの170万円は、これ損益に関係ないんですから、貰ってるけども、その分はもう完璧な消費税預かり金というふうに計上されとかんばということは、そこから原価に含まれなかった部分の差額は、

消費税で指定管理料から払わんばんということになりますけども、それで良いんですかね解釈は。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 指定管理料については、貸借対照表の中には消費税を抜いたところで計上してるということでございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第4号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」の報告を終わります。

日程第3 報告第5号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について

議長（金子光喜君） 日程第3、報告第5号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第5号、一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人湯前町農業公社の経営状況を説明するため、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

農林振興課長（高橋 誠君） 湯前町農業公社の経営状況について、報告いたします。併せまして、タブレットに議案説明資料として、農業公社経営状況の概要、キャッシュフローを掲載しております。それでは、タブレットの2ページをお願いします。

事業実施状況を申し上げます。

第13期となる令和5年度は、受託作業やふるさと納税返礼品事業などを継続して行いました。また農作業の機械貸し出しを図るため、トラクター、田植え機、草刈り機、などの機械の貸し出しも始めました。公社が所有している農地は、除草や耕起による保全管理を行い、周辺農地に病害虫等による悪影響を及ぼすことのないように適切に管理を行いました。また栗については、適正な管理のもと、一部の圃場で収穫を行いました。

1、令和5年度湯前町農業公社関係行事等

理事会は、5月1日の第1回理事会をはじめ、12月20日の理事会まで、合計6回の理事会を開催しました。6月8日に決算監査を実施し、6月30日に通常総会を開催しました。6月28日に鹿児島県南大隅町から本町農業公社への視察研修を受け入れ対応を行いました。

3ページをお願いします。

2、農業生産実績につきましては、(1)粟は一部収穫ができたところですが、年度末1万8,142平方メートルの管理作業と収穫、また、(2)保全管理は、年度末2,524平方メートルでございます。

4ページをお願いします。

3、売上高等の実績を申し上げます。

(1)売上高、売上高は、粟2万7,291円、その他の売上は、ふるさと納税返礼品でございまして9,000円。合計3万6,291円でございます。

次に、役務収益は、作業受託57万3,325円、受託件数は26件でございます。また、農作業機械のリースは30万400円ございました。

次に(2)営業外収益につきましては、補助奨励金は、農業公社事業補助金は、機械リース用の48馬力トラクターを購入するための補助金280万円を含めまして、合計480万円でございます。

4、農地の管理は、圃場条件が悪く、耕作困難な農地については、周辺の農地に病害虫等による悪影響を及ぼすことがないように耕起や草払いなどを行い、適切に管理を行いました。

5ページをお願いします。

財産目録でございます。これにつきましては、次のページの貸借対照表で御説明いたします。

6ページをお願いします。貸借対照表でございます。

左側の資産の部ですが、流動資産は、現金、普通預金、定期預金までの合計が1,088万9,568円です。

次に、売上債権は、売掛金3万8,512円です。

次に、棚卸資産は、製品から貯蔵品までの合計5万8,733円です。

次に、その他流動資産はございません。したがって、流動資産の合計が1,098万6,813円でございます。

次に、固定資産は、建物から車両運搬具まで、有形固定資産の計827万4,985円です。

次に、投資等は、出資金、長期貸付金を合わせ、合計25万4,458円でございます。

固定資産の合計は852万9,443円となつてございまして、資産の部の合計は1,951万6,256円となつたところでございます。

次に、表の右側、負債・純資産の部でございます。

流動負債は、未払金から未払法人税等まで、流動負債の計107万8,230円でございます。よって、負債の部の合計も同額の107万8,230円でございます。

次に、純資産の部でございます。株主資本ですが、資本金9,000万円です。

その他利益剰余金のほう、繰越利益剰余金は、マイナス 7,156 万 1,974 円でございますので、株主資本計は、1,843 万 8,026 円となっております。よって、純資産の部の合計が、同額の 1,843 万 8,026 円でございます。

一番下ですが、負債・純資産の部の合計、1,951 万 6,256 円となったところでございます。

次に、7 ページをお願いします。損益計算書でございます。

売上高の合計が 91 万 16 円でございます。

売上原価の合計が 187 万 3,502 円ですので、売上総利益はマイナス 96 万 3,486 円でございます。

次に、販売費・一般管理費計が 190 万 9,956 円となっておりますので、営業利益は、マイナス 287 万 3,442 円でございます。

次に、営業外収益の計が、521 万 8,749 円でございます。

営業外費用は 0 となっております。したがって、経常利益は 234 万 5,307 円となっております。

次に、特別利益はございません。

次に、特別損失もございませんで、税引前当期（損失）は、234 万 5,307 円、法人税、住居税及び事業税が 7 万 1,000 円ですので、当期利益は、227 万 4,307 円となったところでございます。

次に 8 ページをお願いします。

第 14 期、令和 6 年度事業計画を御説明します。

1、基本方針

湯前町農業公社は、地域課題を克服し農林業を中核とした地域の維持と総合的な地域の活性化を図るため、「農地保全や町にある地域環境資源を次世代に継承する役割」並びに「町の生き残りのための産業を創出すること」を目的として平成 23 年度に設立し、現在 13 期が経過しました。

令和 3 年度に策定した農業公社経営方針に基づき事業に取り組んでおります。取り組みの中で出てきた課題や成果等を踏まえて、第 14 期の令和 6 年度の事業を展開してまいります。

今後、担い手の減少や高齢化が進行することから、農業公社に対する期待やニーズが高まることが予想されるため、これからの湯前町の農業を持続可能なものにするために必要な体制の在り方について検討します。現在、使用していない旧事務所については、貸し出しや売却など有効活用する方向で検討を進めます。令和 6 年度は、農業公社経営方針の最終年度となるため、次の展開へ進んでいくための次期経営方針を令和 6 年度に策定を行います。

9ページ以降は、農地管理計画、農作業受託事業、農業機械等リース事業、地元産資源活用事業、ふるさと納税返礼品事業について記載しております。

最後に11ページをお願いします。

4、町からの補助金

令和6年度は受託作業や機械リースを中心とした事業計画としていますが、今はまだ、運営状況が不安定なことや、事務局長不在など職員確保ができていないなど体制が整っておりません。よって、湯前町の農業と農地を持続可能なものにするために必要な公益性のある事業に取り組んでいくため、湯前町に農業公社が活動できるように必要な支援として300万円の町補助金をお願いしております。これについては当初予算でご可決いただいております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

5番（森山 宏君） 損益計算書を見るとですね、一番最後で損失の部分が出てますよね、法人税は、これは引くんですか、足すんじゃないんですか損失に。それ1点と、また、すいません消費税ですけども、消費税を預かってると思うんですけども、払ったほう、仮払消費税が多かったので、納める消費税はなかったということですかね。

農林振興課長（高橋 誠君） 公社については、1,000万円以下の非課税になりますので、この損益計算書のとおりで間違いはないということでございます。

5番（森山 宏君） すいません、課長の答弁ちょっと確認なんですけども、当期損失ですよ、赤字でも法人税は納めんばいかんとですよ、税法上、ですから、これ損益にプラスされてるっちゃうことじゃないんですかね。

地域再生戦略推進係長（黒木優士君） すいません、先ほどの森山議員の質問ですけども、販売費や一般管理費の合計が黒字が190万円となっていて、すいません、営業利益のほうマイナス280万7,000円となっていて、そこから営業外収益の補助金をいただいて、234万5,307円となっております。そこから法人税とかを引いた利益、当期ということで227万4,000円というふうになっているところです。以上です。

5番（森山 宏君） すいません、三角のあれと見間違っておりました。これは、括弧損失がどうしても気になってたもんで、これは黒のほうのあれですね。整数のほうが普通じゃないですね。わかりました。

3番（遠坂道太君） これは前も私言いましたけれども、農業機械のリース等2年目になってるんですけども、非常に利便性、非常に助かっているという農家の方もおられます。それで田植え機がですね、大きいもんですから、軽トラにも何も乗りません。それで移動する場合の問題はですね、非常に大変だということがですね、トレーラーを

持ってられるところはできるかもしれませんが、持っていない、で使いたいという方が非常に困っておられる点をですね、お話を聞きます。そこでやはり、必要とされる部分のですね、やはり、トレーラー等もですね、今後必要となっていくんじゃないかというふうに思っておりますし、またトラクターも45、今度導入されましたけども、45は大型になるわけですね、そして、やはり2町から以下の方はほとんど勤めの方が結構おられるわけです。そういう方はトラクターを持たず、ないからって言って大型持ってないから乗れないというのが非常にいらっしゃると思います。やはり自分で使いたいという方が結構おりますので、その部分をやはり再度、検討されるべきじゃないかという形が、そういう農家の方からの話もあっておりますので、それにつきましてどのような方向性を考えておられるかについて、お願いいたします。

農林振興課長（高橋 誠君） 令和5年度、令和6年度もですね、田植え機につきましては、活用されております。運搬につきましては、自走をされる、幅がありますからですね、自走するのはちょっと、田植え機はちょっと自走はですね、好ましくないんですけども、トレーラー辺りの手配につきましては、ご要望あればまた検討しますし、配達と言いますか、そういったことも考えることもできますので、工夫を行いたいと思っております。あとトラクターにつきましては、65馬力、45馬力、18馬力とそれぞれに準備をさせていただいているところでございますので、また大型特殊ですか、免許、トラクター限定の免許に相当したトラクターというお話かなと、伺ったところでございますけども、これもまた公社のほうで理事会等でお話をさせていただければ、こういった話がありましたよということで協議して、お願いしたいと思っております。

3番（遠坂道太君） 検討していただくのは良いと思いますけれども、私が言うのは、それ以下、普通の免許で乗れるような形でのトラクターを言ってるわけでございます。その辺を踏まえた形で、大きいのは非常に結構かと思えますよ。でも、そういう形で乗れない方が多いわけですね、その辺も含めた形のサービスとするのが一つの公社を作った意味だと私は考えております。そうしないとやはり、今から機械まで買ってするという方はどんどん減ってきてます。ほとんど今のやってる機械まで買ってまでしないという方が非常に多いです。するとそういう形で土地もですね、空いていくわけですね。その辺を考えてやはり町でリードできる、リーダーシップが取れる部分についてはやるべきじゃないかというふうに思いますよ。それを踏まえた形で今後また検討することをですね、非常に求めたいと思っておりますが、町長の意見をお願いいたします。

町長（長谷和人君） 基本的には今、高橋課長が答弁したとおりでございまして、田植え機につきましても、再度、理事会の中で諮りまして、そういうご要望があったというふうなお話をさせていただきたいというふうに思います。それからトラクターにつきましても、実は私も大型トラックの運転するために免許を取りに行った1人でございま

して、しっかりとその対応はしております。加えて、そのトラクターの種類等ですね、馬力とかではなくて、今回のその大型っていうのは、一番最後のロータリーの部分の大きさがどれだけ、1メートル70でしたか、69だったか70だったか、それを越えた場合についてが大型でございますので、その辺の機械がですね、あるならば、そこら辺も踏まえたところで対応ができるのかなというふうに思っております。そこはしっかりと理事会の中で話をさせていただきたいというふうに思っております。前向きに農業公社を進めていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方のご協力をぜひよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 再度、力強い言葉をありがとうございました。それでですね、ぴかまるについてですねちょっと聞きたいんですよ、ふるさと納税の返礼品としての形で取っておられるわけですが、令和3年度から5年度にかけてどのくらいの量が動いてるかそれについて、数字がわかればお願ひをしたい。そして、5年度はどのくらいの作付けがされたのか、そしてまた、6年度の取り組み現状は、現状についてもお聞ひしたいというふうに思います。

議長（金子光喜君） ぴかまるは農業公社のほうとは違うそうですので、そこは別の質問ということでご理解ください。

ほかにありませんか。

5番（森山 宏君） 経費の中に減価償却費は入ってるんでしょうか。一般管理費の中に入ってるんですかね。車両も持たれてないのかなと。

農林振興課長（高橋 誠君） 一般管理費の中に減価償却費を含んでございます。あと車両につきましては、軽トラックと65馬力のトラクター、18馬力のトラクターとロータリーが入ってございます。

2番（西 靖邦君） マンパワー不足ということは言われてますけども、地域おこし協力隊の日高君が赴任されてますけども、今後その人材確保というのは、どのような方向で人材確保されていくつもりでしょうか。

農林振興課長（高橋 誠君） まずは事務局長がいない中でのこの公社の運営を余儀なくされている状況でございます。作業と言いますか、事務方と作業もありますけども、事務方もまた、多面的機能支払の広域協議会のほうと兼務しながらの二足のわらじでの事務をされてます。作業員につきましては、季節・時期によって雇用の数が変わりますが、この地域おこし協力隊の方については、今1年弱になりますけども、かなりの作業量を行っておりまして、非常に助かっている人材でございます。この方につきましては公社の力となって、まだまだ継続してお力を借りたい。そのほかのマンパワーにつきましては、やはり募集をかけなきゃいけないんですけども、なかなか人材が確保できない

のが実情でございまして、どのように図っていくかっていうのは、また理事会の中で協議すべき重大な課題かと思っております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第5号「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」の報告を終わります。

議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第4 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（金子光喜君） 日程第4、議案第70号、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第70号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮を新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたため、関係する条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 刑法等の一部を改正する法律の施行により、自由刑、いわゆる受刑者の身体を拘束する刑として、懲役と禁錮とあったものが、改正後は拘禁刑に一本化されたことに伴いまして、本町の関係する条例の字句の改正を行うものです。

2ページをご覧ください。

第1条は、湯前町行政不服審査会条例。

第2条は、湯前町個人情報の保護に関する法律施行条例。

第3条は、職員の文言に関する手続及び効果に関する条例。

第4条は、湯前町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例。

3ページをお願いします。

第5条は、湯前町一般職の職員の給与に関する条例。

第6条は、湯前町議会の個人情報の保護に関する条例。

以上、6つの条例の中に記載があります、懲役と禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。具体的には5ページ以降の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

また、第1条中の第1項という文言は、条例上、そもそも不要であったものでございまして、削除するものでございます。

附則として、施行期日は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から、経過措置は、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるほか、記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第5 議案第71号 湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について

議長（金子光喜君） 日程第5、議案第71号、「湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第71号、湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

公設公営インターネット接続サービスの終了に伴い、使用料を徴収する必要がなくなったため条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 町長からも説明がありましたとおり、公設公営のインター

ネットサービスが令和5年度末をもって終了いたしました。ただし、使用料の徴収の一部が令和6年度も残っておりますので、本条例も残しておいたわけですが、この度、使用料の徴収が全て終了しましたので、本条例を廃止するものです。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号、「湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第71号は、原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第72号 湯前町税条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第6、議案第72号、「湯前町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第72号、湯前町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

公設公営インターネット接続サービスの終了に伴い、徴収の猶予の取消しに関する条文から、当該使用料を削除するため条例改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 内容につきましては、ただいま町長が申されましたとおりですが、3ページの新旧対照表をご覧ください。

右の欄が改正前、左の欄が改正後になります。右の欄、改正前の下線部、第10条第1項第6号、湯前町インターネット使用料、この部分を削るものでございます。

2ページをご覧ください。

附則として、この規約は公布の日から施行するものです。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号、「湯前町税条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第7 議案第73号 湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第7、議案第73号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第73号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、被保険者証が廃止されることとなったため、国民健康保険法等の関係法令の一部が改正されることに伴い、湯前町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

税務町民課長（北崎真介君） 議案第73号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、被保険者証が廃止されることに伴い、本条例に改正が生じたために行うものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表にて説明いたします。

第7章 罰則 第14条におきまして、右側、1行目改正前下線部分の、第9項としていたものを、左側、改正後下線部分、第5項に改めました。これらは、国民健康保険法の改正により、その第9条の第3項、第4項、第9項をはじめとする各項が削除、整理さ

れたため、第 15 項あったものが第 7 項までになったことにより、項ズレとなったものでございます。

続きまして、2 行目改正前下線部分、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還求。」この求という字は衍字になります。申し訳ありませんが、この機会に同時に改めるものです。続けると、「被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を改正後下線部分、「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

同じく改正法により、国民健康保険法第 127 条第 1 項から、被保険者証の返還に応じないものに対する 10 万円以下の過料の規定が削られる事となったため、この条例としては、それに伴い、同項に基づくその返還の求めに応じない場合の規定を削るということになります。

2 ページに戻りまして、附則において、第 1 条では、この条例は令和 6 年 12 月 2 日から施行となります。第 2 条では、改正された法の政令により従前の例となる事とし、施行日前にした行為の罰則は、これまでどおりとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 7 3 号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 7 3 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第 8 議案第 7 4 号 湯前町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第 8、議案第 7 4 号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第 7 4 号、湯前町下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道法施行令の改正により公共下水道に排除される下水の排水基準数値が見直されたので、湯前町下水道条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第74号、湯前町水道条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、下水道法施行令第9条の4第1項第5号において、特定事業場から公共下水道等に排除される下水に含まれる六価クロム化合物に係る排水基準を定められていますが、今般、六価クロムの人体に影響の正確な評価が可能となったことから、環境基本法や水質汚濁法といった関係法令に基づく水質基準が強化されたことを踏まえ、特定事業場からの下水の基準についても、1リットルにつき、六価クロム0.2ミリグラム以下に強化されることに政令が改正され、これに伴い、湯前町下水道条例の一部を改正するものです。

3ページをご覧ください。

新旧対照表により説明をいたします。表の左側が改正後です。

第10条第1項第5号、六価クロム化合物1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下を0.2ミリグラム以下に改めるものです。

2ページに戻っていただきたいと思えます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第75号 湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第9、議案第75号、「湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第75号、湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

水道法の規定に沿った内容にするため、湯前町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第75号、湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

水道法第15条第2項により、水道事業者は常時給水の義務を負っています。湯前町水道事業給水条例第13条第1項は、給水停止することができる場合として「非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情」などによる規定としています。

上位法である水道法の第15条第2項のただし書きでは、水道事業者が給水義務を負わない場合を「災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合」としていることから、湯前町給水条例第13条第1項の水道施設の損傷は、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合でなければならないため、経年劣化等の損傷では該当するとは言えず、上位法の水道法の規定に沿った条項とするため、湯前町水道事業給水条例の一部を改正するものです。

3ページをご覧ください。

新旧対照表により説明をいたします。表の左側が改正後です。

第13条第1項中「非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情」を「災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合」に改めるものです。

2ページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号、「湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決しました。

**日程第10 議案第76号 湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
について**

議長（金子光喜君） 日程第10、議案第76号、「湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第76号、湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

駅前団地2棟を建設したことに伴い、別表における所要の改正が必要になったため、条例の改正をするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第76号、湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

地域優良賃貸住宅として2棟2戸建設いたしました。この住宅を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

4ページをお願いいいたします。

新旧対照表により説明をいたします。表の左側が改正後です。

別表括弧（第3条関係）となります。

項の8の欄に、令和6年度建設分を追加するものです。

団地名：駅前団地 地番：湯前町1760番地7 建設年度が令和6年度、構造としまして、木造瓦葺平屋建て、戸数が2戸、1戸あたり床面積87.09平方メートル。

備考欄に建設住宅がわかるように、括弧書きで（5号～6号）と表示しております。

3ページをお願いいいたします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号、「湯前町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第77号 湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第11、議案第77号、「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第77号、湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

町条例の基準となる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 議案第77号について、御説明いたします。

今回の改正は、条例を定めるに当たって従うべき基準である厚生労働省令において、保育所等における満4歳児以上の職員配置の最低基準についての見直しを行うとともに、これを踏まえて、満3歳児の職員配置の最低基準についても、併せて見直しが行われたことによるものでございます。改正の主な内容について、3ページ以降の新旧対照表により御説明いたします。

4ページをお願いします。

第3章第2節、小規模保育事業A型、第29条、職員について、第2項第3号及び第4号において、満3歳以上4歳未満の園児、概ね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところ、概ね15人につき、1人以上とするよう改め、満4歳児以上の園児概ね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、概ね25人に1人、25人につき1人以上とするよう改めるものでございます。

以下、第31条、第44条、第47条も同様の改正を行うものでございます。

2ページをお願いします。

附則において、この条例は公布の日から施行し、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置を設けております。なお、本町には現在、本条例に該当する事業所はないところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号、「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第12 議案第78号 湯前町地域産業交流施設の指定管理者について

議長（金子光喜君） 日程第12、議案第78号、「湯前町地域産業交流施設の指定管理者について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第78号、湯前町地域産業交流施設の指定管理者について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町地域産業交流施設の目的及び事業の内容は、当該団体の目的及び事業計画と同様であり、本施設の活用による農産物の高付加価値化、販売拡大や消費拡大などにより、農業振興や所得向上につながると考え指定管理者に指定したいと提案するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

農林振興課長（高橋 誠君） 地域産業交流施設の指定管理者について、御説明します。

資料のほうはタブレットのとおりでございますが、

指定管理者に施設管理を行わせようとする公の施設の名称：湯前町地域産業交流施設

指定管理者となる法人又は団体の名称：くまくまアグリ

指定の期間：令和6年10月1日から令和11年3月31日まで

以上で説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号、「湯前町地域産業交流施設の指定管理者について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第13 議案第79号 上球磨消防組規約の一部変更について

議長（金子光喜君） 日程第13、議案第79号、「上球磨消防組規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第79号、上球磨消防組規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

上球磨消防組規約の一部を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるためです。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 2ページの新旧対照表をご覧ください。右の欄が改正前、左の欄が変更後になります。上球磨消防組規約の一部を次のように変更するものです。

まず、規約第4条に、事務所の位置を規定されています。改正前は字名も記載してありましたが、改正後は字名を削除し、多良木町大字多良木3146番地1に変更されるものです。

次に、第11条に経費支弁の方法が規定されています。第2項の2行目、ただし、の後ろに、「組合長が特に必要と認める場合は、組合議会の議決を経て別に定める。」を挿入します。これは昨日、組合から説明がありましたとおり、指令センターの人口割による負担金を徴収する根拠がないため、新たに定めるものでございます。

また、それ以降の分につきましては、第3項として分割し、第3項の1行目、負担金は、の後ろに、「前項の規定にかかわらず、」を挿入し、3行目、市町村と交付金の間に

「等」を挿入します。

附則として、この規約は、令和6年12月1日から施行するとなります。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、他の加入団体と同様、同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号、「上球磨消防組規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第14 議案第80号 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について

議長（金子光喜君） 日程第14、議案第80号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第80号、令和6年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,500万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、48億1,066万6,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、児童手当の拡大、クラウドフォン導入、全国消防操法大会出場、道路災害復旧工事、国県関係の令和5年度事業実績に伴う精算返還金などの費用を計上するものでございます。

また、債務負担行為の補正、町債の補正も行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課長（西村洋一君） 今回の補正予算（第5号）は、かなり補正内容がございしますので、説明時間が少し長くなりますがご了承願ひたいと思います。

事項別明細書の歳出15ページをお願ひいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等 94 万 5,000 円は、一般職員の児童手当でございます。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、令和 6 年 10 月以降の児童手当は、3 歳未満の第 1 子と第 2 子は月額 1 万 5,000 円、3 歳以上高校生年代までは 1 万円、第 3 子以降は全期間で 3 万円に拡充になったことから、増額計上したものです。

節 4 共済費の中で、上の段、雇用保険料 18 万円は令和 5 年度雇用保険料確定に伴う不足分を増額計上しました。下の段、労災保険料マイナス 2 万 8,000 円は、同じく労災保険料確定に伴い更正減額いたしました。

節 9 交際費 50 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止となっていた総会や式典などの再開や、企業誘致・イベント誘致・森林保全活動・企業版ふるさと納税の取り組みなど、企業との意見交換会等の機会が増加したため、増額計上したところでございます。

節 10 需用費 2 万 5,000 円は、町長・副町長の名刺印刷代を増額計上いたしました。要望活動の増加に伴うものでございます。

節 11 役務費 8 万 5,000 円は、イベント再開等による新聞広告の増加等により増額計上しました。

節 12 委託料 3 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっておりました区長研修再開に伴います、マイクロバス運転委託料を新たに計上しました。

目 5 財産管理費、節 11 役務費、上の段、番号ポータビリティ手数料 1 万 7,000 円は役場庁舎の電話システムの変更に伴い、現在の電話番号を新たなシステムにませ換えるための手数料を計上しました。

下の段、ドローン保険料 23 万 9,000 円は、新たに購入いたしますドローンの機体の保険料と賠償保険料を計上しました。

節 12 委託料 675 万円は、クラウドフォン環境構築業務委託料として、先ほど御説明しました、役場庁舎の新たな電話システムの環境構築業務委託料を計上しました。導入費用は少しかかりますが、ランニングコストが大幅に削減可能となるため取り組むものです。

節 17 備品購入費 495 万円は、新たな電話システム用の電話機を購入するため新たに計上しました。

目 6 公有林管理費、節 12 委託料 450 万円は、本年 5 月の大雨で崩落しました作業道下仁原線の補修業務委託料を新たに計上しました。なお、財源は、補助率 68 パーセント、県の森林環境保全整備事業補助金 306 万円を充当いたします。

目7交通安全対策費、節11役務費5,000円は、通信費でして、本年10月1日から郵便料金が値上がりすることにより、増額計上しました。

目13定額減税に係る調整給付事業費、節11役務費、上の段、通信費1万5,000円は、当初対象者を650人と見込んでおりましたが、その後、国から支給されました算定ツールにて改めて確認したところ710人が見込まれることになりましたことから、60人分を増額計上しました。

下の段、手数料8,000円は口座振込手数料など、節18負担金補助及び交付金600万円は、定額減税に係る調整給付金を同様に60人分増額計上いたしました。

なお、財源は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税一帯支援枠）を給付金分として600万円を充当いたします。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費、節1報酬1万1,000円は、選挙管理委員報酬を、また節8旅費4,000円は費用弁償を増額計上しました。いずれも選管関係の会議回数の増に伴うものでございます。

16ページをご覧ください。

目2町議会議員選挙費、節7報償費3万1,000円は、選挙公報配布に係る報償費で、区長さんに配布していただいておりますが、これまで郵便料金と同額でお願いしておりましたので、10月の値上げに伴い増額計上するものです。

節10需用費10万6,000円は、印刷製本費で、投票用紙、投票用封筒及び当選証書、また選挙の7つ道具など、物価高騰の影響により値上がりしているため増額計上するものです。

節11役務費、上の段、通信費29万7,000円は、選挙運動用はがきと入場券発送の費用ですが、10月の値上げに伴い増額計上するものです。

下の段、広告料マイナス65万円は、選挙ポスターの掲示板をこれまで木材で作成し設置しておりましたが、アルミ板のレンタルに変更することで、経費の削減につながると判明しましたため更正減額しました。

節12委託料20万円は、ただいま申し上げました、選挙ポスター掲示板の設置と撤去を町のシルバー人材センターに委託するため新たに計上するものです。

節13使用料及び賃借料40万円は、先ほど御説明しました、アルミ板の選挙ポスター掲示板レンタル料を新たに計上しました。経費削減の額が5万円と併せて町のシルバー人材センターにお金を落とすことができるというメリットがございます。

節18負担金補助及び交付金335万4,000円は、選挙運動公費負担金を当初予算では少く見積もっておりましたので、最大の場合を想定し追加計上いたしました。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節19 扶助費、上の段、障害者補装具交付金事業扶助費150万円は、当初予想していた申請数を上回り不足が見込まれるため、増額計上しました。

なお、財源は国の障害者自立支援給付費国庫補助金75万円、県の障害者自立支援給付費等負担金37万5,000円を充当します。補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1となります。

下の段、障害者日中一時支援事業扶助費9万3,000円は、こちらも予想していた利用者数を上回り不足が見込まれるため、増額計上しました。

なお、財源は国の地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金46万円、県の地域生活支援事業費補助金23万円を充当します。補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1となります。

節22 償還金利子及び割引料531万2,000円、その下、目2 老人福祉費、節22 償還金利子及び割引料31万7,000円は、何れも説明の欄に記載の令和5年度事業の事業費確定に伴います、国・県への返還金となります。

節27 繰出金40万円は、介護保険特別会計繰出金として、介護保険担当者が2人から1人へ減少したことから、時間外勤務手当等が増加している分を一般会計から特別会計へ繰り出すものです。

17ページをご覧ください。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節11 役務費6万円は、児童手当の拡充により、支給回数が年3回から6回に変更になることに伴い、通知の発送が増加しますので、その分の通信費を増額計上しました。

節22 償還金利子及び割引料186万円は、説明の欄に記載の令和5年度事業の事業費確定に伴います、国・県への返還金となります。

目2 児童措置費、節19 扶助費816万円は、冒頭にも御説明しました児童手当の拡充に伴う、町民への支給分を増額計上しました。

なお、財源は国の児童手当国庫負担金859万4,000円を充当し、県の児童手当等県負担金5万8,000円と一般財源37万6,000円を減額いたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、節13 使用料及び賃借料8万9,000円は、保健センターのコピー機械が落雷により故障いたしまして、このコピー機はリース期間5年を既に経過し、使える期間は安価で使おうということで保守なしで再リースしていたものであり、またメーカーに確認したところ、修理不可能ということでございましたので、新しい機械を導入するため増額計上いたしました。

節 19 扶助費 42 万 2,000 円は、不妊治療費助成金として、当初予算では 1 人分を計上しておりましたが、この度申請がございましたので、1 人分をまち受け分として、増額計上しました。

節 22 償還金利子及び割引料 12 万 7,000 円は、説明の欄に記載の令和 5 年度事業の事業費確定に伴います、国・県への返還金となります。

目 2 予防費、節 18 負担金補助及び交付金 48 万円は、がん患者 QOL 向上事業補助金となります。この QOL とはクオリティ・オブ・ライフの略として、日本語に訳しますと「生活の質」、「生命の質」と訳され、がん患者の方の身体的な苦痛の軽減、精神的、社会的活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度という意味が含まれています。事業内容は 2 つに分けられまして、1 つめがアピアランスケア事業、これはがん治療による外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具等の購入費用を助成するもので、補助率 2 分の 1、補助上限 2 万円となります。2 つ目は在宅療養支援事業、これは若年がん患者の在宅療養に必要なサービスの費用を助成するもので、補助率 10 分の 9、補助上限 6 万円となります。

なお、補助に対する財源は、県 2 分の 1、町 2 分の 1 となり、県のがん患者 QOL 向上事業補助金 24 万円を充当します。

節 22 償還金利子及び割引料 546 万 9,000 円は、説明の欄に記載の令和 5 年度事業の事業費確定に伴います、国への返還金となります。

18 ページをご覧ください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節 10 需用費 8 万 1,000 円は、農業委員会の全国、九州、県、郡市、女性ネットワークなどの事業が活発化しておりまして、また、物価高騰により懇談会の会費上昇等により、食糧費の不足が見込まれますので、増額計上いたしました。

目 2 農業総務費、節 18 負担金補助及び交付金 50 万 8,000 円は、湯前町農業再生協議会補助金として、国の畑地化促進事業において、3 名の方が土地改良区決済金等支援を要望されており、それに係る支援金については、町での予算措置が必要となるため、この度予算計上するものです。なお、財源としましては、県の畑地化促進事業補助金 50 万 7,000 円を充当いたします。県から受けた補助金を、町から再生協議会へ補助金として支出し、再生協議会から幸野溝土地改良区へ支払うこととなります。いわゆる県補助金のトンネルでございます。

目 3 農業振興費、節 8 旅費 9 万円は、営農組合や多面的協議会などの研修参加要請が増えてきており、旅費が不足することが予想されるため、普通旅費を増額計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金 1,041 万 7,000 円は、熊本県の単独事業であります攻めの園芸緊急生産対策事業に、球磨地域農協湯前葡萄部会から、耐風性ハウス施設導入の申

請があったことから、新たに予算計上するものです。なお、補助率は3分の1で、財源は県の攻めの園芸緊急生産対策事業補助金1,041万7,000円を充当いたします。これも県補助金のトンネルでございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工費、節3職員手当等25万7,000円は、会計年度任用職員期末勤勉手当ですが、当初予算では、新規で雇用する予定でありましたが、継続雇用となったため期末手当の期間率に変更となり、増額計上いたしました。

節4共済費4万2,000円も同様の理由により増額計上しました。

節11役務費14万1,000円は、ルールウイング再整備事業に係る建築確認手数料を新たに計上しました。これは大屋根と付属棟の確認申請と完了検査の手数料ですが、大屋根については、令和7年度に完了予定のため、大屋根の完了検査の手数料は令和7年度に計上予定でございます。

目3観光費、節18負担金補助及び交付金の上の段、イベント実行委員会補助金250万円は、夏目友人帳イベント関係ですが、内容を詰めていく中で、イベント規模が拡大することになりましたので、増額計上いたしました。なお、財源は補助率2分の1の、令和2年7月豪雨被災地観光創生支援事業を充当予定ですが、確定しておりませんので、一旦一般財源を計上し、確定次第財源更正を行います。

下の段、観光施設修繕補助金500万円は、グリーンパレスキャンプ場周辺のトイレ4か所を洋式化することと、炊飯等トイレに外灯がございませんでしたので、外灯を設置するための工事費として、湯楽里に補助金として交付するため、新たに計上しました。

なお、財源は熊本地震復興基金を全額充当いたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18負担金補助及び交付金4,000円は、県道路利用者協会負担金の事業割が確定しましたので、追加計上いたしました。

項3河川費、目1河川総務費、節12委託料5万円は、県河川管理の委託料が増額となりましたので、歳入と同額を増額計上いたしました。

節18負担金補助及び交付金2万1,000円は、県治水砂防協会負担金の事業割が確定しましたので、追加計上いたしました。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8旅費の上の段、団員出張に伴う費用弁償16万円は、全国自治体消防制度75周年記念式典に団長と副団長が出席、下の段、普通旅費8万円は同様に消防主任が出席するための旅費を増額計上いたしました。

19ページをご覧ください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節4共済費13万9,000円は、雇用保険料確定に伴う不足額を増額計上しました。

項3 中学校費、目2 教育振興費、節18 負担金補助及び交付金30万円は、湯前中学校の長年にわたる伝統芸能の取り組みが評価され、古典の日文化基金賞未来賞受賞に伴う副賞30万円を財源として、PTA活動に対する補助金として同額を支給するために計上いたしました。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費は財源更正になります。まんが美術館改修工事で、熊本地震復興基金を680万3,000円、一般財源9万7,000円を増額して充当することになりましたので、当初予定しておりました起債額を690万円減額します。

目2 公民館費、節10 需用費の上段、36万1,000円は、図書交流棟の完成に伴います、光熱水費を計上いたしました。下段15万円は、公民館改修に伴います、警備機器の撤去及び再設置、経年劣化による雨漏り修繕、不具合箇所の対応のための経費を計上しました。

節12 委託料11万6,000円は、図書交流棟の警備業務委託料を計上しました。

節13 使用料及び賃借料3万1,000円は、図書交流棟の下水道使用料を計上しました。

目3 文化財保護費、節10 需用費2万6,000円は、御大師堂休憩所の完成に伴います、光熱水費8か月分を計上しました。

節12 委託料54万円は、文化財管理等委託料で、城泉寺のイチイガシと毘沙門の大木の枯れ枝の除去や支障のある枝等の剪定などを行うため計上しました。

節18 負担金補助及び交付金4万8,000円は、地域文化振興補助金で、球磨神楽保存会が所有します、衣装の修理や購入費用を人吉球磨の市町村が共同で補助するものです。

目4 美術館費、節13 使用料及び賃借料1万2,000円は、夏目友人帳の企画展に係る楽曲使用料を計上しました。

20ページをご覧ください。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、節18 負担金補助及び交付金マイナス360万円は、本年度より公認奥球磨ロードレース大会は開催しないと決定しましたので、負担金を更正減額しました。

目2 体育施設費、節10 需用費27万円は修繕料として、海洋センタープールの火災受信機が落雷により破損しましたので交換するものです。なお、財源は建物災害共済金を充当いたします。

款10 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、節14 工事請負費6,500万円は道路災害復旧工事として、町道蓑谷線の伍八橋の橋梁工事として、地質調査に伴います、設計変更の事前工事が完了し、工事規模が大幅に変更となったため増額計上するものです。なお、補助率は95.5パーセントで、財源は国の公共土木施設災害復旧事業費国庫補助金を6,207万5,000円、公共土木施設災害復旧債260万円を充当いたします。ちなみに、

この公共土木施設災害復旧債は充当率 90 パーセント、交付税措置率 95 パーセントで、理論上の町の実質負担は 32 万 5,000 円のみとなります。

歳出は以上です。

次に、歳入です。13 ページをご覧ください。

歳出の中で、歳入の説明をした以外のものを説明いたします。

14 ページをお願いします。

款 18 繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 3 介護保険特別会計繰入金に 337 万 4,000 円を計上しました。令和 5 年度実績に伴う一般会計への返還金になります。

款 19 繰越金は、今回の補正財源として、3,148 万 1,000 円を計上しました。

歳入は、以上です。

23 ページ以降に給与費明細書を載せております。ここで、明細書の誤りについて、御説明させていただきます。

ここに掲載しております金額は正しいものになっておりますが、24 ページの下の表、期末勤勉手当補正前の欄、本来ここに記載のとおり 3,018 万 3,000 円としておくべきでしたが、これまでの予算書では 81 万円少なく計上し、2,937 万 3,000 円としておりました。それに伴いまして、上の表の職員手当等の補正前の額、23 ページも同様に同じ箇所、2 か所が 81 万円少なく記載しておりました。予算自体には影響ございませんが、確認を怠っておりましたこと、謹んでお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

8 ページをご覧ください。

第 2 表 債務負担行為の補正で追加となります。1 件目、湯前駅レールウイング複合施設再整備事業、期間は令和 7 年度、限度額 1 億 9,000 万円です。

2 件目、湯前町地域産業交流施設指定管理料、期間は令和 7 年度から令和 10 年度、限度額は 600 万円です。

なお、25 ページに債務負担行為に関する調書を載せております。

10 ページをご覧ください。

第 3 表 地方債の補正で変更です。教育施設整備事業債の限度額を 3,560 万円、公共土木施設災害復旧事業債の限度額を 6,840 万円に変更するものです。町債の総額は、6 億 3,640 万円となります。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午後 2 時 0 2 分

再開 午後 2 時 1 3 分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。これから質疑を行います。

町長（長谷和人君） 1点ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。私、提案理由の説明の中で全国消防操法大会出場に伴うということで申し上げたところでございました。正しくは、全国自治体消防制度75周年記念式典に伴う旅費ということに訂正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

議長（金子光喜君） 訂正されたものを原案としてご審議をお願いいたします。

2番（西 靖邦君） 15ページですね、目5財産管理費、節11役務費、ドローン保険料23万9,000円ですが、先ほど賠償責任保険と機体保険の2種類を組んでるといふことの説明を受けたんですけども、そのほかの種類の保険はなしですか、この2種類だけですか、確認ですけど。

総務課長（西村洋一君） そのとおりでございます。車になおしますと、任意保険と車両保険というようなところになります。

2番（西 靖邦君） 18ページですね、目3農業振興費、節18攻めの園芸緊急生産対策事業補助金1,041万7,000円ってあるんですけども、これは県の補助金ということなんですけども、この採択要件っていう内容はどうなってるんですかね、たまに言うたら例えば、受益戸数が何戸以上とか振興品目がどんなのがあるとか、その辺わかる範囲で良いんですけど教えてもらえませんか。

農林振興課長（高橋 誠君） 条件でございますが、この攻めの園芸実践プランを策定した地域であって、かつその具現化に資する内容であることとございまして、もう一つが、受益戸数は3戸以上あることとございます。受益者は認定農業者等の地域農業者の担い手であること、すいません。もう一つが、熊本県野菜・果樹・花卉農業振興計画に挙げてある、振興品目を対象とするということとございます。その中に今回ブドウの栽培、耐候性ハウスということと申請をされたものとございます。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第15 議案第81号 令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（金子光喜君） 日程第15、議案第81号、「令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第81号、令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、5億239万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

税務町民課長（北崎真介君） 議案第81号、令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出からお願いいたします。

款1総務費、項2徴税費、目1賦課徴収費、節10需用費に公用車の修繕料12万4,000円を計上しました。これは、平成21年取得より15年経過している公用車のエアコンが老朽化、連日の猛暑等の影響で故障し、コンプレッサーやエバポレーター、コンデンサーの交換と同時にオイル補充やガスの入れ替え等が生じたためでございます。

続きまして、歳入を説明します。7ページをご覧ください。

款6繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金、節1前年度繰越金に、歳出の財源として、同額12万4,000円を計上しました。

歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号、「令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決しました。

日程第16 議案第82号 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第2号)
について

議長(金子光喜君) 日程第16、議案第82号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 議案第82号、令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,155万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億821万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

保健福祉課長(高木堅介君) 議案第82号について、御説明いたします。

今回の主な補正は、上球磨3町村で厚生労働省のケアプランデータ連携による活用促進モデル事業にかかる経費と令和5年度の介護給付費、地域支援事業費等の実績確定に伴う国・県・町一般会計及び支払基金等の負担割合に基づく精算返還金及び実質余剰金の積立金を計上しました。

事項別明細書、歳出、8ページから御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、節3職員手当等に年度末までに不足が見込まれる時間外勤務手当等40万円を計上し、財源として同額を事務費繰入金に計上しました。

節7報償費から節18負担金補助及び交付金には、ケアプランデータ連携による活用促進モデル事業にかかる経費として合計166万円を計上しました。財源として同額を介護保険事業費補助金に計上しました。ケアプランデータ連携による活用促進モデル事業は、ケアマネージャーが所属している居宅介護支援事業所と通所介護や訪問介護などの居宅介護サービス事業所とのケアプランのやりとりをオンラインで完結できる仕組みで、ケアプランデータの受け渡し方法の標準化と統一化を行い、事業所の事務負担軽減を図るものでございます。なお、対象事業所は町内6事業所になります。

款4基金積立金は、令和5年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に伴い、負担割合により精算し、実質収支を計算した結果、余剰金が生じたので介護保険給付基金積立金1,038万1,000円を計上しました。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金及び項2 繰出金、目1 一般会計繰出金は、令和5年度の介護給付費及び地域支援事業費等の実績確定に基づき、国・県・支払基金・町一般会計に対する負担金・交付金等の返還金を計上しました。

次に歳入について、歳出で説明したもの以外を御説明いたします。

7ページをご覧ください。

款8 繰越金は、前年度繰越金を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

1番（吉田精二君） 事務的なことで質問なんですが、7ページの繰入金、事務費繰入金40万円してあります。それと9ページのほうの歳出のほうで、繰出金で事務費繰入金返還金が105万2,000円あります。ここは整理して精算はできなかったんでしょうか。あと区別が難しかったから仕分けてあるのか。

保健福祉課長（高木堅介君） まず、歳入の繰入金は時間外勤務手当分の今年度の事務費に係る繰り入れでございます。それから、歳出のほうの繰出金、一般会計の繰出金は、令和5年度に事務費繰入金を一般会計から入れまして、その残った分を一般会計に戻すものでございます。これは実際毎年度しないといけなかったものと思っておりますが、これまでは繰越金として介護保険特別会計の中の繰越金にずっと積み残っていたものでございます。5年度分から給付費等に合わせまして、毎年度精算していくこととしまして、今回、5年度分を計上したものでございます。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第82号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査のため、明日9月11日から9月12日までの2日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月11日から9月12日までの2日間を休会とすることに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
次の会議は9月13日、午前10時に開きます。
議事は、決算認定等を予定しておりますので、御参集願います。
本日はこれで散会します。

- - - - -

散会 午後2時30分

第 3 号

9 月 13 日 (金)

令和6年第6回湯前町議会定例会

〔第3号〕

令和6年9月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 認定第 1号 令和5年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	倉本	豊
9番	山下	力	10番	金子	光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	北	崎	真	介	教	育	課	浅	田	一	徹
保	健	課	高	木	堅	介	建	設	水	稻	森	一	彦
企	画	課	伊	藤	賢	一	農	林	振	高	橋	一	誠

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 6 年第 6 回湯前町議会定例会、第 5 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度湯前町一般会計決算の認定について

議長（金子光喜君） 日程第 1、認定第 1 号、「令和 5 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とします。

本件の審議方法について、お諮りします。

本件につきましては、最初に歳出から、款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、最初に歳出から款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をすることにします。

では、令和 5 年度湯前町一般会計歳入歳出決算書、歳出、款 1 議会費の説明を求めます。

議会事務局長（赤池昌信君） おはようございます。それでは、一般会計決算書をお開きいただきたいと思います。

議会費の説明をいたします。ページは 65 から 68 ページになります。

款 1 議会費、予算現額 6,388 万 1,000 円に対し、支出済額は 6,290 万 2,219 円、執行率は 98.4 パーセントでございます。議会費が一般会計の歳出に占める割合は 1.4 パーセント、前年度の決算と比較しまして 449 万 2,279 円の減となりました。

減の主な要因は、会計年度任用職員の減に伴う人件費の減、それから令和 4 年度につきましては、臨時的に議会棟トイレの改修工事を行ったことによるものでございます。

それでは、節の順により御説明いたします。

節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、議会費の主要な部分を占めます人件費関係であります。議員 10 名、事務局一般職 2 名の経費を支出しております。

節 8 旅費は、285 万 7,402 円を支出しました。議員会議出席に伴う費用弁償及び出張に伴う費用弁償が主なものでございます。

節 9 交際費は、議長交際費として 30 万 7,928 円を支出し、昨年度と比較して 17 万 9,807 円の増となっております。

新型コロナウイルスの影響から回復し、各種団体の総会等が通常開催となるなど、負担金及び御樽等の支出が増加したためであります。

節 10 需用費のうち印刷製本費は年 4 回の議会だより及び、本会議の会議録印刷代として 83 万 5,055 円支出しました。

節 12 委託料では、会議録をマイクロ撮影し電子化して残すための費用として、128 万 7,000 円を支出しました。令和 5 年度は昭和 34 年から昭和 43 年分を行っております。また、本会議の一般質問の様子を YouTube によるライブ配信及び録画配信を行う委託料として 81 万 700 円を支出しました。

67 ページをお開きください。

節 17 備品購入費では、会議録作成用パソコン購入費として、15 万 7,410 円を支出しております。県の議事録作成支援システムを利用し、音声を文字起こしすることによりまして、会議録作成にかかっていた時間を短縮することができております。

最後に、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、県及び郡町村議会議長会負担金など、総額 79 万 7,500 円を支出しております。

以上で款 1 議会費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから、款 1 議会費の質疑を行います。
ページは 65 ページから 68 ページです。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款 1 議会費の質疑を終わります。

次に、款 2 総務費の説明を求めます。

総務課長（西村洋一君） 款 2 総務費の御説明を申し上げます。

令和 5 年度の総務費は、全体で 10 億 6,469 万 7,006 円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、23.9 パーセントになります。令和 4 年度と比較して、約 4,195 万円の増となっております。増の主な原因は、将来に備え各種基金に例年より多く積み立てたこと。更には、JA 倉庫跡地の購入費など、例年になく支出が生じたことが、増額の理由でございます。

以下、目ごとに、例年と相違する点を中心に、御説明を申し上げます。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、1 億 3,881 万 5,705 円を支出しました。

令和 4 年度と比較しまして、約 4,825 万円の減となっております。減の要因は、特別職と一般職の退職手当負担金でございます。役職定年延長の導入により、2 年に 1 歳ずつ定年が伸びた関係で、令和 5 年、7 年、9 年、11 年、13 年に限っては理論上、定年退職者がいない年となりまして、その年は特例として退職手当負担金が通常の 4 分の 1 の額となるためでございます。

節 1 報酬は、情報開示審査委員、固定資産評価審査委員、会計年度任用職員の報酬 206 万 1,024 円、節 2 給料は、特別職と総務課職員の給料 4,985 万 5,500 万円を支出しました。

特別職給料が令和 4 年度より減額している理由は、令和 5 年度は副町長が不在であったためでございます。

節 3 職員手当等 4,094 万 8,797 円は、特別職と総務課職員の備考に記載の各種手当を支出しました。不用額が 119 万 203 円生じておりますが、これは、時間外勤務手当や日直手当が主なものでありまして、総務費では地震などの災害が起きた場合には、職員の 24 時間勤務による災害対応等長期間にわたることが想定されますので、いざという時のため予算を残していたものでございます。

69 ページ、70 ページをご覧ください。

節 4 共済費 1,948 万 7,781 円を支出しました。

節 7 報償費 6 万 4,000 円を支出しました。区長会の会議開催分です。令和 5 年度は 2 回開催しました。

節 8 旅費 221 万 5,635 円を支出しました。各審議会委員の費用弁償と、普通旅費は、令和 5 年度途中の新型コロナウイルスの 5 類移行に伴い、町長及び職員の出張が徐々に再開したことから、令和 4 年度と比較して普通旅費の支出が多くなりました。

なお、不用額が 56 万 4,365 円生じております。主なものは普通旅費となりますが緊急の際の町長の上京要望等に備えて、普通旅費につきましても最後まで余裕を持たせているところです。

節 9 交際費は 93 万 3,403 円を支出しました。各種総会の御樽、式典等の会費、企業訪問・要望活動時の手土産、慶弔費などがございます。なお、令和 4 年度の 159 万 9,572 円から大幅に減額になっておりますが、令和 5 年度の当初予算審議の際に御説明いたしましたとおり、企業・団体との意見交換会は、令和 5 年度から、その目的に応じて、原則、款毎の食糧費に計上し支出をしております。不用額が 36 万 6,597 円生じておりますが、これも緊急の際の上京要望等に備えて、最後まで余裕を持たせているところです。

節 10 需用費 531 万 2,224 円は、役場全体で使用します事務用品をはじめ、プリンター関係の消耗品、新聞代などを支出しております。なお、金額が大きく感じられるかもしれませんが、プリンター・印刷機関係だけでも 283 万円程度かかっております。全体的に価格の高騰が激しくなっております。今後、ペーパーレスの動きも加速させたいと考えているところです。

食糧費 11 万 8,724 円は、B & G 財団や自衛隊家族会、県庁織月会、関係事業者との意見交換会ほか、職員等が出席しました総会等の負担金を支出しました。

節 11 役務費 86 万 1,880 円は、切手代等の通信費及び広告料のほか、全国町村会災害対策費用保険の保険料等を支出しております。

節 12 委託料 1,163 万 9,674 円は、区長業務委託料をはじめ、職員健康診断委託料、産業医委託料、職員採用試験委託料などを支出しております。

71 ページ、72 ページをご覧ください。

節 13 使用料及び賃借料 371 万 3,667 円は、コピー使用料、有料道路等使用料、印刷機等リース料、タブレットの文書共有システムのソフトライセンス使用料などを支出しております。なお、不用額 26 万 5,333 円ございますが、コピー使用料と有料道路等使用料が主なものとなっております、これは全課で使っておりますので、読めない部分がございますので、予算を残しておいたところがございます。

節 17 備品購入費 55 万 4,180 円は、老朽化した職員用の机と椅子、2 トントラック用の昇降ステップ、庁舎用の掃除機を購入しました。

節 18 負担金補助及び交付金 106 万 7,940 円は、各町村会負担金、人吉高等学校創立 100 周年記念事業実行委員会補助金を支出しました。

なお、令和 4 年度まで計上しておりました、公務災害補償基金負担金と非常勤公務災害補償組合負担金は、令和 5 年度から共済費に計上し支出しております。

節 25 寄付金 10 万円は、令和 6 年能登半島地震災害支援金でありまして、B & G 海洋センター所在自治体が連携して、被災地に支援金を送りました。

目 2 文書広報費は、433 万 9,291 円を支出しました。

節 10 需用費 187 万 2,431 円は広報紙・旬報の印刷製本に要した経費等を支出しております。

節 13 使用料及び賃借料 25 万 2,370 円は、広報・旬報を作成しますソフト使用料とフォントライセンス使用料を支出しました。

73 ページ、74 ページをご覧ください。

目 3 財政管理費は、3 億 6,241 万 2,208 円を支出しております。令和 4 年度と比較して 3 億 283 万 7,686 円の増となっておりますが、増額の要因は、各基金への積立金の増額でございます。

節 12 委託料 452 万 9,800 円は、統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料、固定資産台帳管理システム保守業務委託料を支出しました。

節 24 積立金、3 億 5,784 万 5,448 円は、財政調整基金の国債運用益分と利子分で 208 万 7,478 円、減債基金積立金に利子分と合わせて 1,042 万 8,137 円、ふるさと創生基金積立金に利子分 9,338 円、公共施設等整備基金積立金に利子と合わせて 2 億 1 万 1,764 円、ふるさと応援基金積立金に利子と合わせて 3,500 万 1,389 円、湯前町情報通信関連事業整備基金に利子と合わせて 600 万 1,805 円以上それぞれ積み立てしております。

また、湯前町宅地分譲事業等基金に5,000万円、湯前町熊本地震復興基金に5,430万3,145円を新たに創設し積み立てました。

土地開発基金積立金1,162円と、人材育成基金積立金1,230円は、利子を積み立てました。

目4会計管理費は、16万2,255円を支出しました。会計管理事務に要する経費を支出しました。

目5財産管理費は、5,275万7,517円を支出しました。

75ページ、76ページをお願いします。

節1報酬から節8旅費は、町長車運転手の人件費関係と指定管理者選考委員の報酬・費用弁償を支出しました。

節10需用費は782万1,111円を支出しました。この中の修繕料222万6,766円は、公用車のオイル・バッテリー・タイヤ交換と修理、役場庁舎トイレの配管詰まりやエアコン等の修繕などを行いました。

節12委託料1,357万5,273円は、5段目、登記委託料23万8,853円は、防火水槽用土地取得に関する費用、一番下、庁舎屋根防水工事設計等業務委託料として1,204万5,000円を支出しました。

77ページ、78ページをご覧ください。

節13使用料及び賃借料453万1,820円は、IP電話サービスの利用料ほか、公用車のリース料等を支出しました。

節14工事請負費403万6,780円は、上から、防災倉庫周辺整備工事は、洗車場周辺をコンクリート舗装しました。町有施設解体工事は、消防団第3分団4部田上の旧消防詰所を解体しました。役場庁舎駐車場フェンス設置工事は、役場駐車場と右田事務所の境に、目隠しとして木質フェンスを設置しました。役場駐車場舗装修繕工事は、庁舎裏のリサイクルセンター周辺の舗装が痛んでいるところを舗装しなおしました。役場庁舎サーバー室空調更新工事は、老朽化に伴うエアコンの交換と関係する工事費を支払いました。

節16公有財産購入費1,087万2,504円は、JA倉庫跡地購入に支出しました。

節17備品購入費90万6,840円は、公用車のドライブレコーダーを未登録車への設置と老朽化した機械の交換を、合わせて19台分行いました。

節21補償補填及び賠償金は、物損事故に伴う損害賠償金1万6,390円を支出しました。社協が使用する町所有の車両が、個人宅のマンホールの蓋を損傷させたものであります。

農林振興課長(高橋 誠君) 目6公有林管理費は、7,236万5,714円を支出しました。町有林の維持管理に要する経費が主なものです。

節7報償費は、還暦者植林記念品代です。記念木を出席者に贈呈しました。

節 11 役務費は、329 万 2431 円を支出しております。町有林の森林災害保険料 324 万 361 円が主な支出でございます。

節 12 委託料は、6,627 万 8,298 円を支出しました。不用額が 181 万 6,702 円ですが、作業道牧良線補修業務の残でございます。

まず、町有林造成事業委託料 2,889 万 6,126 円を支出しました。これは下刈りほか、除伐、再造林、作業道開設、防護柵設置、作業道補修などを行っております。

くれないの森造成事業委託料は、206 万 3,165 円を支出しました。下刈り、再造林、防護柵設置を行いました

J T の森造成事業委託料は、460 万 226 円を支出しました。下刈りを行っております。なお、J T 様との 5 期の協定を令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年の延長協定を締結しまして、町有林管理にお力をいただくことになりました。

80 ページでございます。

J R 九州商事の森造成事業委託料は、468 万 4,900 円を支出しました。下刈り、再造林、防護柵設置を行いました。

ダイダンの森造成事業委託料は、599 万 9,333 円を支出しました。下刈り、再造林、防護柵設置を行いました。

公有林管理委託料は、289 万 800 円を支出しました。町有林の巡視、境界管理、林道・作業道補修等を上球磨森林組合様への委託を行いました。

林道台帳整備及び森林解析委託料は、461 万 100 円でございます。令和 5 年度は、胸高直径、樹高データ、立木密度により立木の収量等の算出、地形形状図作成等を行っております。

作業道牧良線補修業務委託料は、1,253 万 3,648 円を支出しました。

令和 5 年 6 月梅雨時の大雨で作業道の一部が崩土、延長約 40 メーター、下の町道牧良線まで、高さ 30 メートルの補修を委託したものでございます。

節 13 使用料及び賃借料でございます。

森林 G I S 及び林地台帳の管理システムの使用料は、65 万 6,700 円を支出しました。また、積算等システム使用料は、21 万 7,800 円を支出しました。

次に、節 15 原材料費でございます。小学校卒業記念植林を行いました。小学校記念植林でイロハモミジと桜の苗木をグリーンパレス公園に植樹しました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は、公有林経営協議会負担金 1 万 6,000 円を支出しました。また、森づくり実行委員会補助金は、138 万 7,857 円を支出しました。主に企業と法人の協働の森づくり事業のソフト事業に要する経費への補助金でございます。町有林の伐採計画等の検討も実施しまして、実績に対する補助金を支出しました。

なお、当初、町補助金として192万円の交付を行いましたが、年度末3月までの事業実績の結果、残額53万2,143円を町へ戻入したため不用額となっております。

節21 補償補填及び賠償金8万8,000円は、作業道牧良線開設に伴う立木補償費でございます。

節26 公課費は4万5,600円は、林務用の公用車の車検時に必要な自動車重量税でございますが、当初予算、見積での見込み違いがあったので、節10 需用費から流用して対応したものでございます。大変申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。

総務課長（西村洋一君） 目7 交通安全対策費は、1,057万7,949円を支出しました。節7 報償費339万200円は、交通指導員報償費を支出しました。

節10 需用費337万3,925円のうち、2段目光熱水費183万9,055円は、街路灯・防犯灯の電気代を支出しました。その下、修繕料143万5,154円は、街路灯・防犯灯の修繕及び電球交換等が主なものになります。

不用額が32万6,075円ございませが、修繕料が主なものでございます。街路灯・防犯灯の修繕は予測ができませんので、予算を残しておいたものでございます。

節14 工事請負費344万4,144円を支出しました。交通安全施設設置工事は、町道幸野溝側線の防護柵設置工事、また老朽化したカーブミラーの交換と必要箇所への設置工事を行いました。81、82ページにかけて、LED防犯灯設置工事は、要望のあった箇所と故障した箇所にLED型防犯灯を設置しました。

節18 負担金補助及び交付金35万2,880円は、交通安全関係の各種負担金等を支出しました。

目8 防災諸費は、2,578万8,963円を支出しました。令和4年度と比較して、大幅に減額となっておりますが、令和4年度は防災ラジオシステム整備に約2億円程度を支出していたためでございます。

節7 報償費24万円は、B&G財団から寄贈されました、重機の操作研修の講師謝金となります。

節8 旅費95万423円のうち、一番上、自主防災組織訓練等に伴う費用弁償18万5,600円等を支出しました。南海トラフ地震を想定して開催されました、熊本県総合防災訓練に併せて、自主防災組織による、シェイクアウト訓練、地震発生直後の初動訓練、自主防災組織の参集及び地区対策本部の設置訓練、被害情報の収集及び住民の安否確認訓練、災害対策本部との情報伝達訓練を行ったものでございます。

節10 需用費379万2,770円のうち、上から5段目印刷製本費154万円は、町内全戸に配布しました防災マップを作成したものです。

一番下、ドローン国家ライセンス取得受講料 74 万 1,197 円を支出しました。職員 4 名がこの講習を受講し、ライセンスを取得したものでございます。今後は、令和 6 年度にドローンを購入しましたので、防災や地域活性化に幅広く繋げて行きたいと考えております。

節 11 役務費 43 万 9,568 円は、防災関係の通信費等を支出しました。

8 4 ページです。

節 12 委託料 1,486 万 9,840 円を支出しました。上から 5 段目、防災ラジオシステム・町ホームページ連携改修委託料 119 万 9,000 円は、防災ラジオを聞き逃した方への対策として、町のホームページに放送した内容が自動的に掲載される仕組みを構築しました。

その下、指定避難所空調整備工事設計業務委託料 434 万 5,000 円は、小学校体育館の空調を整備するために実施したものです。

節 14 工事請負費 442 万 2,721 円は、重機等洗車場整備工事を行いました。B & G 財団からいただいた重機を適正に管理いたしまして、長く大事に使用したいと考えております。

節 17 備品購入費 56 万 560 円は、自主防災組織の夜間活動用の LED フラッシュライトを購入しました。

節 18 負担金補助及び交付金 42 万 7,061 円は、県防災行政無線運営負担金、防災情報ネットワーク負担金をそれぞれ支出しております。

以上です。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 目 9 企画調整費は、1 億 3,476 万 9,872 円を支出しました。企画振興係の職員及び地域おこし協力隊の人件費のほか、各種計画策定やふるさと納税関連費用、移住定住促進事業、公共交通に係る経費が主なものでございます。

節 1 報酬では、振興計画策定審議会委員報酬 23 万 6,200 円を支出しました。令和 5 年度は、第 6 次総合計画基本計画後期計画を主に審議いただきました。委員に係る費用としては、このほかに節 8 旅費、費用弁償を支出しております。

地域おこし協力隊につきましては、移住定住促進事業に従事していた 1 名分の報酬を支出しました。協力隊に係る人件費については、節 3 職員手当等期末手当、節 4 共済費、市町村共済組合負担金及び社会保険料を支出しております。

8 6 ページをお開きください。

節 7 報償費では、ふるさと納税ポータルサイト上に掲載している返礼品画像編集謝金として 20 万 5,630 円を支出しました。

まちづくりアンケート謝金については、第 6 次総合計画基本計画後期計画策定に係るアンケート回収による区長謝金として 15 万 6,200 円を支出しました。

移住定住（空き家）対策謝金は、2回の空き家無料相談会を開催しましたので、司法書士への謝金3万4,800円を支出しました。

節11 役務費では、第6次総合計画基本計画後期計画のアンケート郵送料など15万5,000円を支出しました。また、ふるさと納税に係るポータルサイト決済手数料として166万9,978円を支出しました。

節12 委託料につきましては、ふるさと納税ポータルサイト業務委託料として、4,189万5,223円を支出しました。ふるさと納税返礼品や送料、事務費に係る経費を支出しております。

婚活イベント委託料につきましては、99万円を支出しました。令和5年9月に開催し、男性14名、女性12名の参加がありました。その結果6組がカップル成立となっております。

88ページをお開きください。

節18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨地域管内で連携して取り組む事業などに係る負担金及び補助金を支出しました。

ふるさと応援基金を活用した住宅リフォーム補助金に12件の360万円を支出し、空き家リフォーム補助金には1件50万円を支出しました。

地方バス運行等特別対策補助金として、産交バス株式会社が運航し、本町に関係する3路線に対し412万8,000円を支出しました。

くま川鉄道の経営安定化を図るため、くま川鉄道株式会社に682万7,000円を支出しております。

湯前町移住支援金につきましては、東京圏から本町に移住し、本町で事業をはじめられた方に対し100万円を支出し、その財源に地方創生推進交付金を充当しております。

令和2年7月豪雨で被災した、くま川鉄道災害復旧事業に伴う再生協議会負担金として、運営費に18万7,000円、人件費に82万4,264円、災害復旧費に2,124万4,000円を支出しました。災害復旧分につきましては、531万2,000円を令和6年度へ繰越しております。

若者の婚姻に伴う新生活に係る支援策として、2世帯に対し結婚新生活支援補助金49万9,000円を支出し、その財源に少子化対策重点推進交付金を充当しております。

また、転入者の増や転出者の抑制などを図る目的で創設した新築応援事業補助金では、4件に交付決定を行い、そのうち1件分80万円を支出しました。なお、年度内に工事が完成しなかった3件170万円を令和6年度へ繰越しております。この事業につきましてもふるさと応援基金を活用しております。

エネルギー等価格高騰の影響による支援策として、LPガス生活者に対し570件の430万円を支出しました。この財源につきましては、国の補助金、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金と物価高騰対応生活者支援交付金、県の補助金を充当しました。なお、追加支援策がありましたので、390万円を令和6年度へ繰越しております。

90ページをお開きください。

企画調整費繰越明許につきましては、節18負担金補助及び交付金は、くま川鉄道経営安定化補助金、災害復旧分でございますが1,248万836円を支出しました。豪雨災害で被災した災害復旧のうち令和4年度から令和5年度へ繰越した事業への負担金でございます。

以上です。

総務課長（西村洋一君） 目10情報通信管理費は1,832万4,690円を支出しました。令和4年度と比較しますと大幅に減額となっておりますが、令和4年度は民設民営での光ブロードバンド整備事業に関する補助金を支出していたものでございます。

節10需用費45万9,363円は、一番下、修繕料は36万470円を支出しました。主に町営住宅や個人住宅の解体に伴う光伝送路の撤去などを行っております。光ブロードバンドが民設民営となったことから、修繕料も大きく減少いたしました。

節12委託料1,121万4,500円は、下から2つ目、地デジ難視聴地域テレビ受信調査委託料155万5,400円は、地デジ難視聴地域での正確な受信状況を把握し、光ケーブル撤去計画及び新たな再送信方法を検討するための基礎調査を行いました。

その下、公衆無線LAN環境構築業務委託料127万500円は、これまで設置しておりました公衆Wi-Fiが老朽化したことにより使用できなくなりましたので、新たに設置及び保守を委託したものでございます。

なお、不用額が67万8,500円ございますが、ほとんどが光伝送電柱移転に伴う保守委託料でございまして、電柱移転に関する要望は想定できませんので、予算を残しておいたものでございます。

節13使用料及び賃借料658万1,638円は、一番上、ブロードバンド回線接続使用料等を支出しています。

なお、不用額が72万4,362円ございますが、ブロードバンド回線接続使用料が主なものでありまして、告知端末の新規設置の想定を下回ったものでございます。早めの精査により、予算を落とすことが可能なものであったと反省をしておるところでございます。

目11電算情報管理費は、5,613万7,709円を支出しました。

91、92ページをお願いします。

節10需用費61万9,080円は、二段目、修繕料34万9,800円を支出しました。

国道219号下里に設置しております、電光掲示板が故障しましたので、修理を行いました。

節 11 役務費 155 万 358 円は、議員の皆様にお使いいただいております会議用タブレットの通信費を支出しました。

節 12 委託料は、電算関係の各種保守委託料等 2,101 万 5,808 円を支出しました。

令和 4 年度と比較して大きく増額となっておりますが、下から 3 段目、総合行政システム標準化対応業務委託料の上昇分です。国からの求めにより行政で使用するシステム全般を標準化することが求められたものでございます。

節 13 使用料及び賃借料は、電算関係のリース料・使用料等 2,995 万 85 円を支出しました。

93、94 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金 300 万 2,378 円は、県市町村電子自治体共同運営協議会負担金等を支出しております。

目 12 災害復旧管理費は、42 万 2,785 円を支出しました。

この予算の主なものは、令和 5 年度から款 10 災害復旧費のほうに移しております。一部、節 13 使用料及び賃借料の事務備品リース料、コピー使用料の契約が残っていた 5 か月分のみ支出いたしました。

目 13 諸費は、721 万 3,870 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金 720 万 6,910 円は、人吉球磨広域行政組合運営費負担金等を支出しております。また、一番下、職員研修費は、294 万 1,400 円を支出しました。受講研修数延べ 97 件、受講職員数延べ 170 人でありました。なお、不用額が 46 万 1,090 円ございますが、ほとんどが職員研修費となります。予定のなかった研修への参加など、全課が対象となり把握が困難でありますので、予算を残しておいたところでございます。

以上でございます。

税務町民課長（北崎真介君） 続きまして、95 ページをご覧ください。

目 14 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業は、1,649 万 4,452 円を支出しました。

給付金給付に要する経費として、節 3 職員手当等の時間外勤務手当等から節 10 需用費トナー代、封筒印刷代でございます。及び節 11 役務費の口座振込手数料のほか、節 12 委託料では、給付金システム改修業務委託料 72 万 6,000 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、非課税世帯一世帯当たり 3 万円の 512 世帯分の給付金 1,536 万円を支出しました。

目 15 物価高騰対策給付金給付事業費は、3,761 万 6,778 円を支出しました。

節 3 職員手当等の時間外手当や、節 10 需用費は、消耗品費として、通信用のコピー用紙やファイルの購入及び封筒印刷に 2 万 3,736 円を支出しました。

節 11 役務費は、通信費及び口座振込手数料として、13 万 8,751 円を支出しました。

節 12 委託料では、総合行政システム改修委託料として、138 万 6,000 円、均等割りのみ課税世帯用システム改修委託料 111 万 5,400 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、非課税世帯 1 世帯当たり 7 万円を 498 世帯に計 3,486 万円を支出しました。また、84 万円の不用額についてですが、当初積算時には、非課税世帯の可能性のある方全てを集計し、総額で予算計上しておりましたが、それには一部の未申告者の方や他町村に課税関係が不明な扶養者がいらっしゃる方々等、所謂、対象となる可能性のある方、全てを含んでおり、家計急変世帯の想定数 10 世帯を足しております。年末からの事業であり、順次、申請から確認作業が進む中で、精査を行っているところでしたが、確定申告の時期にも差しかかり、県への給付金の変更申請及び補正予算への更正減額の計上が出来なかった事によるものでございます。ご理解頂ければと思います。

それから繰越明許費 1,507 万 6,000 円は、令和 6 年度に繰り越しており、既に執行済みとなっております。

節 39 湯前町物価高騰対策給付金繰越明許は、3,687 万 7,341 円を支出しました。

節 3 職員手当等の時間外手当 4 万 1,246 円や、節 10 需用費は、消耗品費として、通信用のコピー用紙やファイルの購入及び封筒印刷に 1 万 8,326 円を支出しました。

97 ページをご覧ください。

節 11 役務費は、通信費及び口座振込手数料として、11 万 9,369 円を支出しました。

節 12 委託料では、システム改修委託料として、81 万 8,400 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、1 人当たり 1 万円を 3,588 人の計 3,588 万円を支出しました。

続きまして、項 2 徴税費からです。

項 2 徴税費につきましては、5,112 万 8,525 円を支出しました。182 万 9,694 円の増となっております。

増の主な要因は、令和 4 年度の賦課徴収費におきまして、地方税共通納税システムに係る改修業務委託料等による減があったにもかかわらず、各節において微増となっており、また、備品購入費があった事によります。

目 1 税務総務費につきましては、4,599 万 6,518 円を支出しました。

職員 5 名と、通年及び確定申告時の会計年度任用職員 2 名の人件費及び物件費などのほか、経常的経費が主なものでございます。

節 1 報酬及び節 4 共済費の不用額については、確定申告の時期にお願いしております会計年度任用職員の方が家庭の事情により 3 月になって休まれたためでございます。

また、節 10 需用費の不用額につきましては、3 月までに当初見込みほどの燃料費があまりなかったこと及び窓あき封筒等の印刷製本費が在庫の運用と他業務との併用により使用を抑制できたことによります。

節 12 委託料につきましては、恒常的な不動産鑑定委託料などのほか、99 ページにかけまして、100 ページの右上の欄になりますが、家屋評価業務委託料は、令和 4 年中の実績より 3 棟少ない新築住宅 7 棟、872.43 平米を含む、新增築家屋の計 21 棟分 1,495.05 平米で、69 万 8,551 円を支出しました。

また、砂防指定地面積算出業務委託料 50 万 6,000 円を支出しました。

当初予算にて説明いたしておりますとおり、砂防指定地は、県からの通知による該当区域の平面図と地籍により課税しております。これに県の保持する最新の各種電子データを、本町の地籍管理システムに載せることにより、その図面上において、正確な課税の状況が把握できるようになりました。加えて土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域等の危険区域を展開でき、視認性を高めることも出来るような副次的な効果も、もたらしております。

不用額の主な内訳としましては、今回導入しましたマイナンバーカード関連申請書作成システム保守料として計上しておりました 26 万 3,000 円は、未到来の期間の分ということで契約を見送り執行しませんでした。更生減額すべきところを出来ておりませんでした。申し訳ありませんでした。

また、そのほか、家屋の新增分が過去の実績からの見込みほど無かった事と、15 万円を計上しておりました地積修正測量業務委託料について、3 月までの間、地図訂正等のための地積測量の案件が無かったためでございます。

節 13 使用料及び賃借料では、令和 4 年度同様、各システムの使用料及び利用料、リース料など、308 万 7,983 円を支出しました。

サーバ間連携機能 A S P サービス利用料 26 万 4,000 円を支出しました。これは、令和 5 年度より共通納税による納付に固定資産税、軽自動車税が追加された事に伴い、共通納税システムから作成された納税者の支払い等のデータを基幹業務システムである総合行政システムへ直接送れないため、一旦、別のサーバを作って、それから自動で取り込めるようにする機能の利用料となります。

節 17 備品購入費は、通称マイナピットと呼んでおりますが、マイナンバーカード関連申請書作成システム購入費として、システム機器本体、プリンターそれぞれ 2 台分 495 万円、地積管理システム用無停電電源装置の購入に 12 万 6,500 円を支出しました。令和 5 年 11 月の導入より 5 か月間のマイナピットの利用率は、52 パーセントと 2 人に 1 人は利用されており、今後も利用は増えていくと思われまます。満足度は 71 パーセントで、普通を含めると、96 パーセントと、かなり高いものとなっております。

節 18 負担金補助及び交付金では、地方税共同機構負担金として、21 万 2,474 円を支出しました。令和 4 年度の負担金から、36 万 2,000 円ほど減少しておりますが、これは、軽自動車の車検時の納付情報の電子化に伴い、本町で作成した納付情報ファイルを自動的に軽自動車税納付確認システムに登録する初期費用分の支出が、令和 4 年度限りにおいてあったためでございます。また、軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金として、その徴収事務を取り扱う熊本県への支払いとして、3 万 3,045 円を支出しました。

節 22 償還金利子及び割引料は、町税還付金及び加算金として、67 万 2,217 円を支出しました。令和 4 年度より 69 万 9,000 円ほど減少した主な要因は、令和 4 年度において、特定の事業者が、補助金により取得した機械、装置に対して、法令上、固定資産税の軽減措置があったことを熊本県の書類調査により指摘を受け、修正申告をされたため、75 万円ほど還付が出た事によります。

目 2 賦課徴収費につきましては、税の賦課及び徴収に要する費用として、513 万 2,007 円を支出しました。

101 ページをご覧ください。

主なものとしまして、節 10 需用費の消耗品費は、事務用消耗品、申告関連書籍等に 6 万 5,992 円を、また、印刷製本費としまして、税目毎の納税通知書及び納付書のほか、督促状や口座振替済通知書のメールシーラー等の印刷費として 49 万 9,645 円の合計 56 万 5,637 円を支出しました。

節 11 役務費は、令和 4 年度までに目 1 税務総務費から支出しておりました、徴収関連経費である通信費、預貯金口座調査手数料及び振替手数料を、この目 2 賦課徴収費に移し、合計 155 万 216 円を支出しました。

不用額の主なものとしましては、熊本県との併任徴収の中で、預貯金口座調査手数料を計上しておりましたが、比較的調査件数も少なく済み、また、手数料の安い金融機関が多かったこと、また、年々増加してきておりました口座振替手数料が新規の手続きがこれまでの実績ほど伸びがなかった事と、転出や亡くなられたりする事により廃止となる減少分があった事によります。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費については、2,036 万 421 円を支出しました。861 万 2,550 円の減となりました。減の主な要因は、令和 4 年度において、住基ネットプログラム修正や戸籍総合システム改修等の委託料があったためでございます。

戸籍及び住民基本台帳事務職員 1 名、会計年度任用職員 2 名分の人件費及び物件費など、経常的経費が主なものでございます。

103、104 ページをお開き下さい。

節 12 委託料では、住基ネットワークシステムプログラム修正業務委託料として、46 万 2,000 円を支出しました。令和 4 年度に引き続き法令改正対応などを行う上で、対応工数の見直しを行い、回数も 2 回とし、減額しております。

次に、令和 3 年度に購入したマイナンバーカード専用プリンター保守委託料が、令和 4 年度は後半の期間、半年分から有料となっており、令和 5 年度は 1 年分となるため、6 万 6,480 円を支出しました。

住基ネット C S サーバメモリ増設業務委託料に 12 万 1,550 円、戸籍情報の正副一致確認作業委託料 19 万 4,700 円を支出しました。また、繰越明許費の 1,834 万 4,000 円は、住基台帳システム 449 万 5,000 円、戸籍附票システム 580 万 8,000 円、戸籍情報システム 804 万 1,000 円の 3 つのシステム改修事業ですが、年度末の補助事業の確定により十分な業務スケジュールが取れないおそれがあったため、令和 6 年度へ繰越しました。

節 13 使用料及び賃借料では、コピー使用料、戸籍総合システム及び住基ネットワークシステムに係る機器のリース料及び戸籍総合システムウェア使用料と合わせて 338 万 6,635 円を支出しました。

節 22 償還金利子及び割引料においては、令和 4 年度マイナンバーカード交付事務費補助金が確定しましたので、返還金 8,000 円を支出しました。

マイナンバーカードの交付件数については、5 年度は 255 枚となりました。

以上です。

総務課長（西村洋一君） 項 4 選挙費は、426 万 1,199 円を支出しました。

目 1 選挙管理委員会費は、主に選挙管理委員会の活動経費で 18 万 8,723 円を支出しております。

105、106 ページをお願いします。

目 3 県議会議員選挙費は、25 万 4,169 円を支出しました。令和 5 年 4 月 9 日執行分です。球磨郡選挙区は無投票でありましたが、選挙事務に要した御覧の費用を支出しました。

目 4 町長選挙費は、69 万 8,015 円を支出しました。令和 5 年 4 月 23 日執行分です。こちらも無投票でありましたが、選挙事務に要した御覧の費用を支出しました。

目 8 県知事選挙費は、312 万 292 円を支出しました。令和 6 年 3 月 24 日執行分です。選挙事務に要した御覧の費用を支出しました。

107、108 ページをお願いします。

項 5 統計調査費は、14 万 140 円を支出しました。

目 1 統計調査総務費 2 万 140 円は、市町村民経済計算負担金、県統計協会負担金を支出しました。

目2 指定統計費は、11万8,740円を支出しています。国から委託されている、住宅・土地統計調査の調査指導員と調査員の報酬などに要した経費を支出しました。

以上で説明を終わります。

監査書記（赤池昌信君） 107ページ、から110ページにかけまして、項6 監査委員費を説明いたします。監査委員費としまして、124万8,786円を支出しております。

監査委員費の支出の主なものとしましては、定期監査、決算審査、例月現金出納検査等にかかる委員の報酬及び費用弁償並びに委員の研修等出張に伴います費用弁償、郡町村監査委員連絡協議会負担金などを支出しております。

以上で、款2 総務費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） ここで、休息のため休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

これから款2 総務費の質疑を行います。ページは67ページから110ページです。

2番（西 靖邦君） 76ページのですね、節11の役務費、自動車損害保険料ですけども、133万6,480円についてですが、令和4年度の145万8,914円より、12万2,430円の減少となっています。この減少は保有台数の変動に関係しているのでしょうか。また、自賠責保険料ですけども、12万9,420円は、令和4年度の6万7,200円より6万2,220円の増加となっています。こちらも保有台数の変動が関係しているのでしょうか。併せて、ご説明いただけませんか。

総務課長（西村洋一君） まず自賠責からお答えしますと、自賠責はもう単に車検のタイミングの問題だけです。車検の時しか自賠責は払いませんので。それと自動車の損害保険料は、もうご質問のとおり台数の変更になります。

7番（味岡 恭君） 同じページです。企画調整費の委託料でお尋ねします。不用額が400万円近く出ておりますけど、その要因を教えてください。400万円ほど、不用額が。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） ページが86ページですかね、委託料の不用額ということでございますけれども、ふるさと納税の返礼品関係の分をですね、一応、補正予算の締切りがですね、途中でありますので、年度内に対応できるように予算を残していたというところがございます。

7番(味岡 恭君) 4年度の決算では、ふるさと納税のポータル業務委託料が約350万円ぐらいだったかと思います。これでは4,000なんぼ出ております、今年度は。かなりの金額の差がありますが、その要因を教えてください。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) まず、ふるさと納税がですね、昨年令和4年度に比べまして増えております。その部分と令和4年度につきましては、返礼品がですね、予算の組み替えをやっておりまして、令和4年度までは違う科目で出しておりまして、令和5年度からは委託料に返礼品とか送料も含めて、全て委託料の中で必要になっておりますので、そういう形の不用額という形になっております。

7番(味岡 恭君) そのふるさと納税額なんですが、4年度が幾らで、5年度は幾ら上がったんでしょうか。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) ふるさと納税の寄附金ですけれども、令和4年度が2,700万円程度でございます。令和5年度は8,100万円となっております。

3番(遠坂道太君) 70ページでございます。毎年お聞きしているところでございますが、総務費の総務管理費、一般管理費の12の委託の中ですね、職員健康診断委託料で123万5,787円につきまして、お伺いしたいと思います。職員の方ですね、毎年健康の診断ということなのだと思いますけれども、私、多良木病院の担当議員としましては、やはり、健診センターコスモですね、利用があるのか。ドックと一般健診でどのような利用状況になっているのか、それについて、お伺いしたいと思います。

総務課長(西村洋一君) この決算書に載っている部分につきましては、職員の健康診断、これにつきましては100パーセント多良木の公立病院の診断になります。個人で人間ドックを受けられる分については、個人の選択ですので、全てを把握しているわけではないところでございますが、全職員健診を受けられているということは間違いありませんので、健康管理上は問題ないというところでございます。また健康診断は、多良木公立病院を使っておりますのでご安心いただきたいと思います。

7番(味岡 恭君) 88ページの企画調整費の住宅リフォーム補助金、予算で360万円あがっておりましたが、その申込状況というんでしょうか、お尋ねします。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 住宅リフォームのまず申請件数でございますけれども、申請件数は令和5年度16件でございます。採択につきましては12件ということで、これにつきましては、予算の範囲内で支出するようになっておりまして、4件の方はちょっと次年度にまわしていただくという形で、次年度のほうでまた申し込みをいただいているというところでございます。

7番(味岡 恭君) 申込書が多ければですよ、例えばの話で良いんですが、申込が多い時には、補助金を下げてでも、少し減額して皆に行き渡るといふことの考えはないのでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今年の抽選会でもそういうご意見がございました。ただ抽選によって予算の範囲内で支出するという形になっておりますので、要項に基づいて支出をしてるところでございます。

7番（味岡 恭君） もちろんこれは抽選ですよ、前の申込順じゃなくて抽選ですよ、それか例えばの話、もうちょっと補助金をちょっと増やすとかいうことで、やはり、厳しい時代、特に早めにしないと来年はどうなるかわからないというような状況もあるかもしれませんので、その辺も考えていただければと思うんですがいかがでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 考えられることはあるんですけども、前例もありまして、そういう形で今年度だけまた予算を組んで、補正予算を組んで対応するという形になりますと、やはり財源的にもですね、ふるさと応援基金を活用しておりますので、まずは、計画をこちらも立てております。それに基づいて、支出をしたいと思っております。

5番（森山 宏君） 70ページですね、委託料、この中で健康診断、先ほど味岡議員からもありましたけど、健康診断とストレスチェックがありますよね、この健康診断は、多分いかな事業主でも、結果、詳細は映し出されないと思いますけども、ストレスチェックは、行政側のほうで把握せんばいかんと思ってるんですけども、何にも異常はなかったんでしょうか。

総務課長（西村洋一君） 当然高ストレス社会と言われる現代でありますので、高いストレスを感じている職員の把握はしておるところでございます。そういった職員に対しては、産業医の先生に面談を促すなり、様々な対策をとっておるところでございます。

5番（森山 宏君） 今、産業医さんの話も出ましたけども、確かこの職員の職員組合ですかね、この中でなんすかね、評価委員会ちゅうか、そういうのを設置する、それに対応するというふうに確か規定が、ストレスチェックは必ずしなさいというふうになってますし、何かあった場合には委員会ですか、なんか管理職かなんかで委員会作って対応するというふうなとったと思いますけども、そういう事案は、去年度ですか、なかったということですかね。

総務課長（西村洋一君） 当然行政ですので、そのような対応をとっておりますし、会議は定期的に関いておるところでございます。対象者が居る・居ない関係なく、その現状を共有したり、対象者が居るというのは、どのレベルを対象って言われてるのがわかりませんが、高ストレスの人に対しては、そういった会議をして、対策をとっておるところでございます。居るか居ないかと言えば、居たということでございます。

5番（森山 宏君） 総務課長がおっしゃったように高ストレスとか職務に影響を及ぼすということで、確か労基か何かで決まったことだと思います。そして、対策はされ

ておりますっちゅうことですが、この時に産業医の方とかなんか入れて、処方と言いますか、ケアをしていかなばんというふうになった。そういう指示が来てると思うんですけども、実際そこまでケアを必要とするところまでの事案はなかったというふうに捉えてよろしいんですかね。

総務課長（西村洋一君） 何回も申し上げますが、あったということです。

2番（西 靖邦君） 98ページですけども、目1 税務総務費、節12の不動産鑑定委託料、先ほど恒常的ということで249万7,000円、これは令和4年度も同じく249万7,000円となってるんですけども、これ具体的にどのような不動産の鑑定を毎年実施されているのでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） 本町の場合は、路線価とかいう評価法ではございませんで、その他の画地法と言いまして、湯前町を23に分けて基準値・標準値を設けております。その基準標準値の価格の動向を調べるというのが、まず第1点でございます。それを3年に1回の評価が出るたびに反映するわけですけど、今、現実的には毎年1年に1回、年に2回調査してその差額を出すということです。それとあと、地目変更ですが、分合筆とかあった場合に、そういったところの再評価を行うと、そういった業務でございます。

3番（遠坂道太君） 84ページでございますが、防災諸費で、使用料及び賃借料、機械等借上料につきまして、お伺いします。B & Gからダンプとバックホーですかね、とか軽トラとか譲渡されておると思いますが、町内におけるですね、共同作業とか、そういう方面ですね、貸出はできないものか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

総務課長（西村洋一君） B & G防災拠点事業ですので、その事業の目的に沿った内容であれば貸せますが、これをただ個人的に利用される場合に貸してしまうと、リース業者とかレンタル業者の権益を侵すこととなりますので、この事業の目的に沿う内容であればお貸しできるということになります。

3番（遠坂道太君） 先ほど私言いましたように、地区のですね、共同作業とか、そういうので利用されるのであれば、個人で使うんじゃないかと、集落で使うということになりますので、そういうことはできないかなというふうに私は理解してるところでございます。

総務課長（西村洋一君） 繰り返しますが、防災に関係するところであれば、その内容によって許可できるかできないかを判断しているところでございます。

3番（遠坂道太君） 地区の共同作業の中で、やはり防災でするところも結構あるわけですよね、やはり土管の詰まるところ、そういう泥を掻き出していくとか、私の集落もこの前、大谷川の土砂の撤去をしました。やはりそういうな形で、そういう時に本当

にあれば活用できたかなということがありますので、それは1つの防災とかそういう関係じゃないかなと思います。それで何事もじゃなくて、私が言うのは、そういう防災含めまして、そういう作業と、やはり地域のこういう防災とかそういうのに繋がるわけですね、その辺はご理解していただき、検討していただければと思います。

総務課長（西村洋一君） 貸すことはできないとは言っておりませんが、防災に関係することであればお貸ししますので、申請をしていただければと思います。

3番（遠坂道太君） オペレーターの問題については、どのような形で考えておられるのか。

総務課長（西村洋一君） 具体的なことは、また個別にご相談いただければと思います。その内容によって違うと思いますので、公共的なところであれば、職員が出て行くこともできるかもしれませんが、そこはもう公共的なところから外れれば、防災であってもちょっとできない場面もありますので、個別にご相談いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

2番（西 靖邦君） 100ページですけども、節17 備品購入に関連してですけども、マイナンバーカード関連申請書作成システム導入費として495万円が計上されております。このシステム導入により業務の効率化や業務負担の軽減が図られたものと考えられます。具体的にはどのような申請書類等システムで選択できるのでしょうか。また、このシステムを置いて、申請書類の種類を追加、増加していくことが可能なのでしょうか。説明をお願いいたします。

税務町民課長（北崎真介君） まず種類の追加、修正はもちろんできます。まずそういったところですが、何ができるかと言いますと、今2台購入しておるということで、ご存じかと思えますけど、税務の場所と町民係のほうと2か所置いてます。それぞれ、町民係のほうでは、住民票とかそういった申請をして、税務のほうは証明書ですね、主にいろんな各種証明書が申請できます。マイナンバーカードがなぜ必要かということ、本人確認がそれのできるということで、今までいろんなちょっと家族の方ですとか、そういった知人を名乗って委任状もちょっと持ってこないとか、そういったことをちゃんと把握できるというのが、そういったマイナンバーカードでございます。そこでまず、住所、氏名ですとか、そういったものの記入はしなくて済むということで非常に効率が悪くなっていると思っております。

3番（遠坂道太君） 90ページでございます。情報通信管理委託料でございますが、インターネットの民営化については、令和5年度より民営化業者にですね、運営が開始されたわけでございますが、これ現在町でやってる光ケーブル関係ですよね、その中で、部材等が各家庭にも残ってるんじゃないかなと思うわけでございます。その撤去につきまして、大体計画があれば、お伺いしたいと思います。

総務課長（西村洋一君） これにつきましては、かなり高額な見積等出てきておりますので、現在どのように撤去したほうが良いのか、また地デジの再送信とかもありますので、その分も併せて、検討しておるところでございます。現時点では、こうやりますというところまではまだ決まっていないところでございます。

5番（森山 宏君） 遠坂議員のとに関連してですけども、私もこの撤去に関して思ってたもんですから、線架してある部分、共架してある部分ありますよね、架線の部分、これは今度の台風の時は何もなかったんでしょうけども、必然的に屋内の部分、屋外のとこまで、宅内まで全部、共架なり線架なり持ってきてあるわけですよ、架線が、この撤去っていうのは具体的に計画はなされておらんとでしょうか。

総務課長（西村洋一君） 当然計画をしておりますが、どのような方法が良いか、億を超える金額が掛かりますので、また補助金も1つありませんので、これについては慎重に検討しないと、今提示されているやつでいけばもう億単位の支払いが必要。そういったところを少しでも、町の財源を使わなくていいように今検討しておりますので、ちょっと遅れていることに関しましては、お詫びを申し上げるところでございますが、慎重になるべく安く住民の方にも迷惑の係らないような撤去を心がけたいと考えております。最適な方法を検討いただく委託も出しておりますので、令和7年度ぐらいにはお答えできるところまでは持っていきたいと考えております。

8番（倉本 豊君） 先ほど味岡議員がされた、ふるさと納税の86ページですね。先ほどの説明で5年は8,100万円ほどのふるさと納税、で結局実入りと言いますか、サイト料、色々引いて町に実際に入ってくるのはどれくらいになりますかね。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 総務省から通達がきておりまして、50パーセント以内で経費を抑えろという形になっております。うちもその50パーセントに収まるように今努力しながらふるさと納税のほうの運営を行っているところでございます。

8番（倉本 豊君） その時にですね、要は返礼品は町内産ですよ、ほとんど、といいですか、返礼品が何件ぐらいで、総額はどのくらいだったのかわかりますかね。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） ちょっと資料がございませんので、後程でも報告させていただければと思っております。

8番（倉本 豊君） それでは次の質問をさせていただきますが、84ページにドローンの免許取得、4名分で74万1,197円が拳がってますけれども、1人当たり18万以上掛かっておりますが、この内容について、教えてください。

総務課長（西村洋一君） ドローンにつきましては、空を飛ばしますので、もう車以上に危険な機材ではないかと考えております。そういった国が認めたライセンスですので、そういった車の免許を取りに行くのと一緒のようにテキストによる研修とか実際機

材を使って研修施設でしたりそういった検定的なところもございませぬので、そういった費用が必要になるというところもございませぬ。

8番(倉本 豊君) その研修施設というのは、県のどこかにあるわけですかね。

総務課長(西村洋一君) これにつきましては、JR九州商事の森というところで提携させていただいております、JR九州商事さんが主催しております、ドローンスクール等がございませぬので、そこを活用しているところもございませぬ。

8番(倉本 豊君) 後々参考にさせていただきたくて質問したんですが、近くにといいませぬか、郡内にも確かあったと思ひませぬし、免許の種類が全然違ひませぬわけですかね、普通の、例えば、今ドローンで農薬散布等々されてませぬけれども、そういう方々の持つておられる免許とはまた全然違ひませぬわけですか。

総務課長(西村洋一君) 農薬散布等で使われてるの民間のスクールだと思ひませぬが、国家ライセンスを取得するところは、全国にも数か所しかございませぬので、そういった理由によるところもございませぬ。またそのライセンスによって飛ばせる高さとか範囲とかが決まってくるので、そういったところで本町の場合は、災害等でいろんなところに活用を想定しておりますので、国家ライセンスの取得を行ったところもございませぬ。

議長(金子光喜君) ほかにありませぬか。

[「ありませぬ」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようございませぬので、款2 総務費の質疑を終わります。

款3 民生費の説明を求めませぬ。

保健福祉課長(高木堅介君) 款3 民生費について御説明いたします。

ページは109ページから128ページまでございませぬ。

民生費は、予算現額9億7,189万円に対し、決算額9億2,458万8,780円、執行率は95.1パーセント、歳出全体に占める割合は、20.7パーセントになります。

令和4年度とほぼ同額の支出でありませぬ。

以下、主なものについて、目ごとに御説明いたします。

項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は、3億5,846万9,754円を支出しました。令和4年度と比較して920万円ほどの増となりませぬ。

増の主な要因は、障害福祉計画策定業務委託料、社会福祉協議会補助金、障害者介護給付・訓練等給付扶助費の増でありませぬ。

主な支出の内容は、担当職員の人件費、福祉関係団体などへの補助金及び負担金、障害者総合支援法などに基づく各種扶助費、国民健康保険特別会計への繰出金など、経常的かつ義務的経費でありませぬ。

110ページをお願いします。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員9名分の人件費を支出しました。

112ページをお願いします。

節12委託料は、地域活動支援センター事業委託料370万円、障害福祉計画策定業務委託料233万2,000円など、合計729万6,888円を支出しました。

114ページにかけて、節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金2,441万8,000円のほか、民生委員協議会、シルバー人材センターなど、地域福祉活動を行う団体などへの運営補助金や負担金、高齢者等移動支援助成金など、合計3,737万7,704円を支出しました。

高齢者等移動支援事業につきましては、申請者406人に対し利用助成券を交付し、利用実績は621万1,000円となりました。

116ページにかけて、節19扶助費は、国の障害者総合支援法に基づく障害者介護給付・訓練等給付扶助費1億6,909万7,410円、障害児通所事業扶助費2,508万4,902円のほか、各種障害者支援に係る扶助費や助成金など、合計2億716万1,281円を支出しました。

障害者介護給付・訓練等給付扶助費は、居宅介護及び短期入所の利用人数の増に伴い令和4年度と比較して1,286万759円の増、障害児通所事業扶助費は、利用人数の減により令和4年度と比較して112万292円の減となりました。

利用人数の内訳については、主要な施策の成果、第4章、第5節、障がい福祉に記載していますのでご参照ください。

節の不用額が859万3,719円発生しておりますが、年度末の医療費扶助費や障害者の給付扶助費などの増額支払いに備えるためのものであり、町民生活に支障がないよう予算を確保しながら運用をしているところであります。

節22償還金利子及び割引料は、障害者自立支援事業などの国県負担金について、令和4年度分の精算に伴う返還金を支出しました。

不用額が131万5,000円ほどありますが、実績報告の修正により返還額が下がったものが1件、補正予算計上の際の計算誤りが1件あったことによるものです。

今後、計算誤りが無いよう、確認を十分に行います。申し訳ございません。

節27繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を支出しました。

次に、目2老人福祉費は1億5,177万9,545円を支出しました。

高齢者福祉サービスの推進などに関する経費で、敬老祝金、高齢者生活福祉センター指定管理料、老人クラブなど各種団体への運営補助金、養護老人ホーム入所措置費、介護保険特別会計繰出金などが主なものです。

節 7、報償費の敬老祝金は、支給要件に該当する 80 歳以上の高齢者 648 人に対し、1 人当たり 6,000 円、総額 388 万 8,000 円を支出しました。また、在宅ねたきり高齢者等介護者手当は、日常生活において常時介護を必要とするねたきり高齢者及び認知症高齢者を在宅で 1 年以上介護している方、16 名に対し、延べ 142 月分、71 万円を支出しました。

節 12 委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料 883 万 6,000 円、高齢者福祉計画等策定委託料 319 万円など、合計 1,208 万 500 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金 92 万 6,000 円、敬老会実行委員会補助金 91 万 550 円、介護予防拠点活動補助金 79 万 2,000 円など、合計 404 万 8,372 円を支出しました。

また、令和 5 年度からの新規事業として、シニアカー等購入費補助金を 15 万円支出しました。内訳は、自操用ハンドル形電動車いす、いわゆるシニアカー 1 件の 10 万円、電動アシスト自転車 1 件の 5 万円であります。

節 19 扶助費の老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホーム 2 施設、9 名分、年度末時点で 6 名の入所措置費 1,593 万 7,779 円を支出しました。

120 ページです。

節 27 繰出金は、介護保険特別会計繰出金 1 億 1,437 万 9,000 円を支出しました。

不用額 713 万円につきましては、介護保険特別会計において、令和 5 年度 9 月と 3 月に介護給付費及び地域支援事業費の増減補正予算を計上した際に、町負担分の一般会計繰出金について補正予算計上が漏れておりました。一般会計と介護保険特別会計間の繰出し、繰入れにつきましては、十分注意しているところですが、今後、このようなことが無いよう、さらに確認を十分に行います。申し訳ございませんでした。

目 2 老人福祉費繰越明許は、令和 4 年度対象事業分の湯前町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 300 万円を支出しました。

これは、特別養護老人ホーム福寿荘の 3 棟浴室改修工事において、詳細設計に時間を要し、令和 4 年度内の完了が困難となったため令和 5 年度に繰越したものでございます。

目 3、社会福祉施設費は、節 10 需用費で老人憩の家及び年輪館の修繕料 11 万 110 円と、節 12 委託料で高齢者生活福祉センター浴場設備等改修工事調査設計業務委託料 176 万円を支出しました。

民生費、目 3 社会福祉施設費までは以上です。

税務町民課長（北崎真介君） 目 4 国民年金費については、5 万 8,113 円を支出しました。国民年金への加入、免除、各種申請等の窓口業務及び国民年金制度の広報・啓発等に掛かる経費になります。

本町における令和5年度末の国民年金加入者は348人となっており、加入率は30.3パーセントとなっております。

目5後期高齢者医療費については、1億310万5,334円を支出しました。

121、122ページをご覧ください。

節12委託料に、熊本県後期高齢者医療広域連合の受託事業として、後期高齢者医療対象者に対する、健康診査委託料、244名分、254万7,271円を支出しました。入院者等を除いた後期高齢者の健診受診率は、29.1パーセントになります。この数値としては、県内では14番目の順位となっております。ちなみに、歯科口腔健診では77名の方が受診されまして、県で6番目の受診率の高さとなりました。

節18負担金補助及び交付金については、広域連合一般会計事務費負担金として123万5,000円、広域連合特別会計事務費負担金として412万2,000円、療養給付費負担金として、町の負担割合12分の1相当額の6,967万9,088円を支出しました。この療養給付費負担金の確定は、例年、翌年の10月頃となり、その際、過不足が生じた際には、返還もしくは、追加負担となります。

節27繰出金については、後期高齢者医療保険会計事務費分として102万8,000円、基盤安定繰出金として2,448万3,600円を後期特別会計へ繰出しました。17万8,650円、0.7パーセントの微減となりました。以上です。

保健福祉課長（高木堅介君） それでは、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費です。児童福祉総務費は8,375万8,479円を支出しました。

支出の主な内容は、出生祝い金、地域子育て支援拠点事業委託料、放課後児童健全育成事業補助金や病児保育事業補助金など、子育て支援や児童の健全育成を図るための環境づくりに要する経費であります。

節7報償費の出生祝金は、出生児一人につき15万円、15世帯に対し225万円を支出しました。

節12委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料1,302万6,000円、一時預かり事業委託料863万8,000円など、合計2,318万1,775円を支出しました。

また、令和6年度に策定する第3期湯前町子ども・子育て支援事業計画の基礎とするためのニーズ調査業務委託料141万6,800円を支出しました。

124ページの、節18負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業補助金2,285万6,800円、病児保育事業補助金825万9,000円、放課後児童クラブ支援事業補助金803万6,000円のほか、各種保育事業や従事する職員の処遇改善に対する支援補助金など、合計5,577万8,342円を支出しました。

令和4年度からの始まりました出産・子育て応援給付金事業については、出産応援ギフト対象者16人、子育て応援ギフト対象者16人に対し1人当たり5万円、合計160万円の給付金を支出しました。

令和5年度の臨時事業では、慈光こども園及び慈光学童クラブの送迎車両における置き去り防止のための安全対策として、保育環境改善等事業補助金37万4,000円を支出しました。

126ページにかけて、目2児童措置費は、2億1,656万7,600円を支出しました。

こども園・保育園の運営補助金及び児童手当などが主なものです。

節18負担金補助及び交付金は、慈光こども園、湯前保育園の運営費補助金、広域入所運営費負担金など合計1億7,632万7,600円を支出しました。

湯前保育園、慈光こども園の運営費については、公定価格の改定等により増となりました。また、広域入所運営費負担金については、入所児童数の減により負担金も減となっております。

節19扶助費は、子育て支援のための児童手当4,024万円を支出しました。

令和5年度の児童手当対象者数は、延べ3,481人で令和4年度と比較して253人、金額で260万円の減となりました。

目3母子福祉費は、51万7,003円を支出しました。

節19扶助費のひとり親家庭等医療費助成金は、49万2,003円を支出しました。

目4熊本県子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯給付事業費は、令和5年度の臨時事業となります。

コロナ禍や物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯、具体的には、ひとり親世帯以外の住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯当たり2万円と第2子以降の子ども1人当たり5,000円の加算給付を行うもので、86万6,392円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は、19世帯38万円、第2子以降加算28人14万円、合計52万円を支出しました。

128ページにかけて、目5子育て世帯生活支援特別給付金その他世帯分給付事業費についても、令和5年度の臨時事業となります。

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯、具体的には、低所得のひとり親世帯以外の住民税均等割非課税世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するもので、304万3,958円を支出しました。

128ページの節18負担金補助及び交付金は、19世帯、47人に対し、235万円を支出しました。

目8低所得者の子育て世帯給付金非課税世帯分給付事業費についても、令和5年度の臨時事業となります。

物価高騰の影響を受ける低所得者の子育て世帯、具体的には、住民税均等割非課税世帯の子ども1人あたり5万円を給付するもので、155万2,492円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は、14世帯31人に対し、155万円を支出しました。

目9低所得者の子育て世帯給付金均等割のみ世帯分給付事業費については、対象者の把握や給付同意書等の事務に期間を要するため、令和6年度に繰越しました。

以上で、款3民生費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） ここで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。発言を許します。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 午前中、倉本議員のほうから総務管理費、企画調整費のですね、ふるさと納税の関係についてのご質問がございまして、資料がちょっとございませんでしたので、ここでお答えをさせていただきたいと思います。ふるさと納税の寄附の件数でございますけれども、総件でございますね、約5,700件ございます。そのうち1,200件が町内の産物でございまして、寄附額にしますと、1,615万円程度でございます。熊本県の県内全市町村でも馬刺しとかですね、特産品についての返礼品を認めていただいておりますとかですね、あと地域間協定、町とほかの町村で返礼品の協定を結ばせていただいている部分がございますけれども、それについては、件数として約4,500件ございます。寄附額につきましては、6,497万円程度という形で答弁をさせていただきたいと思っております。

8番（倉本 豊君） 町内では1,615万円の返礼品ということで、経済効果もかなりあってるということですので、もっともっとふるさと納税が増えますように頑張っていたらというふうに思っております。

議長（金子光喜君） これから、款3民生費の質疑を行います。

ページは109ページから128ページです。

3番（遠坂道太君） 114ページ民生費、18負担金補助及び交付金、高齢者等移動支援助成金621万1,000円につきまして、お伺いいたします。タクシー利用券、タクシー利用助成券、利用者406人が利用されておられますが、大半の利用者は病院の通院で利用されておられます。現在、タクシー券が2冊で2万4,000円で年間使用となっております。使用者の方も年間使用するには、若干少ない、少し足りないかなという方がですね、結構おられるようでございます。今後継続して高齢者サービスを検討されるんで

あれば、若干ですけれども、増額の検討をいたしていただければと思います。このことにつきまして、お伺いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 福祉タクシーにつきましては、これまでの議会でもこういう質問があつてるところでございますが、今、現時点で保健福祉課で考えておりますのは、現在の条件を維持したいと思っております。それにつきましては、確かに年度内にもう2冊目使われてしまう方もございますけれども、大半の方はもう残す、大半と言いますか、残される方もおられます。担当課として考えますのは、あくまでも一部助成という考えでですね、できればご家族だったりとか、乗り合わせだったりとか、そういうことでの有効的な活用をしていただければと思います。これに併せまして、最近新聞でも出ましたが、ライドシェアですかね、公共ライドシェアということも出てますので、水上が取り組んだりとか、10月から高森町が確か取り組むということで、そういうところも見ながらですね、この福祉タクシーはあくまでも福祉のサービスということで、この公共交通の対策としては、公共交通計画だったですかね、湯前町公共交通計画を企画観光課のほうで策定することになりますので、その中でですね、企画観光課とも協議を進めながら、そのボランティアを活用した移動サービスとかを色々種類もございしますので、その中で検討させていただきたいと思っております。

3番（遠坂道太君） 課長から言われたのは、私も知っておりますけれども、まずこの水上と高森町とかですね、されるというふうなことも新聞に書いてありましたけれども、ほとんど病院に行かれるのは、公立病院あたりが主役の方が結構おられます。先ほどから言われますように乗り合わせということが、ちょっと不可欠な問題もあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。公立病院は皆様ご存じのとおり、予約が主役の病院でございしますので、同じ日に予約していくということはまずできないということでございます。そういった形の中で、そういう年間使って足りないという方達もやっぱりおられるということでございますので、家族がどうのこうのとさっき言われますけれども、家族のほうもそれができないので、そういう形をとっておられるということでございます。やはり今後、いろんな方面の形も考えながら、高齢者のサービス等ですね、やっぱりとっていただければというふうに思います。

2番（西 靖邦君） 112ページですね、節13の使用料及び賃借料、障害福祉サービス請求内容審査システム使用料ですか、39万6,000円が支出されてるんですけども、不用額として5,000円が計上されてます。これは令和4年においても、支出額及び不用額は同額となっています。今後システム使用料が一緒でしたらね、その予算を組むときプラマイゼロの予算を組めないんですか。

保健福祉課長（高木堅介君） この障害福祉サービス請求内容審査システム使用料は、これ総合行政システムではなくて、別の会社との個別契約でやっているものでござい

す。不用額出てございますけれども、次年度以降、見積を、予算組む際ですね、見積を精査しまして、同額になるようにしていきたいと思えます。

4番(椎葉弘樹君) 114ページのシルバー人材センター運営補助金90万円について、お尋ねします。会員数が平成24年度が43名あったわけですが、徐々に減っていきまして、令和5年ではもう27人程度になってるということで、この会員数が伸び悩んでいるという、この要因というのは何なんですか。

保健福祉課長(高木堅介君) シルバー人材センターにつきましては、保健福祉課が直接は絡んでいないところでございますが、事務局長と話す中で、やはり60過ぎて働かれています方が多くてですね、そこをもう、65・70までとか働かれています方が居る関係で、高齢者自体も減っていますので、長く働く方が増えるかつ高齢者も減っているということで会員は減っているのではないかと思います。

4番(椎葉弘樹君) あと受注件数なんですけど、平成24年度が358件、そして、300件でずっと推移していたわけですが、今回令和5年度に限っては179件ということで、大幅に減となっております。これもやはり会員数の減少に伴う傾向なんですか。

保健福祉課長(高木堅介君) シルバー人材センターの受注の内容までは、ちょっと把握はしてございませんけれども、1つは令和4年度に町営住宅の点検があって件数が多かったのではないかと、その反動で5年度は件数が減ったのではないかと推測します。

4番(椎葉弘樹君) 令和5年度よりも前は300件とかですね、結構それ以上はずっとあったんですけど、急にどんと落ちたのがちょっと気になってたんですよ。これなぜ聞いたかという、補助金が令和3年度に100万円から90万円のほうに減額されております。もしかしたら、その収支状況を見て減らされたんだと思うんですけど、実はその運営状況が、もしかしたら厳しいんじゃないかなというところで推察したところでした。例えば、シルバー人材に頼みたい時も、この料金表を見たくてもですね、ネット検索しても出てこないわけなんですね、連絡先を探そうにも、43-4111と4112の2つが紹介されてるんですが、これって総務課と保健福祉課の電話番号だと思ってまして、もしかしたらその情報発信も含めて、シルバー人材の運営のあり方っていうのが、ちょっと情報提供がうまくできてないのではないかと考えたんですよ。その時に、この補助金の90万円っていうのがそもそも妥当な金額なのかというのを再検証していく必要があると思ってるんですが、ここちょっと町長にちょっと確認したいんですけど、このシルバー人材の運営というのは、現状のままでよろしいのでしょうか。それとも何か、補助金の90万円出してますけど、その妥当性というのは、検証はされてるのでしょうか。

町長(長谷和人君) シルバー全体の補助金につきましては、事務局長の件費でございますので、そこを毎年の予算を見ながらですね、図っておるということでございま

すんで、現状今 90 万円でございましたか、それによって動いてるということで、私としては適正に補助金は出してるというふうに私は思っているところでございます。

4 番（椎葉弘樹君） ある方から、シルバー人材の料金表をみたいけど、どうすれば良いのということで、私も調べてみたんですけど、全くどこにも情報がなくてですね、一方、あさぎり町とかで見ますと、なんか暮らしのなんか便利帳に似たようなところで、その料金の表示とかもあって、高齢者の方はこういうシルバー人材のメニューがありますからやってくださいというのがあるんですけど、湯前町はなんかこれがですね、ないんですよね、だからその連絡先も含めて、そのシルバー人材の運用方法を 90 万円出すのであれば、その辺りもちょっとしっかり情報提供していく必要があるんじゃないかという、支援的な町からの支援っていうのも必要なんじゃないでしょうか。

町長（長谷和人君） おっしゃいました、利用料金体系につきましては、ちゃんと私も見ておりますので、そこら辺を局長のほうにですね、しっかりとご利用される場合については料金表をですね、見せてやると、その料金表も 1 時間当たり、それから職種・作業の内容によっても料金の体系が変わっておりますので、そこら辺はしっかりと対応するようにというふうにしておきたいというふうに思います。それからネットでございましたか、それは今のその事業費の中で捻出するというのが非常に難しいので多分そこまでまだいってないのかなというふうに思ってますんで、紙媒体でもできる限りですね、シルバー人材センターの中身につきまして、回覧等で可能であればお知らせもしていきたいというふうに思っているところでございます。

4 番（椎葉弘樹君） これからスマートフォンを持った高齢者の方も徐々に増えてきますので、できればですね、町のホームページでも良いので、そういう情報提供をですね、シルバー人材の部分のサポートと言いますか、そういったところも今後必要になってくるかと思うんですけど、その辺はですね、今後、シルバー人材のほうにですね、町から助言するなりですね、何かうまい連携をとっていただければなと思うんですが。

町長（長谷和人君） すぐということであればですね、今ちょっと打ち合わせしましたんですけども、シルバー人材センターの部分をですね、ホームページにあげて、ただ、お問い合わせにつきましては、シルバー人材センター事務局までと言う形で、お知らせならしたいというふうに思います。

4 番（椎葉弘樹君） そしてですね、もし収支を見るとですね、減額は当時仕方なかったんですが、もし情報発信とかの部分で向こうが、どうしてもその人手が足りないからという情報とかあるのであれば、補助金の見直しとかですね、そういったところも考えていかなくちゃならないかもしれませんので、そこはちょっとなんか町もしっかり支援をしてあげてですね、だから、その補助金の妥当性も含めてまた検証をしていただければと思います。

保健福祉課長（高木堅介君） 町の補助金をですね、100万円から90万円に減額した経緯はですね、町全体での補助金、補助団体への補助金の見直しがあった時期でございます。その際は、シルバー人材センターの収支決算書を見まして、繰越金が町の補助金の100万円を超える額ありまして、毎年度補助団体の査定をしてございます。その中でも、ちょうど事務局長とも話を聞きまして、繰越金が多い理由を尋ねました、その際、インボイス制度が始まるからそこに向けてちょっと蓄えているということでしたけども、それを勘案しましても、繰越金が多くございましたので、当時基本が10パーセント落とすというのがあったと記憶しておりますので、それで100万円から90万円に落としたという経緯でございます。

4番（椎葉弘樹君） 当時の経緯はですね、会議録等見まして承知しております。ただ、私シルバー人材にですね、3回足を運んだんですけど、3回ともいらっしゃらなかったんですね。事務局に連絡しようにもどこに連絡していいかわからなくてですね、結局個人の携帯にかけてしまったんですよ。これが一般の町民の方にもあり得る話ではないかと思っておりますので、その辺りの運用形態も含めて、ちょっとしっかりと確認をしていただければと思います。

保健福祉課長（高木堅介君） シルバー人材センターの問い合わせ先がですね、役場の1部屋を間借りしておられます。電話番号も、その直通の番号がございまして、シルバー人材センターで持ってる携帯電話がもう窓口になります。今後ホームページ等で周知する際にですね、その番号も記載してですね、問い合わせ等、スムーズにできるように改善していきたいと思っております。

町長（長谷和人君） 大変申し訳ございません。今、局長がお留守の時に行かれたというお話でございましたよね。留守の場合は必ず局長がですね、右上のドアのところに出ておりますので、連絡の番号を多分そこに入れてたんじゃないかなってちょっと思ったんですけど、補足で説明させていただきたいと。

2番（西 靖邦君） 114ページですかね、節19の扶助費、更生医療給付事業扶助費について、令和5年の支出額がですね、113万2,679円となっております。令和4年度がですね、552万3,381円と比較しまして439万702円の減となっております。この減少の理由は何でしょうかね。

保健福祉課長（高木堅介君） これ1名の方、生活保護受給者の方の人工透析でございまして、この方が公立病院で受けられてたんですけども、公立病院のほうが、更生医療の対象施設外になったということで、この障害者扶助ではなくて、医療費のほうからの支出になったことから、その額の減額になったところでございます。

7番（味岡 恭君） 今、西議員が聞かれてるところと同じところで備考欄にですね、更生医療給付事業扶助費、支出が113万円程度使われてました。また、今年の予算が633

万円程度ございました。それとその下の障害者介護給付・訓練等給付金ですかね、この扶助費が、予算が1億7,200万円程度ありました。実質使えたのが1億6,900万円だったと思います。その差額が大きいのは、その理由は何なのか教えてください。

保健福祉課長(高木堅介君) まず1つ、更生医療費の6年度予算がまた増えているということですが、5年度と同様で見込みで予算を組んだ関係で6年度の予算は5年度の予算額と同程度となっております。障害者介護給付・訓練等給付扶助費の予算でございますが、実績が出てからの、6年度に入ってからのもありますので、ここは更正減額せずにですね、残しているところでございます。

7番(味岡 恭君) 先ほど聞きましたけど、更生医療費ですか、630万円程度あったのが、実際使ったのが113万円程度ということでかなりの差が出てきております。その辺は先ほど説明されたとおりでよろしいでしょうか。何か人員の減った関係が何かあるのかなと思ってですね。

保健福祉課長(高木堅介君) この更生医療の中の先ほど言いました人工透析ですね、これ1名の方で400万円から500万円掛かりますので、こういう金額になります。

3番(遠坂道太君) 116ページです。老人福祉費、報償費の敬老祝金388万8,000円につきまして、お伺いします。敬老祝金としては、令和3年度から1人当たり支給額6,000円のゆのまえふるさと商品券が支給されております。高齢者の方にですね、現在の商品券についてはちょっと使いにくいということを結構多く聞かれます。そこで高齢者の方に町内にある全てのお店で活用できる、利用できる商品券にしていきたいという要望が私のほうにも話がきております。そこで今後町内の全てのお店で利用できる商品券にできないか、それにつきまして、お伺いいたします。

町長(長谷和人君) 現在商工会での商品券ということに限らせていただいて、これまでずっと当初から運営がなされてきております。今のお話の件につきましてはですね、商工会のほうがいわゆるターゲットということでございますので、会長のほうにこの旨の話をさせていただきましてですね、任意的に入っていただくと、商工会に入っていたければ、その対象になるわけでございますけども、これだけに限ってというふうな限定的な部分でしたらば、運用ができるのかなというふうに思います。ただこれまで慎重にやってきたのは、これまでも、現在国の補助金の交付金を使いまして、くらし応援券ですか、これも5,000円で、フィフティーフィフティー、50・50で今商工会分が50、それから加入が、今回希望を申し上げられましたお店につきましては50、それとプラス、全部商工会で使われるという形にしております。これも、いわゆる商工会の会員さんの育成のためにやっているわけでございますので、他町村でですね、不入りしました折に、7割ぐらいですね、全て商工会と違うところに持っていったという事例もございましたんで、そこは地元の商工会のほうを助けるという意味がございましたんで、今そういう

形で50・50という形を取らせていただいておりますので、今お話を聞きました分については、こういう話が出てくるので、対応が可能かどうかというふうなお話はさせていただきたいと思います。

総務課長（西村洋一君） これ当時の担当者として、御説明をさせていただきたいと思います。この商品券は国へ登録して、国が認めた事業者のみの使用できる商品券になりますので、町が勝手に対象枠を広げたり、狭めたりではできません。ですので会員になって国への登録作業とかそういったところが必要になってきますので、そもそも商工会の加入資格がない事業所もあつたりしますので、もし町全体で使える商品券になるのであればもう商工会の商品券を止めて、町単独で作って、それも期間は短期間しか使えないという商品券にするしかないと思います。今の商品券は、期限を定めずに長く使える商品券ですが、それはもう国がもうお金と一緒に、お金を発行するのと一緒に手続きを取りますので、そうなりますと今度は商工会は国に供託金とかも、その額を納めなければいけませんので、そういった場合、また町の負担も、もう商工会はそういったお金を持ってのわけじゃありませんので、供託金を出したりとか、そういった手続きもありますので、そう簡単に「わかりました、じゃあ広げましょう。」というふうにはできませんので、町全体を対象にするのであれば、町単独での発行、それも期間は6か月以内という商品券になると思います。以上です。

3番（遠坂道太君） 西村課長からも言われるのは、私もわかつたわけですがけれども、一つ、やはり期限を切ってもですね、やっぱりそういうふうな形のほうが、今年の寄りの方は使えるのではないかなというふうに私は考えたわけですよ、聞いているのがですね、物価のほうも上がって、高齢者の方の年金もですね、低所得の方が非常に多いわけでございますよ。その中で、そういった形でのこういう商品券は非常に喜ばしいものでございます。今まで1万円あったのを4,000円はですね、やはり、子ども達のためにということで我慢してやっておられるところでございます。そこでですね、今後期限を切ってもですね、使っていただく方向を作っていただければということをお願いしたいと思います。

総務課長（西村洋一君） 反論するわけではございませんが、元々敬老祝金をなくすというときに商工会から町のほうに要望書を提出しまして、敬老祝金と商工業の活性化を一遍にできるので、どうにか残していただだけませんかというお願いがあって、残ったという歴史もありますので、変えていく場合には商工会のほうにも、それ相応の配慮が、使えないから駄目だとかそういった一方的なあれではなくて、少し配慮が必要ではないかと思えます。

3番（遠坂道太君） 私が言うのは、どちらでも使えるようにしてもらえば、もう使う方が良いわけですよ。その期限を切っても、ただ商工会とか町とかわかりますよ、で

もやっぱりそこは今町民が居てこそ町税があるわけですから、それを考えて欲しいと思いますよ。それ考えてください。

総務課長（西村洋一君） 議員のお考えを実現するならば、もう現金の配布で良いんじゃないかと。商品券にする必要があんまりこう、今のご主張ではあれでしたので、そういったところも併せて、検討していければと思います。

3番（遠坂道太君） それであればそういう形ですね、現金化、そちらのほうでご検討していただければというふうに思います。

総務課長（西村洋一君） 一つの考え方ですので、それを検討すると言ったわけではありませんので、あまり飛躍せずに、どれが一番良いかを町のほうで検討していきますので。

3番（遠坂道太君） 検討じゃなくて今回協議をしてですね、考えた形で良い方向に持っていかれて欲しいと思います。以上です。

2番（西 靖邦君） 118ページなんですけども、節18の負担金補助及び交付金でここですね、敬老会実行委員会補助金として91万550円が計上されてます。これ令和4年度ではですね、その名称が敬老会開催補助金という名称でした。これ今回、その名称を変えられた理由はなんですかね。

保健福祉課長（高木堅介君） 町の敬老会につきましては、令和3年度まで婦人会が主催で行っておりました。そこに町・社会福祉協議会等が協力しながらやっているということで補助金にしておりました。令和4年度に、これ婦人会のほうから、会員不足もあり、婦人会の主催がちょっと厳しくなったので、ただ敬老会自体は継続したい、じゃあどうするかということで3年度に協議を始めまして、4年度に婦人会も含めた各種団体等で実行委員会を立ち上げましたので、それで5年の実績、この補助金はですね、実行委員会補助金と名称を変更させていただきました。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款3民生費の質疑を終わります。

款4衛生費の説明を求めます。

保健福祉課長（高木堅介君） それでは款4衛生費を御説明いたします。

ページは、127ページから140ページまでです。

衛生費は、予算現額1億9,855万円に対し、決算額1億9,251万5,526円を支出しました。

執行率は、97パーセント。歳出全体に占める構成比は、4.3パーセントになります。

令和4年度と比較して、1,539万7,153円の減となりました。

減の主な要因は、項4新型コロナワクチン接種事業費の減であります。

以下、目ごとに御説明いたします。

127、128ページ、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は5,955万2,147円を支出しました。

令和4年度と比較して、1,000万円ほどの増となりました。

会計年度任用職員2名の採用と人事異動に伴う一般職員人件費の増であります。

支出の主な内容は、職員人件費、各種健康診査及び歯科検診の医師報酬、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金及び子ども医療費助成金などであります。

130ページの節1報酬から節8旅費までは、各種健康診査及び歯科検診の報酬・費用弁償、担当職員2名及び会計年度任用職員2名の人件費を支出しました。

132ページの節10需用費は、各種保健事業用消耗品や保健センターの維持管理に係る消耗品のほか、保健センターの光熱水費など188万8,740円を支出しました。

節12委託料は、妊婦健康診査委託料156万6,720円のほか、保健センターの維持管理に係る委託料など301万5,642円を支出しました。

134ページにかけて、節18負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金1,949万5,000円など、合計2,044万9,000円を支出しました。

節19扶助費は、子ども医療費助成金1,323万8,231円など、合計1,385万9,557円を支出しました。

目2予防費は、各種検診や予防接種など、疾病の早期発見・早期治療、感染症予防などに係る経費として、2,881万2,858円を支出しました。

令和4年度と比較して、190万円ほどの減となりました。

減の主な要因は、各種検診及び予防接種委託料の減であります。

136ページにかけて、節12委託料は、総合健診委託料1,150万3,239円、各種予防接種委託料867万2,813円のほか、改善センターで実施しました、集団健診の際の基本健診や各種がん検診等委託料など、合計2,799万5,540円を支出しました。

予防接種委託料については、インフルエンザや日本脳炎、子宮頸がんなどの接種者数の減により、令和4年度と比較して140万円ほどの減となりました。

なお、各健診項目ごとの受診状況、各種予防接種の接種状況等につきましては、決算書付属書類の主要な施策の成果251ページから252ページに記載しておりますのでご参照ください。

節18負担金補助及び交付金は、インフルエンザワクチン接種補助金など、合計27万5,279円を支出しました。

目3環境衛生費については、本町の環境の保全及び衛生管理などに要する経費として935万3,916円を支出しました。

節 10 需用費は、家屋消毒用の薬剤代など 14 万 1,865 円を支出しました。令和 5 年度は 11 地区で実施されております。そのうち、8 地区がミスト機を使用され、延べ 13 回の 41 台の貸出をしております。

節 18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合負担金（斎場分）688 万 1,000 円、合併処理浄化槽設置補助金 188 万 6,000 円など、合計 877 万 7,000 円を支出しました。令和 5 年度の合併処理浄化槽設置補助の実績は、5 人槽 3 基分であります。

目 4 新型コロナワクチン接種事業費は、集団接種及び個別接種に係る経費として 1,975 万 9,607 円を支出しました。

令和 4 年度と比較して 1,600 万円ほどの減となりました。

減の主な要因は、集団接種の回数の減、及び個別接種も含めた接種者数の減によるものです。

138 ページにかけて、節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、会計年度任用職員の人件費及び一般職員の時間外勤務手当を支出しました。

節 7 報償費は、集団接種の際の、そのだ医院の医師及び看護師等の報償費を合計 188 万 7,520 円支出しました。

節 12 委託料は、集団接種の際の公立多良木病院の医師及び看護師派遣に伴う委託料及び医療機関における個別接種に係る委託料として 188 万 3,891 円、集団接種会場の運営スタッフに係るワクチン接種運営業務委託料 650 万 3,618 円など、合計 988 万 1,529 円を支出しました。

節 22 償還金利子及び割引料は、令和 4 年度実績に伴う国庫補助金及び国庫負担金の精算返還金 272 万 4,434 円を支出しました。

140 ページにかけて、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費は、5,165 万 500 円を支出しました。

節 12 委託料は、町内 90 か所のごみ収集所の収集運搬、リサイクルステーションの清掃管理及び資源ごみの運搬等の業務委託料として、726 万円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨クリーンプラザ等の管理運営に係る負担金 4,426 万 4,000 円を支出しました。また、家庭ごみの減量推進のため、生ごみ処理容器 3 基と分解処理器 4 台の購入補助金として 12 万 6,500 円を支出しました。

目 2 し尿処理費は、家庭から収集されるし尿の最終処理施設である汚泥再処理センターの維持管理などに係る負担金 952 万 5,000 円を支出しました。

項 2 上水道費、目 2 上水道事業費、節 27 操出金は、地方創生臨時交付金を活用した原油価格・物価高騰対応水道料金減免事業分 1,386 万 1,498 円を支出しました。

以上で款 4 衛生費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから款4衛生費の質疑を行います。
ページは127から140ページです。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款4衛生費の質疑を終わります。
ここで、休息のため休憩します。

休憩 午後1時44分
再開 午後1時53分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。
款5農業費の説明を求めます。

農林振興課（高橋 誠君） 引き続き、139ページ140ページでございます。
款5農林水産業費について御説明いたします。

予算現額2億8,042万5,000円に対し、2億6,136万2,786円を支出しました。
歳出合計に占める割合は5.8パーセント、執行率は93.2パーセントとなりました。
以下、項目ごとに説明します。

項1農業費、目1農業委員会費は、2201万8,625円を支出しました。農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬と費用弁償、また会計年度任用職員1名の報酬、そして、事務局職員の給料等の人件費が主なものでございます。

節1報酬は、農業委員会長32万7,977円ほか、職務代理者報酬、農業委員と農地利用最適化推委員報酬をそれぞれ支出しました。

また、最適化推進活動実績に応じた報酬346万8,005円は、農地利用最適化に係る成果の実績に応じて交付される国からの最適化交付金を財源として委員ごとの活動実績に応じて支出しております。また、令和5年度は、委員改選の年でしたので、委員候補者選考委員の報酬を支出しました。

節2給料から節4共済費まで、農業委員会事務局職員の給与と会計年度任用職員の人件費に係る経費をそれぞれ支出しました。

節8旅費57万5,410円は、例月の農業委員会総会出席の費用弁償、全国農業委員会長大会等の出張に伴う費用弁償、普通旅費が主なものです。

節11需用費の46万1,306円は、農業委員会の事務に必要な消耗品費燃料費、食糧費を支出しました。

節12委託料は、農家台帳データ変換委託料38万5,000円、農地台帳システム保守委託料33万円、農政業務支援システム保守委託料56万7,600円をそれぞれ支出しました。

次に、144ページです。

節13 使用料及び賃借料は、農政業務支援システムリース料75万7,764円、農地台帳システムリース料69万360円、農業委員タブレット利用料2万680円をそれぞれ支出しました。

次に、節18 負担金補助及び交付金は、球磨郡市農業委員会協議会等負担金の9万8,000円を支出しました。

目2 農業総務費でございます。4,887万6,710円を支出しました。農林振興課職員の給料ほか、会計年度任用職員、地域おこし協力隊員報酬などの人件費、湯前町農業再生協議会補助金が主なものになります。

節1 報酬は、まず農振整備促進協議会委員報酬6万1,600円は、農振農用地の農地を宅地に転用するの申請案件がございまして、審議をしていただきました。

次に、人・農地プラン検討委員会委員報酬9,000円を支出しました。農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、人・農地プランが地域計画として法定化され、制度説明を主体に検討会を実施しました。また、農業公社の仕事をお手伝いいただく地域おこし協力隊1名が年度途中で着任することになりましたので、給料ほか人件費を支出しました。

節2 給料から節4 共済費まで、職員の給与ほか、会計年度任用職員と地域おこし協力隊員の人件費をそれぞれ支出しました。

146ページです

節11 役務費と節13 使用料及び賃借料には、地域おこし協力隊員用の公用車リースに係る経費を支出しました。また備品購入費にパソコン購入を行っております。

節18 負担金補助及び交付金は165万270円を支出しました。県野菜振興協会8万円ほか、くま農業活性化協議会負担金、熊本県花き協会負担金をそれぞれ支出しております。また、稚魚放流補助金10万円は、球磨川漁協様が町内の2つの河川に7,500尾のヤマメの稚魚を放流されましたので補助金を支出しました。

湯前町農業再生協議会補助金123万7,270円は、経営所得安定対策申請事務が主なもので、作付け状況現地確認、農業経営改善計画認定審査、耕畜連携説明会、営農座談会等を行いました。

目3 農業振興費は1億160万3,432円を支出しました。主なものを説明します。

節1 報酬は、農業振興検討委員会委員報酬2万6,600円を支出しました。

農業振興施策全般にわたり農業者等の意見を反映させた振興施策など町長の諮問に応じて調査、検討を行うため令和元年度に設置したのですが、令和5年度は、湯前町農業振興プランの振り返りと新たに見直してスタートさせた町単独補助の活用状況と課題の検討を行いました。

次に、節 10 需用費 36 万 7,331 円は、事務用の消耗品費、公用車に係る燃料費、農産加工施設の電気料などを支出しました。

節 11 役務費 21 万 7,290 円は、生産者への通知用の通信費などを支出しました。

148 ページです

節 12 委託料 48 万 4,000 円は、農産加工施設杵つき精米所の指定管理者制度での再稼働を行うための施設改修の設計委託料を支出しました。

次に、節 17 備品購入費 196 万 3,060 円は、下村婦人会が指定管理者ですが、農産物加工施設のコンテナ型冷凍庫が老朽化しており、大型冷蔵庫、冷凍ストッカーを購入したものでございます。

節 18 負担金補助及び交付金は 9,824 万 1,151 円を支出しました。

主なものを説明します。

農業用廃プラスチック類処理対策補助金 31 万 3,926 円は、園芸用のビニールやポリなど、28.5 トンの廃棄処理費の 3 分の 1 の補助金を支出しました。

中山間地域等直接支払交付金 3,132 万 952 円は、26 集落、383 ヘクタール分に対し、国県補助金を合わせた交付金を支出しました。

次に、鳥獣被害防止対策協議会補助金 17 万 842 円は、農作物被害調査等の報酬、費用弁償のほか、罾設置札作成などを行いました。この補助金で 35 万円ほどの不用額が出ております。大変申し訳ありません。今後年度末での精算と不用額補正など処理に注意を図ってまいります。

次に、環境保全型農業直接支払交付金 502 万 5,600 円は、環境保全効果の高い農業生産活動に取り組む生産者 4 組織の 20 戸、面積 44.3 ヘクタール分で、国・県の交付金と町の交付金を合わせて交付しております。

農業次世代人材投資事業補助金 150 万円は、就農直後の経営確立を支援する国からの補助率 100 パーセントの間接補助金でございまして、令和 2 年度に新規就農された方 1 名に補助金を支出しました。

次に、多面的機能支払交付金 2,983 万 5,736 円は、農道の草払い、水路の土砂上げなど共同で管理する活動の農地維持支払、また用排水路や農道等の老朽化部分の補修など農業用施設の資源向上支払・長寿命化活動に、国・県の交付金、町の交付金を合わせて交付を支出しました。

農業後継者等支援補助金 480 万円は、町の単独事業ですが、就農 3 年目の 4 名の方、就農 2 年目の 2 名の方、合わせて 6 名の方に補助金を交付しました。

次に、湯前版中山間地域直接支払補助金は、5 集落に対し、324 万 6,936 円の補助金を支出しました。

次に、有害鳥獣捕獲補助金 592 万 3,000 円は、シカ、イノシシなどの有害獣のそれぞれの捕獲単価により補助金を支出しました。令和 5 年度はイノシシの捕獲実績が増えております。

次に、農業公社運営補助金 480 万円は、農業公社経営計画により受託作業や農業用機械リース事業を主体とした取り組みを始めまして、これは町の農業振興事業を担う農業公社が行う公益性事業ということに対する補助金として交付しました。なお、480 万円のうち 280 万円は、農業公社の機械、45 馬力のトラクターを購入するための補助金でございます。なお、不用額は、農業公社の経費内容を精査させていただき減額での支出をしたことによるものでございます。

次に、新規就農者育成総合対策事業補助金 150 万円は、令和 4 年度に新たに営農を開始された 2 年目の 1 名の方で、経営開始資金として 150 万円を国から 10 分の 10 により交付したことにより支出したものでございます。

次に、上球磨射撃場老朽化対策事業補助金 18 万 1,000 円は、猟友会の方の技術訓練、免許更新等で講習会場ともなる施設でありまして、施設の老朽化がっており、国庫事業を活用して施設の改修等を行われましたので、関係する上球磨 4 町村により国庫補助金の裏を負担したものでございます。

次に、果樹振興総合補助事業補助金 122 万 3,000 円は、果樹の新植をされた生産者、または高性能機械の導入をされた生産者 5 名の方に補助金を支出しました。

次に、中心経営体農業機械導入支援補助事業（認定農業者等）708 万 7,000 円については、経営規模の拡大及び経営発展を目指す意欲ある農家に対して、農業機械等の導入、具体的には、田植機やトラクターなどを導入された生産者 4 名の方に補助金を支出しました。

150 ページです。

農業雇用等支援事業補助金 18 万 6,000 円は、少子化や高齢化等により農業従事者が減少して、労働力が不足する中、繁忙期に農家の負担を軽減するための雇用に関する経費の支援、外部雇用をされた生産者 4 名の方に補助金を支出しました。

次に、中心経営体農業機械導入支援事業（その他経営体）63 万 4,000 円でございます。認定農業者及び法人、認定新規就農者以外の方で、地域の中心となる経営体に位置づけられた方、経営規模拡大と経営安定のため機械等の導入の支援を行うものでございまして、生産者 1 名の方に補助金を行いました。

次に、目 3 農業振興費（繰越明許）でございます。農林業原油価格等高騰経済対策事業支援金 1,587 万 3,000 円は、物価高騰の影響を受けた農林業者に対し継続的に支援を行うもので、地方創生臨時交付金を財源とし、動力光熱費と肥料費への補助金を生産者 176 名に交付しました。

目 4 畜産業費は、657 万 636 円を支出しました。主なものでございますが、節 7 報償費は、子牛品評会等の賞品代として 10 万 8,800 円を支出しました。

節 10 需用費では、光熱水費の 13 万 1,301 円と節 13 使用料及び賃借料の下水道使用料を支出しております。これは、アグリセンターなどの電気料などの経費でございますが、施設の一部を農業公社事務所に貸し付けしていることから、光熱水費の一部を農業公社で負担していただき、歳入のほう諸収入で受け入れてございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金でございます。

酪農ヘルパー制度補助金 61 万 2,100 円は、本町 5 戸の生産者が制度を利用され、球磨酪農組合の補助 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担割合に応じて支出しました。

畜産奨励補助金は、152 万 1,000 円を支出しました。繁殖素牛の購入、肥育素牛の購入、連合子牛品評会の出陳補助金に対する補助でございます。また球磨畜産共進会には 3 頭出陳し、牧草の 1 品の出品では最優秀賞主席を受賞しております。

次に、畜産飼料価格高騰対策支援金 403 万 9,000 円は、財源を地方創生臨時交付金としたもので、配合飼料価格の高騰の影響を受ける生産者に支援金を交付したものです。乳用牛、肥育牛、繁殖牛の合計でございますが、生産者 41 名に支援金を支出しました。なお、年度末で補正予算化しておりましたので、畜産農家からの申請事務が完了せず、全体予算の 900 万円のうち、496 万 1,000 円を令和 6 年度に繰り越しを行いました。現在、すでに事業は完了しております。

目 5 農地費でございます。1,677 万 8,815 円を支出しました。主なものでございます。

節 10 需用費の修繕料 176 万 8,598 円は、農業用の用排水路の修繕、農道の修繕に支出しました。

1 5 2 ページです。

節 12 委託料、農道等管理委託料 41 万 9,112 円は、雑草の繁茂が著しい農道や農村公園等の除草作業を委託しました。

古城土捨て場用地測量業務委託料 396 万 8,800 円は、豪雨災害の復旧工事等、沈砂池への土砂対堆積除去などで経験していますが、近年の災害により土捨て場が不足することを想定し、古城地区に整備を計画するものです。

節 14 工事請負費、ため池浚渫工事は、大谷ため池の堆積土砂の浚渫を行いました。

節 18 負担金補助及び交付金は、114 万 5,455 円を支出しました。

主なものは、県土地改良事業団体連合会特別負担金で 13 万 5,000 円と県営田んぼダム普及・拡大モデル事業負担金 41 万 6,000 万円を支出しております。

次に、幸野溝土砂浚渫に伴う負担金 20 万 6,000 円は、6 月の梅雨期の大雨で、瀬戸口地区の町田川から、幸野溝打ち出しのところで土砂流入が発生し、幸野溝の通水に支障

があったことから、緊急的に幸野土地改良区で土砂浚渫が実施されました。この費用を幸野溝土地改良区と湯前町でそれぞれ 50 パーセントずつ負担したものでございます。

二溝地区事業計画書作成に係る市町村負担金 28 万 2,055 円は、令和 7 年度以降に工事を予定する上溝・中溝の用水路の補修工事関係になりますが、令和 5 年度に施工申請に必要な事業計画を作成するための負担金を支出しました。

次に、農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金 8 万 7,000 円は、近年の電気料金の高騰により、幸野溝土地改良区が管理する揚水ポンプの動力用電気料金に大きな負担がっており、県がその高騰対策として補助金を支出されました。これは町の一般会計の歳入を通じて土地改良区に間接補助金を支出しました。

次に、目 5 農地費の繰越明許でございます。2,016 万 9,334 円でございます。

深田 2 地区排水路改修工事の 2 工区分のものでございます。令和 3 年度から継続している事業でございまして、令和 4 年度は作業員の手配等の影響もあり、事業費を令和 5 年度に繰り越して工事を全て完了しております。

目 5 農地費の事故繰越は 2,086 万円を支出しました。

これも深田 2 地区排水路改修工事の 1 工区分でございます。令和 4 年度から令和 5 年度に事業を繰り越して、工事を全て完了しております。以上です。

教育課長（浅田 徹君） 目 6 農村環境改善センター管理費になります。

農村環境改善センター管理費につきましては、285 万 9,049 円を支出しております。令和 4 年度と比較し、118 万 8,832 円の減となっております。令和 4 年度は台風 14 号被害に関します、修繕料 221 万 8,000 円を支出していたしましたので、対前年で大幅減となったものでございます。

支出額につきましては、改善センターの光熱水費、修繕料、施設の清掃・警備といった維持管理費の経常的経費が主なものとなります。

154 ページをお願いいたします。

節 17 備品購入費 33 万円は、改善センター玄関に設置しています A E D の更新費用となります。

目 6 農村環境改善センター管理費の説明は以上です。

農林振興課（高橋 誠君） 次に、項 2 林業費、目 1 林業振興費は 575 万 3,185 円を支出しました。

節 12 委託料、民有林内路網改良業務委託料 217 万 3,039 円は、林道・作業道の 3 路線の路面洗堀、法面補修、路肩補修等を行いました。財源には森林環境譲与税を充当しました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金は 196 万 6,200 円を支出しました。球磨地域林業振興・木材需要促進対策協議会負担金 4 万 7,000 円をはじめ各種協議会負担金のほか負担金が主なものでございます。

治山林道協会負担金 66 万 6,000 円は、通常会費と合わせ、県が災害関連緊急治山事業を町有林等で実施されることに伴い、市町村に対しその工事費に対する特別賦課金を負担することになっております。

みなと森と水ネットワーク協議会負担金 5 万円は、東京都港区と森林を有する自治体が、間伐材を始めとする国産材の活用を通じて森林整備を促進して、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることで、社会貢献する協議会でございます。本町を含む加入市町村としての負担金を支出しました。

次に、林業担い手対策事業補助金 104 万 2,000 円は、町内の林業事業体が雇用される林業従事者の担い手確保のため、林業事業体が購入した草刈機、チェーンソーなど小型機械、ヘルメットなどの安全装備品に対し補助金を支出しました。この財源には森林環境譲与税を充当しました。

節 24 積立金 145 万 5,000 円は、歳入のほうで令和 5 年度の 957 万 9,000 円の森林環境譲与税を収入しておりまして、歳出のほうで先ほど説明した歳出を充当した後の環境譲与税の残額を積み立てしました。後年度の事業の財源として活用していくこととしています。

なお、令和 5 年度末の基金積立金現在高は 484 万 5,633 円となっております。

以上で款 5 農林水産業費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから款 5 農業費の質疑を行います。

ページは 139 ページから 154 ページです。

7 番（味岡 恭君） 農業振興費の 148 ページの負担金補助及び交付金で、有害鳥獣捕獲補助金でお尋ねをします。5 年度の予算が 680 万円程度ございました。支払額は 590 万円です。鳥獣が少なかったのか、駆除が少なかったのか、お尋ねします。

農林振興課（高橋 誠君） 予算については、過去の近年の予算で組んでおりました。令和 5 年度については、シカ、イノシシなど、カラス、サル、アナグマ、それぞれの有害鳥獣を猟友会の方、別の仕事を持ちながらでも、駆除に従事されております。先ほど言いましたように、イノシシの捕獲実績が増えております。シカについては、例年どおりですが、駆除される方の年齢であったり、従事者であったりというのが、やはり厳しいというご意見を総会等で伺っておりまして、今後ますますそういった事業が減少と言いますか、あるのかなと思っております。ただこの捕獲については、やはり対応せざるをえない、重要な農業分野の課題かと思っております。

7番(味岡 恭君) 言われたとおりに有害鳥獣のですね、今、農作物ができてきた、時期になってきて、もう山奥から降りてきたというような話もよく聞きます。サル等もよく出てきてるそうです。高橋課長から言われたとおりに、駆除者っちゅうか、もう少ないということでございます。そこで今後ですね、駆除者の育成っていうか、補助金を出して育成をしたらどうだろうかと、今後、有害が増えてくるんじゃないかというふうに思いますので、その辺をどういうふうに今後考えていかれるかお尋ねします。

農林振興課(高橋 誠君) 有害駆除に従事される方を何とか確保したいというところで免許等のですね、支援、そういった講習会の支援、そういったものをご用意しておりますので、またそういったものが、周知をまた徹底していきたいということでございます。

3番(遠坂道太君) 150ページです。畜産業費、負担金補助及び交付金、畜産奨励補助金の152万1,000円につきまして、お伺いします。生産性の向上で繁殖牛改良を目的に、本町産の肥育用子牛を導入、品評会出場補助金でありますけれども、補助金を活用したことでの効果につきまして、お伺いしたいと思います。

農林振興課(高橋 誠君) 町内で生産された繁殖牛の素牛であったり、肥育牛の素牛の保留であったり、また他所から、市場で買って来られた優良な素牛を購入されるための補助金でございまして、これについては、頭数については、ちょっと令和4年度からすると減ってきておりますので、この補助金を活用される方の、畜産農家と言いますかね、そういった方の意欲もちょっと考えるものがあるかなと思っております。この実績を機にですね、また畜産農家の方とのお話し合いもさせていただいて、しっかりとお聞きしてですね、次の畜産振興になるような畜産補助金っていうあり方を考えていく必要があるのかなと思っております。

3番(遠坂道太君) 課長のほうからも前向きな姿勢の言葉ありましたけども、やはり実績的にも品評会いきますと、結構名誉賞もですね、湯前とっておられる方も結構おられますので、今後とも、いわゆる、町で育成される1種ですね、素牛、買われる方の好みが変わりますので、その辺は変わってくるかと思えますけれども、良い牛はやっぱり町で残していくということを、今後検討されていければというふうに思って、お願いいたします。

2番(西 靖邦君) 140ページですね、節1の報酬、農業委員会長、農業委員会職務代理人、農業委員、農地利用最適化推進委員、それぞれの報酬はですね、これ1円単位で計上されているんですよ、なんかちょっと違和感を感じるんですけども、一般的にはですね、その1,000円単位とかが多いと思うんですけど、これ1円単位のところまで出てくるんですかね。

農林振興課（高橋 誠君） 農業委員さん、また農地最適推進委員さん、それぞれ報酬・給与あります。先ほど言いましたように、国からの補助金で実績に応じた補助金を上乘せします。それについての、分けたところでの、円単位まで出てくるところもあります。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため暫時休憩します。

- - - - -
休憩 午後 2 時 2 4 分

再開 午後 2 時 2 4 分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

農林振興課（高橋 誠君） 大変失礼しました。今確認しましたところ、令和 5 年度は、委員の改選時期でございまして、改選時期がダブるところですね、任期が日で変わってきますので、日割り計算がするところで、円単位まで出す必要があったということでございます。

5 番（森山 宏君） 1 点だけ、ちょっと 1 4 6 ページかな、17 のですね、備品購入費、地域おこし協力隊用パソコン購入とあります。ほとんど見たときに、リースなんですけども購入された、そのリースと購入の違いを教えてください。

農林振興課（高橋 誠君） 地域おこし協力隊用のリースでのパソコンを予定しておりましたが、勤務先、職務をするところが、農業公社の事務所がアグリセンターになります。ここには、町で使っているパソコンで使用できる環境がなかったものですから、ノートパソコンを購入するというので、備品購入で令和 5 年に購入を行ったということでございます。勤務先のアグリセンターでちょっとリースのパソコンでは環境が違うということでした。

議長（金子光喜君） 質問の途中ですが、お諮りします。

議案調査のため、明日 9 月 1 4 日から 9 月 1 6 日までの 3 日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日 9 月 1 4 日から 9 月 1 6 日までの 3 日間を休会とすることに決定しました。

- - - - -
議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、認定第 1 号、令和 5 年度湯前町一般会計決算の認定についての審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、9月17日午前10時に開きます。

議事は、決算認定を予定しておりますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

- - - - -

延会 午後2時28分

第 4 号

9 月 17 日 (火)

令和6年第6回湯前町議会定例会

〔第4号〕

令和6年9月17日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1 認定第1号 令和5年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	倉本	豊
9番	山下	力	10番	金子	光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	北	崎	真	介	教	育	課	浅	田	一	徹
保	健	課	高	木	堅	介	建	設	水	稻	森	一	彦
企	画	課	伊	藤	賢	一	農	林	振	高	橋	一	誠

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 6 年第 6 回湯前町議会定例会、第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度湯前町一般会計決算の認定について

議長（金子光喜君） 日程第 1、認定第 1 号、「令和 5 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、議事を続けます。

ただいま、歳出、款 5 農林水産業費の質疑の途中です。

ページは 139 ページから 154 ページです。発言を許します。

3 番（遠坂道太君） 150 ページですが、負担金補助及び交付金ですが、畜産飼料価格高騰対策支援金 403 万 9,000 円につきまして伺います。現在も続く飼料価格高騰で、畜産農家が厳しい経営に追い込まれております。特に畜産、酪農家が逼迫した経営となっているようです。価格の高騰の大きな要因は、為替の円安であり、1 ドルが 120 から 130 円であれば、何とか経営が成り立っていくということでございますけれども、現在が 140 円から 150 円と、厳しい経営を追いやられている状況でございます。この支援金をです、やられて、どのようなまず、どのような効果的な、あったのか、それにまずついて、お伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 国の財源を活用したこの畜産飼料価格高騰対策支援金でございます。これは令和 6 年度までに繰越して、事業を進めているもので、現在すでに事業は完了しております。で、乳用牛に 1 万円、肥育牛に 8,000 円、繁殖牛に 7,000 円と 1 頭当たりの支援金を支出したものでございます。畜産業に関するアンケートというのを、令和 6 年度にとっておきまして、その中で、この畜産に関する町の補助金、この国の対策の補助金を含めまして、取り組みをどう感じましたかというところでアンケートをとっております。物価価格高騰に関する補助についても、非常にありがたいという、ありがたかったというご意見いただいております。そのほか、素牛、改良、せりに関する補助、そういったものも要望されておりますが、今回この飼料の関係については、評価を得ていると認識しております。

3 番（遠坂道太君） 非常に畜産の農家の方にも非常にこの支援金については役立っているというようなことが、アンケート調査でもわかってるようでございます。今後です、この対策支援金をです、町で対応していくということは考えておられるのか、それにつきまして、お尋ねいたします。

農林振興課長（高橋 誠君） やはり、この物価高騰については、アンケート調査の中でも、不安であったり、悩んでおられるという畜産農家の方のご意見も、このアンケートの中でいただいておりますので、こういった対策については、国の支援事業も情報を得ながら、また、町単独事業でできるかどうかというのはまだ検討は今しておりませんが、財政的なものもございますしですね、まずは、国・県支援のほうを重視して取り組んでいくべきかなと思っております。

3番（遠坂道太君） 国・県の事業、これをはっきりとわかれば、その方向で結構だと思わすけれども、やはり、できればある程度の水準程度までは、続けられれば、続いて欲しいというふうに思っているところでございます。そこで町長の言葉、お考えについてお伺いしたいと思いますが、よろしく願います。

町長（長谷和人君） 総括的に今担当課長のほうから答弁させていただいた内容でございますけども、私からもですね、分区の総会にまいりました折に、組合員のほうからそういうふうなお話をお聞きしまして、球磨郡の町村会によります県知事要望等におきまして、県知事に対しまして、この畜産関係に関します不安定な経営状況になってるということで、しっかりと出口戦略というか、そういう言葉を使わせていただきまして、要望もさせていただいたところでございます。しっかりとそこはですね、高就農化プラス畜産農家と一緒に、減反政策と言いますか、水田利活用という事業の中でしっかりと動いておりますので、ここのところにつきましてはですね、農業振興の立場上、しっかりと前を向きながら対応していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 町長からも町村会のほうで要望を行っていききたいと、やってきておるといってございますので、今後ですね、やっぱり、町の1つ1つの主力の事業、産業でございますので、やはり、精一杯やっばできることはやっていただければと思いますので、よろしく願います。

8番（倉本 豊君） その上ですね、畜産奨励補助金、先日確か遠坂議員のほうから質問があったかと思いますが、これ予算は329万6,000円組んであったと思っております。152万1,000円でしたが、この原因について、どういう分析をされているのかをお伺いします。

農林振興課長（高橋 誠君） 畜産奨励補助金については、繁殖、肥育、乳牛それぞれ予算を組ませていただきまして、繁殖については、当初7頭分を予定してましたが、実績3頭でございました。酪農乳牛については、当初3頭でしたが、実績はゼロでございました。あと肥育牛の導入については、当初24頭を予定しておりましたが実績は19頭ということで、かなり当初見込んでいた数字よりも導入が少なかった、これについては、やはり子牛価格等々の低迷もありますし、やはり市場での売買の状況が大きく左右

されているのが1つかなと思いますし、ご自身の経営的に考えられた、この町の補助金のほうをどう活用されなかったというのがあるのかなと思っています。詳しい畜産の方に、お聞きしたことはまだありませんので、今後共進会等々も開かれます。その中で、畜産農家との意見交換会をする予定でございますので、その中でどのような傾向っているのが話の中でわかるかなと、どういうお考えなのかなというのがお聞きできればなと思っております。

8番(倉本 豊君) これ確か素牛のほうは、優良牛しか駄目だったじゃなかったかと思いますが、そうですかね。

議長(金子光喜君) 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

農林振興課長(高橋 誠君) 肉用牛と乳用牛、これについては3年以上の管理とあともう1つですね、管理品評会に出陳の要件であったり、乳牛については、乳質検定成績、そういったものを考慮した導入条件、補助金の交付条件になっております。

8番(倉本 豊君) 素牛で7頭予定が3頭、乳牛はゼロ、肥育は24の19ということとかなり利用がなかったということですが、これ素牛のほうは保留牛でも出す、その対象になるということであったと思います。しかしながら、さっき言われた、品評会での成績等が、だから優良牛でないと駄目ですということだったと思います。で、本当に畜産のその振興をですね、やっていくときに、良い牛だけを本当は寄せたが良いんでしょうけど、でも我が家の品評会にも出さない、我が家で保留して、してまたそれを大きくなして、子供を持たせてそれでまたというのをやっていくと、というようなことをやっておられるところもかなりあるのかなと、そういうことも奨励していく意味でも、いくら保留牛、もしくはその買ってこられたのは、全部が全部に出せとは言いませんが、ある程度してやると、なんちゅうかですね、経営の継続が成り立っていくんじゃないかなと思ってまして、以前から優良牛だけだったもんですから畜産農家の決められたところ、決められたところにしか導入はなされてこなかったように感じてます。で、町全体の畜産の振興を考えると、そうじゃなくて、ある程度我が家で導入、保留されても、その品評会に無理して出とらんでもですね、ある程度補助をしてやっても良いんじゃないかというふうに私は思いますんで、今度の先ほど答弁にありました、畜産農家との懇談とか色々あるかと思えますんで、そこら辺の要望も聞きながらですね、できるだけ幅広く補助してやるようにしてやったら良いのかな。でないと、今度は今非常に懸

念されてますのが、2・3件また酪農家が辞められますよね、そこで今度は素牛生産業の方も高齢の方が多くて、後々には配慮をしたいと言うような方もおられます。そうなりますと、今あの方々が持っておられる、田んなかじゃんじゃん出てきます。そんな時になってからじゃ間に合いませんので、できるだけ長く畜産を続けてもらうためには、そういった手だても必要ではないかなと、先ほどの遠坂議員のその飼料に対する補助もそうですが、素牛の導入に関しましてもですね、やはり同じような考えを持ってやるべきではないかなというふうに私は思いますんで、そのところの、しっかりと農家さんと話し合っ、そして町長は、町長が持っておられる審議会がありますよね、そこら辺でも十分な議論をされるべきじゃないかと思いますがいかがですかね。

町長（長谷和人君） 倉本議員のほうからもお話がございましたけども、どうしてもやっぱり系統牛ということで、肉質関係につきましては、どうしても値段がそっちに高くなるという傾向がございます。一方、今倉本議員がおっしゃった、そこに入らなくても、従来我が家から素牛で生まれた子供ですね、それを引き続き、親牛として活用ができないかというふうなお話ではなかったかなというふうに思っております。市場は、系統立てを重視してるというふうに今後も変わりませんし、市場が一体化という形になると、ますますそこら辺は系統牛が幅を効かせてくるんじゃないかなというふうに思います。最後におっしゃいました、うちの農業振興検討委員会の中でですね、制度を確立したという部分がございますので、来年まででしたか、この今の制度、3年だったと思うんで、その見直し時期に合わせながらですね、委員会の皆様方のご意見をお聞きし、今のようなお話が筋であるということであれば、そのお話を基に変更ということもありうるのかなというふうには思うところでございます。以上でございます。

8番（倉本 豊君） 畜産が衰退しますとですね、もう先ほど申し上げたようなことになりますんで、とにかくどうかして、今の新たに始められる方ってほとんどおられないと思いますんで、今の方々をいかにして長くやっていただくかということだと思いますんで、できれば農業予算のほとんどって言っちゃなんですけれども、畜産のほうに畜産の振興しておかないと、将来が大変なことになるということだけは申し上げておきたいと思います。

7番（味岡 恭君） 148ページの農業振興費の中の18負担金補助及び交付金ですね、備考の欄に中心経営体農業機械導入支援補助金というのがありますが、これ当初ですね、補正で600万円だったですかね、と決まりました。その他の経営に200万円が補正が決まりました。この支払い額を見ますと、農業認定者等のほうが700ちょっとで、50何ぼですかね、その他の経営者ちゅうのが、予算が200万円組んでありましたが、50なんぼだったと思います。これがなぜそういう低くなったのか、そしてまた、何でそう

いう、その他の機械のところでは減額になったのか、予算よりも、実際のほうは、お尋ねします。

農林振興課長（高橋 誠君） 中心経営体の農業機械の補助金については、認定農業者等が1つ、もう1つが、その他の経営体、この2つになりますが、認定農業者とその他の経営体、合わせますと101名の方が対象となっております。地域の中心の方、頑張られていると言いますか、今後も地域の農業を支えていただけるという方達でございます。認定農業者のほうのですね、708万7,000円の実績でございます。ここは年度途中で補正もした経緯があったかと思えます。申し込みが、4件の農家が利用されております。内容は田植え機、コンバイン、トラクター、大型の物がほとんどでございます。あと、その他中心経営体の方につきましては、補助制度を設けておりまして、当初予算で財源確保しておりましたが、実際は1件の方の農家のトラクターの利用でありました。これについては、先ほどの農業振興検討委員会でも実績を示しながら、こういったPR、周知の仕方ってというか、そういったものも検討をしながら、今後利用をとということも考えております。面積、この補助事業を使うにはですね、面積要件等の要件もありますので、それをクリアしていただける農家が利用していただくと、そして、農地を守っていただく、農地を集積していただく、そういったものがこの補助事業の目的でございます。今後、また農家の方のほうに6年度もありますので、周知しながら、利用していただければと考えております。

7番（味岡 恭君） そのほか経営体の方が1名ということだったんですが、当初は200万円くらい予算が組んであったかと思えます。かなり金額が少額になりましたが、なぜ少額になったのか、広報が足らなかったのか、買い手が少なかったけん、少なかったんでしょけど、何でそうなったのかお尋ねします。

農林振興課長（高橋 誠君） その他経営体の方の利用がなかった、我々も期待はしておったんですが、実際使う方が1名だけだったということで、PRと言いますか、周知のほうはさせていただいたんですが、結果実績が少なかったということでした。

7番（味岡 恭君） 今課長が言われたとおり、私も期待したんですよね、やっぱ退職された後、農業をされるということで期待したんですが、残念なことなんです、町としては、農林業が基盤なんですよね。やはり、農林業を大切にしていけないかということでございます。また来年度もこの計画をするということだったんですが、来年度もぜひですね、借り手を増やしていただけるよう、していただきたいというふうに思います。

3番（遠坂道太君） 154ページでございます。林業振興費で負担金補助及び交付金で、林業担い手対策事業補助金140万2,000円につきましてお伺いします。一般質問でも伺いましたが、森林作業のために必要な安全施策、備品、労働環境、装備、備品、

機械等の購入を支援として、森林環境譲与税を財源とした補助金を交付されております。そこでこの補助金ですね、町内における事業体に対する補助をされたと思いますけれども、その中でのこういう効果をわかれば、よろしく願いいたします。

農林振興課長（高橋 誠君） 林業担い手対策事業補助金、ありがたい環境譲与税を財源とした取り組みを初めて試みたところでございます。町内と言いますか、町に關係する、町内を含めてですね、4事業体の方に今回補助金を支出したところでございます。4事業体の方と直接、補助事業の事務をする時にですね、お聞きしていることは、こういった事業があれば非常に助かるということで来年もちょっと続けていって欲しいというふうな、ありがたい言葉もいただいておりますので、どこまで財源が許すかわかりませんが、担当課としては継続を行いたいなというところで思っております。

3番（遠坂道太君） やはり林業の従事者の担い手なり、確保なり、育成なり、ていうのは一般質問でも言いましたように、労働環境のやっぱり整備が特に重要だということが必要になります。そこでやっぱりこういうふうな、若い人たちが特にですね、勤めてもすぐ辞めるとというのが林業従事者の課題とありますので、やはり若い人たちが残ってくれるような体制づくりをですね、町としても支援をですね、今後とも続けていければと思いますので以上です。

8番（倉本 豊君） 148ページの農耕車免許取得についてですが、これ2名に3万6,000円を交付したとかということですが、これ農大のほうのあれですかね、取得者ですかね。

農林振興課長（高橋 誠君） 議員おっしゃるように2名の方でございまして、お1人の方は、農業大学の農耕車限定の免許、もう1人の方は自動車学校での大型特殊の免許の取得でございます。

8番（倉本 豊君） 大変少ない2名しか受けられなかったということですか、原因は何かわかってますか。

農林振興課長（高橋 誠君） 農耕車取得については、農業者の方にも周知しているところでございます。やはり利用されなかったということは、もう免許を持っておられるのか、もう過去に自費で持ってるのかわかりませんが、昨年度と言いますか、令和5年度は2名しか結果的にいなかったと、利用される方はいなかったというところでございます。

8番（倉本 豊君） 周知が徹底してなかったのか、或いは、言っちゃ悪いですけども、こういう少ない金額ならもう自分で払ってやるとか、そういうことであったのか、そこら辺の分析までは難しいですけども、周知だけはやはり徹底してやる、やったほうが良いのかなというふうに思っております。今後考えられるのがですね、以前この取

得の問題で、ヘリコプター、今無人ヘリが予防の時にされておりますけれども、あの方々が免許取るときに全員じゃなかったんですが、相当な金額で補助をした経緯がございますですね、今後はドローンによる予防に移行していくんではないかなと、徐々に、思っております、そのドローンの免許を取るためにですね、補助はできないものか、そういうところの検討はできないものかというふうに思っておりますが、そこら付近はどうですかね。

農林振興課長（高橋 誠君） ドローンの免許については、やはりお金も経費も掛かるといところでございます。またそういったドローンの免許を取りたいがという農林振興課のほうにお問い合わせと良いますか、個人的なご相談がまだないと思っております。また若い方と言いますか、そういったご相談があれば、課内でも勉強させていただきまして、町長にもご判断いただかんといかんですけれども、その前に、また農業振興検討委員会ですか、そういったところでもお話しして、本当に必要かどうかというのをですね、見極めさせていただきながら、制度化する・しないについては、考えなくてはいけないことなのかもしれません。

8番（倉本 豊君） 共同で予防したりされてるところが何か所かあります。そういうところでも、もう高齢化しまして、大変重労働な、また暑いのが一番なんですけど、重労働でやっておられるところもあります。で、将来的にはやはり若い人がおればですね、私どんがこと歳とってから免許取っても先がありませんので、若い方がおられてその方々が免許を取ってしてやるということになると、かなり、後ろ盾と言いますか、いくばしかの応援をしてやって、そういうふうになって今後はもうドローンのほうに移行していくんだらうと想像ができますので、そこはもう早く制度の設計をですね、まだ申込みがありませんと言われますが、いくら補助していただけるのか、どういうサポートをしてもらえるのか、それは全くわからないのにどうでしょうかという人はおられないわけですから、調べられてですね、例えば、先ほど前日の総務課のドローンはどっか遠くのほうでということでしたが、やはり同じこういう水田で使うのも国家資格だそうですが、免許の種類が違うんだと思います。私が聞く、知る範囲ではあさぎり五木村かなんかに、そのドローンの免許が取れるところがあるというような話も聞いてますので、そういうところを調べながらですね、どれくらい掛かって、どれくらいのか、そういうことも、検討して来年の当初予算かなんかで組んでいただきたいなというふうに思っておりましたので、今質問してるんですが、町長はこの辺に関しての考え方はどうなんでしょうか。

町長（長谷和人君） 農家の人たちも高齢化が進んでおりまして、防除するにあたって、そこを共同でやっていただく方がいないというのが、今、倉本議員の現状と私も一致しております。スマート農業という動きもあっておりますので、今ドローンというこ

とで防除ができないかというふうなお話でございましたんで、先ほどおっしゃったあさぎりと五木でございますか、その制度があって免許のなんか取られてるというようなお話でございましたんで、ちょっとそれは担当のほうに調べさせまして、可能な限りですね、そこら辺の部分をよくよく研究した後に対応が可能であれば、その制度の中に、1項目増やすというのは可能かなというふうには思っているところでございます。ちょっと調べさせていただきたいと。

8番(倉本 豊君) ぜひとも調べていただいて、今町長のスマートの農業のほうの考え方がある、スマート農業のほうでという話されましたんで、県なんかの、県もスマート農業推進していると思いますんで、県のほうに相談すると県のほうから何かあるかもしれませんね。だから、そういうことも含めて、一応検討していただいて、前向きにお願いしたいというふうに思っております。

町長(長谷和人君) 熊本県のほうも当然今ドローンの話でございますけども、トラクター、田植え機、もう全てスマート農業に合わせたようなGPSを付けたことですね、無人でも田植えをしていくとかそういう機械も現れておりますので、そこら辺も含めて、県のほうのお話も聞かせていただきたいというふうに思います。

議長(金子光喜君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、款5農林水産業費の質疑を終わります。

款6商工費の説明を求めます。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 款6商工費の説明をします。

156ページをご覧ください。

款6商工費は、1億6,074万9,070円を支出しました。一般会計歳出合計における割合は3.6パーセント、予算現額に対する執行率は83.3パーセントでした。

令和4年度と比較して5,160万2,913円減となっております。減の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策事業や原油価格等高騰に伴う商工業者支援事業が終了したものです。

以下、項、目ごとに説明します。

項1商工費、目1商工総務費につきましては、1,282万7,813円を支出しました。

商工観光系の職員2名分の人件費です。

目2商工振興費は、5,726万2,950円を支出しました。

湯前町避難防災交流施設と湯前駅ルールウイング指定管理料、商工会補助金などのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、くらし応援券事業に係る経費が主なものです。

節 1 報酬につきましては、くらし応援券事業に伴う会計年度任用職員の報酬に 103 万 6,406 円を支出しました。会計年度任用職員の人件費につきましては、節 3 職員手当等、節 4 共済費で支出しています。

そのほか、工場等設置奨励審議会委員報酬として 3 万 1,000 円を支出しました。町内にある事業所が工場増設に伴い、固定資産税の免除することができるため、工場等設置奨励条例に基づき調査審議を行いました。なお、節 8 旅費に委員会開催に伴う費用弁償を併せて支出しております。

節 10 需用費につきましては、129 万 3,741 円を支出しました。くらし応援券事業に伴う消耗品費に 14 万 4,989 円、印刷製本費に 26 万 8,488 円を支出しました。

158 ページをお願いします。

節 11 役務費は、くらし応援券発送に伴う通信費 59 万 966 円を支出しました。

節 12 委託料につきましては、避難防災交流施設指定管理料に 457 万 113 円を、湯前駅レールウイング指定管理料に 375 万 3,639 円を支出しました。

また令和 4 年度から事業に着手しましたワーケーション推進事業委託料に 452 万円を支出し、都市部との関係人口を増やす目的のため、令和 5 年度は、8 社 11 名が本町で合宿型ワーケーションを体験しました。

湯前駅再開発によるレールウイング複合施設再整備事業として、全天候型イベント広場、大屋根設置工事などの建築実施設計業務委託の前払金として 480 万円を支出しました。

なお、ワーケーション事業とレールウイング再整備実施設計業務の一部を令和 6 年度へ繰越しております。

節 17 備品購入費は、ワーケーション事業に関連するパソコンモニターなどの備品購入費 45 万 4,660 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、商工会補助金 650 万円、女性部青年部に 50 万円を支出しました。また青年部においては、くま川鉄道全線開通に合わせた賑わい創出のため、町施設や商店街を AR 仮想空間を演出する事業に取り組み、その補助金 240 万円を補助しました。

湯前町小規模事業者持続化補助金は、全国商工会連合会から事業採択された、2 事業者に補助しました。

湯前町事業承継サポート事業補助金では、事業承継に意欲ある承継者に対して 1 年目月額 10 万円、2 年目 8 万円、3 年目 6 万円を補助する制度で、5 名の方に 446 万円を補助しました。

ゆのまえくらし応援券には、1,728万8,500円を交付しました。その財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と物価高騰対応生活者支援交付金を充当しました。

商工業振興補助金につきましては、令和5年度から事業継続・拡大に向けた取り組みを支援する目的で新たに設けた事業で1件300万円を支出しました。なお、不用額が271万1,500円となっておりますが、くらし応援券事業に伴う不用額と商工会青年部によるAR事業が県補助金が採択されたため、その補助額が戻入されたので不用額となっております。

160ページをお願いします。

商工振興費の繰越明許費につきましては、委託料にレールウイング再整備事業の基本設計委託料383万5,040円、商工業原油価格等高騰経済対策支援として1,612万1,000円を支出しました。

目3観光費につきましては、7,070万2,267円を支出しました。本町の観光施設であります、グリーンパレス指定管理料のほか、観光施設整備や観光振興のための事業に係る経費が主なものです。

節1報酬につきましては、564万93円を支出しました。避難防災交流施設湯～とびあ及びグリーンパレス公園に従事する地域おこし協力隊の報酬となります。このほか、地域おこし協力隊の人件費につきましては、節3職員手当等、節4共済費を支出しております。

節10需用費につきましては、観光施設等修繕料として198万7,810円を支出しました。湯楽里泉源ポンプ修繕や非常用発電機修繕をリスク分担に基づき支出しました。

節11役務費につきましては、主にインターネットサイト上おける本町の観光PRの広告料として1,018万1,068円を支出しております。

162ページをお願いします。

節12委託料は、1,890万398円を支出しました。

町内観光案内板設計委託料につきましては、湯前町歴史的風致維持向上計画に基づき、区域内にある観光案内板の統一化を進め、多言語表示化に対応するため、デザインを含めた委託料283万8,000円を支出しました。この財源に社会資本整備総合交付金を充当しております。

グリーンパレス指定管理料には1,280万6,518円しました。キャンプ場を含め、グリーンパレス公園一帯の施設管理に伴う指定管理料であります。

ロゲイニング運営委託料には80万円を支出しました。地図とGPSアプリを使って町内を周遊し、チェックポイントを競いあう競技で秋と冬の2回開催し、89名の参加がありました。

節 14 工事請負費は、グリーンパレス公園内にあるトイレを和式から洋式化に改修した工事 188 万 6,500 円を支出しました。この財源には熊本地震復興基金交付金を活用しております。

令和 5 年 6 月から 7 月にかけての梅雨前線豪雨によるテニスコート東側の法面崩壊による災害復旧工事に 449 万 8,330 円を支出しました。

なお、工事請負費のうち、湯楽里温泉の泉源揚水ポンプ更新工事が年度内竣工ができなかったため、令和 6 年度へ全額 480 万円を繰越しております。

節 17 備品購入費に電動アシスト自転車 3 台分 25 万 8,720 円を支出しました。観光施設の周遊やワーケーションで来町された参加者が気軽に活用できるよう、湯楽里及びグリーンパレス公園内に設置しております。財源につきましては、県の補助金、地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用しております。

節 18 負担金補助及び交付金は、県観光連盟負担金のほか、広域連携による各観光協議会の負担金を支出し、観光振興を図りました。

164 ページをお願いします。

イベント実行委員会補助金では 731 万 986 円を支出しました。まんがフェスタ実行委員会への補助で、まんがフェスタ経費のほか、熊本県と共催で夏目友人帳 15 周年記念として声優トークショーを湯前町で開催した事業に補助したものでございます。

キャンプ場誘客事業補助金は、湯楽里株式会社がグリーンパレスキャンプ場の誘客に伴うデータベース化やホームページ更新を行う事業に 290 万 9,000 円を補助しました。

人吉球磨地域夏目友人帳 15 周年企画負担金は、人吉球磨観光地域づくり協議会が行う 10 市町村によるコラボ企画として 20 万 7,000 円を支出しました。

以上で款 6 商工費の説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから款 6 商工費の質疑を行います。

ページは 153 から 164 ページです。

3 番（遠坂道太君） 158 ページ、商工費で商工振興費、負担金補助及び交付金で湯前町商工会青年部補助金 240 万円につきまして伺います。商工会青年部の事業として、湯前町観光振興に関わる A R 事業を実施されました。実施されてどのような効果があったのか、それにつきまして伺います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） A R の事業実績ということで、一応県の補助金を使いまして 3 年間、令和 5 年から令和 7 年度の事業を行うということで商工会青年部から要望がありまして、昨年度実施をしているところでございます。主に効果ということでございますけれども、まず、ゆのまえ漫画フェスタの時に、会場を中心に 12 か所程度です、A R コンテンツを設置しまして、スマートフォンをかざして、画像を楽しむという、A R 仮想空間でございますけれども、くま川鉄道ともコラボして鉄道ファンの方に

も魅了していただいたという報告をいただいております。また、まんが美術館ということでございます。那須良輔先生のですね、作品もデジタル化の中でしておりますので、その画像をスマホ上で、まんが美術館周辺で見れるという状況もしております。また、キャンプ場についてはですね、大型のカブトムシとか昆虫類をですね、芝生広場周辺で見れるようにしております、子どもさん方に大きな反響をいただいたということで聞いております。あと里宮神社もでございますが、里宮神社については、昇龍があそこに今展示されております。それと併せて、デジタルの昇龍も含めてですね、スマートフォンをかざして、里宮の雰囲気をもた一層変えるという形で事業の報告をいただいているということでございます。AR事業の開催中にですね、約1万人の経済効果があったということで試算はされてるようでございます。以上です。

3番（遠坂道太君） 課長に効果について答弁いただきまして、非常に1つの観光の事業の形としての効果が生まれてきたようなことでございます。今後3年間と言わずにやはり、まだ続けられる方向でですね、検討していければというふうに考えておるところでございます。そこに私、前一般質問でもしたことがあるんですけど、本人がそれに入るような形で撮れないかというようなことを質問したことがあります。やはり、ARの中にそういった形がとればですね、またもっと面白い形の、この事業が生まれてくるんじゃないだろうかというふうに思っておりますが、その辺今後考え方として、どのように思われるか伺いたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 3年というところで今事業の途中ということでございますけども、そういったご意見もあったということをですね、繋ぎながら、有効に活用できるように今後町としても、青年部のほうに支えていきたいと思っております。

3番（遠坂道太君） 1つのプランだと思いますので、精一杯青年部のほうにもですね、頑張っていたければというふうに思っております。

2番（西 靖邦君） 158ページですけども、節10の委託料、湯前駅レールウイング複合施設再整備実施設計業務委託料として、480万円計上されています。この前払い金ですけども、業務委託料の10分の3以内の金額であるかどうかを確認させていただけますでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 業務委託料ですけども、当初契約が1,620万円で契約しております。その3割以内ということで480万円前払いで支出しております。

3番（遠坂道太君） 158ページの商工費でございます。商工振興費で負担金補助及び交付金につきまして伺いますが、現在雇用に対する、商業関係に対する職務に対する支援はないと思いますけれども、農業部門におきまして、農業雇用支援事業があります。職業においても、雇用対策が問題でありますので、商工業にも、このような雇

用支援事業を取り組んでいってはどうかというふうに思いますけれども、その考えにつきまして、お伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 町としまして、今事業承継のほうに補助金を出しております。やはり跡継ぎの方がまずは育てていただいて、そのあとに雇用なのかなと思っております。商工会との協議の中でも、まず事業承継のほうにという形で要望も受けておまして、その雇用のほうの補助金ということはまだ商工会のほうからも伺っておりませんので、もしそういった要望等があればですね、検討する余地はあるのかなと思っております。

3番（遠坂道太君） 私も多くの方から人を雇うけどそういう事業はないかということをお尋ねになったものですから、まず今のところありませんということでお答えをしておりました。やはり今後そういった形の中で協議をされて、取り組んでいただければというふうに思います。

4番（椎葉弘樹君） 162ページの人吉球磨観光地域づくり協議会負担金、事業費分と事務費分について伺います。この協議会が発足当初は、民間主導のほうにいずれは移行していくというお話でした。そして、令和4年度で終わるのかなと思いきや、令和5年度に予算化されて、令和5年度は630万円ほど、過去最高の支出をしております。そしたら令和5年度で終わるかなと思ったら、今度はまた令和6年度にも予算化されております。これはいつまで事業費補助が続いていく考えでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 地域づくりの補助金につきましては、デジタル田園都市交付金を3年間ということで、民間活用して事業を実施しているということで、今年度が最終年度となっております。先日、担当課長会がございまして、令和7年度以降については、どういう動きをするのかということで色々と民間主導で動く部分と観地協自体です、地域DMOをとっておりますので、観光周遊ルートなどを今後事業化していくと、それと別で今までやってきた分野をですね、伸ばすってということで、企業版ふるさと納税を活用して、事業をやっていききたいという旨の説明もございましたので、いつまでという形はわかりませんが、市町村としましては、民間事業の部分も含めてですね、サポートはしていかなければならないのかなと思っております。本来の地域づくりの協議会の運営としましては、やはり観光周遊ルート、あとは地場産業育成関係も含めてですね、産地の地産地消関係も含めて、いろんな観光の部分を含めていきたいという事務局からの説明がございまして、その分については補助金をまた支出しなければならぬのかなと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 事業費分についてはですね、いろんな展開がありますので、ある程度支出はやむを得ないと思うんですが、事務費の負担ってというのは、職員を派遣しての支出で、もうずっと令和2年から令和6年まで継続されてますので、これについて

はもういい加減どっかです、もう民間に完全に切り換えていくという流れが必要と
思いますので、町長これはやはり、この民間主導に切り換えていくタイミングというの
をそろそろもう図っていく必要があるんじゃないでしょうか。

町長（長谷和人君） これまで本町におきましては、三日月詣とかですね、各種イベ
ント等も開催させていただきながら、そして、DMOを取得いたしまして、稼ぐ協議会
という形で移行するよという事で、この協議会の中でも部長からはですね、一本
立ちをしてくれというお話はずっとしてきております。ただ今、出てきてるのが、いか
にして儲けるかと、そこら辺の道具づくりと言いますか、そこら辺がまだちょっとしっ
かりしてないという部分がございます。加えて、今ご質問がございました事務費関係に
つきましてもですね、現在2人でございましたか、執行させて事務を取ってるわけす
けども、ここもですね、しっかりとご指摘がございました、もう協議会の中で事務を
ですね、採用するということで、事業を動かしてくれと、こんな話も実はやっております。
それとその財源につきましても、ふるさと納税の減少を使いながらですね、町村からの
持ち出しを極力減らしていくということもですね、しっかりと協議会の中で発言をして
おりますので、そういう意向に沿ったような形でですね、今後動かしてはいきたいとい
うふうに思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） あと気になるのが本町の体制です。以前確認した時には、この
会員として、町と商工会とあと観光案内人協会、3つが所属されているということをも
ったことがあるんですが、最新の情報をちょっと教えていただけないでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今の状況ですけれども、以前と体制は変わらないと
いうことです。

4番（椎葉弘樹君） 本町もこれまで多額の予算を投入しておりますので、町の体制
というのも現状のままで良いのか、それについてはしっかりと検証していく必要がある
と思っています。肝心の要の湯楽里であったり、観光物産協会というのはこの会員にも
なっておりませんので、今のワーキンググループと良いですか、奥球磨のですね、そこ
に頼って良いのか、本町としてなんかDMOに連携できるような組織が必要なのか、
その辺りを今後の考えについて伺います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 観地協を稼ぐ力というか、稼ぐ協議会という位置付
けでいきますと、やはりうちの各施設も、やはり、その中で協力をしていくという位
置付けは大事ななと思っております。観地協DMOを取っておりますので、やはりDM
Oの役割を果たす上ではですね、きちっとその協議会の中で、まずは協議をしながら
ですね、進めていただきたいと思いますと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 課長のほうからも言われましたが、その協議会の中で検討して
いくということなんですが、町長としてはどのような未来想像されていますか。

町長（長谷和人君） DMOを取ったわけでございますので、しっかりとそこはインバウンドも含めたところですね、県南にですね、いかにして集客して、観光客、もしくは、それ以外の方々の関係人口を作りながらですね、この協議会がDMOを取ったわけでございますので、しっかりと前を向いた形ですね、動いて欲しいというふうに思っております。しっかりとそこは民間人もこの中に入っておりますので、そこも連携しながら、そして、その会議の中でもしっかりと私からも発言をさせていただいておりますので、民間主導でぜひお願いしますということも申し上げておりますので、そこら辺もですね、希望を持ちながら私は前向きに考えさせていただきたいと思っております。なお先ほど言いました、湯楽里とかですね、そのほかの連携につきましても、しっかりと対応するようというふうに私も思っておりますので、引き続き協力体制を重んじながらいきたいというふうに思っております。以上でございます。

2番（西 靖邦君） 158ページですけども、先ほど節12委託料で令和5年度はワーケーションの利用者は8社11名とのことですが、その利用企業ですね、評価等はどのようになっているのでしょうかね。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 評価ですけども、まず8社11名、8社の内訳ですけども、IT関連、人材業、飲食業、サービス業と様々な企業さんが東京に本社があるんですけども、本町のほうに来ていただいております。その中で、ワーケーションを経験していただきましたけれども、参加者の中ですね、自然に囲まれた東京ではない雰囲気仕事をさせていただいているということで、非常に好評価でございます。普段私達が目にしている風景とまたちょっと違った風景で仕事をされるということで、仕事の能率も高いということで評価をいただいております。以上です。

2番（西 靖邦君） 凄く良い評価をいただいていることで本町にとってはありがたいことですね。令和6年度の予想はどのくらいでしょうか。増える見込みでしょうかね。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 令和6年度につきましては、5社15名程度を予定しているということでございます。

3番（遠坂道太君） 西議員の関連になりますけれども、昨年度もこのワーケーションにおいて、移動が問題ということで言われておりました。昨年度は電動自転車3台購入されておりますが、やはり天候も雨が降ったり、そういう移動の場合ですね、どのような方向で検討されておられるのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今回電動アシストの自転車を3台購入しました。ワーケーションで来られる企業さん、鹿児島空港また熊本空港からレンタカーで来られるというのが実情でございます。ただ9月からですか、人吉市のタクシー事業者さんですね、鹿児島空港から人吉までの移動手段を確立をされましたので、今後、くま川鉄道なり、人吉まで来られて、人吉から湯前まで公共交通使われてですね、町内での移動

が1つのキーポイントかなと思っております。そういうのをですね、ちょっといろんな先進地と言いますか、検討しながら良い補助金とかいうのを見つけながら、町内での移動ができるような仕組みをできればなというところで、担当課のほうでは考えているところでございます。

議長（金子光喜君） ここで、休憩のため休憩します。

- - - - -
休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分
- - - - -

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款6商工費の質疑の途中です。発言を許します。

3番（遠坂道太君） 先ほど課長から移動に関しての答弁いただきましたけれども、現状電動自転車3台を活用してのということで、これは観光に来られた方達が利用されるというのが必需だと思いますけれども、やはり今後ですね、環境に優しい乗り物は必要ではないかというふうに思っているところでございます。そこでやはりこういった、私たち今年の2月にいすみ鉄道ですかね、行きまして、その駅に行ったときに電気の乗り物がございました。そういった形の乗り物あたりもですね、今後検討していかれるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 環境に優しい乗り物ということで、私たちも維持費も含めてですね、考えていかなければならないのかなと思っております。いろんなアンテナを張りまして、いろんな情報をちょっと今仕入れているところでございます。できるだけ環境に優しい町内周遊というか、町内移動の手段ができるようなシステムづくりができればと思っております。

3番（遠坂道太君） 課長が言われるように環境に優しい形をとりながら、今後のですね、観光事業の1つの一環とした中での取り組みをしていただければと思います。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款6商工費の質疑を終わります。

款7土木費の説明を求めます。

建設水道課長（稲森一彦君） 款7土木費につきまして御説明いたします。

163ページから172ページまでとなります。

款7土木費の予算現額6億958万1,000円に対し、4億1,805万3,981円を支出しています。歳出合計に占める割合は9.4パーセント、執行率は68.6パーセントとなります。

なお、土木費では、1億1,126万円を繰越明許費とし、5,856万5,000円を事故繰越と

しています。

以下、項・目ごとに御説明いたします。

項 1 土木管理費、目 1 土木総務費につきましては、5,326 万 476 円を支出しています。主な内容としましては、建設水道課職員の人件費のほか経常的経費等です。

166 ページをお願いいたします。

節 18 負担金補助及び交付金は、各種期成会等の負担金を支出しています。

国県事業負担金として、187 万 5,000 円を支出しています。県道錦湯前線改良事業負担金で、事業費 1,250 万円の 15 パーセントとなっております。

項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費につきましては、9,872 万 6,209 円を支出しています。町道の維持管理に要する経費及び道路舗装修繕や歩道等の整備に要する経費が主なものです。

168 ページをお願いいたします。

節 12 委託料は、道路維持管理委託料、町道新村線歩道整備に伴う登記事務委託料に 225 万 3,286 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、町道の路肩、交通安全施設等の維持補修工事として、141 万 3,500 円、町道 4 路線の舗装修繕工事としまして、5,114 万 5,373 円、計 5,255 万 8,873 円を支出しました。なお、下町橋補修工事で、石造高欄補修に関する係る分として、3,000 万円を 6 年度へ繰越としました。

節 16 公有財産購入費は、町道新村線歩道整備工事に伴う用地購入費で 37 万 8,864 円を支出しました。

節 21 補償補填及び賠償金は、新村線歩道整備工事に伴う建物補償費で令和 5 年度予算から 1,460 万 1,153 円を支出しました。

次に、繰越明許としまして、節 12 委託料 876 万 8,000 円と節 14 工事請負費 4,979 万 7,000 円は、下町橋補修工事に伴う監理委託と補修工事費で、年度内完了が困難なため 6 年度へ事故繰越としました。

節 21 補償補填及び賠償金は、新村線歩道整備工事に伴う建物補償費で 1,979 万円を支出しました。

次に、事故繰越としまして、町道新村線歩道整備工事に伴うもので、節 12 委託料 42 万 3,650 円、節 16 公有財産購入費 58 万 2,866 円、節 21 補償補填及び賠償金 313 万 3,012 円を支出しました。

170 ページをお願いいたします。

項 3 河川費、目 1 河川総務費につきましては、5,239 万 6,588 円を支出しています。

町内の河川の維持管理に要する経費、河川改修工事、各種協議会等の負担金が主なものです。

節 12 委託料は、県管理河川護岸雑草処理委託関係、町準用河川内での倒木等の処理を行いました。また、都川支川改修測量設計業務委託料として 491 万 6,147 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、浅巻谷川改修工事の前払い金として、2,270 万円を支出し 3,530 万円を年度内完了が困難なため 6 年度へ繰越しとしました。

次に、繰越し明許としまして、節 12 委託料 51 万 4,806 円、節 16 公有財産購入費 20 万 5,172 円、節 21 補償補填及び賠償金 10 万 8,955 円は、浅巻谷改修工事に伴うもので、令和 5 年度中の施工区間に関する用地のみとしたため、それぞれ不用額が生じました。

また、節 14 工事請負費は、災害防止対策として夜狩内川改修工事として 2,170 万 7,886 円を支出しました。

次に、項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費につきましては、一般会計から下水道特別会計への繰出金で 7,397 万 3,000 円を支出しています。

1 7 2 ページをお願いいたします。

項 5 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、1 億 3,969 万 7,708 円を支出しています。町営住宅の維持管理及び地域優良賃貸住宅建設に要する経費が主なもので、令和 5 年度は、分譲地計画の測量設計、住生活基本計画策定などにも取り組みました。

節 10 需用費の修繕料 379 万 7,457 円は、町営住宅の老朽化による床の張替え、各種設備関係、ブレーカ等の電気関係の取り換えなど 11 団地 43 件の修繕を行いました。

節 12 委託料は、町営住宅点検委託、町営住宅敷内の共用部分の除草等の維持管理業務委託として 42 万 9,893 円を支出しました。

また、牧原地区分譲地計画測量設計業務委託 561 万円、住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画改定業務委託料 1,089 万円、空き家等対策基本計画策定業務委託料 913 万円を支出しました。なお、地域優良賃貸住宅建設工事監理委託料 330 万円は年度内完了が困難なため 6 年度へ繰越しとしました。

節 14 工事請負費は、森重東住宅、牧原住宅の 3 棟 3 戸の解体に 493 万 8,278 円を支出し、地域優良賃貸住宅建設工事の前払い金として 2,390 万円を支出し、4,266 万円を年度内完了が困難なため 6 年度へ繰越しとしました。

次に、繰越し明許は、地域優良賃貸住宅（駅前団地）に伴うもので、節 12 委託料は 4 棟 4 戸分の工事監理委託料として 514 万円を支出し、節 14 工事請負費は 2 棟 2 戸の建設工事費 3,920 万 1,898 円を支出しました。

次に、事故繰越しも地域優良賃貸住宅住宅（駅前団地）に伴うもので、2 棟 2 戸の建設工事費 3,634 万 2,115 円を支出しました。

以上で款 7 土木費の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから、款 7 土木費の質疑を行います。

ページは163から172ページです。

2番(西 靖邦君) ページ168ですけども、節14工事請負費、町道舗装修繕工事5,114万5,373円が計上されています。これ主要な施策の成果にて、総延長の記載はあるんですけども、その修繕それと路面の総面積は、どの程度だったんでしょうか。

建設水道課長(稲森一彦君) 大変申しわけございません。手元にちょっと資料がございませんので、後程答弁させていただければと思います。よろしく願いいたします。

3番(遠坂道太君) 170ページ、河川費で河川総務委託料で河川管理委託料38万7,462円につきまして伺います。毎年聞いておりますけど、河川敷地内の支障木伐採の委託料でございますけども、今年度はどの部分を伐採されたのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

建設水道課長(稲森一彦君) 5年度につきましては、都川になりますけれども、中溝頭首工がございます。それから上流のほうに向かって湯楽里に行く、その区間を、そこで伐採等を行ったところでございます。

3番(遠坂道太君) 都川のおその湯楽里の端のところまででしょうか。その上のほうは計画等はございますでしょうか。

建設水道課長(稲森一彦君) 今年度も予算化しておりますので、その辺を見ながらということ考えておまして、あくまでも倒木しているものだけに限って実施していきたいというふうに思っております。

3番(遠坂道太君) 一番原因と、水害として原因がなってるところが、橋の上の上部のほうのですね、倒れた時が氾濫して、下のほうに来てるというのがちょっと原因だと思いますので、非常に今後ともそういった形での取り組みをですね、住民の方もその辺を一番心配しておられますので、その辺は期待に応えて取り組んでいただきたいと思っております。

建設水道課長(稲森一彦君) そちら辺は十分認識、承知しておりますので、また都川に限らず、ほかの河川でもそういうことが見られるかというふうに思っておりますので、そちら辺も十分対応していきたいというふうに思います。

それと先ほど、西議員からのご質問で面積はということでした。大変申し訳ございませんでした。4路線で合計4,525平方メートルというふうになっております。

2番(西 靖邦君) 4,525平米ということは、ただ単に消費税引いたら1万平米当たり1万円ちょっと掛かってるわけですか。

建設水道課長(稲森一彦君) この中には全部が全部じゃないんですけども、アスカーブを入れたりとか、外測線、中心線、そちら辺のライン関係の費用もございまして、また路線によってはですね、非常に悪いところについては、下層路盤等の補強関係もございまして。全部統一して単価がいくらというわけじゃなくて、路線に合った工事費の積

み上げをしているというところになります

5番(森山 宏君) 同じくですね、町道の補修修繕なんですけども、町道の補修修繕としたら、路面調査の後に計画されると思うんですけども、この路面調査を5年に1回だったですかね、まずそこをお尋ねします。

建設水道課長(稲森一彦君) 5年に1回とかいう規定はございません。10年ほど前だと思いますけども、その時の路面正常化調査をと路面補修計画ですか、それを素に行っております。

5番(森山 宏君) 町道におきましてですね、路面調査を行われたんだとは思いますが、下に二次製品が通っている場合とか二次製品が埋設してある場合、そこ今、道路埋設型ですよ、防火水槽なりにしても、その時に二次製品は下がらないんですけども、その継ぎ目と言いますか、ところが下がるわけなんですよ、ある地区におきまして、もう2回ほど町のほうで修繕されておまして、また対処していただいております。ところがまたそこが区のほうから要望が出てるとは思うんですけども、結局、いわく、担当課のほうでされる時は、路線で考えられると思いますけども、その局所にする対応っていうのは、ただアスファルトが低くなったところに補強するだけなような施工になるわけでしょうか。というのも、その基盤ところまでいって、二次製品の横に生コン打設とかそういうのもあるわけでしょうか。

建設水道課長(稲森一彦君) 修繕料関係でそういう部分に対応しております。どこまで段差のあるところ、路肩までするのとかいうふうなお話がございますけど、そこは現場状況を見ながらですね、その箇所・箇所に応じた修繕のほうで対応していきたいというふうに思っております。

5番(森山 宏君) よくあるのがですね、今ちょっと水道管の埋設がっております。昔と違って今80センチぐらいの深さというふうに伺っておりますけども、そこに出てくるのが消火栓とかボックス関係ですね、ボックス関係が路面に必ず出ております。マンホール等がありますので、その時に簡易舗装だもんですから、必ずちゅうことはいかんとすけれども、簡易舗装ですので沈むわけですよ、ボックスとかいうのは沈まないわけです。必ず路面ギャップが出てくると思うんですけども、そこはやっぱり、パトロールなんかで路面の調査なんかは巡視されているのでしょうか。

建設水道課長(稲森一彦君) 道路パトロール等でも把握はしております。すぐすぐちょっとできない部分が、予算的なものもございまして、できておりません。ただ建設水道課とすれば、それが原因で転倒とかがあってはなりませんので、道路の管理瑕疵にならないように、そこら辺はもう現場を見ながら、予算も当然必要になってきますけども、対応はしていきたいというふうに思います。

6番(黒木龍次君) これは確認ですけれども1点だけ、お願いいたします。172

ページのですね、住宅管理費の中の繰越明許費と事故繰越で建設した2棟の住宅、これは同じ面積の住宅ですよ。

建設水道課長（稲森一彦君） 1戸当たり79.08平方メートルということで、面積は同じになっております。

6番（黒木龍次君） そうしますとですね、要するに繰越明許と事故繰越というふうなことで、この発注した年度が違うから設計単価というのが違ってくる。だから、この見積をやった当初予算がこの290万円ぐらいの差ですかね、約300万円ぐらいの差が出てきているというのは、資材の高騰なんかで高くなっているということで理解してよろしいんですかね。

建設水道課長（稲森一彦君） 繰越明許と事故繰越それぞれしております。若干設計単価等も年度が違いますので変わっておりますし、あと住宅4棟それぞれですけれども、敷地面積が違いますので、舗装面積も当然違ってきますので、そういうこともございまして、それぞれ請負金額が変わってきているということになります。

3番（遠坂道太君） 172ページでございます。住宅費で住宅管理費委託料で空き家等対策基本計画策定業務委託料913万円につきまして伺います。空き家の実態調査が5年度に行われておりますが、湯前町空き家等対策計画が策定されています。そこで、どのようなことを策定されたのか、お伺いしたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 空き家対策計画につきましては、空き家対策推進に関する特別措置法が施行されておまして、令和5年6月には、活用の拡大、管理の確保、特定空き家の除去等の3本柱で、この総合的に強化対策を図る方針ということで、空き家法の改正が行われております。本町でもですね、この規定に基づきまして、将来的に今増加が予想される空き家等に関する対策を図る目的ということで、本町も策定したというところでございます。

3番（遠坂道太君） 一応内容につきまして、わかったんですけど、湯前町ですね、空き家が現在あるわけですけれども、その中で撤去しなければならないという部分について把握されておられるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 208戸の空き家等がございました。その中も評価ランクということで4段階に分けております。この4段階のうち一番悪いものはD評価というふうになりますけれども、こちらが危険度が逼迫しているということで、危険度が極めて高いということをしているのが27棟ということで、これは昨年ですけど、その前が平成26年度にしております。それが8棟ということで、8から27棟に増えているというふうな状況でございました。

3番（遠坂道太君） 非常にやっぱり年々増えていくというような状況も続いていたと思います。やっぱり今後、どのように持ち家の方とですね、協議をしながら、今後ど

うするかをですね、協議しながら取り組んでいただければというふうに思います。

建設水道課長（稲森一彦君） この空き家につきましては、調査をしてランクづけまで行いましたが、これ以降ですね、所有者のほうに意向調査がちょっとまだできておりませんので、そこら辺も含めまして、これからはそれが今後取り組むところの一番始めに実施すべきところというふうに思っております。

2番（西 靖邦君） 先ほどの町営住宅、黒木議員の関連なんですけども、172ページですけども、実際価格が上がって、その戸別の住宅平米数一緒ですけども、価格変動があったことはわかります。それで、第一棟目と第六棟目があるんですかね、第六棟あったのかな、もう契約するんですよ、ちょっと参考やけども、その第一棟目と最後の第六棟目の坪単価はどのような変動があったんでしょうかね。建物だけ。

建設水道課長（稲森一彦君） すいません。これにつきまして、しばらくちょっと時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ただいま、西議員の質問ですが、今保留しておりますので、そこを保留したところで、土木費の質疑をとりあえずお終いにして、次に移りたいと思います。

款8 消防費の説明を求めます。

総務課長（西村洋一君） 173、174ページをお願いします。

款8 消防費について、御説明申し上げます。

消防費は、1億6,836万1,256円を支出しています。

歳出全体に占める構成比は、3.8パーセントになります。

目1 常備消防費は、9,981万6,651円を支出しています。上球磨消防組合負担金9,944万円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金37万6,651円を支出しました。

目2 非常備消防費は、2,166万5,927円を支出しています。

節1 報酬783万9,000円は、団員の年報酬と出勤報酬を支出しました。

節8 旅費は、団員の出勤及び訓練に伴う費用弁償201万6,360円等を支出しています。

節10 需用費42万9,274円は、操法大会及び放水大会、ラッパ吹奏大会等の弁当代をはじめ、慰労会等の経費を支出しました。

節11 役務費54万4,140円は、消防団災害活動用自動車保険料等を支出しました。

175、176ページをお願いします。

節18 負担金補助及び交付金1,040万3,330円は、団員の退職報奨金掛金をはじめ、各種負担金を支出しています。

目3 消防施設費は、4,144万5,838円を支出しています。令和4年度と比較して、2,300

万円程度の増となっておりますが、増額の理由は防火水槽を2基設置したためでございます。

節10 需用費 294万8,709円のなかで、3段目、修繕料 100万3,784円は、消防団各部のポンプ車及び積載車の車検などに伴う修繕、詰所の修繕が主なものでございます。その下、被服購入費 100万7,930円は、新入団員用及び老朽化したハッピー及び活動服の購入等を行いました。

節14 工事請負費 2,217万509円は、防火水槽設置工事として、野中田地区に1基、上染田地区に1基設置しました。

また、雑工事として、野中田地区の既設の防火水槽を撤去しました。

節16 公有財産購入費 70万円は、野中田地区の防火水槽用地の購入費として支出しました。

節17 備品購入費 619万7,180円を支出しました。消防団用備品購入費は、現場活動用小型スピーカー付きマイクと小型ポンプの操法大会及び放水競技大会用の優勝旗などを購入しております。また、軽積載車購入費 360万8,000円、小型動力ポンプ購入費 197万7,800円は第4分団4部（瀬戸口区）の設備を更新したものです。

節21 補償補填及び賠償金は、上水道敷設替に伴い、上村地区と下村地区の消火栓を更新したため、その工事負担金を水道事業会計に904万7,500円を支出しております。

177、178ページをお願いします。

目4 水防費は、543万2,840円を支出しました。

節10 需用費 197万7,230円のなかの、水防活動用防災服等購入費 160万9,880円は、大雨や災害等は梅雨から秋にかけてがほとんどでありまして、従前の防災服は厚手のものであり、活動に支障をきたしておりましたので、薄手の乾きやすい素材の防災服を購入したものです。

節17 備品購入費に340万4,610円を支出しております。ハイブリッドトランシーバー、デジタル簡易無線機、LED投光器、LED矢印板、ボートトレーラーを購入し、水害等に備えることにしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（金子光喜君） ここで昼食のため、休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後13時00分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

款8 消防費の説明が終わったところです。発言を許します。

建設水道課長（稲森一彦君） 午前中に西議員のほうからご質問がありましたことについて、答弁させていただきます。駅前団地の坪単価の件なんですけれども、1から4号棟につきましては、令和5年1月の単価を使用しております。5～6号につきましては、令和5年11月の単価を使用しております。1から4号棟につきましては、坪当たり111万3,000円。5～6につきましては119万円程度で、この差が約7万7,000円程度というふうになります。

2番（西 靖邦君） 思ったより物価高騰、材料の高騰はないですな。わかりました。

議長（金子光喜君） これから、款8消防費の質疑を行います。

ページは173ページから178ページです。

5番（森山 宏君） 消防費のですね、防火水槽がこの2,100万円というのは、2基だろうと思います。多分3基じゃなくて2基ですよ、これはやはり物価高騰の折と言いますか、これ全部あれでしょ、現場内じゃなくて、二次製品の設置工事なんでしょう。

総務課長（西村洋一君） 議員お見込みのとおりでございます。

5番（森山 宏君） それに関してなんですけども、今度は消火栓ですね、これが、約900万円ちょっとあがってますけども、恐ろしいことに、見積と実施が500円の差しかないんですが、これ消火栓設置は何基なんでしょうか。

総務課長（西村洋一君） 11基になります。

5番（森山 宏君） 併せて伺います。防火水槽、消火栓、これ多分道路埋設になると思いますが、なんて言いますかね、枠と言いますか、夜光塗料と言うかな、反射材をした黄色の線っていうすかね、反射材が入っているような線で、多分防火水槽もしてあるのかな、あれが蓋が鋳物とか、消火栓の場合、鋳物とか何かだもんですから、そういうのが難しいかなとは思いますが、というのはその近くに、「ここ消火栓があつとですよ、防火水槽があつとですよ。」という看板はあるんですけども、私が前おった時には、どっから、まず、地図ですね、消火栓がどこどこにあります、ていうのは、略図化してたんですよ。地区によってですね。今私が言いたいのは、夜間の場合、結局、反射材の入ってるラインと言いますか、ああいうのが実質されているんでしょうか。仕様ですね、竣工する時の仕様に反射材が入ってるような施工はされてるんでしょうか。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

休憩 午後13時04分

再開 午後13時06分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

総務課長（西村洋一君） 反射材的なところは、現在行っていないところでございます。

5番（森山 宏君） もう結局消防とか消火作業において、考えるのが夜間が多いと思うんですよ。なぜかと言いますと消火栓の上にポンプ車なり積載車が止まったら、アウトなんですよ。本当は団員の方がそこに止まったらアウトですので、そういう反射材っていうんですかね、その夜間塗料、消火栓においても、縁がありますよね、二次製品の縁、あそこに何ていうか反射材的なやつを施行してないんであれば、そういうふうな考えも持ってください。

総務課長（西村洋一君） 消防団員は、毎年というか、もう常日頃から、そういった場所の点検はしておりますので、消防団員がそこに乗るっていうか、そこをわからんというのはちょっとまた別の問題が生じますので、そういったところのないように、幹部会等でもまたお話をして、場所の確認等をできるようにしたいと思います。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款8消防費の質疑を終わります。

款9教育費の説明を求めます。

教育課長（浅田 徹君） 款9教育費について、御説明いたします。

ページは177から212ページになります。

教育費につきましては、予算現額4億8,619万4,000円に対し、3億6,421万1,228円を支出しました。

また、年度内完了が困難であるため、項4社会教育費・目1社会教育総務費において、美術館改修等の社会教育施設整備事業費8,090万円、目3文化財保護費におきまして、下里御大師堂周辺整備事業3,190万円の合計1億1,280万円を繰越しております。そのため、執行率は74.9パーセント、歳出総額に占める割合は、8.17パーセントとなります。

歳出合計は、令和4年度に対し756万2,850円の減となりました。

その主な要因は、学校施設整備費で中学校グラウンド改修事業3,973万2,000円の増加がありましたが、中学校費で修繕料とICT機器関連使用料などが減少し、対前年で707万8,000円の減、文化財保護費で下里御大師堂関係事業の対前年減5,609万4,000円、保健体育費での施設整備事業費442万2,000円の対前年減などとなります。

それでは項ごとに主な決算の説明をします。

ページは177、178をお願いします。

項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、教育委員会議等の報酬、費用弁償など教育委員会運営に要する経費が主なもので、62万2,852円を支出しました。教育

委員会定例会 12 回・臨時会 2 回、辞令交付式・学校訪問等の教育委員会行事に出席いただいた教育委員の報酬・費用弁償などとなります。

節 7 報償費につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、事務管理及び執行状況について、3 名の学識経験者に点検及び評価を行っていただいた際の評価員謝礼となります。

節 18 負担金補助及び交付金の球磨郡町村教育委員会連絡協議会負担金 5 万 6,052 円につきましては、人吉球磨人権教育研究協議会負担金部分 2 万 1,000 円余りが対前年で増加しました。

目 2 事務局費につきましては、4,564 万 8,544 円を支出しました。対前年で 148 万 3,000 円の増となっておりますが、人件費の増、臨時的補助事業の物価高騰に伴う教育費補助金の純増などが主な要因となります。

事務局費は、教育長及び事務局職員の人件費及び学校 I C T 支援委託料、外国語指導助手委託料と、各種団体への負担金・補助金が主なものとなります。

また、令和 3 年度より継続して小中学生入学祝い金、夢創出事業、高等学校等通学費補助、小・中学校の修学旅行補助などの子育て支援関係事業を実施しています。

180 ページをお願いいたします。

節 7 報償費では、教育支援調査員等、学校運営協議会委員謝金のほか、小中学生夢創出事業として、令和 5 年度は小学校におきまして、平成音楽大学コンサートを開催しました。また、小・中学生入学祝金として小学 1 年生 18 名、中学 1 年生 30 名の計 48 名に総額で 78 万円の祝金を支給しました。

節 12 委託料では、学校 I C T 支援委託料として 195 万 5,400 円を支出し、小・中学校現地での I C T 機器活用支援や遠隔支援業務が実施されました。

外国語指導助手委託料では、509 万 5,200 円を支出しておりますが、令和 5 年度からは、フィリピンよりラニー・ガルシア・フェルナンデス先生の派遣を受け、小・中学校をはじめ、保育園や生涯学習受講者も含め、皆さんに親しまれ、英語の学習として安定した指導をいただきました。

182 ページをお願いします。

節 18 負担金補助及び交付金においては、小・中学生を対象とした英語検定の補助を行い、小中学校英語検定料補助金 12 万 7,800 円を支出しました。児童・生徒延べ受験者数 35 名、うち小学生が 8 名となります。実人員 30 名のうち、21 名が合格しました。

高等学校等通学費補助金では、実人数 50 名に 172 万 8,600 円を支出しております。

また、小・中学生修学旅行補助金では、小学 6 年生 31 名、中学 2 年生 27 名の合計 58 名分として総額で 85 万円の補助金を交付しました。また、物価高騰の影響を受けている

小・中学生保護者の経済的負担軽減を図るため、地方創生臨時交付金を財源としまして、物価高騰に伴う教育費補助金 56 万円を支出しました。

目 3 学校施設整備費となります。

学校施設整備費では、中学校グラウンド改修事業として、節 12 委託料で改修工事設計費 269 万 5,000 円、節 14 工事請負費において、工事費 3,998 万 5,290 円を合わせまして 4,268 万 290 円を支出しました。グラウンド舗装工 10,627 平米・暗渠排水管 1,284 メートル、排水側溝改修 26.0 メートルが工事内容となります。

続きまして、項 2 小学校費につきましては、小学校の維持管理に要する経常的経費が主なものでございますが、令和 5 年度は、4,431 万 1,633 円を支出しました。令和 4 年度に対し 142 万 8,121 円の増となります。人件費の増加が対前年増の要因となります。

目 1 学校管理費につきましては、4,244 万 372 円を支出しております。

節 1 報酬で児童の検診に伴います、学校医報酬、薬剤師報酬、また、特別支援教育支援員などの会計年度任用職員の報酬として、1,650 万 8,949 円を支出しました。会計年度任用職員は、8 名で学校庁務手 1 名、学校図書室司書 1 名、特別支援教育支援員等 6 名がその内訳となります。

184 ページをお願いします。

節 4 共済費につきましては、中学校も同様となりますが、地方公務員等共済組合法が改正され、令和 4 年度途中より会計年度任用職員が公立学校共済組合の短期給付等適用対象となったため、健康保険料等部分が学校共済組合へ移行したものととなります。

節 7 報償費 5,400 円は、次年度新 1 年生 18 名に対し、小学校運動会の参加賞を寄贈した費用となります。

節 10 需用費では、教材・学校行事用消耗品、事務消耗品、施設用消耗品など、消耗品費で 252 万 775 円、印刷製本費 13 万 113 円は学校経営案冊子、学校封筒などの印刷費用です。光熱水費 381 万 8,913 円は電気料は 354 万 3,000 円・水道料が 27 万 6,000 円の内訳となります。各施設同様ですが、大規模契約割引特約が非適用となり電気料が 78 万円弱の対前年増となっています。

また、修繕料 153 万 7,782 円は、体育館の故障した照明の LED 化、職員室空調修繕が主な修繕内容となります。

節 12 委託料 256 万 1,932 円は、校内樹木の剪定等の管理委託 36 万 3,779 円、警備委託 42 万 1,080 円、校舎窓ガラス等清掃委託 87 万 2,212 円が主な内容となります。

節 13 使用料及び賃借料 742 万 8,556 円は、コピー使用料 52 万 6,501 円、186 ページになりますが、ICT 関連機器等使用料 604 万 8,091 円が主なものととなります。ICT 関連機器等使用料では、中学校から移管機器分の費用と 9 月の補正予算で増額を議決

いただきました低学年用の I p a d 60 台の賃借料が増加し対前年で 200 万円余りの増となりました。

節 17 備品購入費では、教材備品として筋肉構造模型等、併せまして、家庭科室ガスコンロ等合わせて 47 万 5,460 円の備品を購入しました。

また、図書購入費では、59 万 9,962 円を支出し、文学・芸術等の図書 378 冊を加え、年度末の蔵書数は 10,117 冊となりました。

目 2 教育振興費につきましては、187 万 1,261 円を支出しました。令和 4 年度と比較しまして 33 万 9,000 円余りの減となっております。

教育振興費では、節 19 扶助費が主な支出となっており、学用品、給食費などの特別支援分 12 名、就学援助 23 名分の補助として 169 万 4,836 円を支出しました。また、節 10 需用費の消耗品 1 万 6,425 円と委託料 15 万円は、水稻などの農作物栽培など農業体験学習の費用となりますが、令和 5 年度は学校給食の充実に向けた地産地消推進事業を活用し、県補助金を充当しております。

項 3 中学校費となります。

中学校費につきましては、中学校の維持管理に要する経常的経費が主なものになりますが総額で 3,607 万 5,865 円を支出しております。

令和 4 年度より 733 万 5,439 円の減となりました。学校施設の修繕料や I C T 機器関連の賃借料、備品購入費などが対前年で減少したものです。

目 1 学校管理費につきましては、3,495 万 9,806 円を支出しました。

1 8 8 ページをお願いいたします。

節 1 報酬で、生徒の検診に伴います、学校医報酬、薬剤師報酬及び会計年度任用職員報酬として、1,254 万 986 円を支出しました。中学校の会計年度任用職員は庁務手 1 名・図書館司書 1 名・特別支援教育支援員 3 名・適応指導教室支援員 1 名の合計 6 名となります。

節 10 需用費は 685 万 5,677 円を支出しました。52 万 8,000 円の不用額がありますが、修繕料で 37 万 4,000 円、光熱水費で 11 万 6,000 円といった不測の費用が不要となったものです。

消耗品費 236 万 8,601 円は、コピー紙等の事務消耗品、校舎・施設等で使用します、営繕用消耗品、授業・行事用消耗品となります。

光熱水費 363 万 9,278 円は小学校と同様に大規模契約割引特約が非適用となった影響で電気料が 75 万 1,000 円余りの対前年増となりました。

修繕料 54 万 5,976 円は体育館照明 15 万 9,000 円をはじめ換気扇交換や窓ガラス、体育館カーテン修理などが主な内容となります。

節 11 役務費では、45 万 1,655 円を支出し、通信費をはじめ、施設器具等の各種検査・点検、不燃物処理を実施しました。

節 12 委託料 351 万 8,283 円は、学校内の樹木剪定などの管理業務委託をはじめ、学力検査や検診費用、消防設備、プール機器、190 ページになりますが、エレベータ等の学校施設管理委託料となります。また、校内清掃委託料 108 万 970 円では、校舎及び体育館のガラス窓、床面の清掃ワックス塗布などを行ったものとなります。

節 13 使用料及び賃借料では、コピー機・印刷機、下水道使用料、図書管理システムなどの恒常的費用のほか、ICT 教育環境の整備としまして、教職員用パソコンや電子黒板用パソコン等のリース料が主なものとなります。合計で、524 万 3,648 円を支出しました。小学校への端末移管、リース期間の終了などにより 437 万 9,000 円余りの対前年減となりました。

節 17 備品購入費では、98 万 5,729 円を支出しました。

図書費として、299 冊の図書を購入し、59 万 9,749 円の支出をしております。また、経年劣化に伴い図書室の閲覧机 3 脚を購入しました。中学校の蔵書数は 9,847 冊となりました。

節 18 負担金補助及び交付金では、部活動補助金として 52 万円を交付し、陸上部、野球部、ソフトテニス部、柔道部、吹奏楽部の大会参加料、消耗品代などとして活用されています。

目 2 教育振興費につきましては、111 万 6,059 円を支出しました。これは、小学校と同様に 192 ページになりますが、節 19 扶助費 97 万 6,114 円が主なものとなります。扶助費の対象は特別支援 3 名、就学援助 6 名の計 9 名となっています。

項 4 社会教育費につきましては、8,844 万 4,491 円を支出しました。

令和 4 年度と比較しまして 4,597 万 179 円の減となります。

減の主な理由としましては、文化財保護費で下里御大師堂保存修理の事業費が 5,600 万円ほど減少したものです。

また、熊本地震復興基金を財源としたまんが美術館等改修事業と街なみ環境整備事業を財源とした御大師堂周辺整備事業の関連予算合わせて 1 億 1,280 万円を令和 6 年度に繰越させていただきました。

目 1 社会教育総務費につきましては、2,738 万 4,403 円を支出しました。令和 4 年度に対し 852 万 9,000 円余りの増となります。増の主な理由は会計年度任用職員 1 名と職員人件費の増、美術館及び中央公民館改修事業設計費の純増などが要因となります。

目 1 社会教育総務費は、社会教育係の人件費、生涯学習奨励費、各種団体への補助金等となります。

節 1 報酬 4 万 9,000 円は、社会教育法第 15 条及び湯前町社会教育委員条例で規定し
ず、社会教育委員会の会議及び研修会時の報酬となります。次ページの節 8 旅費の委員
出張に伴う費用弁償 1 万 9,200 円を合わせまして、延べ 16 名の出席をいただいております。

節 7 報償費の中で生涯学習奨励費として 110 万 40 円を支出しました。生涯学習では 13
教室を開講し、学習者延べ 144 名、実人数 102 名から受講申し込みがあり、各種講座を
受講されました。また、特別講座として開催した樹木育成管理講座では 21 名の受講があ
りました。生きがいを見だし、心豊かな人生となるための学習活動を積極的に行い、
継続的な生涯学習事業を実施しているところとなります。

また、国県の補助事業を活用し、地域学校協働活動の推進を図る事業の一環としまし
て、生徒の学力向上を目指した、地域未来塾を開講しました。協働活動推進員、未来塾
講師謝金等で 39 万 7,600 円を支出しました。

成人式は、民法改正で成人年齢が 18 歳に引き下がったことに伴い、行事名称を「二十
歳を祝う会」に改正して開催しました。平成 15 年度生まれの対象者 42 名のうち 19 名が
参加し、式典並びに沓川町有林において、記念植林を実施しました。

まんが授業では、令和 5 年 9 月に崇城大学芸術学部デザイン学科より木下裕士助教授
及び学生 2 名が来校され、小学 4 年生、中学校では全学年を対象として那須良輔を学ぶ
とともにタブレットを活用しながらマンガの歴史や技法を講義と実技で学習しました。

194 ページをお願いします

節 12 委託料では、まんが美術館及び中央公民館の改修事業を計画し社会教育施設整備
事業設計管理業務委託料の前払金として 410 万円を支出しました。改修工事は令和 6 年
3 月に 2 契約を発注しており、委託料で 1,590 万円、節 14 工事請負費で 6,500 万円の計
8,090 万円を繰越させていただきました。

節 13 使用料及び賃借料 83 万 9,850 円は、生涯学習事業のパソコン・タブレット教室
の使用機器費用となります。

節 17 備品購入費 21 万 9,991 円は、中央公民館図書室用の図書として、一般図書 81 冊
・児童書 62 冊の合計 143 冊を購入し、読書活動の推進を図りました。図書の貸し出しで
は、654 名総数 1,808 冊の貸し出しがあり、人数で対前年 1.1 倍、貸出図書数で 1.2 倍と
利用が伸びております。また、図書室の利用では、親子読書や自己学習の場として、年
齢を問わず活用がなされています。

節 18 負担金補助及び交付金では、151 万 3,050 円を支出し、各種団体補助金のほか、
令和 5 年度から新規事業として、地域コミュニティ活性化事業補助事業を創設しまして、
4 公民分館と 1 団体が地域内共用施設の整備、社会教育推進活動等に取り組み 43 万
5,000 円を支出しました。

目 2 公民館費につきましては、1,162 万 4,831 円を支出しました。

中央公民館の維持管理費並びに公民分館長委託料、各地区公民館活動に対する補助が主なものとなります。不用額 58 万 3,169 円となっておりますが、公民分館長会議謝金 23 万 4,000 円、清掃委託料 12 万 2,000 円、分館施設整備補助 10 万円などがその内訳となります。

節 7 報償費では、分館花づくり奨励費として、8 公民分館に 7 万 4,005 円を支出し、分館の環境美化と地域住民の親睦を図りました。

公民分館長会議謝金 23 万 4,000 円は、年 2 回開催された分館長会議時の延べ出席 39 名分の謝金となります。

節 8 旅費では、普通旅費 1 万 5,800 円を支出しておりますが、年度末において節 13 のコピー使用料が不足を生じたため 1 万 7,227 円を流用させていただきました。今後も予算管理につきましては、十分注意ながら業務を進めてまいります。

節 11 役務費は 28 万 3,913 円を支出しました。このうち公民館総合賠償保険料 11 万 9,000 円は、公益財団法人全国公民館連合会と保険会社が運営します総合補償制度として、分館活動時やスポーツ大会等の公民館行事に対応する保険となります。令和 5 年度は、社会体育行事関係で 4 件、分館活動中 1 件の計 5 件の保険金請求事案がありました。

節 12 委託料 538 万 477 円は、主なものとしまして、駐車場の公衆トイレ、屋外の清掃、施設内トイレ清掃を内容としました、中央公民館清掃委託料で 77 万 8,090 円、町内 26 公民館の分館長に支払う年額委託料として、93 万 800 円を支出しました。

また、中央公民館管理人等委託料として、309 万 6,720 円を支出しました。公民館清掃委託及び管理人等委託はシルバー人材センターの受託事業となっております。

節 18 負担金補助及び交付金におきましては、26 公民分館に分館活動費としまして、194 万 2,905 円を支出し、分館施設整備補助金として 4 分館に分館改修費として 2 分の 1 を補助し、20 万 6,938 円を支出しました。上染田公民分館屋根修繕、浜川公民分館空調整備、牧良公民分館屋根修理の内容となります。

198 ページをお願いします

目 3 文化財保護費につきましては、836 万 7,689 円を支出しました。文化財保護委員の報酬及び費用弁償、国・県町指定文化財の維持管理に要する経常的経費、令和 5 年度は下里御大師堂保存修理事業が完了し、周辺整備として休憩所設置、公園工事を計画していましたが、年度内の工事完了が見込まれず委託料 90 万円、工事請負費 3,100 万円の計 3,190 万円を繰越とさせていただきました。

節 1 報酬文化財保護委員報酬 5 万 8,000 円と節 8 旅費の保護委員費用弁償 1 万 1,200 円、委員出張に伴う費用弁償 9,600 円では、年 2 回の保護委員会及び研修会 1 回分の費用となります。

節 7 報償費 3 万円は、下里御大師堂保存修理工事の完了に合わせまして、落成式を開催し、熊本大学より伊東龍一教授をお招きしての講演会を開催した際の講師謝金となります。

また、節 10 需用費のなかで印刷製本費 19 万 7,230 円を支出していますが、下里御大師堂修理工事報告書 47 冊とリーフレット 2,000 部の印刷費用となります。

節 12 委託料 541 万 7,952 円は、恒常的な文化財施設の維持管理費と合わせ、令和 5 年度は社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業を財源としまして、下里御大師堂周辺整備事業の公園整備工事設計業務委託料 458 万 7,000 円を支出しました。

200 ページをお願いします

節 18 負担金補助及び交付金 201 万 720 円は、各種団体負担金のほか、本町に存在する無形、有形の文化財の継承・維持管理をして頂いております団体等への補助として、地域文化財振興補助金 195 万 720 円を支出しました。

令和 5 年度は、浅鹿野棒踊り・球磨神楽保存会の楽器等修理事業、普門寺観音、七ツ山観音堂の修理事業があったため対前年で 141 万 8,000 円余りの増となりました。

目 3 文化財保護費の繰越明許は、下里御大師堂保存修理の第 3 期工事としまして、防災設備工事が完了しました。また、明導寺阿弥陀堂防災設備の消防ポンプユニットを更新し、合わせまして 2,047 万 80 円を支出しました。

目 4 美術館費については、2,059 万 7,488 円を支出しました。令和 4 年度と比較し、161 万 9,364 円の増となりました。

漫画フェスタの本格再開に伴う漫画家イベント費、企業からの寄付金を財源とした学習漫画の購入などが主な増の要因となります。

節 1 報酬では、美術館協議会委員報酬 1 万 7,800 円のほか、主に休祝日の美術館・公民館図書室の窓口業務を務めます会計年度任用職員 1 名分 146 万 2,788 円、まんが美術館・文化財保護活用に関します、地域おこし協力隊 2 名分 457 万 3,572 円の計 605 万 4,160 円を支出しました。

地域おこし協力隊の活動は、美術館の企画運営や那須良輔作品のデジタルアーカイブ、各種媒体を活用した情報発信等となります。また、研修や交流活動等による関係人口の創出等の取り組みを行っています。

202 ページをお願いします。

節 7 報償費 313 万 417 円では、まんがコンクール入賞賞金等として、94 万円、審査員謝金 33 万 4,110 円を支出しております。令和 5 年度の風刺まんがコンクールでは、全国各地から 441 点の応募があり、令和 4 年度と比較し 22 点少ない応募となりました。

応募作品の特徴として、物価高騰や猛暑、AI、VR、スマホ依存、マイナンバーカード、多様性などをテーマにした作品が多くみられました。

まんがイベント等謝金 140 万 5,150 円は、美術館でのワークショップ講師謝金、8 月に開催しました学習漫画関係の漫画家トークショー、11 月に本格再開となった湯前まんがフェスタにおいて、風刺漫画大賞の表彰式に種村国夫先生、漫画家トークショーに熊本県在住の村枝賢一先生ほか 3 名の漫画家先生と司会者 1 名、合わせまして、12 月に熊本県の関係人口創出事業を財源としたマンガ教室・ライブペイントイベントを開催した際の講師謝金等となります。

また、令和 4 年度から継続して湯前町まんがのまちづくりアドバイザー会議を設置しまして、大学や美術館関係者などの有識者から美術館事業や関連イベント等に指導助言をいただき 11 万円を支出しました。学習マンガイラストコンテスト賞品 30 万 8,109 円は、企業からの寄付金を事業財源とし町内小中学生が受賞をしています。

節 8 旅費 210 万 5,520 円は普通旅費・特別旅費合わせまして、対前年で 24 万 8,493 円の増となりました。

鎌倉で開催しました風刺漫画大賞審査会、令和 5 年度に事業採択を受けております一般社団法人地域創造助成事業の公立美術館共同巡回展に係るほか、地域美術館との事業協議等に要した費用となります。

節 10 需用費 162 万 2,518 円は、美術館の展示用消耗品など 88 万 885 円、展示に係るポスター・チラシ・パネル等の印刷製本費 44 万 2,970 円、修繕料 10 万 2,300 円は、美術館用の展示ケース照明と那須良輔氏の資料となる出征旗の修繕を行いました。

節 12 委託料 102 万 8,240 円は、崇城大学と連携した菊池武光展示において 15 万円、クリアファイル・トートバッグ・Tシャツといったまんが美術館関連グッズ作成で 38 万 1,040 円、熊本県の関係人口創出事業を財源としたまんが体験教室運営委託 49 万 7,200 円の内訳となります。

204 ページをお願いします

節 17 備品購費では、令和 4 年度受入れの企業寄付金を財源としまして、学習漫画 250 作品 3,700 冊余を購入したものです。

節 18 負担金補助及び交付金 38 万 8,000 円は、各種協議会負担金のほか、地域おこし協力隊 2 名分の住宅費補助金 36 万円が主なものとなります。

以上が美術館費となりますが、決算書 263 ページの主要な施策の成果におきまして、美術館の利用状況等を記載しております。美術館の観覧者数では、令和 4 年度 2,584 人から 300 人余り増加しまして 2,888 人となりました。

続きまして、項 5 保健体育費につきましては、1 億 642 万 7,553 円を支出しました。前年度に対し、335 万 8,886 円の増となりました。

増の主な要因は、人件費の増、奥球磨関係大会負担金、給食費において 2 学期より給食費無償化に取り組んだことにより対前年増となったものでございます。

目 1 保健体育総務費につきましては、2,692 万 4,694 円を支出しました。社会体育係の
人件費のほか、スポーツ推進委員の報酬費用弁償、各種スポーツ大会経費、各種団体へ
の補助金等が主なものとなります。

令和 5 年度は、新型コロナウイルスの影響が縮小し、春・秋の球技大会、4 年ぶりの
開催となった町民体育祭、町内駅伝大会は参加地区数の減少等からウォーキングイベ
ントでの代替開催となりました。

節 1 報酬では、中学校部活動の地域移行に向けた検討委員会 5 名分の費用 2 万 2,200
円を支出しました。令和 5 年度は、県の委託事業を活用し、休祝日の運動活動地域移行
等を試行しましたが、指導者の確保など未だ課題も多く、地域移行の実現は見通しが
つかない状況ではありますが引き続き検討を進めているところです。

節 2 給料から、節 4 共済費までは、職員の人件費になります。

節 7 報償費 117 万 7,863 円は、各種スポーツ大会賞品代、スポーツ推進員 9 名の謝金
88 万 6,600 円が主なものとなります。

206 ページをお願いします。

節 12 委託料 158 万 7,386 円は、主に小学生を対象とした、総合運動クラブ活動などを
総合型地域スポーツクラブの湯前さわやかクラブ「だんだん」に委託したものと
なります。併せまして、令和 5 年度は、中学校部活動の地域移行試行事業として陸上・ソフト
テニス・柔道の 3 種目で延べ 170 回の指導者派遣を実施しています。

スポーツコミュニティ活性化事業委託料 65 万 4,500 円は、夏開催の SUP ヨガ体験会、
冬季開催のウォーキングイベントの開催費用となります。

節 18 負担金補助及び交付金 908 万 1,369 円は、各種団体の負担金・補助金と公認奥球
磨ロードレース大会、奥球磨駅伝競走大会、自転車競技大会負担金が主な内容とな
ります。また、全国スポーツ大会等出場奨励金 91 万 2,000 円では、陸上競技、野球、ト
ランポリン、空手大会など 18 個人延べ 40 人 2 団体に奨励金を交付しました。

目 2 体育施設費につきましては、2,114 万 5,314 円を支出しました。

会計年度任用職員 1 名の人件費のほか、体育館、プール、グラウンドなど、社会体育
施設の維持管理と整備に要した経費となります。

208 ページをお願いします。

節 1 報酬から節 8 旅費までは、B & G 海洋センターの窓口業務を主体としました、会
計年度任用職員 1 名分の人件費となります。

節 10 需用費 385 万 2,013 円は、消耗品費 49 万 8,382 円、光熱水費 245 万 1,485 円が
主なものとなります。修繕料 83 万 2,435 円では、蓑谷ため池のカヌー艇庫、プールの誘
導灯 LED 化、事務室の雨漏り修繕などとなります。

節 12 委託料 684 万 7,156 円は、B & G 海洋センタープール監視業務委託料 305 万 3,050 円、施設の平日夜間と休祝日の窓口対応等のセンター管理人委託料 276 万 7,590 円が主なものとなります。

節 14 工事請負費 698 万 6,800 円は、社会体育施設総合整備事業改修工事としまして、多目的コートの鋼製フェンス整備 148 メートルで 603 万 6,800 円、グラウンドトイレの排水不良解消と便器の様式化をしましたトイレ改修工事で 95 万円を支出しました。

210 ページをお願いします。

節 17 備品購入費 41 万 3,000 円は、清掃用プロア 1 台、B & G 海洋センターに配置しております A E D の更新費用となります。

目 2 体育施設費の繰越明許では、2,100 万 2,383 円を支出しました。令和 4 年度からの繰越でテニスコートを人工芝の多目的コートに改修したものとなります。テニスコート 2 面、フットサルコート 1 面の 1,388 平米の施工となりました。

目 3 給食費では、3,735 万 5,162 円を支出しました。学校給食センター調理業務委託料及び施設の維持管理に要する経費が主なものですが、前年度で 516 万 7,766 円の増となります。地方創生臨時交付金を財源として取り組みました、2 学期からの給食費無償化事業が要因となります。

節 1 報酬と節 8 旅費については、給食運営委員の報酬・費用弁償を支出しております。また、節 10 需用費、並びに、節 11 役務費については、給食センター運営のための経常的経費を支出しています。

節 12 委託料 1,960 万 5,963 円は、学校給食センター調理業務委託料 1,813 万 1,600 円が主なものとなります。

節 15 原材料費 50 万 256 円は、米の品種びかまるを給食に使用したもので、令和 5 年度は学校給食の充実に向けた地産地消推進事業を活用し、県補助金を充当し提供回数も月 2 回から月 4 回に増やしております。

節 18 負担金補助及び交付金 920 万 3,369 円では、学校給食費補助金として、796 万 3,106 円を支出しました。また、食材費が高騰していくなか保護者負担の軽減と給食の量・質的安定を図るため、安定供給支援事業として 123 万 3,263 円を支出しました。

令和 5 年度の給食回数は、小学校で 188 回、中学校が 187 回実施しており残食量も非常に少ない状況を維持しております。

これからも安全・安心でおいしい給食を提供していきたいと考えております。

以上をもちまして、款 9 教育費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから款 9 教育費の質疑を行います。

ページは 177 ページから 212 ページです。

2番(西 靖邦君) 182ページですけども、節14中学校のグラウンド改修工事は終了しましたが、先日ですね、炎天下の中で手作業にて除草を行っておりました。大変な作業だと感じています。結果論であります、防草性のある工法を、例えば、樹皮と土のリサイクルグラウンド工法等の採用を検討すべきだったかと私は思っています。このようなグラウンド工法の検討は着工前に設計委託される前にやられたのでしょうか。それをお伺いします。

教育課長(浅田 徹君) 今回の施工につきましては、ペーパースラッジ、紙を焼いた灰をですね、土にまぜ込んで土壌の効果と透水性の向上、一応、防草効果もですね、あるような書きぶりで、ほかの工法ともですね、しっかりと比較をして、採択をさせていただいた工法となります。

2番(西 靖邦君) それは除草性がある工法も入ってるんですか、入ってないですよ。

教育課長(浅田 徹君) 比較の上ではですね、紙を焼いた灰なので、素材、バインダーそのものに防草効果ございませんけども、土を固めるということで、少なからずは防草効果があると、また中学校のほうでですね、ちょっと除草剤を使用されないといったことも、今回、草が多く生えた要因かと考えております。

2番(西 靖邦君) 工法にも色々ありますからね、その固めるやつとか、あとは今言った、樹皮をまぜてそのリサイクルした土の中に埋め込むとか、それはクッション性もあるんですよ、怪我が少なくなるとか、いろんな工法がありますから、今後またそのグラウンドの改修工事とかありましたらね、工法が1つじゃなしに、3つ4つあるんですから、その辺を検討していただくようお願いいたします。

3番(遠坂道太君) 私も西議員の関連ですけども、実的に、やはり排水が第1点だということで、私はグラウンドについては、確信してるんですけども、その中で、そういう設計、グラウンドの排水とですね、1つは学校教育の中での、陸上競技等が中心になるわけですけども、100メートルぐらいの全天候型コースあたりのですね、その辺までの検討はされてなかったのか、それについて伺いたいと思います。

教育課長(浅田 徹君) 令和5年度の整備につきましてはですね、グラウンドが雑草が生えてプール状になってですね、非常に排水性が悪いというところで、まずは排水性の向上というところで、ミツバ・ドレンという製品になりますけども、暗渠排水管を設置したところです。全天候型の走路ですかね、整備してる学校もちょっと見たことがありますけども、今のところ、予定とか計画はなかったところでございます。

3番(遠坂道太君) 先ほど西議員からお話がありましたように、今後ですね、そのような形の取り組み等ですね、あれば今後取り組んでいただければというふうに思っております。

2番(西 靖邦君) 188ページの節11 役務費、不燃物処理料として、10万6,300円計上されてます。これ令和4年度の1万3,100円よりも比較して、9万3,200円の増額となっております。これはどのような不燃物が増えたのでしょうか。

教育課長(浅田 徹君) 中学校のほうだと思いますけども、お掃除をされてですね、理科室の棚とか、木枠、窓ガラス、それから薬剤等の廃棄もあります、薬品ですね、の廃棄もありまして、ちょっとお金が掛かったところでございます。主に戸棚とかガラスとかそういったものが主なものです。

3番(遠坂道太君) 196ページの公民館費ですが、分館活動の振興補助金194万2,905円について伺います。活動された分館数と、どのような活動に取り組みられたのかについて伺いたいと思います。

教育課長(浅田 徹君) こちらにつきましては、26公民分館全ての公民分館を対象としまして、いわゆる1年間ですね、総会資料をいただきまして、補助金を振り分けるものでございます。これにつきましては、湯前町公民分館等の建設費、運営費及び敷地購入に関する補助金交付に関する規則と、規則に基づいて交付しておりますけども、分館運営補助金はですね、平等割、それから借地料、それから下水道使用料の額、それらを控除して、事業費の割合に応じて、各分館に配分をするということで、一般的な通年の公民分館活動そのものに対する補助金ということになります。

2番(西 靖邦君) 202ページですけども、節12 委託料、まんが美術館グッズ作製委託料38万1,040円が計上されてます。美術館の模様替えを機にですね、今後もその新たなオリジナルグッズの政策を検討されているのかをお聞かせください。

教育課長(浅田 徹君) 美術館のグッズでございますけども、数年前から国の事業県の事業、色々試しながらですね、様々な品揃えをしております。令和5年度に限りましては、Tシャツを作ったり、クリアファイル、トートバッグ、そういったものを主に作成しており順調に売れております。品切れになるものもあります。今後のことですけども、町長からですね、今回リニューアル工事をしますので、ショップのほうの充実というところで指示を受けておりますので、主に協力隊のアイデアを活用しながら、売れるグッズですかね、人を寄せつけるようなグッズが開発できていければというふうに考えております。

4番(椎葉弘樹君) 199ページ、美術館費の2,059万円についてお尋ねします。前年比で観覧者数と観覧料については伸びておりまして、これはひとえに学芸員資格を持たれた方と地域おこし協力隊2名の方の配置ができたことがとても大きいのかなと思っております。この地域おこし協力隊の方々は、今年が3年目を迎えておりまして、この2人の処遇については、どのようにお考えかについてお尋ねしたいと思います。

町長（長谷和人君） 今の2人、協力隊来ていただきまして、活発に活動をしていただいております、これまで新型コロナウイルス感染症の場合につきましては、出前美術館等もですね、しっかりとやっていただきまして、美術館のですね、湯前美術館の名前をですね、知らしめていただいたということで、かなりの実績をしていただいているというところでございます。今後、3年間の期限がまいりますので、継続して2人できないかということをお話を伺っております。協力隊としては、3年間の期限がきますので、延長はできないという形でございますので、何らかの形でですね、残っていただくということで、今どういう形が一番良いのか、そのところを見ながらですね、延長という言葉を使わせていただくところがございますけども、お2人とも残っていただくようなことで、来年度の事業の中で活かしていきたいというふうに思っているところでございます。今後はちょっとまだどうするかというまでは聞いておりませんが、延長という方向でお願いしたいと思っております。

4番（椎葉弘樹君） この美術館の運営形態が大きく影響すると思っておりますが、例えば、これまでどおり教育課所管の下でやっていけるのか、それとも、もう美術館を例えば指定管理とかに出していくかによっても、その2人の今後の対応というのは変わってくるのかなと思っております。この辺りはもうこれ以上追及しませんけども、その辺りの運営の方法も含めて、ご検討いただければと思いますが、そこだけ伺います。

町長（長谷和人君） 採用の考え方、指定管理というところも実は頭の中にはあっているんですけども、なるべくならばですね、教育課の中の所管の中で動いていただくというのが一番最初かなというふうに思っているところでございまして、その先に、何らかの広がりがあるのかなというふうに思っているんで、延長の場合については、教育課の所管の中で動いていただこうかと、そんなところで今、イメージ的には思っているところでございます。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

款9教育費の質疑の途中です。発言を許します。

8番（倉本 豊君） 小・中学校の下水道使用料が出ておりますけれども、その中でトイレですが、トイレの改修については、今どの段階に入っているのかをお尋ねします。

教育課長（浅田 徹君） トイレの改修ですが、子ども議会とかでも色々ありましてですね、基本的に洋式化の方向でいくというところで今町長ともお話をしております、

できれば令和7年度に工事ができればというところで今県のほうとヒアリング等を進めているところでございます。

8番(倉本 豊君) 小学校の体育館のトイレ、これは小学校の体育館が避難所になりますと、早くしとかなければいけないのかなと、空調ができますとですね、あそこが今度は避難所になりますですね、だから、その観点からも早くあそこはしとったほうが良いのかなというふうにも思っております。それと教育長にお尋ねなんです、前教育長にもお話ししました、ナプキンを置いたらどうだろうかということを行ったんですが、もうすでに置いてある学校も相当数あると思います。そのところの考え方を、お尋ねします。

教育長(中村富人君) 生理用品につきましてはですね、この1点は話題になっておりませんが、いろんな話題になったところでございます。学校と色々協議しましたら、湯前中学校におきましては、子どもたちが保健室に取りに来て、そして、そういう方法が一番良いというのは、学校の意見でございましたので、今そういう体制をとっております。なお他の自治体ではですね、やはり配布するっていうんでしょうか、そういうところが多かったんですが、現在は全てじゃなくて、やっぱり湯前中みたいに保健室のほうに取り来ると、その理由は、子ども1人1人の状況がわかるからというな、そういう理由で学校から意見がありました。そういうところで、湯前中学校はそのままの状況でございます。

8番(倉本 豊君) もう1点、結局、施策の効果のところにもあるわけですが、ぴかまるを今度学校給食に出されたらと、去年ですね、その効果は、効果と言いますか、その反応はどうであったのかを含めて、お尋ねをいたします。

教育課長(浅田 徹君) ぴかまるですけども、令和4年度から試験的な使用ということだったと思いますけども、令和5年度は農水省の補助事業を活用しまして、ちょっと倍増して、結論から言いますと、子ども達、教職員の皆様非常に好評です。おいしいというところでお話を聞いております。

8番(倉本 豊君) その時に、今年からですかね、ぴかまる生産がされておらんと思いますが、今後はどうされるつもりですかね、50万円ほどぴかまるで給食に提供された部分、今後ですね、今度は違う品種でまた提供をされるのかどうなのか。

農林振興課長(高橋 誠君) ぴかまるにつきましては、令和3年から5年度まで作っております。6年度についても、作付をされております。

8番(倉本 豊君) 6年度もそのぴかまるで対応するというところでよろしいですかね。

教育課長（浅田 徹君） まず今年度につきまして、ちょっと提供の回数をですね、従前の月2回にちょっと頻度落ちてますけども、現在もぴかまるを提供してるところでございます。

3番（遠坂道太君） 202ページの美術館費で、委託料で、まんが体験教室運営委託につきまして、49万7,200円につきましてお伺いします。体験教室に参加された方に対して、どのような効果があったのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

教育課長（浅田 徹君） まんが教室でございますけどもですね、まず12月2日と3日、これは芦北町在住の村枝賢一先生、森真理先生というプロの先生に講師となっただき、まんが教室を開催しております。それから第2回目としまして、合志のまんがミュージアムにお勤めの安在さんという、やはり、地域おこし協力隊の方ですけども、こちらに講師になっていただいて、子ども達にまんが教室と、あと3回目としまして、こちらは熊本県ですね、生涯学習事業の推奨講師にもなっておられますけども、T O M M Y - Z A W Aさんという方がおられまして、要は4名の方の講師にまんが教室を行っていただいております。併せまして、崇城大学の学生さんとの交流とかですね、湯前町だけでなく、人吉球磨管内の子ども達が参加するということで、そういった、まず湯前のまんが美術館を知ってもらう、まんが文化を知ってもらう、そういった関係で関係人口というのを、まず1つ目的としておりました。今後も費用の書き方は別としてですね、ワークショップ等はいりながら、気軽にまんが美術館においでいただく、或いは、まんがに興味を持ってもらうと、そういった普及活動は行っていきたいというふうに考えております。

3番（遠坂道太君） 年間4回ほどですね、教室等されて、また崇城大学からも来ていただいて、5回ぐらいやっておられますが、1つは、結構小さい子ども達、児童・生徒当たりがですね、参加された中で、やはり興味を持たれて、まんがの道に走ると、住みたいとか、そういう方面の形はなかったのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

教育課長（浅田 徹君） 移住定住とかいう話もあるかと思えますけども、まず入口として知ってもらうというかですね、いわゆるその関係性を持って、そこから情報発信等も合わせてですね、広がりを持っていければというふうに、今もう手探りでですね、いろんな事業をやってることとなります。

3番（遠坂道太君） 今後もですね、やはり、このような取り組みが1つの形として、移住定住の形としても進んでくるとは思いますので、どしどしですね、取り組んでいただければというふうに私は思っております。

3番（遠坂道太君） 206ページの保健体育費の奥球磨駅伝大会負担金の137万910円につきまして、お伺いします。昨年度より開始されてます駅伝大会ですけども、本

年度は10月6日の日に開催されます。現在男子が主力ということでございますけれども、今後女子の大会というのは今後計画されていかれるのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

教育課長（浅田 徹君） 先ほどありましたように、公認奥球磨ロードレース大会ですね、こちらのほうが昨年の第10回をもって、一応終了するという事になっておりまして、この部分をあさぎり町さんを加えた4町村の体制で女子駅伝大会の誘致ができないだろうかというところで今動いておったかと存じます。以上です。

3番（遠坂道太君） 今後男子が今まで主力でずっとやってこられておったわけですが、それがやっぱり、女子の駅伝というのが非常にやっぱり人気が強くてもありますので、やはりそういった形の中で取り組みをですね、精一杯やっていただければと思います。それは町長として、その件につきまして、ご意見をいただければと思います。

町長（長谷和人君） 今担当課長が答弁した内容とダブるかもしれませんが、ロードレースについては10回を行ってきたということで、各地域におきまして、全国各地におきまして、このような大会が乱立しているということで、出場選手のほうも実は減ってきておりました。その中で、各大学のチームの監督から、女子駅伝の大会数が少ないというお話がございまして、それをこの奥球磨で受けることができないかというお話がございまして、それでは、ちょうど10回を迎えたので、一旦ロードレースについては、閉じて、新しい形で女子駅伝を入れるということで、あさぎり町様ともお話をしまして、それではそういうふうな方向で向かっていきましょうかというふうな話が出てきておまして、一旦、令和6年度については、それを検討する場という形で、新しい大会を来年度からできないかということで今動きがやっと始まったというところで答弁の方ほうは終わらせていただければというふうに思っておりますんで、前向きに駅伝大会については、実施をしていきたいというふうには思っているところでございますんで、今その歩みがちょっと始まったというぐらいで答弁させていただければと思っております。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 今後ですね、そういう計画ができるように期待をしております。

5番（森山 宏君） 先ほど教育課長のほうにですね、水道光熱費について伺いました。俗に言う公共料金と言いますか、九電さんでしょうかね、そっから購入する電力料金が大规模事業所の適用外になったので、もの凄く負担が増えたと、電気料の負担がですね、教育課のほうから伺いましたし、ほかではそういうことがなかったのかなと、そういう適用事業所ですね。結局、公共料金の上があったっやっでしようがなかじゃなくて、今後どうされるつもりなのか、教育課のほうの考え、また、町全体でもしも考える意識があるんでしたら、総括じゃないんですけども、取り組み方について伺います。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時26分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

総務課長（西村洋一君） 当然ですね、安価な電気会社があればよろしいんですが、九電さんとも値段の交渉はやっておりますし、また町の場合は、安定した電源の供給と言いますか、災害等あった場合は、九電さんが第1に復旧していきますので、避難所の運営とかそういった様々な災害本部の運営とかもありますので、九電さんありきではないんですが、安定した電力を供給できるところと契約、また以前ですね、安いからといって、民間の電力会社乱立しまして、契約してそこが経営破綻とかしたところもありますので、そういった総合的に判断して、値段等、安定化とかそういったところも判断して契約していきたいと考えております。九電さんにありきでやっているわけではありません。

5番（森山 宏君） 九電さんちゅうか、公共料金は九州の場合は1社ですので、言ってるのはですね、公共料金が上がったけんしょうがなかったじゃなくって、実質安い契約形態を今度適用事業所じゃなくなったということでしょ、ですから、この自治体で大規模契約しているところは、今後どういうふうな取り組みをしていくのか、省エネとかいうのは、ずっとこの自治体でもやられてこられたと思いますし、各家庭・事業所においても省エネっていうのは、取り組んでるところです。伺いたいのは、この自治体はどういうふうな取り組みをしていかれるのか、上がったけんしょうがなかたいで終わるわけではないと思いますので、聡明な総務課長に伺います。

総務課長（西村洋一君） 普段からですね、電力会社がどうなるうが、節電の取り組みはやっておりますので、肅々と節電の取り組みをやっていきたいと思っておりますが、本町の場合はまだ可能性があるとするれば、LEDへの取り換え等もございまして、そういったところが今後検討していかなければならないところ、課題というところがございます。あと、本町細かいところを言いますと、ここの役場は大丈夫かいというぐらい昼は真っ暗にしておったり、もう細かいところは、だいぶやっておりますので、それから先はLEDへの取り組みではないかと考えております。

5番（森山 宏君） 私はですね、逆に日中は明るくしなさいと、庁舎を訪れる方がいらっしゃるんであれば、暗いところの話は見えないし、明るいところでやっぱり気持ち的にも明るくなるので、それだけはぜひに来庁者がおられたときも考えまして、明るくして欲しいっていうのは、あるんですけども、今言ったように、水光費の話でいくと、

町長、太陽光発電とか、幸野溝に水力発電とかを共同で設置したりとか、いうふうな考えはないでしょうか。すいません、ちょっと隣町に行きますと、大きな体育館に太陽光を設置してあるわけです。ですからそういうのも、ほかの自治体も聞かれてですね、実際どういうふうな取り組みになってるかっていうのは、こんだけ広い屋根があるんですから、太陽光なり、水力発電なり、考えを求めます。

町長（長谷和人君） かなりちょっと時間が経ってるんですけども、本町におきましても、国のNEDOが入りまして、風力発電とかですね、それから水力発電がないかということで、今おっしゃいました幸野溝、これについてもNEDOが調査しております。その時には、幸野溝の水量と言いますか、それからいった時には、もうわずかな電力しかないということでございましたので、幸野溝については、今残っておりますのは、浜川か幸野溝ですか、あれから落として水力発電がございますね、あれぐらいしかもう実はいできないということでございました。それからもう1つが、横谷トンネルのなんというか、水源地がございますけども、あそこの水が利用できないかという話だったんですけども、結局それも飲料水ということでございましたので、ちょっと制限がかかるということで、それも立ち消えになってるという状況でございました。今おっしゃってる太陽光、これも実は2年前にいったん検討しました。ただ大規模な、いわゆる、設置するまでにですね、相当なお金が掛かるということでございましたので、今のところは、太陽光についてもですね、今後、かなり性能の良いのが出てきているそうでございます、なんか薄っぺらいやつが出てきてるというふうな話も聞いておりますので、本町の屋根改修してますが、そういうところにそういう薄手の太陽光パネルが付けるということであれば、それもあるかもしれませんし、それから、それを蓄電池に残してですね、いざというときに供給するということも可能かなというふうには思います。今現在は、なるべくならば、災害用としての備えというところだけしか今思っておりませんので、今申しましたこれまでの経緯等もございますので、森山議員のご意見もよく聞きましたので、そこら辺は、B/Cも考えたところでですね、やっていきたいとは思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款9教育費の質疑を終わります。

款10災害復旧費の説明を求めます。

建設水道課長（稲森一彦君） 款10災害復旧費につきまして、御説明いたします。

211ページから216までとなります。

予算現額14億1,886万2,000円に対し、5億8,344万1,446円を支出しています。

歳出合計に占める割合は13.1パーセント、執行率は41.1パーセントとなります。

災害復旧費では、5億2,928万円を繰越明許費とし、2億2,931万1,000円を事故繰越しとしています。

項、目ごとに御説明いたします。

項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農業用施設災害復旧費では、節10 需用費の修繕料で令和5年梅雨前線豪雨による沈砂池土砂撤去等7件の応急修繕等に738万1,457円を支出しました。

次に、繰越明許の農業用施設災害復旧につきましては、5,565万7,185円を支出しました。

節12 委託料で町田川調整池の測量設計委託料として、550万円を、節14 工事請負費は、令和3年災、上溝災害復旧工事他8件の災害復旧工事に5,015万7,185円を支出しました。

次に、事故繰越の農業用施設災害復旧費につきましては、節14 工事請負費は農業用施設災害防止工事に2,035万円を支出しました。

次に、目2 林業用施設災害復旧費につきましては、2,257万308円を支出しました。

214ページをお願いいたします。

節14 工事請負費は、林道長谷場線災害復旧工事分として、2,256万6,308円を支出し、2億4,408万円を年度内完了が困難なため6年度へ繰越しとしました。

次に、繰越明許費の林業用施設災害復旧につきましては、2,991万6,086円を支出しました。

節12 委託料で、令和2年7月豪雨による林道2路線の詳細設計委託料として、2,991万6,086円を支出しました。

節14 工事請負費は林道火の谷線の災害復旧工事で年度内完了が困難なため、2,981万円を6年度へ事故繰越としました。

次に、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 河川災害復旧費につきましては、5,743万5,250円を支出しました。

節10 需用費の修繕料で、令和5年梅雨前線豪雨による河川等に堆積した土砂撤去等に440万1,320円を支出しました。

節14 工事請負費は、牧良川災害復旧工事に1,041万6,125円を支出し、蓑谷川災害復旧工事は前払い金として、4,260万円を支出し、残りは年度内完了が困難なため、7,340万円を6年度へ繰越しとしました。

次に、繰越明許の河川災害復旧費、節14 工事請負費につきましては、牧良川災害復旧工事で2つの工区の工事で2,125万6,918円を支出し、別工区の牧良川災害復旧工事で年度内完了が困難なため、2,259万7,000円を事故繰越としました。

次に、目2 道路橋りょう災害復旧費につきましては、4,175万4,279円を支出しました。

節 10 需用費の修繕料で、令和 5 年梅雨前線豪雨による町道排水路修繕等に 269 万 2,800 円を支出しました。

節 12 委託料は、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事測量設計委託等に 420 万 3,650 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、町道猪鹿倉横谷線の 3 つの工区で、1,129 万 6,753 円を支出しました。

次のページをお願いいたします。

町道牧良線の 2 つの工区で、633 万 8,392 円を支出し、町道蓑谷線災害復旧工事の前払い金として、1,720 万円を支出しました。

次に、線越明許の道路橋りょう災害復旧費、節 12 委託料は、町道猪鹿倉横谷線災害復旧測量設計委託料に 1,199 万円を支出し、町道蓑谷に架かる伍八橋災害復旧工事測量設計業務委託に 1,098 万 9,000 円を支出し、町道 2 路線の災害復旧設計に伴う地質調査業務委託に 731 万 2,133 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、町道猪鹿倉横谷線で 3 つの工区に 7,692 万 4,337 円を支出し、町道牧良線の 2 つの工区に 3,249 万 5,554 円を支出し、町道猪鹿倉横谷線の 1 つの工区、町道牧良線の橋りょう等で年度内完了が困難なため、1 億 7,690 万 4,000 円を事故線越としました。

次に、事故線越の道路橋りょう災害復旧費、節 14 工事請負費は、町道猪鹿倉横谷で 2 つの工区に 9,618 万 2,784 円を支出し、町道牧良線で 2 つの工区に 9,122 万 6,155 円を支出しました。

以上で、款 10 災害復旧費の説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（金子光喜君） これから款 10 災害復旧費の質疑を行います。
ページは 2 1 1 から 2 1 6 ページです。

2 番（西 靖邦君） ページ 2 1 2 ですけれども、事故線越等は結構ありますけれども、令和 2 年 7 月豪雨から 4 年が経過したんですけれどもね、この入札不調の事由等は減少してきていますかね。

建設水道課長（稲森一彦君） 令和 2 年 7 月から換算しますと、令和 2 年度におきましては、入札不調であったりとかがございました。令和 4 年度からは、入札の不調等はないところでございます。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、款 10 災害復旧費の質疑を終わります。
お諮りします。款 11 公債費から款 12 予備費までを一括して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認め、一括審議といたします。

款 11 から款 12 までの説明を求めます。

総務課長（西村洋一君） 款 11 公債費を御説明申し上げます。

令和 5 年度は、2 億 5,916 万 7,984 円を支出いたしております。

歳出全体に占める構成比は 5.8 パーセントになります。

令和 4 年度とほぼ同水準となります。

目 1、元金 2 億 4,826 万 4,586 円、目 2、利子 1,090 万 3,398 円です。

令和 5 年度末の差引現在高は、合計で 33 億 8,251 万 2,000 円となっております。

これは、2 8 1、2 8 2 ページに掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いをします。

次のページをお願いいたします。

款 12 予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上で歳出の全ての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから款 11 から款 12 までの質疑を行います。

ページは 2 1 5 から 2 1 8 ページです。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で、歳出、款ごとの質疑を終わります。

これから、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して説明を求めます。

総務課長（西村洋一君） 1 5 ・ 1 6 ページをお願いいたします。

歳入について、御説明申し上げます。

令和 5 年度の収入済額合計は、50 億 6,702 万 634 円となり、令和 4 年度と比較して、1 億 5,004 万 4,759 円の減となりました。

減額の要因は、農林水産業費県補助金の災害復旧関係の減額が主なものとなります。

款 1 町税は、町が課税する税金でございます。

収入済額 2 億 9,660 万 2,568 円となりました。

歳入全体に占める構成比は、5.9 パーセントになります。

令和 4 年度と比較して 213 万 7,325 円の減となりました。

項 1 町民税は、1 億 1,580 万 4,425 円、項 2 固定資産税は、1 億 3,905 万 5,134 円を収入しました。いずれも現年課税分の徴収率は約 99 パーセント程度でございました。

今後も 100 パーセント徴収に向けて努力してまいります。

1 7 ・ 1 8 ページにかけて、項 3 軽自動車税は、1,904 万 8,694 円を収入しました。

その中で、目2環境性能割77万9,000円、これは令和4年度は、種別割と環境性能割を合わせて軽自動車税として計上していたものを、令和5年度は、分けて計上したものでございます。

款2地方譲与税は、国が徴収した特定の税収を、町の道路延長や面積により譲与されるものでございます。

3,655万9,000円を収入しました。

令和4年度と比較して50万4,000円の増でございます。

なお、地方譲与税には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の3税がございます。

19・20ページをお願いします。

款3利子割交付金は、金融機関等から利子の支払いを受ける際に課税された税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、町に交付するものです。5万4,000円を収入しています。

款4配当割交付金は、株式の配当に課税される県税として一括徴収され、その一部が町に交付されるもので、84万4,000円を収入しています。

款5株式等譲渡所得割交付金は、株式等の譲渡所得に課税される県税として一括徴収され、その一部が町に交付されるもので、86万7,000円を収入しています。

款6法人事業税交付金は、法人事業税の一部を財源として、県が市町村の従業員数に応じて交付されるもので、461万3,000円を収入しております。

21・22ページをお願いします。

款7地方消費税交付金は、地方消費税の一部を財源として、県が人口及び従業員数で按分し、町に対して交付するものです。

8,395万2,000円を収入しています。

款8環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の一部を財源として、県が町道の延長や面積で按分し、町に対して交付するものです。

292万6,000円を収入しています。

款9地方特例交付金は、住宅ローン減税による個人住民税の減収分を補填する国からの交付金です。また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されており、合わせて262万3,000円を収入しています。

23・24ページをお願いします。

款10地方交付税は、地方公共団体の財政格差を小さくするため国から支給されるもので、18億6,505万9,000円を収入しています。

歳入全体に占める構成比は、36.8パーセントで、令和4年度と比較しますと、1,698万6,000円の減となっておりますが、ある程度の減額は想定しておりましたが、減額の幅は小さかったという認識でございます。

普通交付税16億8,498万8,000円、特別交付税1億8,007万1,000円を収入しました。

款11交通安全対策特別交付金は、交通事故の激増に対し、交通安全対策を推進する施策の一環として、地方公共団体における道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために設けられたものでして、交通反則金のうち事務費を除いた3分の1が、交通事故発生件数、人口集中地区人口、改良道路延長の按分により市町村に交付されるものですが、交付すべき額が25万円に満たない市町村については、交付されないこととなっております。長い間、本町への交付は無いところでございます。

款12分担金及び負担金は、利用者に負担してもらおう受益者の負担金のこととして、1,193万3,522円を収入しています。

項1負担金は、湯前保育園入所児童保護者負担金、老人福祉施設入所負担金、地域活動支援センター利用者負担金、地域人権教育指導員設置に伴う町村負担金を収入しております。

25・26ページをお願いします。

項2分担金は、繰越明許分として、深田2地区排水路改修事業受益者分担金、農地災害復旧事業に伴う受益者分担金、事故繰越分として、深田2地区排水路改修事業受益者分担金を収入しております。

款13使用料及び手数料は、4,936万7,471円を収入しています。

項1使用料、目1総務使用料、節1インターネット使用料は、1,367万4,050円を収入しております。なお、インターネット使用料は原則令和5年度で終了となります。

目2民生使用料、節1社会福祉使用料123万2,268円は、高齢者生活福祉センター居住部門使用料を収入しました。

目3農林水産使用料35万3,330円は、農産加工施設使用料と農村環境改善センターの使用料になります。

目4土木使用料の住宅使用料は、2,983万9,588円を収入しました。

現年度の収入未済額が1万7,900円、過年度分の収入未済額も合わせますと、257万9,538円でございます。

担当職員は徴収に日々努力しております。前年度から43.2パーセント減少しました。今後も徴収に努めてまいります。

27・28ページをお願いします。

目5教育使用料は、119万5,915円を収入しました。各体育施設等の使用料となります。

項2手数料、307万2,320円は、目1総務手数料は戸籍住民印鑑証明手数料など、目2衛生手数料は畜犬登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料など、目3農林水産手数料は各種証明手数料、目4教育手数料の美術館の美術館観覧料57万6,820円が主なものです。美術館観覧料は新型コロナ後の回復の兆しが見えてきたところです。

29・30ページにかけて、款14国庫支出金は地方公共団体が行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金です。

8億6,998万4,641円を収入しています。

歳入全体に占める構成比は、17.2パーセント、令和4年度と比較して、131万818円の減となっていますが、ほぼ横ばいでした。

まず、項1国庫負担金の5億8,433万5,698円の主なものは、目1民生費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付交付金、障害者自立支援給付費、障害児通所事業費等の国庫負担金、児童手当国庫負担金など、それぞれ収入しております。

目2衛生費国庫負担金の中の、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、715万1,639円を収入しました。

目3土木費国庫負担金、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金は、2件合わせて6,724万4,000円、繰越明許分で1億3,115万3,000円、31・32ページをお願いします。事故繰越分で1億6,335万2,000円を収入しました。

項2国庫補助金は、2億8,408万5,663円を収入しました。

目1総務費国庫補助金では、上から2段目デジタル基盤改革支援補助金825万円、6段目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)2,981万9,000円、2つ飛ばして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(7万円給付分)3,603万3,000円、その下、同じく推奨事業メニュー分576万円などを収入しております。

目2民生費国庫補助金は、節1障害者福祉費補助金を100万5,000円、節2児童福祉費補助金を2,645万1,000円、33・34ページをお願いします。節3子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金を305万6,000円、節9社会福祉費補助金を18万8,000円収入しております。

目3衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金など1,474万2,500円を収入しております。

目4土木費国庫補助金は、当年度分を6,417万2,000円、繰越明許分3,565万2,000円、35・36ページをお願いします。事故繰越分1,358万6,000円を収入しております。

目5教育費国庫補助金は、学校施設環境改善交付金など1,203万4,000円を収入しました。

目6消防費国庫補助金は、消防防災施設整備費補助金548万6,000円を収入しました。

項3委託金156万3,280円は、目1総務委託金で、中長期在留者住居地届出等事務委託金、目2民生費委託金で、国民年金事務委託金などを収入しております。

37・38ページをお願いします。

款15県支出金は県が町に対して支出するもので、県自らの施策として単独で交付するものと、県が国庫支出金を経費の全部または一部として交付するものです。

4億9,960万6,053円を収入しています。

歳入全体に占める構成比は9.9パーセントです。

令和4年度と比較して1億3,543万9,077円の減となっています。

減額的主要理由は、農林水産業費県補助金の繰越明許分と事故繰越分として、災害復旧関連の補助金になります。

項1県負担金1億2,062万7,937円の主なものは、目1民生費県負担金で、子どものための教育・保育給付費県費負担金3,562万2,944円ほか、熊本県障害者自立支援給付費等負担金3,721万5,537円など、そして、国保保険基盤安定制度負担金、後期高齢者保険基盤安定拠出金などを、それぞれ収入しております。

項2県補助金は、3億6,699万8,738円を収入しました。

目1総務費県補助金は、熊本県企業局水の恵み交付金1,000万円をはじめ、39・40ページをお願いします。熊本地震復興基金交付金5,676万5,145円、物価高騰対応生活者支援交付金1,175万6,000円などを収入しております。

目2民生費県補助金は、4,832万219円を収入しました。

43・44ページをご覧ください。

目3衛生費県補助金は、乳幼児医療費補助金152万8,000円、合併浄化槽設置補助金38万7,000円などを収入しております。

目4農林水産業費県補助金は、1億1,553万7,214円を収入しております。

また、45・46ページにかけて、節2林業費補助金は、森林環境保全整備事業補助金3,575万5,080円、林業用施設災害復旧事業補助金1,595万9,000円などを収入しました。

また、目3繰越明許分として、8,039万6,960円を、事故繰越分として、1,330万3,200円を収入しております。

目5教育費県補助金は、低学年わくわく学習支援員は一事業補助金、地域人権教育指導員設置費補助金など、423万8,000円を収入しました。

目7商工費県補助金は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金388万6,000円を収入しました。

47・48ページをご覧ください。

項3委託金の1,197万9,378円を収入しました。

49・50ページをご覧ください。

款16財産収入は、町が所有する財産を貸し付けたり、売却したりして得る収入です。このほかにも、基金積立金の利子等の財産運用収入も含まれます。

3,392万6,845円を収入しております。

51・52ページをご覧ください。

目2物品売払収入1万2,540円は、鉄くずなどを処分した際の売り払い収入となります。

目3不動産売払収入は、9万694円を収入しました。県道拡幅に伴う町有地を県に、また個人宅内に走っておりました法定外公共物の水路を売却したものです。

款17寄附金は、8,632万2,000円を収入しております。

53・54ページにかけて、

款18繰入金は、2億6,923万9,325円を収入しております。

款19繰越金は、繰越明許費分、事故繰越分を合わせて前年度繰越金は、5億6,601万128円でございます。

歳入全体に占める構成比は、11.2パーセントです。

55・56ページにかけて、款20諸収入は、4,895万9,285円を収入しています。

57・58ページをお願いします。

節2雑入の3,644万3,127円は、防災拠点施設及び災害時相互支援他育成構築事業支援金300万円をはじめ、市町村振興交付金などを収入しています。

59・60・61・62・63・64ページにかけて、款21町債は、3億3,739万6,000円を借入れました。

歳入全体に占める構成比は、6.7パーセントです。

款22自動車取得税交付金17万5,796円は、日野自動車が燃費性能などの試験データを改ざんしていたことに伴い、税が追徴されたものが交付されたものです。

以上、歳入の総合計が50億6,702万634円となっております。

続きまして、219ページをご覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書を記載しております。歳入総額から歳出総額を差引きました、差引額が、6億696万9,352円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が1億2,473万3,000円となっております。

これにより、実質収支額が4億8,223万6,352円となりました。

それから次のページからですが、財産に関する調書としまして公有財産の状況を載せています。

221ページは総括表、223ページから町有林山林の状況、有価証券の状況、出資による権利、それから出資金内訳、出損金内訳等をつけています。

225ページに物品の自動車の状況を載せています。

また、226ページに基金の状況を載せているところです。

次に、228ページ以降については、付属書類としまして、主な主要施策の成果を添付しています。説明は、省略をさせていただきます。

274ページ以降は参考資料として収入の状況、支出の状況、地方債現在高の状況等の資料を付しているところです。ご参考にしていただきたいと思います。

以上で歳入全般の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時19分

議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、付属書類の一括しての説明が終わったところです。

これから質疑を行います。発言を許します。

3番（遠坂道太君） 225ページでございます。財産に関する調書の備品の自動車につきまして、お伺いします。ポンプ積載車軽四輪が2台減となっておりますが、どの地区なのか、お伺いしたいと思います。

総務課長（西村洋一君） 調べさせていただきたいと思います。

4番（椎葉弘樹君） 28ページの体育施設使用料、110万円について、お尋ねします。261ページのほうに、体育施設の利用状況が記載されており、人数と金額がそれぞれ前年度比であがっているわけですが、この中で唯一、トレーニングルームだけ利用者が多いのですが、無料になっております。こういう町外ですね、B&G体育館にあるトレーニング施設を見ますと、有料化にしているところも多々ありまして、本町は無料にしておるわけですが、なぜ無料のままになっているのかについてお尋ねしたいと思います。

教育課長（浅田 徹君） なぜ無料になっているかですか、そもそもまず料金設定の検討をまずしてなかったことがあろうかと思います。私は令和2年度から教育課にまいっております、地域住民の健康増進のための施設というところで、なんか試行的にトレーニングルームを開放して、コロナの間はちょっと使用制限が掛かったんですけども、その後、非常に人気の施設となっているようでして、料金については、今後検討していくことも可能性的にはあるのかなと考えております。

4番（椎葉弘樹君） 本町と同じ規模のトレーニングルームを見たときに、一例ですけど、町外 200 円・町内 100 円という利用料になっているところもあるみたいです。近くでいうと、長洲町においても、トレーニングルームの料金の設定をしているところがあるようです。教育長か町長かわからないんですけど、やはり、担当課長も今後検討していきたいということですが、これはやはり、使用料を少しでも町の収入として、収入を上げていく工夫も必要なんではないでしょうか。教育長か町長どちらかに伺います。

教育長（中村富人君） 今の課長申し上げましたように、今後、検討してみたいと思います。前向きに検討したいと思います。

4番（椎葉弘樹君） あとその関連でですね、この体育施設が体育館、プール、グラウンド、多目的コートなどあるんですが、現状の受付がですね、窓口に行くか、電話でしかできないということです。受付をした後におそらく窓口の担当者が施設の利用状況のところに打ち込んで、データを、そして、それを見れるようにしているというのが現状だと思ってます。その担当者の負荷とか、或いは、いちいちですね、この窓口に行かなくちゃいけないとか、電話しなくちゃいけないというところを踏まえた時に、これだけの利用者がいるのであれば、やはり、オンライン化というのもですね、もう早めに進めていっても良いのかなと思うんですが、その辺りの考えについてお尋ねします。

教育課長（浅田 徹君） 特に教育のほうにつきましては、改善センター、中央公民館から B & G といった地域住民利用の施設が多くあり、管理してますので、今後の ICT を活用した予約とか、そういったことも料金と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

2番（西 靖邦君） 15・16 ページですけども、項 1 の町民税についてですけども、当初予算額より調定額がですね、1,934 万 8,944 円増加しております。その理由を説明していただきたいんですけども、具体的にはですね、住民数の変動や所得の変化など、どのような要因がこの増加に寄与しているのか教えてください。

税務町民課長（北崎真介君） 調定額が上がってるということでございますけれども、実際、納税義務者数はそれほど変化ございません。農業も少し所得上がってるんですが、どちらかと言いますと、コロナ禍に比べると、だんだん働く人が少し増えてきて、少しずつ所得が上がってきてるというところだと思っております。

2番（西 靖邦君） 同じく、項 2 の固定資産税もそうなんですけども、当初予算の調定額が 1,936 万 2,208 円増加してます。この増加の要因はですね、評価額の見直しや、新規資産の取得などに関連しているのでしょうか。その辺の要因をご説明いただけますか。

税務町民課長（北崎真介君） 元々予算そのものは控え目にやるということで、実際の調定見込み額を抑えて計上しております。と言いますのも、やはり、よく町長も申し

ますが、「入りを量りて出ざるを制す。」というようなところがございまして、やはり、確実に入るといふ額を計上しております。それに加えて、一般的な調定額が上がってくるというようなところでございます。実際、固定に関しましては、令和6年度から評価替えの年でございます、一般的には下がってくるということです。年度毎の調定はですね、ですから、今度6年、7年、8年となると、償却資産の設備投資の度合いにもよりますけれども、一般的には、景気の良い時が上がってくるというようなことで捉えていただければと思います。

総務課長（西村洋一君） 先ほどの消防の2台の減ですが、1台は古城区、1台は古いやつを本部で管理しておったんですが、もうその分も大分古くなっておりまして、その分も廃棄したっていうところになります。

2番（西 靖邦君） 52ページですけどね、節1の木竹売払収入についてですが、調定額2,836万8,631円となっております。売却に際してですね、時価の変動は影響したんでしょうか。また、最も有利な時期に売却が行われたのかについて、併せて、説明いただけますか。

農林振興課長（高橋 誠君） 木竹売払収入につきましては、委託生産販売もあります。そして、令和5年度の処分した4つの物件、すいません。売払物件につきましては、生産委託販売と令和5年度処分した4つの物件、この分の収入でございます。

2番（西 靖邦君） 委託されてますと、時価の変動とかあったんですか。

農林振興課長（高橋 誠君） この4つの物件については、入札をして売払っておりますので。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、以上で歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑を終わります。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。ただいま、認定第1号、「令和5年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、9月18日、午前10時に開きます。

議事は、決算認定等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

延会 午後3時31分

第 5 号

9 月 18 日 (水)

令和6年第6回湯前町議会定例会

〔第5号〕

令和6年9月18日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和5年度湯前町一般会計決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和5年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和5年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和5年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第 7 | 報告第 6号 | 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第 8 | 議案第 83号 | 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 9 | 議案第 84号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 85号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第 11 | 議案第 86号 | 令和6年度湯前町一般会計補正予算(第6号)について |
| 日程第 12 | 議案第 87号 | 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 13 | 議案第 88号 | 選挙公報の発行に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 14 | 発委第 1号 | 湯前町議会基本条例の制定について |
| 日程第 15 | 発委第 2号 | 湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | | 委員会報告(総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会改革調査特別委員会) |
| 日程第 17 | | 議員派遣について |
| 日程第 18 | | 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第 19 | | 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第 20 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について |

2. 応招議員

- | | |
|----------|------------|
| 1番 吉田 精二 | 2番 西 靖 邦 |
| 3番 遠坂 道太 | 4番 椎 葉 弘 樹 |
| 5番 森山 宏 | 6番 黒木 龍 次 |
| 7番 味岡 恭 | 8番 倉本 豊 |
| 9番 山下 力 | 10番 金子 光 喜 |

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷 和 人	副	町	長	清 藤 浩 文
教 育	長	中 村 富 人	副 総 務 課 長	西 村 洋 一			
税 務 町 民 課	長	北 崎 真 介	教 育 課 長	浅 田 徹			
保 健 福 祉 課	長	高 木 堅 介	建 設 水 道 課 長	稲 森 一 彦			
企 画 観 光 課	長	伊 藤 賢 一 郎	農 林 振 興 課 長	高 橋 誠			

開議 午前 10 時 00 分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和 6 年第 6 回湯前町議会定例会、第 10 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度湯前町一般会計決算の認定について

議長（金子光喜君） 日程第 1、認定第 1 号、「令和 5 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9 月 17 日の議事を続けます。

ただいま、歳入全般の質疑が終了したところです。

これから、本件について総括及び補足質疑を行います。

3 番（遠坂道太君） 146 ページでございますが、農業総務費です。負担金補助及び交付金で稚魚放流補助金の 10 万円につきましてお伺いします。放流河川がですね、蓑谷川と仁原川ということでございますが、放流したことによっての効果がどうであったのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 稚魚放流補助金でございます。これについては、球磨川漁協さんの放流に対する補助でございます。都川 3,500 匹、仁原川 4,000 匹ということで、令和 5 年度は 7,500 匹の稚魚を放流し、この効果については、球磨川漁協さんのほうに確認はまだしていないところですが、例年続けておりますので、それを含めて、今後、確認をしたいと思っております。

3 番（遠坂道太君） 今後確認をしていただいて、ご報告をお願いしたいと思いますけれども、ここで都川と蓑谷川で山の上ですかね、放流されたのは、釣ったって話は全く聞かないんですけど、だから、皆さん放流して意味があるのかなというのが私の 1 つの疑問に思ったところでございますので、一応確認した上で報告をお願いします。

2 番（西 靖邦君） 219 ページのですね、実質収支に関する調書のところです。実質収支額 4 億 8,223 万 6,352 円、黒字が多ければ良いというわけではありません。地方自治体は営利目的ではなく、住民に最大限のサービスを提供することが役割であると認識しています。過度な剰余金は、財政調整の範囲内として、3 パーセントから 5 パーセントが適正水準と言われておりますが、今回は 22.8 パーセントと大幅に上回っております。5 パーセント以上の剰余金は、住民サービスの向上や住民負担の軽減に活用すべきだと考えています。単年度収支は 1 億 8,258 万 3,000 円となりますが、この実質収支額が大きくなった要因についてお伺いします。

総務課長（西村洋一君） まず実質収支の額の近隣の町村の状況をご報告します。球磨郡内の町村の中で湯前町の実質収支額が大きいか小さいかということ、丁度中間ぐらい、

標準的な金額でございます。また郡内のほかの町村は、3月定例会が終わった後に臨時会をしてそこで金を積んだりしておりますので、他町村はさらに多かったのではないかと、実質的には多かったのではないかと考えております。

次に、令和5年度が多かった理由について、御説明を申し上げます。歳入から見ますと、特別交付税は3月にならないと額が確定しないところでございます。配分率は非公開でございますので、これについては、私たちが知る由がないというところで、なかなか予算立てがしづらい歳入となっております。ちなみに、令和5年度は当初の見積より、1億2,000万円多く歳入がございました。普通交付税も8,400万円の追加交付がございました。これらの財源は、年度終盤になって交付されましても、それから事業を組み立てて、3月定例会以降に臨時会をお願いして予算立てをしても、年度内の執行はもう到底無理、スケジュール的に無理なところがございます。翌年度の財源として活用するというところになると思います。

また、起債の制度が一部変わりました。事故繰越分については、見込みで先に、お金を借り入れるようにしなければならないとなっておりますので、令和6年分、3,500万円を令和5年度に借り入れしておりますので、その3,500分も、令和5年度としては浮いたという形になっていきます。さらには令和6年度に入りまして、令和5年度の事業実績によって、入ってくる補助金等もございますので、そのような金額は令和5年度の歳入ですが、実際6年度にならないと入ってきませんので、そういったところもございます。歳入関係ではそういった金額が交付税から合わせて3億円ぐらいどうにもならない金額があるという実態がございます。

次に、歳出関係ですが、不確定要素が非常に高く、予算の見込みが立てづらい災害復旧費関係で7,600万円の不用額が発生しております。また、コロナ関係とか、様々な国・県への返還見込みの補助金等の額も3,000万円程度、その他合わせて、1億8,000万円程度の不用額が今回ありましたので、3億円と1億8,000万円、丁度4億8,000万円の額が生じておるというところになります。

但し、実質収支額は、次の年度の補正財源に充当していくこととなりますので、本日追加の補正予算までで、1億7,000万円程度を活用させていただいております。また、この後も人事院勧告をはじめ、様々に補正予算をお願いしていくわけですので、その額がなければ、補正予算は立てられない状況、本町の財政の状況でございます。また、繰越金の補正の目途が立てば、この後、本町が必要としております、光ケーブルの撤去をはじめ、宅地分譲用地の造成、公共施設のLED化など、様々に財源が必要となってきますので、繰越金の補正の目途が立った後に基金として積み立てることとしております予定としております。

また、住民福祉のために色々事業を行ってはいというご提案もございましたが、標準財政規模から見てみますと、本町の標準財政規模は21億1,553万5,000円でございます。本町の規模の自治体であれば、21億円程度の予算規模が通常というところでございます。一方、令和5年度の歳出の決算額を見ますと、44億6,005万1,282円となっております。額だけ見ますと、標準財政規模の2倍以上の仕事をしておるところでございます。部署によって異なりますが、多くの課がオーバーワークの状態でもございます。当然、住民福祉の向上のために私達は一生懸命仕事をやってるわけですが、このような理由を総合的に判断しますと、なかなか厳しいところがございます。お金が余ったから仕事をしていないという認識ではなくて、本町の場合は次年度に繰越す財源として取っという、次年度の財源として有効に使っているというところがございますので、無理して年度末に使ってしまいますと、効果のあがらない事業執行にも繋がりますので、この辺はしっかりと協議をしながら、事業推進して、当然余った額は自由に使っているわけではございませんので、その辺につきましても、ご理解いただきたいと考えております。

今後、DX等の推進など、業務の効率化とかも図りながら、このような財源が有効的に使えるような体制も作っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと考えております。以上です。

2番(西 靖邦君) 普通ですね、利益が出た場合とか、私の感覚ですけども、民間企業ではですね、社員に還元し、モチベーションの向上に繋げるとか、または、株主に配当金として還元するとかあります。財政面での健全性を重視することは大変重要と思いますが、地方自治体においても、余剰金をどのように住民サービスへ還元するかが大切だと考えております。今後その余剰金をどのように、その住民サービスに活用していくお考えかお聞かせください。

総務課長(西村洋一君) 先ほども申し上げましたとおり、これから本町が抱えております課題等が様々でございます。防災の対策であったり、福祉の面であったり、色々ございますので、その面に対する備えというところで基金に積んでいくというのも1つの手だと考えております。議員もおっしゃるとおり、年度末の決算の額の繰越っていか、その収支差額を少なくするためには、3月定例会等で基金に多めに積むというものもあるかもしれませんが、本町の場合は、この4億8,000万円余る状況でも、3月の末は、予算的には、お金はトントンぐらいで、ちょっとこれより減れば、もう毎年一時借り入れをしておりますので、決算額はこう出ておりますが、実際年度末に使えるお金はそうないという財政上の現状もございますので、絞って使っていないというわけではなく、本町規模の自治体にしますと様々に、長谷町長ご就任以降、農林業の補助金とかも増やしておりますし、商工業の補助金も増えておりますし、消極的な姿勢でやってるわけ

はなく、前向きに捉えておりますので、そのようなご理解をいただければと考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

3番（遠坂道太君） 164ページ、今度は観光費です。キャンプ場誘客促進事業補助金290万9,000円につきましてお伺いします。この事業説明の時、ホームページ等の立ち上げとかそっちの方面にご使用されたというようなことでございます。そこで、この事業に取り組んでですね、取り組んだことよっての効果につきまして、お伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） キャンプ場誘客事業補助金の効果ということでございますけれども、グリーンパレスのお客さん、キャンプを利用されるお客さんのリピートとかの情報とかのデータベース化を図っております。それによって、次の広告を、こういうイベントをやりますとか、そういったダイレクトに、その方に対して、情報提供ができる、またその方たちがまた湯前町のほうの湯前のキャンプ場に来ていただくというシステムを構築しております。そういったところがまた新たなキャンプのお客さんの増に増えているのではないかなと思っております。また、新しいお客さん同士で情報、連絡取り合いながらですね、新しいお客さんがまたこちらのほうに来ていただくという相乗効果も見い出せているのではないかなと思っております。

3番（遠坂道太君） 非常に良い考えで取り組んでおられると思います。でも一応ですね、いろんなテレビ番組とか情報等で聞きますと、キャンプ場の紹介とかございませけれども、ホームページで最初に出てきませんので、これが最初に湯前町のグリーンパレスが出てくるような形をですね、今後とも取り組んでいただければというふうに思います。やはり、情報というのは、開いた時、キャンプ場で開いて、熊本って入れて、最初に出たところをよくされるのが多いです。今回のその方面でですね、取り組んでいただければというふうに思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） キャンプ場はですね、湯前がすぐヒットするように、地域おこし協力隊のほうも一生懸命情報発信をやっております。リピーターのほうも増えてきておまして、新たなキャンプのニーズに合わせたキャンプ場づくりをですね、今後とも行っていきたいと思っております。

3番（遠坂道太君） また観光なんですけども、駅ピアノの調律手数料につきましてお伺いしますけども、現在駅に待合室にピアノを設置してあるわけですよね、これは全国的にいても結構あるのかなというふうに思いますけども、設置した中で、湯前町に設置したことで、いろんな効果が、どのような効果があったのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 湯前駅にピアノを置いております。昨年ストリートピアノっていうか、全国を周られてる、ピアノを弾いていただける方が来られました。

昨年の反響が良かったのか、今年もですね、来ていただきました。お客さんの的には10数名だったんですけれども、非常にそういったことで、湯前駅にあるピアノという部分ですね、インスタ・SNS等でまた発信をしていただいております。そういった形で湯前町をPRできる1つの湯前駅のピアノという形で非常に今後もですね、PRもできればなと思っておりますのでございます。

3番(遠坂道太君) これですらやっぱりある程度湯前がですね、名前が売り出しができ、また観光客がまた来てくるということが1つの答え、課題じゃなくて、良い方向に繋がってんじゃないだろうかというふうに思っております。テレビでもよく外国のですね、駅でピアノ弾かれております。やっぱああいうふうに、やっぱりそこまでいなくても、やはり、こういう外国の人も来て、弾いていただけるといった形ができれば、今後いろんな発信を期待をしております。

3番(遠坂道太君) 206ページ、これを最後にします。予定で作ってきたもんですから、保健体育総務費で自転車競技ツアーオブ九州湯前ステージ大会負担金140万円につきまして伺います。これ昨年度より開催されております。町に対しての経済効果は本年度においても大きかったのではないのでしょうか。そこで自転車競技で湯前町の地形を利用した、BMX等の競技も考えられるのではないのでしょうか。この前219の国への要望の時に金子先生からも一言言われてきておりますので、まず町長のはっきりした意見を聞いてくれということが言われておりましたので、ここで町長の意見を、考えを聞きたいと思えます。

町長(長谷和人君) この予算のないところでのBMXということでございますけども、人吉球磨におきましては、自転車活用推進協議会というのがございまして、その中で、唯一本町におきましては、ツアーオブ九州ということで、高校生、これは国際大会ということでございます。今年は韓国、それからフィリピンでしたか、シンガポールでございましたか、来ていただきまして、北海道から九州選抜のチームが来てくれたわけでございます。世界の大会が、実は高校生の大会が今減ってきているそうでございまして、その中で特任の特設会場ということで、一般道路を使った大会というところは非常に少ないということで、今年はファーストステージ、湯前町が初日に大会を実施していただきました。これまで過去の2回につきましては、ファイナルステージというところだったんですけども、今回は重んじていただきまして、ファーストステージということでございました。非常に起伏に富んだ地形ということで、各チームの監督さんについては、非常に選手泣かせのコースだということで、喜んでいただいております。また町民の皆様方には半日間ですけども、交通止めをご協力をいただいております。今のちょっと前ぶれが長かったんですけども、金子先生というようなお話でございますけども、その自転車協議会の中で金子代議士のほうからそういうご

提案をいただきまして、先日の大会の前の日でございますけれども、担当される事務局長ともそのお話を実はさせていただいたところでございます。ただこれBMXの場合はですね、現在の来ていただいております大会とはまた別な問題になりますもんですから、ここはですね、コース的に金子先生がおっしゃったのは、国有林内を利用したコースの設定ができないかというふうなお話でございましたので、担当いたしております、国有林の森林管理署の所長さんとも実はちょっとお話をし、こういうお話があるんですけど、いうふうなことはお話をしてきたところでございます。それに伴っての何かハード整備もできるということでございますので、そこら辺についても、問い合わせを今行っておるといふような状況でございますので、それができるかどうかは別でございますが、状況的には今そういうふうなところになってるといふことだけお知らせをしておきたいと思っております。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 今後新しい事前協議のですね、大会が将来的にですね、できればということで期待をしているところでございます。

2番（西 靖邦君） 221ページの公有財産についてですが、この表の一番下にですね、その他の項目8,070平米があるんですけども、令和5年度168平米増となっておりますが、この168平米というのは何ですかね。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

総務課長（西村洋一君） 上里のクローバーハイツの隣の駐車場の土地を土地開発基金で購入しておいたものをですね、買い戻したところとなります。

8番（倉本 豊君） 196ページに中央公民館管理人等委託料309万6,720円、それから208ページのほうで、これBGだと思いますが、センター管理人委託料が276万7,590円、これの積算の根拠をお尋ねします。

教育課長（浅田 徹君） まず中央公民館のほうですけども、平日の夕方5時から10時まで、休・祝日の警備業務というところで、シルバー人材のほうに委託をしております。それから社会体育施設、B & Gのほうですけども、同じく、平日の5時から夜の10時まで、それから、休・祝日の日直と言いますか、窓口対応をいただいているものです。必要な日数×時間数とシルバー人材の設定する単価と事務手数料とが積算根拠になっております。

8番(倉本 豊君) 差額が33万円ほどですが、中央公民館のほうが開館の、開館と言いますか、その日にちが多いと言う事ですか。単価は一緒ですか。

教育課長(浅田 徹君) B & G海洋センターは月曜日が休館日ですので、中央公民館のほうが時間数が多くなります。単価は同じでございます。

8番(倉本 豊君) 業務内容についてちょっと詳しくお伝えください。

教育課長(浅田 徹君) 業務内容ですけど、まず中央公民館のほうでは、基本的に警備員室に待機しておって定期的の見回りをする。それから施錠をですね、あと問い合わせ等があれば電話を当然出られますし、お客さんの対応をする場面もございます。B & G海洋センターも同じく警備っていうか、基本的に窓口業務が主たる業務になるうかと思っております。以上です。

8番(倉本 豊君) 今話を聞いていますと、B & Gのほうはですね、窓口業務、確かにお客さんが来られた時の対応、それから金の扱い、金の扱いと言いますと非常にその責任もあるわけですので、何かそこで単価が一緒っていうのは、また変な話なのかなって私は思いましたんで今質問をしておりますが、そこら辺はどうなんですかね。

教育課長(浅田 徹君) 湯前町としましては、シルバー人材センターのほうに委託をしておりますので、業務内容に応じた単価設定であろうかと思っております。差をつけるとすれば、シルバー人材のほうで判断すべき事項でなかろうかと感じております。

8番(倉本 豊君) そこはちょっとシルバー人材センターで差をつけるちゅう話じゃないかなでしょう、やはりこっちからここに対してはこれ、ここに対してはこれで良かったじゃないですか、というのがですね、以前はシルバーに委託せずに直営でやっておったでしょ、両方とも。それがいつからだったかを知りませんが、シルバーになって、委託をしたということですね。委託が悪いとは言いませんが、私は前から言いますように、また直に戻したほうが良いんじゃないかというのが基本的な考えです。要はシルバーに頼みますと、例えば、時給1,000円が本人には800円か900円しか渡らないわけですので、直でやってやると、その経費含めた分も全て人件費として払って良いわけですので、なぜその無理してと言いますか、シルバー人材センターに委託をせんばならんやったのがちょっと理解ができないもんですから、それだけ今度は従業員の人は、上がるわけですからですね。町が払ってる金額全部が、その人達にまわったということになりますんで、そこら付近もちょっと、真剣に検討をされたらいかがでしょうかね。これ町長にお伺いします。

議長(金子光喜君) 答弁調整のため、休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

町長（長谷和人君） 今ちょっと打ち合わせをしたんですけども、これまでシルバー人材センターのほうに委託したという経緯はですね、募集してもなかなか人材が見つからなかったというところもあったと、それから併せまして、議員の皆様方もご承知かと思えますけども、地方公務員法の制度が改正されまして、賃金では、いわゆる臨時職員を補うことができないと、全て会計年度任用職員というスタイルに変わってしまっております。身分の保証がなされているということは、逆に言うとその単価が高くなってきてるということで、委託が一番安くつくということで、その選択肢がなくなったということでございます。今のご質問の内容につきましてはですね、シルバー人材センターも含めたところで、どのようなことが考えられるか、そこについては、ちょっと協議はしたいというふうに思っているところでございます。

8番（倉本 豊君） 他町村の例とか、他町村の状況調べてもらってですね、そして、より良い方向にしてやったら良いんじゃないかなというふうに思います。先ほどの答弁の中で、とにかくシルバーの単価、BGと改善センターの単価が同じというのもちょっと先ほどから言いますように引っかかっておりますんで、そこら付近も、やはり是正するべきじゃないかなと私は思ってますので、そういうことも含めてですね、再度検討をお願いしたいというふうに思います。

町長（長谷和人君） 他町村の状況、同類のそういうふうなところがございまして、それはちょっと比較はさせていただきたいと思っております。それから、今最後のほうでおっしゃいました、いわゆる、窓口で金銭を使うところの単価と、それからただの守衛ということですかね、そういうふうに今ちょっと私は思ったんですけども、その分の単価についても見直すべきではないかということでございまして、そこら辺も先ほど言いました、他町村との含めたところでどうやってるか、ちょっとそこら辺も調べさせていただきたいと思っております。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、以上で全ての質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論から行います。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 次に賛成討論を行います。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから、認定第1号、「令和5年度湯前町一般会計決算の認定について」を採決し

ます。この採決は、起立によって行います。

本件は、提案の通り認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜） 起立全員。したがって、本件は認定することに決定しました。
ここで、議長席を副議長と交替します。

- - - - -
副議長（椎葉弘樹君） 議長席を交替しました。会議を続けます。

- - - - -
日程第2 認定第2号 令和5年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第2、認定第2号「令和5年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務町民課長（北崎真介君） おはようございます。それでは、認定第2号、令和5年度湯前町国民健康保険特別会計決算について説明いたします。

国民健康保険は、平成30年度から国民健康保険法の一部改正により県が財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い市町村は資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等の事業を担っています。

今後も県と連携しながら、安定した運営となるよう努めてまいります。

本町国保の加入状況は、年度末時点で世帯数524世帯、被保険者数792人です。

人口に占める割合は22.8パーセントとなっています。

近年の被用者保険の適用緩和や後期高齢者医療保険制度への移行などの影響により、減少傾向にあります。係る医療費については、令和4年度より1人当たり8万2,903円増加の60万2,937円となりました。10年前の平成25年度38万6,384円と比べますと、21万6,553円ほど増加しています。加入者数は、年々減少傾向にありますが、係る医療費については、過去最高水準となっている状態です。取り立てて地域性のある疾病がある訳ではありませんが、令和4年度に引き続き高額療養費の給付対象者が長期化しているケース、また、全体的に医療費が高額化していることが大きな要因となっております。

団塊の世代と言われる方々が続々と後期高齢者医療に移行されており、それにつれて被保険者数が減少しております。そのため、大きな病気になられる方々が少数であったとしても、医療費が大きく振れる可能性もありますので、今後も加入者への適正な受診、早期発見に繋がる健診の受診を推進してまいりたいと思っております。

では、決算書の17ページ・18ページをお願いします。

事項別明細書の歳出から説明いたします。

款 1 総務費については、支出済額 1,712 万 3,567 円となりました。職員の人件費、賦課徴収、国保運営協議会に係る経費など、事務的経費への支出が主なものになります。

目 1 一般管理費において、人件費に係る節 2・3・4 の増については、人事異動によるものです。

節 10 需用費では、主に被保険者証カード等の印刷費製本費 19 万 9,430 円、また、節 12 委託料では、国民健康保険税システム改修業務委託料 132 万円を支出しました。これは、出産予定の方の産前産後期間の国民健康保険税の均等割及び所得割の免除に係るシステム改修となります。

節 18 負担金補助及び交付金には、オンライン資格確認等運営負担金 2 万 2,836 円を支出しました。

19 ページ・20 ページになります。

項 2 徴税費につきましては、目 1 賦課徴収費では、国保会計で管理する軽自動車に係るもので、節 10 需用費で、燃料費 5 万 425 円、節 11 役務費では、自動車共済保険料をそれぞれ支出しました。

項 3 運営協議会費については、8 万 4,200 円を支出しました。

湯前町国民健康保険運営協議会の運営に要する費用で、令和 5 年度では国保運営協議会の 2 回の開催及び国保主管課長合同研修に参加しております。

款 2 保険給付費については、支出済額 3 億 8,124 万 6,571 円を支出しました。

項 1 療養諸費については、医療機関等へ入院や外来、調剤等に係る費用の支払いに充てるもので、個人負担分を除いた額、3 億 2,570 万 5,344 円を支出しました。

前年度比 1,986 万 66 円、6.5 パーセントの増となりました。

1 人当たりで換算しますと、40 万 622 円となり、前年度比 5 万 3,465 円、15.4 パーセントの増となっています。

令和 4 年度と比較し、外来、調剤、歯科等は減少若しくは横ばいの項目もありますが、物価高騰などにより診療報酬の改定があり、医科の入院、食事療養費が増加したことが影響しております。更にそのほか、療養費の分野でも増加しています。

21・22 ページになります。

項 2 高額療養費については、支出済額 5,495 万 9,414 円となりました。

前年度比 756 万 6,721 円、16 パーセントの増となっています。

令和 4 年度と比較して、延べ件数 48 件の減となりましたが、高額療養費の対象者の中には、長期疾病の増加に伴う入院の長期化や、高額な手術や治療を受ける方が散見され、また、先ほどご説明しましたとおり、診療報酬の改定により、1 人当たりの医療費が上昇した事が大きな要因と考えております。

項 3 出産育児諸費については、1 名分 50 万 210 円を支出しました。

参考ですが、令和5年度の本町の出生者数は、16名(男10、女6)となっています。

23ページをご覧ください。

項4葬祭諸費については、8万円支出しました。5年度中に亡くなられた方が、88名おられました中で、国保対象者4名分を支出しました。

項5移送費については、1件あり、1,603円を支出しました。

款3国民健康保険事業費納付金については、歳入にあります、保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるために県に納付するものです。県が市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分し、決定することになっています。

支出済額1億536万8,655円となりました。

内訳としては、項1医療給付費分6,995万5,573円、項2後期高齢者支援金等分2,565万5,424円、項3介護納付金分975万6,658円となりました。

25・26ページになりますが、款5保健事業費については、1,036万5,868円となりました。

項1特定健康診査等事業費については、40歳から74歳までの方を対象とする特定健康診査に関する経費として、408万8,732円を支出しました。

令和5年度においては、対象者602名のうち349名が受診され、その実施率は58パーセントになりました。国の目標値60パーセントを突破した令和4年度に比べ、3.3パーセント減少しました。

また、例年5月に実施しております集団検診では、総合検診を含めがん検診と特定検診を一体的に進めながら、同時に歯周疾患検診の体制も整え実施しました。

今後も検診の体制を整備しつつ、引き続き受診勧奨を行っていききたいと思います。

項2保健事業費については、627万7,136円を支出しました。

27・28ページをお開きください。

目1保健衛生普及費、節12委託料に国保保健指導事業委託料として、376万6,097円を支出しました。令和元年度から引き続き実施しているもので、全額国の特別交付金対象となっております。集団検診及び特定検診の未受診者へ、人工知能を活用して、過去の健診や病院等の受診状況や履歴を分析し、令和5年度受診分の計3回の受診勧奨通知を行いました。

新型コロナウイルスの影響も和らぐ中、実施率は増加傾向にはありますが、今後とも受診増に繋がるよう取り組みを進めていきたいと思っております。

次に、款6基金積立金については、国民健康保険給付基金の定期利息分となる3,063円を支出し、積立てました。

基金残高は、年度末現在で、1億183万6,886円となりました。

款7諸支出金については、目1一般被保険者保険税還付金2名分2万700円を支出しました。

所得更正による軽減変更により1名分3,100円、また、修正申告による所得の減により1名分1万7,600円をそれぞれ還付しました。

29ページをお開きください。

目7県支出金返還金では、令和4年度保険給付費等交付金が確定しましたので、超過交付分14万1,000円を返還しました。

歳出の総額は、予算現額5億3,387万6,000円に対し、支出済額5億1,426万9,444円となり、執行率96.3パーセントとなりました。前年度比では、2,662万4,714円、5.5パーセントの増となりました。

先ほど御説明しました、療養諸費の増が大きなウェイトを占めております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

事項別明細書の9・10ページをご覧ください。

款1国民健康保険税については、調定額9,610万1,887円に対し、収入済額7,841万5,794円、徴収率は、現年課税・滞納繰越分を合わせて81.6パーセントとなり、前年度比で1.37パーセント下落しました。

調定額は、前年度比947万6,988円、8.98パーセントの減、収入済額は、前年度比917万7,794円、10.48パーセントの減となりました。調定額、収入額いずれも減であった要因としましては、被保険者数が減少してきており、また、所得による軽減が一部あったことに伴うものです。

収入未済額は、1,714万8,673円となっており、前年度より83万6,614円の減となりました。不納欠損額53万7,420円の影響もありますが、令和5年度は、徴収環境も良くない中、早期着手にて新規の滞納を極力減らすことにより令和4年度に引き続き滞納繰越額が縮小できました。

今後も減少させていけますよう、徴収業務を進めてまいりたいと思います。

款2使用料及び手数料につきましては、目1督促手数料、節1督促手数料として2万7,900円を収入しました。

11ページをご覧ください。

款3県支出金については、収入済額3億9,081万6,996円となりました。

項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金では、3億7,805万1,996円を受け入れました。

これは、町が医療機関等へ国保連合会を經由して支払う医療費等を含む療養の給付費等に要する費用や国保事業に要する費用を全額県が負担することになっているため交付されるものです。

節 2 特別交付金では、1,276 万 5,000 円を受け入れました。

これは、市町村の事情によって交付されるもので、国保税の収納率や特定検診の受診率、特定保健指導の実施率の向上など、点数化されたものを基に配分され、また、特定検診や保険事業に要した経費を含めて交付されたものでございます。

款 4 財産収入については、節 1 利子及び配当金に国民健康保険給付基金積立金の利子 3,063 円を収入しました。

次に、款 5 繰入金については、収入済額 4,388 万 1,725 円、前年度比 136 万 4,070 円、3.21 パーセントの増となりました。

保険基盤安定繰入金、保険税、保険者軽減分のほか、事務費を含む職員給与費や財政安定化支援事業など、国保会計の負担軽減を目的としたもので、国・県・町の負担による法定内での一般会計からの繰入金となっております。

13 ページをご覧ください。

このうち、出産育児一時金につきましては、繰入が 0 円となっておりますが、本来、繰入れられる額であります、地方交付税で措置される 50 万円の 3 分の 2 の相当額 33 万 3,000 円余りを、同じ国保会計繰出金の括りで、職員給与費の中に含めておりました。繰入総額は変わりませんので、財政的な効果は同じではありますが、区分して予算立てをしている中、誤った処理を行い、誠に申し訳ありませんでした。

款 6 繰越金については、項 1 繰越金、目 1 前年度繰越金、節 1 前年度繰越金に 5,866 万 7,044 円を受け入れました。

前年度比 1,062 万 1,738 円、22.11 パーセントの増となりました。

款 7 諸収入については、収入済額 206 万 2,903 円となりました。

項 1 延滞金及び過料に、一般被保険者の延滞金分として 34 万 3,230 円、項 2 預金利子に、普通預金利子として 397 円を収入しました。

項 3 雑入では、目 1 一般被保険者返納金はありませんでした。

15 ページをご覧ください。

目 2 雑入に令和 4 年度において、概算で支払っていましたが、2 月診療分の医療給付費の清算金として 171 万 9,276 円を受け入れました。

款 8 国庫支出金、項 2 国庫補助金に出産育児一時金臨時補助金として、1 万円を受け入れました。

これは、出産育児一時金の額が 42 万円から 50 万円に引き上げられたために、市町村の急激な自己負担額の軽減のために交付されたものでございます。

歳入合計は、調定額 5 億 9,157 万 1,518 円に対し、収入済額 5 億 7,388 万 5,425 円となりました。前年度比で 2,757 万 3,651 円、5.05 パーセントの増となりました。

31ページをお願いします。実質収支に関する調書になります。

表中、3歳入歳出差引額、5実質収支額ともに5,961万5,981円となり、令和6年度へ繰越しました。

続きまして、33ページ、財産に関する調書の4基金については、令和5年度末現在で、1億183万6,886円を保有しております。

次に、国民健康保険事業の状況として、33ページから35ページにかけて、附属書類を添付しております。参考にご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。

2番（西 靖邦君） 休憩前にすいません。32ページですね、4の基金、令和5年度現在高で1億183万6,886円についてですが、保険料の徴収額と関係があるかと思いますが、この基金どのくらいの妥当な金額とお考えでしょうかね。

税務町民課長（北崎真介君） この基金はもうそれほど必要とされる基金では今のところございませんと言いますのが歳入歳出が県がやっていますので、そういったところで一応残してるというところです。実際県に統一する前に基金のルール、市町村様々でして、近隣では1億前後というのが一般的なところでございます。ちょっとこれ市町村名を出していいかわかりませんが、ゼロのような市町村もございます。実際何に使ったかという、給付費がどうしても足りないときとかですね、そういうときに使うための基金でございまして、これをどうするかというのは、もう最初は、これも基金を取り崩すという話もあったんですけども、最近、保険税・保険料の県下統一というのがありますので、そういったところでやっぱり必要とできるんじゃないかというちょっと、県のほうのニュアンスもちょっと変わってきてまして、やはり、今までこうやって保持しておいたほうが将来のために有利ではないかと思っております。以上です。

副議長（椎葉弘樹君） 複数質疑があるようですので、ここで休憩のため休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

副議長（椎葉弘樹君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、質疑の途中であります。発言を許します。

5番（森山 宏君） 今度の12月4日から予定されております、国保がマイナンバーと一緒にするという話をちょっと聞いてたんですけども、ここによくあるシステム改修とかいうのが必ず出てきますけども、こっこの特別会計のほうにも、そのシステム改修

ってというのは影響してくるんでしょうか。それとマイナンバーに移行できる方、できない方もあると思うんですけども、これ二元的に管理していかれるのでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） すいません。今回の決算とはちょっと関係はございませんけども、マイナンバーカードと一体化という話は、12月2日からでございます。先日、条例改正の説明の時もありましたけれども、そういったことでございます。今回の決算のシステム改修はまず関係ありません。ただもうちょっと参考にお話しますと、2日以降は、まず保険証の再交付がなくなるということです。そして、もしなくしたら資格確認書をお渡しするということです。それと、新規で国保に加入された方も同じでございます。もう12月2日以降はもう健康保険証を発行しないというのが一番の話でございます。あとはもうマイナンバーカードと保険証を結びつけている方は、そのままでございます。通知書というのが来てますから、そちらを一緒に保存して、携帯していただければと思っております。今年の8月1日に発行しました保険証につきましては、来年の7月31日までの期限となっておりますので、それは7月31日まで有効でございます。以上でよろしく申し上げます。それに関するシステム改修に関しましては、令和6年度の予算でお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（椎葉弘樹君） 森山議員、このマイナンバーの継続の質疑になりますか。

令和5年度の決算ですので、ちょっとそれは令和6年度の制度の話になりますので、個別に確認をしていただければと思います。

8番（倉本 豊君） 10ページかな、不納欠損が53万7,420円ほど出ております。正当な手続きをもってされたとは思いますが、以前、私、どうしても取れないというときには、ある程度の段階に来たなら不納欠損でしないと、未収入金が膨らんでいってしまつてという話もしたことございました。のでまあちゃんとした手続きをされているとは思いますが、未収金、収納率がですね、全部で81パーセントぐらい。もう非常に低いわけですが、やはり考えてみましたときに、国民健康保険は事業者と年金生活者の方々が多いのかなというふうに思いますんで、生活的にもという考えもありますが、特にひどいのはですね、医療給付分が12パーセントの1,150万から未納になっておりますが、ちょっと説明をいただけないでしょうか。どういうことなのか。

税務町民課長（北崎真介君） やはり、確かに過年度分に関しましては、なかなか収納するのは難しいというところがございます。中には、もう生活困窮者でありまして、なかなか収入が少ないというところで少しずつ納められてる方もございます。そういったところでどうしても徴収率が下がってくるということがございます。不納欠損に関しましてはですね、亡くなられて、相続放棄されて、落とさざるをえないといったところもございます。そういったものが主なところであります。なるべく少しずつでも徴収を

していたこと、担当職員も努力しておりますけれども、なかなか難しいところがございます。

8番(倉本 豊君) 今は県とかと一緒に徴収業務等はなされておらないんですかね。あれをやったときに徴収率が上がっていましたですね。現在はなかったか。昨年度は。

税務町民課長(北崎真介君) 併任徴収というのを毎年やっておりますので、県からも来て調査とかですね、対応のやり方とか色々教えていただいたり、共同であったり、共同催告とかは行っております。令和5年度に関しましては、かなり調査のほうをやりまして、なかなか数値としての成果は上がっておりませんが、もうスキルのには少しずつ向上してきていると思っております。

8番(倉本 豊君) 平等性を保つためには、とにかく徴収率はやはり上げていくべきだと思いますが、私も含めて生活困窮者の方にはですね、やはり、払う金がないという方もかなりおられるのかなというふうに、これ想像したわけです。しかしながらやはり、極端な話1円でもですね、多く徴収をしていくように努めていただきたいというふうに思っております。

2番(西 靖邦君) 28ページですけども、節12委託料、国保保健指導事業委託料376万6,097円となっております。これどのような内容の委託でしょうか。

それとまたこれによって受診率が上がっているのでしょうか。

税務町民課長(北崎真介君) 先ほど説明したこととちょっと重複するかもしれませんが、こちらの集団検診とか特定健診の未受診者へ過去の健診や病院との受診、長期の履歴をAIによって分析して、そちらにそれに応じたような勧奨のはがきですとか、通知を行うという事業でございます。これ説明しましたとおり、全額特別交付金の対象となっております、財源は国保会計からの出し分っていうのはもう0円ということでございます。ただ効果的にはもうやはり60パーセント超えまして、ちょっと頭打ちになってきてますので、もっと違うやり方をどうかということで、現在7年度、新年度予算ではどうするかっていう、別のやり方をやるかとか、もう業者への委託でございますので、また自分達でやるには、ちょっとマンパワーが足りないというところで、今ちょっと新年度に向けて検討しているところでございます。

2番(西 靖邦君) 効果がないことで、別の方法を考えていらっしゃることでですね。

税務町民課長(北崎真介君) ないというわけではございませんで、令和4年度も60パーセント越しましたし、効果がないというわけではないんですが、ちょっと頭打ち状態で、もうちょっとマンネリ化してるので、やっぱり、ちょっと手法を変えたらどうかということでいろんな指摘もございますし、我々もそう考えておりますし、そういったところでございます。よろしく申し上げます。

副議長(椎葉弘樹君) ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、「令和5年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は認定することに決定しました。

- - - - -

日程第3 認定第3号 令和5年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第3、認定第3号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

建設水道課長（稲森一彦君） 令和5年度湯前町下水道事業特別会計決算について、御説明いたします。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。11・12ページをお願いいたします。

款1下水道事業費につきましては、予算現額2,385万3,000円に対し2,383万1,762円を支出しました。

目1下水道事業費につきましては、人件費、物件費及び整備・管理に要する経費が主なものです。

節12委託料は、令和6年度からの地方公営企業会計移行に伴う法適用支援業務委託料902万円、公営企業会計システム導入委託料414万4,800円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は、球磨川上流域下水道事業工事負担金162万6,000円をはじめ、その他各種協議会負担金です。

節26公課費につきましては、消費税分で令和4年度確定申告分と令和5年度中間申告分として、361万1,200円を支出しました。

13・14ページをお願いいたします。

款2下水道維持管理費につきましては、予算現額4,213万2,000円に対し、4,184万5,334円を支出しました。

目1公共下水道維持管理費につきましては、公共下水道の維持管理に要する経費が主なものです。

節12委託料につきましては、マンホールポンプ11か所分の保守管理委託料144万6,720

円等を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流浄化センターへの維持管理分としまして、流域下水道維持管理負担金 3,759 万 6,741 円を支出しました。

また、下水道接続補助金は、住宅新築 1 件分 20 万円を支出しました。

次に、款 3 基金積立金につきましては、下水道事業基金積立金利子 2,903 円を積立てました。

15・14 ページをお願いいたします。

款 4 公債費につきましては、項 1 交際費、目 1 元金で下水道事業債の償還元金 7,110 万 4,780 円、目 2 利子で下水道事業債利子 1,039 万 5,035 円を支出しました。

款 5 予備費につきましては、支出はなく、歳出合計は 1 億 4,717 万 9,814 円となりました。

次に、歳入について御説明いたします。5 ページからになります。

款 1 使用料及び手数料は、5,647 万 370 円の収入となりました。

項 1 使用料、目 1 下水道使用料、節 1 現年度分につきましては、調定額 5,707 万 6,070 円に対し、収入済額 5,607 万 460 円となりました。徴収率は 98.2 パーセントです。

節 2 過年度分につきましては、収入済額 35 万 8,710 円で、徴収率は 17.9 パーセントです。

項 2 手数料、目 1 下水道手数料、節 2 督促手数料として、4 万 1,200 円を収入しています。

款 2 繰入金につきましては、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金としまして、7,397 万 3,000 円を収入しています。

項 2 基金繰入金につきましては、31 万 1,424 円を収入しています。

7・8 ページをお願いいたします。

款 3 繰越金につきましては、前年度からの繰越金 177 万 9,269 円です。

款 4 諸収入につきましては、項 1 雑入、目 1 雑入としまして、預金利子 148 円。

項 2 延滞金加算金及び過料、目 1 延滞金としまして、下水道使用料延滞金 4 万 2,700 円を収入しています。

款 5 町債につきましては、流域下水道事業債として、150 万円と公営企業会計適用債 1,310 万円、計 1,460 万円を収入しました。

款 6 財産収入につきましては、利子及び配当金としまして、下水道基金の積立金利子 2,903 円を収入しています。

9・10 ページをお願いします。

歳入合計は、1 億 4,717 万 9,814 円となりました。

次に、17 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額から歳出総額の差引額は0円です。

18ページは、財産に関する調書を。19ページからは、附表としまして、公共下水道事業内容。20・21ページに下水道建設事業負担区分表。22ページに地方債現在高の状況。23ページに地方債年度別償還計画表を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、「令和5年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は認定することに決定しました。

- - - - -

日程第4 認定第4号 令和5年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第4、認定第4号、「令和5年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

保健福祉課長（高木堅介君） 認定第4号、令和5年度湯前町介護保険特別会計決算について、御説明いたします。

まず、介護保険事業状況についてお伝えいたします。

令和5年度末時点における第1号被保険者数は、令和4年度と比較して32人減の1,569人、そのうち要介護・要支援認定者数は、1人増の284人で、認定率は0.4ポイント増の18.1パーセントとなりました。

また、介護サービス受給者は4人減の259人で、介護給付費は、5億5,320万5,666円、受給者1人当たりの給付費は、213万5,929円となりました。

なお、令和6年度補正予算（第2号）においても御説明いたしましたが、令和5年度の実績確定に伴い、1,037万8,864円ほどの黒字となり、介護保険給付基金に積立てることができました。今後も介護予防事業を推進しながら、健全な介護保険事業の財政運営に努めてまいります。

それでは、事項別明細書、歳出から主なものについて、御説明いたします。

ページは、19ページ・20ページになります。

歳出総額は、予算現額6億5,774万5,000円に対し、6億4,013万5,890円を支出しました。

令和4年度と比較して、1,173万1,004円ほどの減となりました。

減の主な要因は、保険給付費の減です。

款1総務費につきましては、2,773万9,871円を支出しました。

令和4年度と比較して560万円ほどの増となりました。

増の主な要因は、項3介護認定審査会費の増です。

以下、主なものを項または目ごとに御説明いたします。

項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険係2名の人件費、介護保険制度改正に伴うシステム対応委託料など、1,088万5,859円を支出しました。

22ページにかけて、項2徴収費、目1賦課徴収費は、65歳以上の第1号被保険者の保険料賦課徴収に係る経費として、13万3,003円を支出しました。

項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、会計年度任用職員2名の人件費のほか、節11役務費の主治医意見書作成手数料137万468円、節18負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会負担金936万9,648円など、介護認定調査に係る経費として、1,662万4,809円を支出しました。令和4年度と比較して、590万円ほどの増となりました。

増の主な要因は、球磨郡介護認定審査会においてリモート審査へ移行するための新システム導入などに伴う負担金の増です。

24ページにかけて、項4運営協議会費、目1運営協議会費は、本町の介護保険事業運営について審議していただく、湯前町介護保険運営協議会に係る経費として、9万6,200円を支出しました。

款2保険給付費は、5億5,320万5,666円を支出しました。

令和4年度と比較して、2,250万円ほどの減となりました。

減の主な要因は、居宅介護サービスや施設介護サービスなどの利用件数の減です。

項1介護サービス等諸費は、要介護認定の方が利用された介護サービス給付費を4億9,710万8,589円支出しました。

介護サービス区分ごとの給付費では、在宅の被保険者に対する居宅介護サービス給付費が令和4年度と比較して、約660万円減の1億9,501万7,173円を支出しました。

減の主な要因は、通所介護サービスや訪問看護サービスなどの利用件数の減です。

また、施設介護サービス給付費は、令和4年度と比較して、約1,300万円減の2億3,750万4,470円を支出しました。

減の要因は、施設の利用件数の減です。

項 2 介護予防サービス等諸費は、要支援認定の方が利用された介護予防サービス給付費であり、1,220 万 4,238 円を支出しました。

介護予防サービス区分ごとの給付費では、在宅の被保険者に対する介護予防サービス給付費が令和 4 年度と比較して、約 37 万円減の 1,034 万 28 円を支出しました。

減の主な要因は、介護予防通所リハビリテーションの利用件数の減です。

25・26 ページの項 4 高額介護サービス等費は、1 月に支払われた介護サービス利用者負担について、上限額を超えた分を申請により払い戻す制度で高額介護サービス等費 1,264 万 9,249 円など、合計 1,322 万 8,048 円を支出しました。

項 5 特定入所者介護サービス等費は、低所得の方の施設サービス利用の際、食費と居住費の自己負担限度額を超えた分の補足給付として、3,013 万 6,612 円を支出しました。

施設介護サービスと連動するものであり、令和 4 年度と比較して、280 万円ほどの減となりました。

款 3 地域支援事業費は、3,223 万 8,486 円を支出しました。

令和 4 年度と比較して、200 万円ほどの減となりました。

減の主な要因は、上球磨地域包括支援センター運営事業委託料の減です。

項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、総合事業対象者の介護予防事業に係る経費で、1,417 万 5,477 円を支出しました。令和 4 年度と比較して、140 万円ほどの増となりました。増の主な要因は、介護予防教室へのリハビリテーション専門職派遣委託料などの増です。

節 1 報酬から節 4 共済費までは、介護予防事業の支援に係る会計年度任用職員の人件費を支出しました。

28 ページの節 18 負担金補助及び交付金は、総合事業対象者などのホームヘルプサービス及びデイサービスの利用に係る第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業負担金として、合計 899 万 7,921 円を支出しました。

目 2 介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費として、介護予防ケアマネジメント委託料 133 万 760 円を支出しました。

項 2 一般介護予防事業費は、男性料理教室や運動教室などの一般介護予防事業に係る経費として、81 万 2,875 円を支出しました。

公民分館における、いきいき運動クラブの活動もこの一般介護予防事業であり、令和 5 年度は、24 か所で、年間 124 日、延べ 6,596 人が参加されました。

29・30 ページの項 3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料や家族介護支援事業に係る経費など 1,720 万 7,004 円を支出しました。

目 1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料 430 万 8,341 円を支出しました。なお、令和 5 年度末の上球磨地域包括支援センターの人員は、主任介護支援専門員 2 名、保健師 4 名、社会福祉士 1 名、合計 7 名体制となっております。

目 3 任意事業費は、認知症サポーター養成講座や家族介護用品支給事業など、44 万 3,882 円を支出しました。

節 19 扶助費は、家族介護用品支給事業 41 万 3,970 円を支出しました。

令和 5 年度は、支給要件に該当する対象者 11 名に対し、紙おむつなどを支給し経済的負担を軽減しました。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、高齢者の在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を目的とした事業であり、上球磨地域包括支援センターへの委託に加え、球磨圏域全体での取り組みについて、人吉球磨 10 市町村共同で医師会にも委託し、委託料及び負担金を合計 191 万 8,821 円支出しました。

目 5 生活支援体制整備事業費は、地域における生活支援サービスの充実と介護予防事業の推進等を担う、生活支援コーディネーターの配置及び、それに関連する地域支援事業全般の支援業務を湯前町社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーター業務委託料 639 万 9,260 円を支出しました。

3 2 ページにかけて、目 6 認知症総合支援事業費は、認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図ることを目的に設置した、認知症初期集中支援チームに係る、上球磨地域包括支援センターへの委託料など、合計 380 万 2,646 円を支出しました。

目 7 地域ケア会議推進事業費は、地域の多様な関係者による、多職種連携・多職種協働による個別事例検討を行い、地域のネットワーク構築や課題把握などを推進する事業として、上球磨地域包括支援センターへの委託料 28 万 4,054 円を支出しました。

款 4 基金積立金は、介護給付費と地域支援事業費に係る令和 4 年度実質収支による余剰金及び基金利子を合計 857 万 493 円積み立てました。

3 4 ページにかけて、款 5 諸支出金は、第 1 号被保険者保険料還付金及び令和 4 年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に基づき、国・県・支払基金及び一般会計への精算返還金を支出しました。

款 6 予備費は支出がありませんでした。

次に、歳入について、御説明いたします。

歳入総額は、予算額 6 億 5,774 万 5,000 円に対し、6 億 8,596 万 7,269 円を収入しました。令和 4 年度と比較して、1,100 万円ほどの増です。

増の主な要因は、一般会計繰入金事務費繰入金の増です。

歳入の、主なものについて、御説明いたします。

事項別明細書、9・10ページをお願いします。

款1保険料は、調定額1億324万2,264円に対し、収入済額1億241万6,694円、徴収率99.2パーセントとなりました。

また、収入未済額は、令和4年度と比較して、31万5,624円減の63万1,780円となりました。

現年度分の特別徴収保険料は徴収率100パーセント、普通徴収保険料は徴収率98.2パーセント、収入未済額は、10万5,740円となりました。

滞納繰越分については、徴収率26.4パーセント、収入未済額は、53万9,080円となりました。また、令和5年度は、2名分、19万3,790円の不能欠損処分を行いました。

款2使用料及び手数料は、督促手数料を収入しました。

款3国庫支出金は、1億7,892万4,774円を収入しました。

項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、1億646万3,284円を収入しました。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、5,841万円を収入しました。

11ページ・12ページの目2及び目3は、地域支援事業交付金を収入しました。

目4保険者機能強化推進交付金及び目5介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みと介護予防や健康づくり等に資する取り組みに対し、それぞれの評価指標の達成状況に応じた交付金を収入しました。

目6介護保険事業費国庫補助金は、制度改正に伴うシステム改修補助金を収入しました。

14ページにかけて、款4支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、1億6,329万4,414円を収入しました。

款5県支出金は、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金9,388万2,657円を収入しました。

16ページにかけて、款7繰入金は、項1一般会計繰入金1億1,437万9,000円を収入しました。

項2基金繰入金、目1介護保険給付基金繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費の財源不足が生じませんでしたので、介護給付基金の取り崩しが不要でした。

18ページにかけて、款8繰越金は、前年度繰越金3,297万9,402円を収入しました。

款9諸収入は、延滞金や男性料理教室参加費など8万1,913円を収入しました。

35ページをお願いします。実質収支に関する調書です。

歳入総額 6 億 8,596 万 7,269 円、歳出総額 6 億 4,013 万 5,890 円、歳入歳出差引額 4,583 万 1,379 円となり、翌年度へ繰越すべき財源はなしで、実質収支額は、4,583 万 1,379 円となりました。

36 ページは、財産に関する調書です。

介護保険給付基金は、令和 5 年度末現在高が、4,240 万 1,585 円です。

37 ページから 40 ページにかけては、介護保険事業状況を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

副議長（椎葉弘樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第 4 号、「令和 5 年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

日程第 5 認定第 5 号 令和 5 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第 5、認定第 5 号、「令和 5 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

税務町民課長（北崎真介君） 認定第 5 号、令和 5 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算について、御説明いたします。

湯前町の後期高齢者医療保険対象者は 3 月末現在で 953 人、総人口に占める割合は、27.4 パーセントとなります。この制度が始まった平成 20 年度当時は、20.8 パーセントでしたので 6.6%の伸びとなっています。

いわゆる、団塊の世代と言われる方々が続々と 75 歳になられてきておりますが、その一方で、亡くられる方もおられ、被保険者数は同数となっております。

全てを含んだ総人口は減少していますので、自ずと後期の被保険者の占める割合は大きくなることとなります。係る医療費につきましては、制度開始当初の平成 20 年度の 1

人当たり約 70 万円から、令和 5 年度は、約 96 万円となっており、26 万円程度の増加となっています。但し、県下では 8 番目に低い 1 人当たりの医療費となっております。

今後とも、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、保険事業等に取り組み、安定運営に努めて参りたいと思います。

それでは、決算書の 9・10 ページをお開き下さい。

事項別明細書の歳出から、御説明いたします。

款 1 総務費につきましては、支出済額 100 万 3,338 円となりました。

後期高齢者医療広域連合とのネットワーク電話回線使用料やシステム保守料等の事務的経費、普通徴収者に係る収納等の徴収事務経費が主なものですが、前年度に比べ 35 万 1,389 円、53.9 パーセントの増となりました。

主な要因としましては、本年度から取り組みました、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務に係るもので、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の節 10 需用費においては、教室で使用するフードモデルや身長計等の消耗品の購入にて 17 万 5,642 円を支出し 9 万 2,070 円増加した事と、また、節 12 委託料において、その業務委託として公立多良木病院へ 25 万 3,000 円支出したことによります。

この熊本県後期高齢者医療広域連合から受託された業務に伴う経費は、総事業費の 3 分の 2 を一般会計の諸収入に受け入れ、その一部が、この特別会計に繰り出され、歳入の一般会計繰入金の事務費繰入金に含まれております。

また、項 2 徴収費において、節 11 役務費では、納付書の送付に必要な通信費、保険料の口座振替手数料に合わせて 6 万 8,841 円を支出しました。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金については、支出済額 6,711 万 4,200 円となりました。前年度比 104 万 2,150 円、1.58 パーセントの微増となり、令和 4 年度とほぼ横ばいとなりました。そのため、1 人当たり納付金は 7 万 424 円で、前年度比 1,958 円、2.9 パーセントの増となりました。

11 ページをご覧ください。

款 3 諸支出金は、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金は、節 22 償還金利子及び割引料で 2 万 200 円を支出しました。これは、3 名の方の死亡により、減額され、既に特別徴収された保険料が還付となったものでございます。

款 4 予備費については、支出はありませんでした。

歳出総額は、6,813 万 7,738 円となり、執行率は、99.3 パーセントとなりました。

次に、事項別明細書により歳入を説明いたします。

決算書の 5 ページをお願いします。

款 1 後期高齢者医療保険料については、調定額 4,269 万 7,300 円に対し、収入済額は、4,250 万 2,500 円となりました。

前年度比 126 万 9,900 円、3.1 パーセントの増となっています。

年金から徴収します、目 1 特別徴収保険料の収入済額は 3,253 万円で保険料全体の約 77 パーセントを占めています。

目 2 普通徴収保険料については、997 万 2,500 円の収入済額となりました。

6 年続いた徴収率 100 パーセントが令和 3 年度で途切れた後、令和 4 年度は再び 100 パーセントとなりましたが、令和 5 年度は 1 世帯 2 名の滞納繰越が出てしまいました。今後とも再び 100 パーセントとなりますよう、徴収率向上に努めたいと思います。

款 2 使用料及び手数料については、督促手数料として 4,600 円収入しました。

款 3 繰入金については、収入済額 2,551 万 1,600 円となり、前年度比 17 万 8,650 円、0.7 パーセントの減となっています。

繰入金の大部分を占める目 2 保険基盤安定繰入金は、節 1 保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減分を補填するための法定繰入金で、町及び県の負担金を合わせ、一般会計から繰り入れるものです。

収入済額 2,448 万 3,600 円となり、前年度比 41 万 2,650 円、1.7 パーセントの減となっています。

7 ページ・8 ページをお開き下さい。

款 4 諸収入については、項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、節 1 保険料還付金に歳出で御説明しました、還付金対応分と同額 2 万 200 円を受け入れました。

また、普通預金利子として、項 3 預金利子 84 円を収入しました。

項 4 雑入は、ありませんでした。

款 5 繰越金、項 1 繰越金については、目 1 繰越金 97 万 8,037 円は、令和 4 年度からの繰越金となります。

収入済額の合計は、6,901 万 7,021 円となりました。歳入の説明は以上になります。

令和 5 年度から取り組みました、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業費について、歳入歳出それぞれに増加した額を除き、2 年に一度の保険料の見直しが無かったこと、医療費が全般的に伸びてはいるものの熊本県下では低いほうであることから令和 5 年度決算は、比較的落ち着いた決算となりました。

次に、13 ページをご覧ください。実質収支に関する調書になります。

表中、3 歳入歳出差引額、5 実質収支額ともに 87 万 9,283 円となりました。

15 ページに附属書類として、後期高齢者医療状況を添付しております。

参考にご覧ください。

これで説明を終わります。よろしく願いいたします。

副議長（椎葉弘樹君） ここで昼食のため、休憩します。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

副議長（椎葉弘樹君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、「令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」説明が終わったところです。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長（椎葉弘樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、「令和5年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長（椎葉弘樹君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号 令和5年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

副議長（椎葉弘樹君） 日程第6、認定第6号、「令和5年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

建設水道課長（稲森一彦君） 令和5年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算につきまして、御説明いたします。

1ページ・2ページをお願いいたします。（1）収益的収入及び支出です。

収入につきましては、第1款、水道事業収益、予算額8,631万4,000円に対し、9,315万4,473円で収入率は107.9パーセントでした。

支出につきましては、第1款、水道事業費用、予算額6,776万円に対し、決算額6,695万5,716円でした。

次に、3ページ・4ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出です。

第1款、資本的収入、予算額9,131万2,000円に対し、決算額9,131万円となります。

支出につきましては、第1款、資本的支出、予算額1億4,045万7,000円に対し、決算額1億3,210万6,565円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,079万6,565円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額323万3,413円、過年度分損益勘定留保資金3,406万7,336円、減債積立金349万5,816円で補填しました。

次に、5ページをお願いいたします。損益計算書です。

1営業収益は、6,317万8,518円、2営業費用は、5,662万1,448円で、営業利益は655万7,070円となりました。3営業外収益は、2,132万9,100円、4営業外費用は、816万8,481円、経常利益は、1,971万7,689円となり、5特別利益、6特別損失はありません。

この結果、当年度純利益は、1,971万7,689円となりました。その他、未処分利益剰余金変動額349万5,816円で当年度末処分利益剰余金が2,321万3,505円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。剰余金計算書です。

資本金としまして、減債積立金の取り崩しに伴います、自己資本金の組み入れにより、当年度末残高は、左側の下の欄、2億9,092万5,169円となります。

剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度と同額の531万3,321円となります。

利益剰余金につきましては、表、中ほどの一番下の欄、減債積立金の当年度末残高は、前年度の決議による利益剰余金の処分及び企業債償還に伴う減債積立金取り崩しにより、2億2,830万7,098円となります。その右側、建設改良積立金の当年度末残高は、前年度の決議による処分により、1億847万5,017円で、その右側、未処分利益剰余金の当年度末残高が2,321万3,505円となり、利益剰余金合計3億5,999万5,620円で、資本合計は6億5,623万4,110円となります。

7ページをお願いいたします。貸借対照表です。

資産の部で、下から7行目、固定資産の合計額が9億2,189万1,942円、下から2行目、流動資産の合計額が3億7,841万7,309円となり、一番下、資産合計13億30万9,251円となります。

次に、8ページ負債の部ですが、表の上から5行目、固定負債計4億3,345万5,931円、次から8行目、4流動負債計665万3,088円、次から4行目、5繰延収益合計2億396万6,122円となり、その下の負債合計が、6億4,407万5,141円となりました。

次に、資本の部で3行目、6資本金合計2億9,092万5,169円、下から3行目の7剰余金合計3億6,530万8,941円、次の資本金合計6億5,623万4,110円となり、負債資本合計13億30万9,251円となりました。

次に9ページをお願いいたします。

令和5年度湯前町水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、当年度未処分利益剰余金の処分についてです。

右側、上から2番目の未処分利益剰余金2,321万3,505円の内、今後の管路更新事業の財源のほとんどが企業債であるため、「資本金への組入」を除いた額の3分の2に当たる、1,314万5,126円を減債積立金に、また、単独費の持ち出しもあるため、3分の1の657万2,563円を建設改良積立金に処分する(案)になります。

その他未処分利益剰余金については、349万5,816円を減債積立金の取り崩しにより生じた、未処分利益剰余金の資本金への組み入れを行う予定です。

次に、10ページの事業報告です。

(1)概況、業務状況につきましては、給水戸数は前年度より9戸減の1,561戸、総有効水量42万9,826立方メートル、総給水量58万2,656立方メートルとなりました。

11ページから14ページは、(2)工事、(3)業務、(4)会計に関すること、また、15ページ以降は、附属明細書をお付けしておりますので、ご覧いただきたいと思いません。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

副議長(椎葉弘樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長(椎葉弘樹君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

副議長(椎葉弘樹君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、「令和5年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり可決及び認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

副議長(椎葉弘樹君) 起立全員。したがって、本件は、可決及び認定することに決定しました。

副議長(椎葉弘樹君) ここで、議長席を議長と交替します。

日程第7 報告第6号 令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

議長(金子光喜君) 議長席を交替しました。会議を続けます。

日程第7、報告第6号、「令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」

を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第6号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第3項の規定により、令和5年度の財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 報告第6号、令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、御説明いたします。

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政再生の必要性を判断するものです。

まず、4指標及び資金不足の比率を計算しております表により説明いたします。

3ページをご覧ください。

、実質赤字比率の状況です。

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でして、町の財政運営の深刻度を示すものです。

一般会計の実質収支額の4億8,223万7,000円の黒字額を標準財政規模、21億1,553万5,000円で除した比率が、実質赤字比率として、マイナス22.79パーセントとなっております。

マイナスの赤字比率は、黒字を意味しておりますので本町においては問題ない数値となっているところです。

、連結実質赤字比率の状況です。

特別会計・公営企業会計を含む全会計を対象とした、実質赤字額の標準財政規模に対する比率でして、町全体の財政運営の深刻度を示すものです。

一般会計ほか3つの特別会計、2つの公営企業会計の合計の実質収支額の黒字額である下から3段目の9億6,513万7,000円を標準財政規模で除した比率が、マイナス45.62パーセントとなっております。

こちらも大幅な黒字を維持しており問題ない数値となっているところです。

4ページをご覧ください。

、実質公債費比率の状況です。

一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率でありまして、資金繰りの危険度を示すものです。起債借入の指数数値としても使用されるもので、3年平均値となっております。

各年度計算式の下側に比率を載せておりますが、令和3年度5.40469、令和4年度6.61886、令和5年度5.32144となっております。右側下の黒太線で囲っていますが、3か年間の平均を記載しており、5.7パーセントとなっております。

5ページをご覧ください。

、将来負担比率の状況です。

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でして、将来負担額としては、公営企業会計、一部事務組合等の将来の地方債額等でありまして、これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標でございます。マイナス50.8パーセントとなっております。

数値的には問題を及ぼす数値とはなってございません。

6ページをご覧ください。

、資金不足比率の状況です。

各公営企業の資金不足額を事業の規模で除した比率であります。

まず、水道事業会計は、マイナス596.8パーセントとなっております。

いわゆる黒字を維持しておりますので問題となる数値ではございません。

下水道事業会計についても、0.0パーセントとなっております。下水道事業会計は、原則不足する金額を一般会計から繰り入れておりますので、標記の数値となっております。

以上が各比率の数値結果でございます。

ここで、2ページに戻っていただきたいと思っております。

さきほど、各比率についてそれぞれ御説明いたしましたが、1健全化判断比率の表になります。

まず、実質赤字比率が、マイナス22.79パーセントとなっており、実質収支が黒字の場合については、総務省様式により報告数値は、ハイフンで表示して該当なしとなります。

早期健全化基準15パーセント、財政再生基準20パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、連結実質赤字比率が、マイナス45.62パーセントとなっております。実質収支が黒字の場合については、同じようにハイフンで表示して該当なしとなります。

早期健全化基準20パーセント、財政再生基準30パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、実質公債費比率は、5.7パーセントです。早期健全化基準25パーセント、財政再生基準35パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、将来負担比率は、マイナス50.8パーセントです。

早期健全化基準350パーセントを下回り、該当していないところです。

これによりまして、健全化判断比率4指標とも早期健全化基準、財政再生基準を下回っており、問題となる数値に該当なしとなります。

ちなみに、ただいま御説明いたしました、早期健全化基準の指標を一つでも超えた場合は、国から財政健全化団体に指定されます。これは自治体の破綻の一步手前で倒産寸前の状況となります。

また、財政再生基準の指標を一つでも超えた場合は、国から財政再生団体に指定されます。これは自治体の破綻を意味することになります。

今後も、こうならないよう自治体運営に努めてまいります。

次に、資金不足比率ですが、湯前町水道事業会計、マイナス596.8パーセント、湯前町下水道事業特別会計0.0パーセントですので、両会計とも資金不足ではありませんので、ハイフンで表示しております。経営健全化基準20パーセントを上回ると制限が出てまいります。

これまで御説明しましたとおり、本町における各比率の数値に問題はない結果でございます。

決算書の最後に、健全化比率関係の監査意見書が付けられています。

以上、報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。

質疑に入ります。発言を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで、報告第6号、「令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

日程第8 議案第83号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議長（金子光喜君） 日程第8、議案第83号、「人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第83号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、提案するところでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

総務課長（西村洋一君） 資料につきましては、追加議案のところのフォルダを開けていただきたいと思います。一番上のほうの左から四つ目ぐらいですか。

それでは、2ページ以降の新旧対照表をご覧くださいと思います。

左の欄が現行、右の欄が変更案となります。

左の欄の、第3条第一号、広域にわたる総合的な計画の策定並びに広域行政事務の実施に関する事務と、第二号、前号の計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域計画に基づき行う地域活性化、高度情報化及び知的活動環境の向上事業に関する事務、この二つは、総務省が平成20年にふるさと市町村圏構想の廃止を決めたことにより、組合による広域行政計画策定事務の根拠がなくなったため、役割は終えていたところですが、3ページをお願いします。中ほどの第5章ふるさと市町村圏基金とありますが、この基金の管理・運用を行っていたため、先ほどの2つの事務が残されていたところでございます。

この度、基金の残高もなくなり廃止されることに伴い、関係する下線部箇所削除が行われるものです。

1ページにお戻りください。

附則として、この規約は、知事の許可があった日から施行することとなります。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、地方自治法第290条の規定により、議会の同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号、「人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第84号 工事請負契約の締結について

議長（金子光喜君） 日程第9、議案第84号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第84号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R5災補道第877号、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第2工区）について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第84号、工事請負契約の締結について、御説明いたします。

契約の目的は、町道猪鹿倉横谷災害復旧工事の契約になります。

工事の概要として、林野庁が治山事業として実施した箇所に隣接する町道の災害復旧で、延長が124メートルです。主な復旧工事の内容としまして、モルタル吹付工190平方メートル、軽量盛土工287立方メートル、壁面工110平方メートル、防護柵設置工121メートル、舗装工587平方メートル等です。

次に、契約の方法は、指名競争入札となります。

契約の金額は、7,568万円です。これは税込みの金額です。

契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡湯前町3170番地の1

名称：有限会社 ふじもと

代表者氏名：代表取締役 藤本 伸介さんです。

資料としまして、仮契約書を2ページにR5災補道877号、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事（第2工区）仮契約書として添付しております。

また、議案説明資料として、今回の事業の平面図と標準横断図を添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第85号 物品購入契約の締結について

議長(金子光喜君) 日程第10、議案第85号、「物品購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 議案第85号、物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町議会議場音響設備機械購入について、物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

議会事務局長(赤池昌信君) それでは、議案第85号、物品購入契約の締結について、御説明をいたします。

契約の目的につきましては、湯前町議会議場音響設備機器購入でございます。

既存の音響機器につきましては、導入後相当の期間が経過し、経年劣化による不具合を生じておるところでございます。本会議を中断するなど、大変ご迷惑をおかけしておったところでございますので、今回機器の更新をするものでございます。

物品等の内訳につきましては、議員席、執行部席、それから議長席等をマイクユニット、それから、集音マイク、操作機器、それから音響機器等でございます。

契約の方法につきましては、随意契約でございます。

契約の金額は、759万円。

契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡多良木町大字多良木1122番地の2

名称：宮本電気株式会社

代表者氏名：代表取締役 宮本 浩光 氏でございます。

なお、次のページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長(金子光喜君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 8 5 号、「物品購入契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 8 5 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第 1 1 議案第 8 6 号 令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 6 号）について

議長（金子光喜君） 日程第 1 1、議案第 8 6 号、「令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第 8 6 号、令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,068 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ、48 億 3,134 万 7,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、全国消防操法大会出場、会計年度任用職員の新規雇用、台風 10 号の影響による土砂浚渫と既存の災害復旧工事箇所が増加に伴う測量設計業務委託料などの費用を計上するものでございます。また地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 事項別明細書の歳出 1 2 ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料マイナス 96 万 2,000 円は、これまで人事評価システムを扱う業者が限られておりましたが、取り扱う業者が増え、安価で内容が同等以上のシステムの提案があったことから見直しを行ったものでございます。

節 13 使用料及び賃借料 16 万 5,000 円は、通常業務が忙しく研修を受けたくても受けることができない職員向けに、空いた時間にウェブ研修が受けられるというオンライン研修システムを整備するものです。なお、先ほど御説明しました、新しい人事評価システムと連動して、職員の個人個人が弱い部分を指定して受講を促すなど、職員の資質向上を強化してまいります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 老人福祉費、節 27 繰出金 88 万 5,000 円は、介護保険特別会計への繰出金となります。

不足する職員を補うための会計年度任用職員 1 名を新たに雇用するための人件費です。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農地費、節 14 工事請負費 70 万円は、令和 6 年台風 10 号の影響で、町内の長谷場などの沈砂池に土砂が流入しましたので、緊急的に浚渫を行うものです。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 18 負担金補助及び交付金 125 万 3,000 円は、湯前町竹材活用協議会が行います、荒廃した竹林の改善・整備を行うための費用を補助するものです。なお、財源は、補助率 2 分の 1 の県補助金、竹たけのこ生産支援事業補助金を充当いたします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 1 報酬から節 8 旅費までは、企画観光課職員の兼務辞令発令に伴い、会計年度任用職員 1 名の新規雇用に関する費用を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金 200 万円は、人吉球磨しごと創生連絡協議会負担金です。JICA を活用し人吉球磨の共通課題や本町の課題解決に係る事業を行っていただくものです。なお、財源は、補助率 10 分の 10 の県補助金、令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金を充当いたします。

13 ページをお願いします。

款 7 土木費、項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 14 工事請負費 450 万円は、令和 6 年台風 10 号にて大谷川、浅巻谷川に堆積した土砂を浚渫するものです。

なお、財源は、充当率 100 パーセント、交付税措置率 70 パーセントの緊急浚渫推進事業債を活用いたします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費 585 万 5,000 円と目 3 消防施設費 118 万 3,000 円は、全国消防ポンプ操法大会出場に関する費用を計上いたしました。

なお、財源は一般財源を充当しております。後に国の特別交付税の特殊財政需要として配分予定でございます。

款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 3 教育費、節 17 備品購入費 82 万 4,000 円は、中学校用の牛乳保冷庫で温度が安定しなくなっており、温度管理が重要な給食、また牛乳がありますので、急ぎ追加で補正したものです。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 12 委託料 300 万円は、道路災害復旧工事測量設計業務として、町道猪鹿倉横谷線の災害復旧工事箇所が、令和 6 年台風 10 号の影響で増破が判明し、災害査定準備の必要があるため計上するものです。

なお、財源は、充当率 100 パーセント、交付税措置 95 パーセントの公共土木施設災害復旧債を充当いたします。

歳出は以上です。

次に、歳入です。11 ページをご覧ください。

歳出の中で、歳入の説明をした以外のものを説明いたします。

款 19 繰越金は、今回の補正財源として、992 万 8,000 円を計上しました。

歳入は、以上です。

8 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債の補正で変更です。公共土木施設災害復旧事業債の限度額を 7,140 万円、緊急浚渫推進事業債の限度額を 450 万円に変更するものです。町債の総額は、6 億 4,390 万円となります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 86 号、「令和 6 年度湯前町一般会計補正予算（第 6 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 86 号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第 12 議案第 87 号 令和 6 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） について

議長（金子光喜君） 日程第 12、議案第 87 号、「令和 6 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第 87 号、令和 6 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 88 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ、7 億 909 万 8,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 議案第 87 号について、御説明いたします。

今回の補正は、会計年度任用職員の人件費であります。

介護保険係においては、令和6年4月の人事異動に伴い、一般職員が1名減となり、住民福祉係職員を介護保険係兼務で業務にあたっておりましたが、令和6年度と7年度の2年間、人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業の事務局を湯前町が担うこととなり、当初の見込みより事務負担が大きくなってまいりました。また、令和6年度は、介護予防事業支援にあたる会計年度任用職員を置かず、介護認定調査員の兼務としておりました、こちらにも事務負担増の影響があるため、年度途中ではありますが、会計年度任用職員を雇用するものでございます。

事項別明細書、歳出、8ページから御説明いたします。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査等費は、節1報酬、節3職員手当等、節4共済費に11月から3月までの会計年度任用職員の人件費5か月分、88万5,000円を計上しました。

財源として、同額を7ページの歳入、款7繰入金、項1一般会計繰入金に計上しました。

補正予算可決後に募集をかけまして、10月中に面接による採用試験、11月からの採用を予定しております。なお、採用後は、認定調査員の研修を受講していただき、認定調査業務と介護予防事業支援及び介護保険係事務を担っていただく予定としております。

9ページから12ページの給与費明細書については、説明を省略します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第87号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第87号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第13 議案第88号 選挙公報の発行に関する条例を廃止する条例の制定について

議長（金子光喜君） 日程第13、議案第88号、「選挙公報の発行に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第88号、選挙公報の発行に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年9月13日付湯議第309号、選挙公報の廃止に関する要望書を受け検討した結果、条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 町長からの提案理由の説明にございましたとおり、選挙公報の廃止につきましては、議会で協議されまして、その結果を要望書という形で提出いただいたところでございます。

その中身につきまして、執行部としても慎重に検討させていただき、また選挙管理委員会でも協議をされまして、インターネット選挙運動の解禁や選挙運動用ビラの配布が可能になったこと、併せまして、期日前投票の増加により、多くの方が投票された後に選挙公報が配布になることなど、選挙に関する環境も大きく変化し、選挙公報の役割も減少していることから、議会要望のとおり、本条例を廃止するものです。

2ページをご覧ください。附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号、「選挙公報の発行に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第88号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第14 発委第1号 湯前町議会基本条例の制定について

議長（金子光喜君） 日程第14、発委第1号、「湯前町議会基本条例の制定について」を議題とします。

本案は、議会改革調査特別委員長から提出されております。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会改革調査特別委員長（椎葉弘樹君） 発委第1号、湯前町議会基本条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本条例については、議会改革調査特別委員会において、議員全員で協議し、修正、検討を重ねてまいりました。

議会の基本理念及び基本方針に基づき、議会及び議員の活動原則を議会基本条例として定めることにより、議会機能を強化し、町民福祉の向上と豊かなまちづくりの発展に寄与するものであり、議員全員の了解を得ることができましたので、今回、委員会として発議するものです。

詳細は、議会事務局長に説明させます。

議会事務局長（赤池昌信君） それでは、タブレットの資料は戻っていただきまして、30の湯前町議会基本条例の制定について、というファイルをご覧いただきたいと思いません。

この説明につきましては、条文を逐一詳細に説明いたしますと大変時間を要しますこと、また、本条例につきましては、議員の皆様において、特別委員会において、十分議論を尽くしておられ、条例について熟知されていると思いますので、章ごとの概要のみの説明とさせていただきます。まず1ページをご覧ください。

第1章、総則として第1条から第4条まで、この条例の目的、基本理念、基本方針を定めております。

2ページをご覧ください。

第2章、活動原則としまして、第5条から第13条まで、4ページをご覧ください。第3章、町民と議会の関係として、第14条から16条まで、町民参加の機会の充実、議会広報、個人情報保護について規定しております。

5ページをご覧ください。

第4章、町長等と議会の関係として、第17条から第23条まで、政策形成過程等の把握、質疑や一般質問などについての規定となります。

7ページをご覧ください。

第5章、議会の機能強化として、第24条から、第33条まで、ICTの利活用、議員間討議、事務局の体制整備について規定しております。

8ページ、第6章を補足として、第34条に、この条例の施行の状況について検討し、改正を含めて、必要な措置を講じることとしております。

同じく 8 ページ、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。また、次に掲げる条例は廃止するとして、以下の既存の 4 つの条例を廃止いたします。

これは今回、それぞれ個別にあります条例の内容を、この基本条例に盛り込みましたので、それぞれ廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第 1 号、「湯前町議会基本条例の制定について」を採決します。

議会改革調査特別委員長から提出された条例案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、発委第 1 号、「湯前町議会基本条例の制定について」は原案のとおり可決しました。

日程第 15 発委第 2 号 湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第 15、発委第 2 号、「湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、議会改革調査特別委員長から提出されております。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会改革調査特別委員長（椎葉弘樹君） 発委第 2 号、湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

本条例については、議会改革調査特別委員会において、議員全員で協議し、検討を重ねてまいりました。

町の一般事務を幅広く視点を変えて調査を行うため、委員の任期を 2 年とするものであり、議員全員の了解を得ることができましたので、今回、委員会として発委するものです。

詳細は、議会事務局長に説明させます。

議会事務局長（赤池昌信君） それでは、湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

3ページをお開きください。新旧対照表にて御説明をいたします。

右が改正前、左が改正後となります。

まず第3条、常任委員の任期についてでございます。改正前、常任委員の任期は、議員の任期とするとあるのを、常任委員の任期は2年とするとしまして、委員の任期半ばで委員会の構成を変えることが可能となります。

次に、第4条以下を1条ずつ繰り下げ、第3条の後に常任委員の任期の起算について、第4条を新設し、任期の起算を選任の日からとし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われた場合、その委員の任期は、前任の委員の任期満了の翌日から起算するとしております。

次に、改正前の第4条、議会運営委員会の設置に関し、前条の規定を準用するとあるのを、改正後は、前2条の規定を準用と、任期の起算についても常任委員と同様とするものでございます。

次に、改正前第6条第2項、常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。を削除しております。これにつきましては、委員会条例の標準条例が変更されたため、併せて、削除するものでございます。

次に、改正後、第7条第4項を追加し、任期満了による後任者の選任について、その任期満了前60日以内に行うことができるとしております。

2ページに戻っていただきたいと思えます。

附則についてでございます。

この条例は、公布の日から施行するとしております。また、改正後の第3条の規定、これは委員の任期を2年とするものでございますが、この条例施行日以降、初めてその期日に告示される一般選挙から適用し、当該選挙前にあたってはなお従前の例によるとしております。本年11月に任期満了に伴います、議員選挙が予定されておりますので、それ以降から委員の任期が2年とするということとしてしております。

以上説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第2号、「湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

議会改革調査特別委員長から提出された条例案のとおり、決定することに賛成の方は

起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、発委第2号、「湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決しました。

日程第16 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会改革調査特別委員会）

議長（金子光喜君） 日程第16、「委員会報告」

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛に提出されております。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、広報常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会改革調査特別委員会に付託された調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

本件について、委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長（椎葉弘樹君） 議会改革調査特別委員会の最終報告を行います。湯前町の議会改革調査特別委員会は、今回が3回目の設置となりました。

本委員会の歩みとしては、第1次が平成28年12月から、第2次が平成31年1月、そして、第3次が令和3年6月から、延べ8年にわたり調査を継続しているところです。

第3次の委員会は、令和6年7月29日までに31回開催し、18の検討項目に関する結果を出しました。

議会運営においては、議員定数や広報常任委員会の設置、常任委員会任期2年制、議員間討議、挨拶状の禁止などの調査を行いました。また、議会基本条例や選挙公営制度、個人情報保護、会議への通信機器の持ち込み、兼業禁止の緩和など、新たに3つの条例、2つの規則、1つの規程を策定しました。

最も時間をかけたのが、議員定数の削減に関する調査で計7回の委員会を開催しています。この協議では、必要な議員定数や住民の負託、委員会傍聴による合意形成過程の可視化など、議会制民主主義の本質について再確認する良い機会となりました。また、議会基本条例は、平成29年5月に行われた、椎葉村・西米良村への先進地視察研修を経て、第2次の委員会を基にした、長期に亘る調査を行ったところです。

最後に、議会改革は、議会基本条例の中で、継続的に取り組んでいくことを定めており、湯前町議会の最高規範となるこの条例を見直しながら、議会の改革と活性化の歩みを継続していくことを全議員で確認して本委員会の最終報告といたします。

関係各位のご協力に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長（金子光喜君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、議会改革調査特別委員会の報告を終わります。

- - - - -

日程第17 議員派遣について

議長（金子光喜君） 日程第17、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

- - - - -

日程第18 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第18、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第19、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第20、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（金子光喜君） これで、令和6年第6回湯前町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時10分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員

